

41  
98<sub>1</sub>

補增  
本居宣長全集二



始



1-3592

<

4  
~~2103~~ 918  
M088



# 古事記傳

贈從三位本居宣長著

正三位本居豐顥校訂

神代之部  
神武天皇

大正  
15. 6. 29  
内交

古事記傳十一之卷

本居宣長謹撰

神代九之卷



此八千矛神將婚高志國之沼河比賣幸行之時到其沼河比賣  
 之家歌曰夜知富許能迦微能美許登波夜斯麻久爾都麻麻岐  
 迦泥早登富登富斯故志能久邇邇佐加志賣遠阿理登岐加志  
 豆久波志賣遠阿理登伎許志豆佐用婆比爾阿理多多斯用婆  
 比邇阿理加用婆勢多知賀遠母伊麻陀登加受豆淤須比遠母  
 伊麻陀登加泥婆遠登賣能那須夜伊多斗遠淤曾夫良比和何  
 多多勢禮婆比許豆良比和何多多勢禮婆阿遠夜麻邇奴延波  
 那伎佐怒都登理岐藝斯波登與牟爾波都登理迦祁波那久宇

○古事記傳十一

五二三

禮多久母那久那留登理加許能登理母宇知夜米許世泥伊斯  
多布夜阿麻波勢豆加比許登能加多理其登母許遠婆。

始の此字、舊印本には無し、其もわるからず、○八千矛神、此神の事を記せる、前後何の段にも首には、大國主神  
こあるを、此段のみ八千矛神記せるは、三首の哥の首にある御名なればなるべし、○高志國は、越國なり、【出  
雲國神門郡なる古志には非ず、】後に、越前加賀能登越中越後なき、分れつれども、歌なきにはなほ、なべ  
て越よむなり、さて此國名は、越後國に古志郡あれば、【他の例によるに、】其より出たるにや、名義は知りがた  
し、【山を越て行國なる故の名云は、ひがこなり、若然らば、古延こ云べけれ、凡て自越るをば、古延ここ  
いへ、古志は令物、越を云なれば、我し物との異あり、今世に我かこに、山川を古須云は誤なり、古さるこ  
なし、又書紀神代卷に、八島の一を越洲あるを、或説に、蝦夷地を云こいひ、越國は、其へ往來ふ道なる故の名  
こ云も、いたく強説なり、】○沼河比賣は、式に越後國野城郡に、奴奈川神社、【こは地名なれば、此比賣神を祭  
れるか他神かは知がたし、次に大神社云もあり、】和名抄に、同郡沼川、【奴乃加波】郷あり、此地名なり、然れば  
此も、奴奈加波訓べし、【那を讀附るは、之の意なればなり、そは右の和名抄にしてるべし、凡て能を那云る例多  
し、】綏靖天皇の御名の沼河も、書紀には淳名川と作るにて、思ひ定めてよ、なほ沼河のこは彼處【傳二十の三十六  
葉】に云べし、さて此御名は、上の稻羽之八上比賣と同例なり、出雲風土記に、島根郡美保郷、所造天下大神  
命、娶高志國坐意支都久辰爲命、子俣都久辰爲命、子奴奈宜置波比賣命、而令産神、御穗須  
須美命、是神坐矣、故云美保、【辰爲二字は誤寫なるべし、又宜置のうち一字は衍にて、賀字の誤ならむ、】○

將婚は、用婆比爾訓べし、此言即御歌に出たり、○幸行は伊傳麻志と訓べし、【下の志は辭なり、】行賜を云古言  
なり、書紀天智卷、童謡に、伊提麻志見え、万葉八下、に、伊而麻左自常屋なきあり、又書紀神代卷に遊幸、崇神、  
卷に幸行、また所に依て來、字臨、字なきをも、然訓り、【行のみならず、來をも云は、今の俗語に、行をも來をも、  
御出なさるこ云と同じ、○万葉に、行幸を書るを、みな美由伎訓るは、古言をしらぬひがこなり、何れも伊傳麻志  
と訓てこそ宜しけれ、四卷に、君之御幸乎あるのみぞ、然は訓がたきを、こは御事の誤なりと、師の云れし、信に  
然らざれば通ぬ哥なり、】こは天皇に限らず、尊みては誰上にも云るこなり、【然るを何にも幸字を書るは、天皇の  
出坐に書なれたる字を、他にも借たるなり、凡て古は、文字にか、はらざりしこ、是にて知べし、又常には行幸  
と書るを、此記には、凡て幸行のみ書り、是古の例なるにや、右に引る書紀崇神卷、又万葉三卷なきにも、然書り、】  
○歌日は宇多比賜波久訓べし、○夜知富許能、此御名前に出たり、○迦微能美許登は、神命にて尊稱なり、万葉三  
卷に、天原從生來神之命、五下、に、多良志比時可尾能彌許等、六下、に、吾皇神乃命、十九下、に、和多都  
民能可味能美許等なきあり、凡て上代には、父命母命、姉妹命、命なきも云つ、されき自詔へるはめづらし、○夜斯麻  
久爾は八島國にて、八島國の中に云意なり、○都麻岐岐迦泥豆、都麻岐は覺なり、書紀神代下卷に、覺國  
此云矩貳磨儀、白禰原宮、天皇御歌に、延衰斯麻加牟あるも、將覺なり、【宇治拾遺物語に、人の妻まく者  
あり云り、中昔までも云る言見ゆ、】万葉七下、に、過往人爾往卷目八方、なきも見ゆ、迦泥は、万葉に多く不得  
書り、さて書紀繼躰卷、勾大兄皇子、親聘春日皇女云々の御哥、此こいこよく似たり、考へ合すべし、  
彼は、此哥の首二句は無くて、首に右の二句あり、○登富登富斯は【諸本に、登々富々斯あるは、古への書さま  
なり、此事傳四卷にいへり、】遠々しなり、【此言、古書にも中昔の書にも、他にはをさく見えずして、返りて今、

世には常いふ言なり。【出雲より遠きをいふ、【源氏物語總角卷に、うたてまほくしくのみもてなさせたまへば云々、こはうきくしきをいへるなり、】○佐加志賣は賢き女なり、【但つねに云賢女の意には非ず、智深くかしこきなり、又女のさかしき云は、常には、さかしらだちて悪き方に多く云めれき、此はさにあらず、た愚なる反にて、ほめた言なり、】書紀仁徳卷に、賢此云左河之崇神卷に、微智、土左日記に、こころ人々のもありけれき、さかしきもなかるべし、【これは哥のよきを云り、】○阿理登岐加志氏は、有聞而を延たる、例の古言なり、○久波志賣は、麗女云むが如し、【師、説に、字流波志は、字良久波志の約りたる言なりあり、】万葉十三に、鮎奈令昨麗妹爾、もつげよめり、又古書にも、細字をも久波志と訓り、水垣宮段に、目微比賣云人、名もあり、○伎許志豆も、上の岐加志豆と同じ、【契冲云、伎加志豆と伎許志豆、同詞なれきも、古かく重て云ききは、少し詞を換たり、下に、さよばひこいひ、よばひ云るもおなじ、】聞食きかしめす、通はし云が如し、【又人の我に言こいふこころをも、伎許須云り、そは次の沼河比賣の哥に見ゆ、】右六句、彼繼勢卷、御哥には、播履比能、智須我能俱備々、俱婆繩謎鳴、阿喇等根々底、與盧志誅鳴、阿喇等根々底あり、○佐用婆比爾、佐は真に通ふ辭なり、用婆比は、万葉に結婚し書り、靈異記には、伉儷與波不こもあり、言の意は、呼より出たるらむ、今世の語に、婦をよぶ云も此なり、【竹取物語に、やみの夜にも、こ、かしこより、垣間見まきひあり、さる時よりなむ、よばひこは云ける云るは、故に興に作りて云るなり、万葉十三に、夜延爲書るも、正字にはあらず、さて又大和物語に、故式部卿宮を、桂のみにせちによばひ賜ひけれき、おはし坐さざりけりこあるは、女の方よりよばふ云り、】○阿理多々斯は在立なり、こは即次に、和何多々勢禮婆ある事なり、【加用波勢より前にあれば、己命の家より、發出たまふを云か、こも思はるれど、さにはあらず、】万葉一に、埴安乃埴上爾在立之、十三に、島之埴邪伎安利立有花橘乎なごあり、○阿理加

用婆勢は在通なり、二の阿理は、万葉に有通【卷々に多し、其中に蟻通書る處あるによりて、蟻のこころを云説は、ひがここなり、】有待【七卷十卷】有雙爲【十三の卷】有々て、なき云る有にて、然而在然而不被在、云々而在なき、常に云言なれきも、在云々、上に置こは、後世の語に無故に、耳遠く聞ゆめり、さて此句は、上に許曾云辭もなく、又仰る言にも非ぬに、下を勢第四音以絶れるは、古の長哥の中にある、一、格なり、【勢下に婆字の脱たるかこ、師のいはれつるはあらず、】万葉二に、天傳入日刺奴禮云々、又引放箭繁計久大雪乃亂而來禮云々、三に、久堅乃天所奴禮云々、五に、周具斯野利都禮云々、又靈尅伊乃知多延奴禮云々、これら皆然なり、何も上より云つげ來つる言を、しばらく絶て、事の轉る際にあるこころ、みな同じ、披き見て考合すべし、【万葉五に好去好來哥に、唐能遠境爾都加播佐禮麻加利伊麻勢云々、この勢も同格なり、】○多知賀遠母は、大刀之緒もなり、【能こいはで賀云るは、古か、る物にも例多し、万葉廿に、非毛我乎こもよめり、紐之緒なり、】緒は身に着佩料なり、其さまは、大神宮式神寶に、玉繩横刀一柄、【柄長七寸、鞘長三尺六寸、】柄頭横着銅塗金長三寸八分、頭頂着金銀一勾、着五色組長一丈、阿志須惠組四尺、柄着金長二尺、【着鈴八口琥碧、玉二枚、】金、鮎形一雙、著緒、紫組長六尺、また須我流横刀云々、雜作横刀二十柄云々、阿志須惠、着緋、紺、絹、緒、長九尺、【廣二寸五分、】こあるにて知れし、拾遺集神樂歌に、石上ふるや壯夫の大刀もがな、組緒垂て宮路通はむ、又物名にをがはの橋をよめる歌、筑紫より此まで來れきつこもなし、大刀の緒革の端のみぞある、貞觀十六年、檢非違使の請に依て、横刀之緒、五位已上、同、唐組、六位已下、並用綺新羅組等、こ定られしこ、三代實錄に見ゆ、【承和元年、制囚獄司、物部刀緒、用胡桃染、こいふこも續後紀に見ゆ、】○伊麻陀登加受而は未解而なり、万葉十二に、他國爾結婚爾行而、大刀之緒未解者、左夜曾明家流、こは此哥の意を約めてよ

める歌なり、○淚須比遠母は、中卷美夜受比賣哥に、和賀祓勢流、意須比能須蘇爾云々、下卷女鳥王哥に、波夜夫佐和氣能、美淚須比智泥、万葉三昇大伴、坂上郎女祭神哥に、十六自物膝折伏、手弱女之押日取懸云々、外宮儀式帳に、大物忌无位神主岡成女云々、着明衣木綿手次前垂懸氏、天押日蒙氏、洗手不干之氏、二所大神乃朝、大御饌夕、大御饌乎、日別齋敬仕奉【此に准ておもへば、出雲國造神賀の、天乃美賀秘冠利天もあるも、意須秘を誤れるには非ぬにや、こはここのついでに驚しおくなり】なき見え、大神宮式御裝束の中に、帛、意須比八條、【長二丈五尺廣二幅】見え、度會宮のには、帛絹、忍比四條【各長二丈五尺】もあり、【儀式帳には、絹を繩、條を具之作、又廣隨幅、さあり、正中御傍記には、綾、忍比三云、弘一幅さあり】、是れを以て思ひ、此の名は意曾比と通ひて、襲履を約めたるなり、【師は、おし帯を約めたるなりとて、比を濁して訓れつ、されこそは、右に引、書きもの趣にかなはず、まづ右の式に、長二丈五尺廣二幅さあるも、帯の類さは聞えず、同御裝束に、御帶は長七尺廣一寸八分さあるも、大く異なればなり、又美夜受比賣哥に、須蘇よみ、儀式帳に、蒙云々なるも、帯の類に非るこころし、又此記に三所に出たる、みな清音の比字を書れば、濁るべき由もなし】さて其狀は、一幅にまれ二幅にまれ、幅の隨にいさ長き物なるを、後世の婦人の被衣なきの如く、頭より被て、衣の上を掩ひ、下は襦まで垂るこ見ゆ、【其着るさまをこゝろみに云ば、中英の處を頭に當て蒙り、左右へ下して、帯のあたりにて遺違へて、腰にまこひ、前へ回して、結ひて、端は襦へ垂る、なるべし、其委きこは知りがたけれご、右に引る古書きもの趣を合考へて、大概はしらる】さて其は、上代に、男女共に、人に誰ぞ知れじご、而貌を隠す料の服見えたり、【今此も妻問の時なれば、御貌を人に隠びたまふとて、着たまへるなるべく、又彼女鳥王の、準別王のために織たまふも、已命のがり隠し通ひたまはむ料さ見ゆ、さて女は、常にも人に見ゆるこを耻て、貌を隠す物にしあれば、いつこても着

たるべし、然るを奈良の頃なきになりては、男の着るこは既に絶て、女の古への禮服の如くなりて、神を祭るこなきにのみ、着けるなるべし、右の如くなれば、是れを有識家にて、かくし絹名くご、或物に見えたるは、古の意によくかなへる名なりかし、○倭姫命世記に、意須比飯高國さあるは、食器に物を盛を、余曾布ごも意曾布ごも云、その言にて、意曾比たる飯高しご云意の、枕詞なれば、此ごは異なり、されご言の意は、本は一ごにおつめり、此意須比を儀式帳には、忍ごあるは、比字の後に脱たるなるべし、強てよまば、忍一字をもオスヒご訓べし、○此の淚字を、舊印本に遊ご作るに就て、契沖の結緒もなりご云るは、非なり、遊は誤寫なり、此記に此字をかなに用いたる例なし、○伊麻陀登加泥婆ごは、結び固めたる處【かの腰より前へ回して、結へる處なるべし、たごひ然せずごも、必結びて固むる所はありぬべし】を未解ぬ間にごなり、泥婆は奴爾ご云意なり、此例古哥には多し、一ご一ご擧げば、天智紀童謡に、おみこのこの、やへのひもこく、ひこへだに、伊麻陀藤柯爾波、みこのひもこく、此ごもいまだごかぬにの意なり、万葉一哥に、嘆毛未過爾憶毛未盡者、【此泥婆、即上の奴爾ご同意なるごあらはなり】、四哥に、奉見而未時大爾不更者、如年月所念君、八哥に、秋立而幾日毛不有者、此宿流朝開之風者手本寒母、十哥に、一年週七夕耳相人之、戀毛不過者夜深往久毛、又一哥、天河足沾渡、君之手毛未枕者、夜之深夫良久、この餘にも多かり、【古今集七夕の哥なきにもあり】さて此處にて語を絶て、次句には連げず、下の阿遠夜麻爾云々の處に係て心得べし、○遠登賣能は處女之にて、沼河比賣を云るなり、○那須夜伊多斗遠は、鳴す板戸をなり、那須は令鳴にて、即ち戸を閉すごを然言りこ聞ゆ、其は古への戸は、多く開き戸にて、閉閉するに音ある故なるべし、源氏物語空蟬巻に、此御かうしはさしてむごて、ならずなり【或抄に、ならずはかうしをおろす音なり】ごもあるも、閉ごをならずご云りご聞ゆ、万葉五歌に、遠等咩良何、佐那周伊多斗乎、意斯比良伎ごあるは、即此の哥詞を取てよめりご見ゆるに、佐那須ご改たるは、佐は例の眞

に通ふ辭なり、さて此は、今附を云にはあらず、閉たる戸云意なり、夜は辭なり、○淚曾夫良比は押なり、夫良比は、万葉十四<sub>ニ</sub>に、多禮曾許能屋能戸於曾夫流、さある夫流云同きを、延て云るなり、【契沖の、押振なり云云るは非なり、夫良比は振のこ、ろにはあらず】○和何多勢禮婆は、吾立有者なり、【多豆禮を延て、多々勢禮云は、立を多須云格ぞ】○比許豆良比は引なり、万葉十三<sub>ニ</sub>に、曾朋舟爾綱取繫引豆良比云々、日豆良比云々、【文選西京賦に、擊攫をヒコヅラヒミ訓り】さあり、さて押引を、如此夫良比豆良比添て云るは、た閉る戸を押し引み、かにかくにして、強に開むし賜ふさまなり、【師は、ぶらひづらひを、わづらひなりといはれしかき、わろし】今世、言にも、引を引豆流云、豆良比は即豆理を延たるなり、又源氏物語若菜、上に、【猫のここ】綱い長く付たりけるを云々、逃むこひこじろふほきに、夕霧に、惜みがほにもひこじろひ賜はねば、なごも見ゆ、さて彼、書紀繼躰、卷、御哥には、佐用婆比爾云より八句は無て、【彼は此、間に言足はぬこ、ちす】養紀佐俱、避能伊陀岡鳴、飯斯思羅根有りて、其次十三句は、此次の沼河比賣の哥の、多久豆怒能云々の十句に似て、其次に又、此哥に似たる詞ありて結のたり、○阿遠夜麻邏は於青山なり、青く見ゆる物なる故に、た山をかく云なり、○奴延波那伎は鶯者鳴なり、和名抄に、唐韻云、鶯、怪鳥也、漢語抄云沼江あり、字鏡には、鶴また鶯を、奴江あり、師云、此二句は、物思すをりしも、此が鳴聲をき、て、いよ、憂ひたまふ意なり云れつ、なほ此鳥のここ、彼、冠辭考に、委く見ゆ、○佐怒登理、岐藝斯波登與牟は、野鳥雉者響なり、冠辭考に、雉は野にすむ故に、野つ鳥云詞を冠しむさあり、佐は眞なり、万葉十六<sub>ニ</sub>に、狹野津鳥このみ云るも、雉なり、登與牟は、た鳴聲の聞ゆるを云、万葉なきに、鳥獸の聲にも何の音にも、多くよめり、動、字響、字なきを書り、皇極紀、諸哥に、阿婆努能根々始、騰余謀作儒さあり、さて雉は、和名抄には、木々須一云木之こあれき、古くはみな伎藝斯云り、万葉十四<sub>ニ</sub>にも、吉藝志さあり、【他、卷に雉さあるも、

皆如此訓べきを、今、木にキ、ス訓るは、古、を知らぬ誤なり、】○爾波都登理、迦那波那久は、【下の波、字、諸本みな婆さあり、今は眞福寺本に依れり、】庭鳥鷄者鳴なり、此鳥の本、名は迦那なるを、人家の庭に住む故に、庭つ鳥云枕詞に云るこ、野鳥同、然るを後には、庭鳥のみ呼て、迦那てふ名は失ぬ、【契沖云、迦那を家鷄の字音と思ふは誤なり、】なほ此鳥のここも、冠辭考家つ鳥の條に委く見ゆ、万葉七<sub>ニ</sub>に、庭津鳥可鷄乃垂尾乃云々、さて此二<sub>ノ</sub>鳥の鳴、ここをよみ賜ふは、夜の明るを歎き賜ふなり、万葉三<sub>ニ</sub>に、何時鴨此夜乃將明跡待從爾、寢乃不勝宿者、瀧上乃淺野之雉、開去歲立動良之、これも雉の鳴を、夜の明る、ここに云り、【奴延の鳴をよみ賜ふは、夜の明るよしには非ず、彼はむねさ夜鳴物なり云なればなり、然れば彼は、師の説の如く、物思のものよほしこなるよしなり、さればこそ、雉さ鷄こには、登與牟那久云るに、彼、鷄のみは、那久こいはで、那伎云る、言の用格を變たるも、意の異なればなるべし、】十三<sub>ニ</sub>に、隱口乃泊瀬乃爾、左結婚丹吾來者、棚雲利雪者零來奴、左雲理雨者落來、野鳥雉動、家鳥可鷄毛鳴、左夜者明此夜者旭奴、入而且將眠、此戸開爲、こは此哥に依りてよめり聞ゆ、【右の答、哥も、今の沼河比賣の御答にせむに、いこ似つかはしく、あはれなる哥なり、其、哥は下にひけり、】さて彼、繼躰、卷、御歌は、彼、十三句の次に、備播都等喇、柯稽播儺俱儺梨、奴都等喇、枳蟻矢播等余武、婆絶稽炬誤、伊麻娜以幡播底、阿開備儺梨倭曠慕、こ結めたり、さて上の涙須比遠母伊麻陀登加泥婆云處を、佐奴都登理云々へつゞけて心得べし、【語の勢は阿遠夜麻爾云處へ係れり、されき意は、さ野鳥云々へ係れり、】其故は、板戸を押し引づり、かにかくして、時選て、得人らぬほきに、大刀緒淚須比なきをも、いまだ解ぬ間に、早夜の明つるは、こいふ意なればなり、上に引る万葉十二<sub>ニ</sub>卷の哥【大刀が緒も未解ねば、さ夜ぞあける、】は、此意を得て取れる物ぞ、○宇禮多久母は、書紀神武、卷に、慨哉此云于黎多棄伽夜さ見え、万葉八<sub>ニ</sub>に、百枝刺於布流橋云々、落許須奈由米登三管、幾許吾守物乎、宇禮

多伎也志許霍公鳥、曉之裏悲爾、雖追雖追尙來鳴而、徒地爾令散者云々、十下、に、慨哉四空霍公鳥云々、【此を今、本に、ヨシエヤシユクホト、ギスミ調るは、甚く誤なり】神樂哥に、きりくすのねたさうれたさや云々なごあり、中昔の物語書なごにも、多くある詞なり、○那久那留登理加、こは上の三鳥を總ていふ、加は後世に加那云意なり、○許能登理母、母は助辭なり、此鳥等余云むがごしし、○宇知夜米許世泥、宇知は打なり、【こは例の輕く添へ云、辭にはあらず、實に打を云り】夜米は、令病を約めたるにて、打て惱し苦めむ云なり、【凡て麻世を約めて、米云言の格多し、止も令止なり、進も令進なり、浮も令浮なり、屈も令屈なり、染も令染なり、これらを以て心得よ】鳴こを止しめむ云には非ず、皇極紀、哥に、騰舉預能柯微乎、宇智岐多麻須母ある類なり、又伊勢物語に、夜も明ば狐に令食なで、くだ鶏のまだきに鳴きてせなを遣つる【はのは令食を約たる言なり】、云哥は、凡ての條も意も、全此に似たり、許世泥は、乞望意の辭にて、古哥に多し、まづ万葉四下、に、夢爾見乞、又五下、に、宇米我波奈知良須阿利許曾、七下、に、吾耳見乞、十下、に、於妹告社なご、なほ多く有る許曾同くて、又二下、に、不通事無有巨勢濃香毛、四下、に、百夜乃長有與宿鴨、十下、に、續巨勢奴鴨なごもよみ、又十一下、に、戀爲道相與勿湯目、又下、有超名湯目なごもよみて、許曾許須許世皆一辭の轉れるなり、かくて泥も又乞望辭にて、下卷女鳥王御哥に、佐邪岐登良佐泥、万葉一七に、名告沙根、又下、草乎茹核なご、なほ多し、又万葉九下、に、妻依來西尼、十四下、に、都麻余之許西爾なごあるは、此に全同じ、○伊斯多布夜、こは如何なる詞も、未思得ず、若しくはさいばらに、於氣夜曾余夜那余夜、又良伊志那夜佐伊志那夜、【山城眞金吹なごにあり】遠志登牟登牟志登牟登【葛城】登宇登宇、【總角】なごある類にて、歌ふ調に添たる辭にて、意は無きにや、【今一考あり、下に云べし、契沖の、石飛哉にて、飛磔のこごか云るは、あたらず、】さて此より下五句は、此、次の哥にも同くあり、又其終三句は、其、次

次の歌にも二所、下卷朝倉宮段の哥等にも見えて、【書紀万葉の歌には、一つもなし、】みな其哥の意にはか、はらず、た、一首の結に添へていへる語なり、○阿麻波勢豆加比は、天馳使ミ間の、下卷輕太子の御哥に、天飛鳥も使ぞ、鶴が音の聞えむ時は、我名問さね、さあるを思ふべし、其に付て思ふに、上句は、伊曾伎飛や云にや、いそぎを約めて伊斯云か、又輕太子の御哥に、阿麻陀牟さあるも、天飛なれば、多布もいひつべし、然れば此、二句は、遙に隔れる道の間をも、言通はす使を、虚空飛鳥に譬へていへるにや、○許登能は事之にて、三言二句なり、【次の言に連けて、一句はすべからず、凡て哥の句は、五言十言に定まれる物なるを、其、五言なるべきを、四言三言にいひ、七言なるべきを、六言に云るなごは、上代の哥にはいご多かり、されども五言を六言にいひ、十言を八言九言なごに云る例は、をさく、無きこごなり、但し後世にはゆる文字餘云例は、上代の哥にも多し、こは別に定れる格ありて、典通きこごには非るを、古學する人も、今風をよむ哥人も、共に此格をしらず、其、さだまれる格は、己考へ出せるこごあり、別にしるせり】、○加多理其登母【六言一句】語言にて、母は余云むがごしし、【凡て古歌には、母てふ助辭多し、其が中に、後世の格は、異なるがまたあるなり、○許遠婆は【三言一句】是をばにて、即ち此、妻問の事を云なり、か、れば此、結の五句は、彼、言通使の如く、此歌の傳はり往て、今此、事は、遙き後世までも、故事の語言にぞ爲なむ、云ほごの意なるべし、

爾其沼河日賣未開戸自内歌日夜知富許能迦微能美許等怒  
 延久佐能賣邇志阿禮婆和何許許呂宇良須能登理叙伊麻許  
 曾婆知杼理邇阿良米能知波那杼理爾阿良牟遠伊能知波那



志勢多麻比曾。伊斯多布夜阿麻波世豆迦比許登能加多理基登母許遠婆。

未開戸は、伊麻陀斗袁比良加受氏に訓べし、【阿氣受氏に訓はわろし、】古言を驗るに、必ス戸は比良久云り、○怒延久佐能は、【怒字、一本には奴にあり、】賣云むての枕詞にて、其説は冠辭考に見ゆ、又或人は、草の芽云意につづく云り、此も惡からず、【此説に依るまきは、怒延云に、させる意はなく、只草云も同く見べし、草は何もしなひ靡く程なるゆゑに、怒延草は、只なべての草のこを云べし、藤を藤靡云が如し、又師説によらば、只草云にはあらで、怒延に用あるなり、】○賣運志阿禮婆、賣は女、志は助辭にて、女運あればなり、さて其、運阿を切れば、那なれば、女なれば云こぞ、【凡て那理那留那禮といふ辭は、爾阿理爾阿留爾阿禮を約めたるものぞ、】○和何許々呂は吾心なり、○宇良須能登理叙は、浦渚之鳥ぞなり、万葉六評に、浦渚爾波十鳥妻呼、【浦を、今、本に納こかけるは誤なり、】こよめる類を云、又七評に、圓方之湊之渚鳥、浪立已、妻唱立而、邊近着毛、十一評に、大海之荒磯之渚鳥、十五評に、武庫之浦之伊里江能渚鳥、十七評に、美奈刀能須登利、又評美奈刀爾波之良奈美多可彌、都麻欲夫等須騰理波佐和久、これらの渚鳥は、一の鳥名の如くも聞れき、【みまのこなりこいふは、推當の説なるべし、】今此の歌、詞に照して見れば、たゞ洲に在る鳥なるべし、万葉十四評に、波麻渚村里もよめり、さて是まで四句の意は、我丈夫なりせば、如此も有まじきを、女このこなれば、浦渚に立騒ぐ鳥の如く、心の左右に騒ぎて、平和からぬ云なり、【右に引る哥ももの如く、妻呼意もあるか、】其心のほきは、上に引る万葉十三評の哥の、女答、哥に、隱口乃長谷小國夜延爲、吾大皇守與奥床仁母者睡有、外床丹父者寢有、起立者母可知、出行者父可知、野于玉

之夜者旭去奴、幾許雲不念如隱、麴香間、これに准へて推度るべし、【或説に、浦洲を心安云によせたり云は、大非なり、】○伊麻許曾婆、知杼理運阿良米、【知字、諸本に和あり、其に付て、次の那杼理の那は汝、これはそれに對へて、吾なるべし、】初には思ひしかきも、さては凡ての意解べき由なし、且一の杼字の、濁音なるもかなはず、故今は延佳本に従ひて、知杼理に定めつ、契沖云、和杼理は吾鳥にて、わきりにあらめは、吾身を吾物とする意なり云るは、聞えず、【千鳥は、書紀瓊々杵尊の大御哥にも、播磨都智耐理こよみ賜ひ、日代宮、段、哥にも見えて、古哥に常多くよめる鳥なり、】然るを字鏡にも和名抄にも、此鳥の見えぬはいふかし、さて此は、上の浦渚の鳥ぞを承たるなれば、今こそは浦渚鳥ならめ云意なるを、歌の調べきは云難き故に、言をかへて千鳥は云り、此鳥即浦渚に在りて騒ぐ鳥なること、右に引る万葉六評の哥の如くなればなり、○能知波は後者にて、三言一句なり、○那杼理は平和なり、今、世の言に、物の平和なることを、那杼夜加も那杼理も云是なり、其、那杼は能杼も通ひて、能杼加も云も同じことぞ、【万葉十三に、吹風母和者不吹、】さて歌は調へを旨とする物なる故に、上の知杼理に對へて、那杼理を疊たるものなり、【契沖が、汝鳥にあらめにて、汝の妻となりて、從はむ云意なりこいへるは、非なり、】か、れば此、四句の意は、今こそ逢がたくて、如此浦洲の千鳥の如く、心の騒ぐも、後には必逢見て、心の平和べきを云なり、【下文に、其、夜者不合こあれば、逢がたき由ありけむ故に、かにかく心のさわしなり、さて次に、明日、夜爲御合こある、】これ後には平和にあらむ云にあたり、【次の哥即、後には平和にあらむ状をよめり、○伊能知波、那志勢多麻比曾は、命者與死賜ひそなり、志勢は令死を約めたる言なり、中卷水垣宮、段の哥に、奴須美斯勢牟登云々もあるも、竊將令死にて、ひそかに殺さむ云こなり、書紀垂仁、卷なきに、弑をシセマツルに訓るも、是なり、【弑又死字、音こなおもひまがへそ、】但今此は、殺す意には非ず、自死るを云なれき、古言には、立を多々須、行を由

加須なき云例にて、令死は云り、【さて命死ぬ云は、何かや聞つかぬこちすめれき、書紀雄略卷、哥にも、伊能致志儼磨志見え、万葉集にもこ、かしこに例あり、】さてかく歌へる意二に聞ゆ、一には、後には必見べきはきに、其時まで死なす長らへて、待たまへ云なり、二には、今夜逢見ぬこを深く恨みて、續死たまふ云なり、【初の意に見るこきは、後云こを、程遠く取なり、又後の意なれば、明日夜のこを、能知波こいへるなり、】次、哥又明日、夜爲御合こあるを以見れば、後意なるべし、○凡て記中の歌きもに、延佳が附たる傍、註なきは、古の意言をしらぬものなれば、論ふにも足らぬこがちなりかし、○伊勢多布夜云々許遠婆、師云、此まで一首見えたり云れき、今思ふに、こは本より次の二一哥として記せるには非ず、二首を連て記せるが、後に二一哥のこく見ゆるなり、【此記に、倭建命の御哥三首なるを、書紀には、一首のこくくに記せる例もあり、】

阿遠夜麻邇比賀迦久良婆奴婆多麻能用波伊傳那牟阿佐比能惠美佐迦延岐豆多久豆怒能斯路岐多陀牟岐阿和由岐能和加夜流牟泥遠曾陀多岐多多岐麻那賀理麻多麻傳多麻傳佐斯麻岐毛那賀爾伊波那佐牟遠阿夜爾那古斐岐許志夜知富許能迦微能美許登許登能迦多理基登母許遠婆故其夜者不合而明日夜爲御合也。

首二句は、於青山一日之隱者にて、日の暮るを云なり、迦久禮婆云べきを、迦久良婆云は、古言の一ツ格なり、下卷近飛鳥朝大御哥に、美夜麻賀久理豆もあるも同じ、【此格は、加久良牟加久理加久流活用なり、】陰陽式體、祭文に、留里加久良波もあるも、古言に依れるなり、○奴婆多麻能は、夜云むての枕言にて、冠辭考に委く見ゆ、但し其説に此を、野眞玉なりあるはいかゞ、【或説に縫葉玉云、又奴は黒を云て、黒羽玉なりなき云は、みな悪し】こは或人の説に、鳥扇の葉は、羽に似たる故に、此草を野羽名け、其實を野羽玉は云なり、云るぞ宜き、【信に鳥扇こいひ、又今俗に檜扇云も、葉の羽に似たる由なり、】○用波伊傳那牟は、夜者將出なり、こは関より起出で、戸を開きて入奉む云意にて、出なむこは云なり、出外にて會む云には非ず、○阿佐比能は朝日之にて、次、句を云むての枕詞なり、○惠美佐迦延岐豆は、【迦字、一本には加こあり、】咲榮來而なり、源氏物語末摘花卷に、老人さもゑみさかえて見奉る、明石卷に、見奉るより老も忘れ、輪延る心ちして、咲榮て云々、總角卷に、女ばら日來打つぶやきつるなごりなく、咲榮えつ、御座引つくろひなきす、なき見えたり、竹取物語には、わらひさかえてこもあり、人の喜び咲は、顔の榮ゆるなれば云り、さて祝詞きもに、朝日之豊榮登も云て、其さま、人の咲榮たる顔に相似たる故に、朝日之置るなり、○多久豆怒能は袴綱之にて、白云むての枕言にて、此も冠辭考に委し、【袴つ布を見るは、あし、】○斯路岐多陀牟岐は白腕なり、和名抄に、腕和名太々無岐、二云宇天、天武紀に、臂こあり、下卷難波天皇大御哥に、斯路多陀牟岐もよませ賜へり、○阿和山岐能は沫雪之にて、【沫雪の事は上に出、】次、句を云むての枕言なり、○和加夜流牟泥遠は、弱やかなる胸を云むが如し、凡て和迦志云言の本は、物の未成りかたまらぬ意なり、さて固からぬより轉りて、やはらかなるをも云、此は其意なり、【人の輪又草木なきに云も、未成固まらぬ意なり、記の始に國稚こもあり、さて其中に、美る方に云こ、賤むる方に云この差あり、固まらぬ方に

云は、賤むるなり、やはらかなる方に云は美るなり、今此は美て云り、さて沫雪より速く意は、脆くて固からぬ方、歌の意は、柔かなるを美る方なり、さて上の腕は、男神の腕、此は女神の胸なり、男神の腕を以て、女神の胸を云意ぞ、下の須世理毘賣の御哥には、胸を先云て、さて白き腕そだ、きこあるにて、其意なるこを知べし、此所よくせずはまがひぬべし、○曾陀多伎は、俗に曾叩く云こなり、【凡て事を緩く和やかに爲るを、曾登も、曾々登も、曾呂理登も云は、みな此曾なり、此句を契沖は、曾はそへたる辭にて、た叩なり、なる、をそなる、こ云が如し云、師は背抱なり云れ、或は陀多伎を手抱なり云説もあり、みなわろし、】漢籍遊仙窟に、拍擲好房間云るも、よく似たるこぞ、○多々伎麻那智理は、胸を叩つ、交に抱を云、麻那智理は、麻奴加流なり師の云れし、然も有べし、【奴那那は常に通ひ、又賀を濁るは首便なり、】麻奴加流は、麻奴久を延たる言、麻奴久は拱、同言、古麻奴久は組貫なり、さて今は其古麻奴伎の古を省き、伎を延て麻那智理云るにて、互に手を差交し抱く由なり、【かの拱は、己が左ミ右の手を組貫なり、此は女手ミ男手ミを組貫れば、事はいさ、か異なれども、言の意は全同じ、】又靈異記に、婚を久奈加比須もあるも、も同言にて、組の美を省き、奴を那云、伎を加比ミ延たるなり、【彼久奈加比ミ、此の麻那智理ミ、互に其省るこ轉れるミ、延たるこの差を相照して、共に組貫の意なるこをさされ、】かの書紀、繼體卷なる御哥に、多々企阿藏播梨ある句、【左に引り、】即此言に當れる、その阿藏播梨も、糾なれば、此こ同意なり、○麻多麻傳は眞玉手なり、○多麻傳佐斯麻伎は玉手差纏なり、玉手は、美き手をほめて云、手玉ミて、手にも玉を飾れば、然る手もすべけれ、猶さには非じ、】佐斯は、彼方へ差やるなり、麻伎は、枕にすることなり、妹之手將纏なご、多くよみ、又手枕纏も、枕に纏も、枕纏も、麻久良加牟も云り、万葉五に、麻多麻提乃、多麻提佐斯迦門、佐爾斯欲能、八に、天飛也、領巾可多思吉、眞玉手乃、玉手

指更、餘宿毛寐而師可聞こよめり、○毛々那賀爾は、契沖説、股長になり云り、そは足を伸て、ゆるらかに寐るさまなり、○伊波那佐牟遠は、寐者將宿にて、遠は毛能遠云意の辭なり、次なる須世理毘賣の御哥に、伊遠那世もあり、万葉二に、奥波來依荒磯乎、色妙乃枕等卷而、奈世流君香聞、【奈世流は寐而有なり、】五に、夜周伊斯奈佐農、【安寐不令宿なり、斯は助辭、】十四に、伊利伎豆奈佐爾、【入來而寐よなり、】十七に、吾乎麻都等、奈須良牟妹乎、【奈須良牟は將寐なり、】十九に、安寢不令宿、君乎奈夜麻勢、また安宿勿令寢、これらを合せて心得べし、寐てふ言は、那奴泥ミ活くなり、【然るをその奴泥は、常に云のゑによく通ゆれども、那は後世には耳遠きから、那須那佐牟なごいへば、心得にくきが如くなり、】又伊云も、寐こなるを、寐乎安宿宿毛不寢なご、重ねて云も常なり、さて上に處處引る書紀、繼體卷、御哥の中に、倭例以梨麗志、阿都圖剛、都磨怒喇純底、魔俱囉圖剛、都磨怒喇純底、伊慕我堤鳴、倭例備麗柯純每、倭我堤鳴磨、伊慕備麗柯純每、磨左葉逗囉、多々企阿藏播梨、矢自矩矢盧、于魔伊爾矢度爾、こある十三句、此の哥の、阿佐比能云々より、此までのさまよく似たり、【但彼は男の御哥にて、自然爲たまふよしなり、此は女の哥にて、男の然爲たまはむよしなり、】○阿夜爾、三言の句なり、此言は中卷建内宿爾哥、下卷三重輝哥、書紀雄略天皇、大御哥なごにもあり、万葉にも、阿夜爾恐阿夜爾戀しきなご甚多し、十四卷に、安也爾阿夜爾も重ねても云り、此言の意は、上の阿夜詞志古泥神の處【傳三の四十四葉】に云り、○那古妻伎許志は、勿戀詔ひそ、こ云むが如し、下卷高津宮段、八田若郎女御哥に、意富岐美斯、與斯登伎許佐婆、書紀同御代、大御哥に、飢朋呂伽理、根許瑳怒、万葉十一に、狗上之鳥籠山爾有不知也河、不知二五寸許勢、余名告奈、十二に、空言毛將相跡令聞、戀之名種爾、十三に、莫寢等母寸巨勢友、また符今二日許將有等會、君者聞之二、勿戀吾妹、廿に、和我勢故之可久志伎許散婆、これらの伎許須みな、詔云こなり、こは人の言て、我に令聞意より云るなり、【然れど

も、其言人を尊みて云きならではいはぬ言なり、右の哥きもにて心得べし、又中昔の物語文なきに、申す云べきを、聞ゆ云るこ常多し、それは尊む人に申すをのみ云り、されば古言の伎許須きは、つかひさま、表裏のたがひなり、今の人は、古言雅言のつかひさまをしらず、きこすきこゆきをも、一にこゝろえ、又人の己にむかひて言云こを、きこゆきいふなき、いたくひがこなり、さて此は常の格ならば、那古妻伎許志會あるべきを、下の會てふ辭無きも、古哥には例おほし、【然るを此近世の哥きもには、下の會をば云て、上の那を署けるがま、見ゆるは、いたくひがこなり、那はかならずいはてはきこへぬ言ぞ、】かくて右二句は、甚く吾を戀て、さのみな詔ひそ、慰めたるものなり、上哥に、命者勿死賜あるこ同意なり、○其夜者、こは上に男神の、佐用婆比爾在立志こよみたまへる夜を指して、其こはいふなり、女神の夜者將出こよみ賜へる夜を指すにはあらず、【男神の、さよばひに云々こよみたまへる夜は、雉鷄の鳴て、既明ぬるよしあれば、こに其夜こはいふべからねば、此は其次の夜なるべし、と思ふ人もあらむか、されき女神の、夜は出なむこよみたまへる、其夜不合ならば、必又その不合所以を云べきに、何の障れる由をも云て、ふこ其夜者不合こいひては、ここ足はずなむ、】○明日夜は、久流比能比用こ訓べし、其由は上【傳十の三十九丁】に云り、此即用波伊傳那牟ある夜なり、○爲御合也は、美阿比志賜伎こ訓べし、万葉十卷に、八千戈神自御世、乏嬪人知爾來、苦思者【苦字、今、本は告誤れり、今は師の考に依て引】こよめるも、此等の故事を思へるなるべし、○舊事紀に、建御名方神の母を、此沼河比賣なりこせるは、據あるか、例のおほつかなし、

又其神之嫡后須勢理毘賣命甚爲嫉妬故其日子遲神和備且  
 以三字自出雲將上坐倭國而束裝立時片御手者繫御馬之鞍片御

足踏入其御鏡而歌曰奴婆多麻能久路岐美祁斯遠麻都夫佐  
 爾登理與曾比淤岐都登理牟那美流登岐波多多藝母許禮婆  
 布佐波受幣都那美曾邇奴岐宇旦蘇邇杼理能阿遠岐美祁斯  
 遠麻都夫佐邇登理與曾比淤岐都登理牟那美流登岐波多多  
 藝母許母布佐波受幣都那美曾邇奴棄宇旦夜麻賀多爾麻岐  
 斯阿多泥都岐曾米紀賀斯流邇斯米許呂母遠麻都夫佐邇登  
 理與曾比淤岐都登理牟那美流登岐波多多藝母許斯與呂志  
 伊刀古夜能伊毛能美許等牟良登理能和賀牟禮伊那婆比氣  
 登理能和賀比氣伊那婆那迦士登波那波伊布登母夜麻登能  
 比登母登須須岐宇那加夫斯那賀那加佐麻久阿佐阿米能佐  
 疑理邇多多牟叙和加久佐能都麻能美許登許登能加多理基  
 登母許遠婆

又其神之云々、此より又一つの故事なり、其神は、上段の首に、此八千矛神あるを承て云り、○嫡后は、意富岐佐伎に訓べし、上に嫡妻にあらは、御父神の御言なる故なり、此は後に語り傳ふるに、尊みて如此云り、凡て伎佐伎は、天皇の大御妻に限りて申す御稱なるに、【中卷に、倭建命の御妻弟橘比賣命を、后云る所以は、彼處に云べし】此にも如此あるは、出雲風土記に、赤衾伊農意保須美比古佐和氣能命之后天惠津日女命、また阿遲須根高日子命之后天御梶日女命、なきあるを合せて思へば、古神たちをば、天皇に准へ尊みて、皇神も申せる類にて、其御妻をも后に申せるなるべし、續後紀九にも、伊豆國賀茂郡阿波神、是三島大社本后也、神名帳にも、安房國安房郡安房坐神社の次に、后神大比理刀咩命、神社あり、是を續後紀には、第一、后神あり、さて出雲國出雲郡杵築大社の次に、同社大神大后、神社にあらは、即此、須世理毘賣命を祭れるにて、大后に申せること疑なし、【此の嫡后を、師の美賣に訓れたるは、后は、天皇の御嫡妻ならでは申しがたし、固く心得られたるものにて、そは中々に古意に非ず】さて天皇の伎佐伎に申すは、皇后に限らず、上代には、妃夫人なきの班までを申せる稱なり、其中にて最上なる一柱を、大后に申せり、此後、世の皇后なり、此事は白檮原朝段【傳二十の十葉】に委く辨へ云べし、然れば此の嫡后も、其に准へて意富岐佐伎に訓べきこと、彼、神名帳に照して、愈明けし、○甚爲嫉妬は、伊多久宇波那理泥多美志賜伎に訓べし、書紀舒明卷に、一尼、嫉妬、此あるにより、宇波那理のこは、白檮原朝段【傳十九の二十葉】に出、高津宮、段にも、其、大后石之日賣命甚多、嫉妬、此あり、さて此は、必しも上の沼河比賣のみに係て見べからず、彼は別段なれば、惣ての上を云なり、【彼、八上比賣の、此嫡后を畏みて、稻羽に歸られしこをも思ふべし】○日子遲は、夫妻のうへの事を云時に、其、夫を指して云稱に聞ゆ、【八千矛神の一名を心得るは、ひがこなり】下に豐玉毘賣命の御歌の御答歌を擧げて、其、御夫火遠理命の御事をも、如此申せり、さて此、稱の意は、上阿斯訶

備比古遲神の處、傳三の廿八葉に云るが如くなれば、夫を云も、今、世の賤者の言に、夫を意夜遲云云同意なるべし、○和備豆は、万葉四に、物思跡和備居時、又、和備染責跡、又、今者吾羽和備會四二結類、又、丈夫之思和備作、又、念絶和備四物尾、又、遠有者和備而毛有乎、十に、奈杼牡鹿之和備鳴爲成、十一に、里遠戀和備爾家里、十二に、我故爾痛勿和備會、又、國遠見念勿和備會、風之共雲之行如言者將通、なきいこ多かり、爲方なくさしせまりたる意なり、續紀に、光仁天皇の藤原永手、大臣を悼賜へる詔に、言牟須倍母無、爲牟須倍母不知爾、悔備賜比和備賜比、こあるにてもしるべし、【倭姫命、世記に、宮處覺陀賜比天、其處乎和比野止号支】○自出雲に、上の高志國、沼河比賣の事より連て見ば、疑ありぬべけれど、此は別段なれば、彼にはか、はらず、○將上坐倭國、國はしも多なるに、遠き倭にしも行坐むせしは、倭は當昔より既に、他國に殊なる、深き由縁ありけむかし、後遂に和御魂を、其國の大御和山に、鎮坐せ賜ふをも、思合すべし、上は、歸より京へ行を云なれば、此は皇都に爲ての後の言を以、語り傳へたるなり、○束裝立時、束字、諸、本みな來を作り、師の考へに、束字の誤なり、さて束裝束束書まじきにもあらねど、若しは此も下上に誤れるにや云れき、今思に、此は決く束なること明ければ、然改つ、束裝は、書紀神功卷一云の文にも、如此あり下文は將、降束裝之間、朝倉宮、段に、束裝之狀、書紀雄略卷に、束裝已畢、進軍門云々、万葉十二に、衣乎取服束裝間爾、二に、皇子之御門平、神宮爾裝束奉而なき見ゆ、訓は下の哥に、伎美賀余會比、万葉十四に、水都等利乃多々武與會比爾、廿七に、奈爾波都爾余會比余會比氏、氣布能比夜伊田豆麻可良武云々、又、等里與會比門出乎須禮婆、なきあるに依れり、立は發出賜ふなり、○片御手云々は、馬に乗むし賜ふ狀なり、○馬は、和名抄には無萬あり、書紀雄略卷、哥にも、宇麻こありて、古言は皆然り、但し和名抄なきにも、牡馬を乎万、牝馬を米万、駒を古万ある例の如く、御馬は美馬に訓べし、万葉五

に、美麻知可豆加婆【御馬近者なり】、こあり、○鞍は、和名抄に和名久良こあり、書紀雄略卷ノ哥に、柯彼能矩盧古磨、矩羅根制播こよめり、○御鏡、和名抄に、蔣魴切韻云、鏡、兩邊承脚具也、和名阿布美こあり、名、義は足踏なり、万葉十七卷に、可波能和多理瀬、安夫美都加須毛、○奴婆多麻能、前に見ゆ、○久路伎美耶斯遠は、黒御衣をなり、推古紀に、衣裳、万葉十卷に、公之御衣爾、十四卷に、伎美我美家志なこあり、此は大刀は佩物なる故に、御佩云、弓は執物なる故に、御執云如く、衣は著物なる故に、御著云なり、著を古言に祢流云り、又中卷、倭建命の御哥に、祢世流見ゆ、なほ彼處に云へし、【傳二十八の九葉】さて黒衣服は、喪服にて、昔は常には服さるこなるを、此に如此あるは如何云に、【舊印本に、久字を之こ作れき、奴婆多麻能こあるうへは、久路なるここ決し】まづ喪葬令に、凡天皇云々服錫紵義解に、錫紵者細布即用淺墨染也こ見え、常に歌にも墨染衣こよみ、又中昔の書等に、是を鈍色云、此は今云鼠色にて、【其中に深淺きけちめはあるなり、さて吉部秘訓抄に、鼠色鈍色ならべ云て、分てるこもあれき、今云鼠色は、くさんあれば、古鈍色云しものも、その中にあり、】眞黒なるには非ず、【鈍色は、移花にて染云は、墨染はあまり見ぐるしき色なる故に、少にほひあらせむこて、後に青みを加へたる物なり、故に青鈍なご云名もあり、又青花に墨を入れて染も云るも、同じ、これらはみな後のここにて、本はた墨染なり、服假間事云物に、着服者可用鼠色其色或墨許染之、或墨入移花こいへり、】又持統紀七年正月詔に、令天下百姓服黄色衣、奴皂衣こ見え、衣服令に、家人奴婢、櫛、墨衣、こ定められたるも、右の鼠色なるべし、これらはみな、や、後の御制なれきも、上代よりも右の色は、賤しめ惡みたるべし、さて眞黒なるは、貴人も常に着たるか、こも云べけれき、上代より中昔までも、黒衣を着たるこ物に見えねば、【中昔の書にも、衣服の事を云處に、黒きよし云るこは、ま、見えたれき、そは他の色の黒みて見ゆるここにて、實

に黒色なるにはあらず、源氏若菜下卷に、にほひもなく黒きうへのきぬに、こあるたぐひなり、そのかみ黒袍は無れば、此も紫色の甚黒みたるをかく云り、】彼、鈍色にはあらで、眞黒なるをも、人の賤しめて、好ざりしこ見えたり、【四位より上、紫袍を改めて、黒色になれるは、いご後のここなり、かくて今世、人の黒色衣をしも好むは、黒袍を尙はるより移れる人情なり、】されば今此に、黒御衣こあるは、此は不宜きて、棄るこを云むために、先故に、好ましからぬ色をよみ賜へるなり、さて次に青衣を云て、其をも棄、その次に緋色を云て、此ぞ宜きこよみ賜へる次第、おのづから後の御世御の服色の御制の次第も合るをや、【衣服色の御制の次第は、大抵から國の隋唐の制にならへる物なれきも、上代よりも、おのづから人の尙み好む色、卑しめ惡む色この次第は、然ありて、此方も彼方も似たりけむ、又彼國の古へに、代ごに各尙む色の有しは、強て定めしきしからごこなれば、そは中々に云に足らず、】○麻都夫佐爾は眞具なり、都夫佐は、落るここなく、こ、のへ備ふるを云、○登理與會比は取裝なり、○淡岐都登理は奥鳥にて、海川にまれ池なごにまれ、水、上に浮居鳥を云て、水鳥のここなり、【奥鳥は、邊に對へる名にて、陸より遠れる處を云、】奥鳥鴨こもあり、万葉六卷に、奥鳥味經乃原こもつけり、【こは味鴨云があればなり、】○牟那美流登伎は、胸見時なり、水鳥は、頸を延居て、己が胸を見る如くにする物なるに譬へて云なり、師、説なり、○波多多藝母は、【波字、諸本婆こあり、今は眞福寺本によれり、此、言下なるこもおなじ、】鯖揚もなり、波多は、中昔の物語書なごに、袖之波多また波多袖なご有て、袖の端つ方を云り、魚の鯖、【鯖字は、背上ノ鱗也こ注したれき、波多こ云名は、左右の比禮を本にていふなるべし、】又俗言に、物の邊、側を波多こ云も同意なり、多藝は、万葉二卷に、多氣婆奴禮、多香根者長寸妹之髮、九卷に、髮多久麻庭爾、十四卷に、古麻波多具等毛、十九卷に、馬太伎由吉豆、【又七に、をこめらが織機上を、眞櫛もてか、け梶島、浪間よりみゆ、】なごある言にて、たぐり揚るを云、【馬太具こは、

手綱をたぐりて、頭を引揚るをいふべし。』されば此は、左右の手を張り、袖をたぐり揚て、かの水鳥の胸見る如くにして、吾着裝たる衣を、好しや悪しやを見るを云なり、今、世ノ人も、新衣なき初めて着たる時は、必然爲て見る物ぞ、【師は、妻字をば上ノ句に屬て、立着ならむか、云れつれき、わろし、上ノ句も、時者云ては、よろしからぬ處なり、】  
 ○許禮波布佐波受は、此者不宜なり、此言は、上の不良の訓を論へる處【傳四の三十二葉】に云るが如く、宜しからず  
 棄ふ意なり、【俗に、氣に入ぬといふ意なり、氣に入らるることを、布佐比乃方、源氏物語に見えたり、】○幣那那美、  
 曾邇奴岐字豆は、於邊浪磯棄なり師説なり、さて浪のよる磯なき、こそ云べきを、直に浪磯にては、言つ、  
 かぬに似たれき、万葉に、白浪乃濱松之枝なきよめるも、同格にて、那美是那岐の反にて、もは浪の立さわぐを云  
 名なること、上【傳五の四十丁】に云る如くなれば、那美會にて、即ち波の立さわぐ磯云ふ意なり、土左日  
 記の哥に、風による浪のいそには、鶯も春もえしらぬ花のみぞさく、これも浪のいそよめり、さて棄を字豆云は、御  
 誓段に、吹棄あるをも、書紀に此云浮根于都屢見えたり、落窪物語にも、逐棄む云ことを、淡比字豆牟  
 あり、【後、世定家、卿の哥にしも、禊する麻の立葉は、宿ごに苜ほさもなく、投うてつなり、大和物語には布豆都  
 こも云り、此、そにぬぎうてを、契沖が、鷓鴣打面なり云るは、いたく誤れり、】○蘇邇理能は鷓鴣鳥之にて、青の枕  
 言なり、そは和名抄に、爾雅集注云、鷓鴣小鳥也、色青翠而食魚、江東呼爲水狗、和名會比、文德天皇  
 錄、用魚虎鳥三字、魚虎見兼名苑等こありて、其色殊に青翠ければなり、字鏡に鷓鴣鳥あるは、鷓鴣字を寫  
 誤れるならむ、さて天若日子、段に、翠鳥もあるも、書紀には鷓鴣あれば、此鳥なり、こは今、世に川世美云物にて、  
 壙囊抄に少微云り、曾比少微世美なきは、みな蘇邇の訛れるなり、綠色云も、翠鳥色の會を省るなるべし、○許母  
 布佐波受は此亦不宜なり、○夜麻賀多爾は山縣なり、但此は地名には非ず、たゞ山の縣なり、【地名にあるも、本

此意より出たり、】○麻岐斯は、求しなり、又時しにてもあらむかき、師の云れつる、求しの方を用ふべし、三言の句  
 なり、○阿多尼都伎は、茜春か契沖云り、信に然聞ゆるを、赤根を阿多尼云むことは、聊心ゆかず、若しは草書に  
 かき書るを、多し誤れるにやあらむ、和名抄染色具に、兼名苑注云、茜可染緋者也、和名阿加彌見え、  
 縫殿寮式雜染用度中に、深緋、綾一疋、【綿紳絲紳束繩亦同】茜大四十斤、紫草卅斤云々、帛一疋、茜大廿五斤、紫草  
 卅三斤云々、質布一端、【四丈】茜大十六斤、紫草十四斤云々、葛布一端、茜大七斤、紫草七斤、淺緋、綾一疋、茜大卅  
 斤云々、帛一疋、茜大廿五斤云々、葛布一端、茜大十斤云々見ゆ、かれば、此も緋色を染るなるべし、○曾米紀賀  
 斯流邇は、染木之汁になり、染木は、即上の茜にて、其を搗たる汁にこいふなり、さて茜は草なるを、木云るは、物  
 染るには、今、世に木草ともに、凡ては染草云如く、古は草をも凡て染木云しか、【契沖は、茜を木云むこといか  
 がなれば、若しは阿多尼は、皮を剥て染物する木名にて、それを染木云るにや、こもいへり、】又は木云は、木は  
 植物の總名にて、草にもわたりしか、【波岐乎岐須々伎余母岐布々伎なき、草にも伎いふ名の多かるは、木云こに  
 もや、】○斯米許呂母遠は、染衣をなり、斯米曾米きた、同言ぞ、○許斯與呂志は此宜にて、斯は助辭なり、與呂  
 志てふ言の意、師の万葉考に見ゆ、さて首より此までの意を括ていは、今倭國に物する裝に、色々の衣を取着て、こ  
 ころむるに、茜に染たる緋衣、此ぞ心にかなひて宜き、こよみ給ふなり、【上に束裝ある、即此緋衣を着賜へるな  
 るべし、】さてかく裝束も宜しければ、今はこく出發なむこと云意、言外にこもれり、【契沖は、こしよろしを、濃宜  
 か、さて沼河口賣も八上比賣も、よけれきも、君にまさりては思はぬ云心にや、云れき、さる意はなし、】○伊刀古  
 夜能は、妹云枕言聞えたり、伊刀古は、人を深く親睦む稱にて、伊刀富志伎子てふことなり、【古字は、子の假  
 字に用る、此記の例なり、】万葉十六卷に、伊刀古、名兄乃君、居々而、物爾伊行跡波云々、八重疊、平群乃山爾【此

古ノ字を、今ノ本に布流伎ニ訓たれど、いさふるき名兄の君は云べきに非ず、殊に此は、ふるき云べき由なきをや、  
 【さあるは、八重疊までは、平群ニ云む序なるが、居々而云々云を思へば、年久しく同居せる者の状なれば、名兄は、妻の夫を云さまよめる語なり、然れば此は、夫を親睦しみて伊刀古云云り、又神樂哥【篠波】に、佐々奈見也、志加之加良左支也、見之瀬川久、乎見名乃與佐々也、曾禮毛加毛、加禮毛加毛、伊止己世仁、方伊止己世仁、世牟也、【御稻春女之美乎、其哉彼哉なり、伊止己世の世は、こゝろえず、】さあるは、妻にせむ云意に聞え、風俗【知々良々】歌に、伊止古世乃、加止仁、天宇止乎比佐介天もあるも、むつましくする人の門に、調度を提て云云こなり、これらミ、彼万葉なるを合せて思ふに、夫婦は殊に親睦しむ物なれば、互にぞ伊刀古云云けむ、又従父母兄弟も、本はたがひに親睦て云しが、定れる稱になれるなるべし、【師、説には、寢所屋之なりさあり、いかゞ、又或人は、寢床屋之寐さつゞけり云云り、床はさても有ぬべけれき、寐のつゞきはひがこさなり、】さて夜能は、能夜を下上に寫誤れるか、能夜てふ例は、書紀、繼躰、卷ノ哥に、阿待美能野、禮那能倭俱吾、【淡海之毛野、若子なり、】さあるを始にて、万葉十四冊に、美奈刀能也、葦が中なる、古今集に、淡海のや鏡の山をなき、なほあり、夜は助辭なり、○伊毛能美許等は妹ノ命にて、此ノ時須理毘賣ノ命に對ひて詔ふなり、○牟良登理能は群鳥之にて、群往者云む枕詞なり、○和賀牟禮伊那婆は、數多の從者さもかき連て、吾群往者なり、万葉九冊に、天離夷治爾登、朝鳥之朝立爲管、群鳥之群立行者、十七冊に、無良等理能安佐太知伊奈婆、二十冊に、群鳥乃伊渥多知加豆爾、なきもよめり、○比氣登理能は、所引鳥之なり、比氣は比加禮を切たるにて、【比伎云云は異なり、】多くむれ居る鳥の中に、一ッが飛立ば、其に引れて、餘の鳥も共に立ッを云、此も枕詞なり、【契沖の、引鳥にて、引は引て還るを云云云るはたがへり、○和賀比氣伊那婆は、吾被引往者なり、かの數多の從者共の裝立るに、引れ往ッを云、源氏松風卷に、さわがしきにひかれて出たまふさあるも、人々のさわぎ立て、引率行に引れて行ッ、ろ、此さよく似たり、【或人ノ説に、鳥を取ルに、食鳥を出しおけば、それに引れて友鳥の集るが比氣鳥なり、男は女は男に引る、なり云云るは、こゝにかなはず、】万葉六冊に、寧樂京を山背、久爾都に遷されし時の歌に、皇之引乃眞爾眞荷、春花乃近日易、村鳥乃旦立往者、【引之まに〜こは、此は京を引遷したまふを云に非ず、引率て往たまふまに〜こいふこさなり、次に引ッ哥を合せて心得よ、】十九冊に、宇都世美乃與能許等利和等、麻須良乎能比伎能麻爾麻爾、之奈謝可流古之地乎左之氏云々、これら引率て往たまにまに引れ往ッを云り、○那迦士登波、句那波伊布登母は、不泣者汝者雖言なり、○夜麻登能は山處之なるべし、【又山本之にてもあらむか、倭國之云には非じ、其故は、此處に留りたまふ人のうへを、差て行ッあなたのおの物にたこ云むこさいかゞ、又薄は、いづこにもく多かる物なるを、出雲にして、遠き倭のを云むこも由なく、又某野、さか、某山のか云ば、似つかはしかりなむを、泛く倭の薄さは、殊なる名産なきならばこさあらめ、さらではいかで云む、】○比登母登須々伎は一本薄なり、【今世に此ノ名負へる一種あれき、其には非ず、たゞ一本づ、立ッるを云、】和名抄に、爾雅云、草、聚生、曰薄、新撰万葉集云、花薄波奈須々木、辨色立成云、芋和名上同、今按芋、草、盛也、見唐韻、さあり、書紀神功、卷仁德、卷なごには、萩を須々伎ニ訓り、夫木集薄の哥、中に兼輔卿、むらさきの一本す、き云々、【家、集には二の句、一本菊にさあり、】高津宮、段の大御哥に、夜多能比登母登須宜波、拾遺集物、名に、一本菊もあり、○宇那加夫斯は項傾なり、和名抄に、陸詞云、項、顛、後也、和名宇奈之、書紀神代、卷に、頗傾此云歌、矛志、さあり、俗に、物の、下より上の勝て傾くを、加夫久云云是なり、此は項を垂傾くるにて、泣さまを云、さて上に一本薄さ置るは、一本立るから傾く意に連たり、天智紀に稻のこさを、垂穎而熟さあり、○那賀那加佐麻久は汝之將泣なり、【那加麻久云べきをかく云は、那久を那加須さいふ、須の活用の佐なり、】上も此も汝は須理毘賣を



指り、麻久は牟云云同意にて、麻志一辭なるを、下に語を續むて、麻久活し云なり、【可なきも、下へつゞくときは、辨久云云同格なり、善無なきを、與久那久云もおなじ、】○阿佐阿米能は朝雨之なり、【師は、一本に下の阿字は無きをよし云れつれ、此阿字の無き本はいまだ見ず、こは有も無きも同じことぞ、凡て古言にか、る阿伊字なきは、有も省けるもありて、一かたならず、然るを師は凡て、省くをのみ古言に定めて、出をば傳のみに訓れ、登伊布をば登布のみよまる、たぐひ多きは、偏られたるものぞ、】○佐疑理邇、句多多牟叙は、佐霧に將起ぞなり、師云、今本には佐字無けれ、必す有べし、疑は濁音に用る字なれば、頭に置べき由なければなり、こは今本に、次句の加字下にある佐字、此より亂て彼に入れるなり云れき、今思ふに信に然なり、但此所は、七言一句にて調宜きを、前に云る如く、八言の句はをさく例なきことなれば、いさか疑はし、故四言二句に定めて、師説に依つ、【契沖は、疑の濁音なるにつきて、此字上に今一能字あるべし云て、能疑理は野霧なり云れき、わろし、】さて右三句の意は、汝が泣む其涙は、朝雨の如く、【又は朝雨は、只霧を云むためのみにても有べし、】歎息【なげきは、長息を約めたる言にて、長くつく息なり、】は狭霧に起む物ぞ云るなり、息の霧に立云は、万葉五に、大野山紀和多知和多流、和何那宜久於伎蘇乃可是爾紀和多知和多流、十五にも、君之由久海邊乃夜村爾奇里多々婆、安我多知奈氣久伊伎等之理麻勢、秋佐良婆安比見牟毛能乎、奈爾之可母奇里爾多倍久奈氣伎之麻佐牟あり、【源氏明石の巻に、歎きつゝあかしの浦に、朝霧の立や三人を思ひやるかな、】又涙を雨に云るは、万葉三に、吾泣涙有間山雲居輕引雨爾零寸八なきあり、さて那迦士登波云々より此までの意を、括て云ば、今吾離別て倭へ往ば、汝今こは、心強く泣じ云も、必す吾を戀偲て、痛く泣つ、歎かむぞ云るなり、○和加久佐能は若草之なり、【舊印本に、加字の下にも佐字あるに就て、或人、吾左草之なり、そは三代實錄に、出雲國左草神、式に意字、郡佐久佐神社とある

處にて、須世理毘賣命の住給ふ地名なり、云るはわろし、諸本に其、佐字は無し、こは妻云む枕詞にて、冠辭考に委く見ゆ、○都麻能美許登は妻之命にて、是も須世理毘賣命を指り、○師は、許斯與呂志云までを一首にして、其下に脱文ありて、伊刀古夜能より又一首なり、云れしかば然には非ず、

爾其後取大御酒坏立依指舉而歌曰夜知富許能加微能美許  
 登夜阿賀淤富久邇奴斯許曾波遠邇伊麻世婆宇知微流斯麻  
 能佐岐邪岐加岐微流伊蘇能佐岐淤知受和加久佐能都麻母  
 多勢良米阿波母與賣邇斯阿禮婆那遠岐豆遠波那志那遠岐  
 豆都麻波那斯阿夜加岐能布波夜賀斯多爾牟斯夫須麻爾古  
 夜賀斯多爾多久夫須麻佐夜具賀斯多爾阿和由岐能和加夜  
 流牟泥遠多久豆怒能斯路岐多陀牟岐曾陀多岐多多岐麻那  
 賀理麻多麻傳多麻傳佐斯麻岐毛毛那賀邇伊遠斯那世登與  
 美岐多豆麻都良世如此歌即爲宇伎由比而宇那賀氣理豆  
 以音至今鎮坐也此謂之神語也

其后は、上の嫡后を指り、○大御酒坏は、大御佐加豆伎に訓べし、【師はオホミキノツキに訓れしかぎ、次に引く大御蓋を合せて思ふに、彼は然訓がたく、又さかづき云名古きをや、】万葉にも佐加豆岐あり、名義は、此に書る如く、酒を盛坏なり、坏は、かゝる器の惣名ぞ、和名抄瓦器類に、兼名苑云、盃一名卮、盃亦作杯、和名佐賀郡木、方言注云、蓋、盃之最小者也、和名同上あり、【杯は坏は別なり、】○立依は、男神の御馬に乗むし給ふ所へ立依てなり、○指舉は佐々宜に訓べし、即佐志阿宜を約めたる言にて、此の字の意なり、下卷朝倉宮段にも、三重、妹指舉大御蓋、以テ献ルあり、○夜知富許能は八千矛之なり、○加微能美許登夜、夜は助辭にて、與云むが如し、○阿賀富久邇、句奴斯許會波、阿賀は親みて吾云なり、さて此の大國主も、御名には非ず、【上の爲大國主神、こある處に云る意なり、】許會波は辭なり、○遠邇伊麻世婆は男に坐者なり、○宇知微流は打見にて、打は萬の事に添云言なり、○斯麻能佐伎邪伎は、【邪字、那ミ作る本は誤なり、耶ミ作るは、邪におなじ、】島之崎々なり、万葉六叶に、島乃崎々隈毛不置、十三、八十島之島之崎邪伎なごあり、○加岐微流は搔見にて、搔も上の打同く、添云言なり、【但打は常にひろく萬に云ひ、搔は、たゞ手して爲事にのみ云が如くなれども、打も本は手して爲事なれば、同じこなるべし、搔雲搔絶なごは、手の事ならねご、添、いへるをや、】さて打見搔見にも、見渡す處をいへり、○伊蘇能佐岐淡知受、【此句八言にて、所謂字餘の格なり、】は、磯之崎不落なり、万葉三叶に、磯前榜手回行者、【今本にイソツキヲミ訓るはわろし、】六、付將賜島之崎前、依將賜磯乃崎前、十九、佐之與良牟磯乃崎々なごあり、【式に、因幡國八上郡伊蘇乃佐只神社云も見ゆ、】淡知受は漏さずなり、祈年祭、祝詞に、島之八十島墜事無、万葉一八に、寐夜不落、又、川隈之八十阿不落、四、に、蓋世流衣之針目不落なご、猶多かり、さて契沖が云、上の島崎々は、崎々云に、崎毎云意あり、今は磯之崎のみ云故に、落す云り、又此不落にて、島の崎々不落、前をも兼べし云り、○都

麻母多勢良米は妻將持有なり、牟云べきを米云るは、上の許會に應るなり、【さて母多須良米云、すして、母多勢良米云るは、持せり持せるなご云、下の理流を良に活したるにて、これらは万葉に、必、有、字を添へて書言つかひの格なり、故に此時は、良は持有有字にあたり、又母多須良米のときは、たゞ持らめ云同じければ、良は下に屬て、良米云辭なり、此差をよく考へよ、】○阿波母與、阿波は吾者にて、母與は助辭なり、書紀清寧卷、大御哥に、奴底囉羅俱慕與、また於岐每慕與、【置目人、名なり、】万葉一、始に、籠毛與なごあり、又此を毛夜も云り、万葉二、一、に、吾者毛也、ある、此同じ、○賣邇斯阿禮婆は女に在者なり、斯は助辭なり、万葉三、一、に、手弱寸女有者、【今本訓誤れり、】なごもあり、○那遠岐豆は、契沖云、除汝而なり、於岐有べきを、於を畧り、今、俗は袁久書ば、汝除てご、辭無に詔へるかと思ふべけれ、然に非ず、置は於久の假字なり云り、【置の於を省く例は、日置玉置なご、常多かる中に、此は殊に遠に於の響はあれば、さらなり、】神樂哥「植春」に、和禮乎支天、不多川万止留也、【除我而取二妻なり、】風俗歌に、木見乎支天云々なごあるも、同格なり、此風俗なるは、一本には木三乎於木天あり、○遠波那志は、【波字、舊印本なごには、婆あり、今は一本によれり、】夫者無なり、○都麻波那斯も夫者無なり、古は夫婦たがひに都麻云しこは、云も更なり、【都麻云稱は、今の俗言に、都禮阿比云にあたり、】書紀仁賢卷に、吾夫何恰矣、此云阿我圖摩播耶、万葉九、に、若草之夫香有良武、これら即夫字を書り、さて初より此までの意を、惣ていは、汝命こそは男にて坐ませば、島の崎々磯の崎々、いづこにもく、遺る處なく、妻を持て御坐らめ、吾は女なれば、汝命を除て、他に夫は無し云て、【万葉十四に、うなはらのねやはらこすけあまたあれば、君はわすらす、われわするれやこいふは、一首のこ、ろこ、に似たり、】如此れば今汝命の、見棄て他國に往坐なば、吾は頼むかたなければ、如何爲む、別を悲哀て、今よりは、さがなく嫉妬するこも爲じ、倭に往坐こを、思し止り

賜へ云意を、此間に合めたり、さて然此處に留り住賜は、今より夫婦むつまじかにかたらしを爲してむ云意を、此より下に述たるなり、○阿夜加岐能は文垣にて、文は、物の形諸き彩色なさせるを云なるべし、又は綾にもあるべし、【綾にしては、疑もあらく、又其を解べき由もあれき、此には畧きつ、】垣は帷帳なきを云なるべし、大神宮儀式帳に、衣垣曳豆もあるも、繩を垣の如く引延隔つるを云るに、准へて知べし、凡て加伎は、内外を隔限る由の名なれば、何にても云べきなり、【契沖は、文垣にて、垣をさまざまに彩たるを云か云、師は、くみ垣なり云れつれき、垣にては此にかなひがたし、其故は、垣の下に云ては、戸外の庭に寝るになるなり、かの妻ごみに八重垣作るなき、つゞきの同詞にて、此のみ離れて、庭の垣下なるべきにあらず、斯多は裏の意も、強ては云べけれき、さるにても、被垣を、一つづきに同詞以いふべきにあらず、垣被は、同類の物にあらず、もし垣ならば次にも、垣の類の物をいふこそ、古言の雅なれ、】○布波夜賀斯多爾は、俗言に、布波理も布波布波も云詞にて、此は床の周に、帷帳なきの欄の、布波理を掛りたる下に云るなり、【師は此を、ふみこもれる屋のした云意なり、云れつれき、そはかなはず、此次に爾古夜賀斯多爾、又佐夜具賀斯多爾あるも、一つづきにて、同例の語なる、その爾古夜の夜も辭なれば、此も辭なること明けきを、彼例に違ひて、これのみ屋なるべきに非ず、又斯多爾云るも、次の一つづき同格なれば、此も必同類の詞なるべきこと、疑なきをや、】○牟斯夫須麻は悉被にて、暖なるよしの稱なり、【凡て牟須云言は、物をあた、むるが本義にて、必しも甚熱くするをのみ云には非ず、然るを契沖が、牟斯被の名は、暖なること悉が如くなる故に云か云るは、似たることながら、言の本の義をきはめずして、悉字にすがりたる末の意なり、又裁縫の様に依れる別名かこもいへれき、さにはあらじ、】○爾古夜賀斯多爾は、柔之下になり、爾古夜は、爾古夜加な

るを、加を省るは、中巻に煩會多和夜云るも、細多和夜加なる云云なるに准ふべし、契沖云、き、万葉四十九に、悉被奈胡也我下丹雖臥、【契沖云、此悉被を、昔より阿都夫須万訓るは、今の御哥に依るに、誤なり、さて爾那通へば、二句今全同じ、】○多久夫須麻は、梶被なり、梶は、布にて、木綿同物なり、此事は冠辭考に委し、○佐夜具賀斯多爾は、さや／＼さやめく下になるべし、源氏物語なごに衣の音なひそよく／＼さやめくあるに同じ、又契沖云、清之下になり、佐夜具云に二あり、騒ぐに通ずる、清潔なり、今はさやけき方なり、さやけきは清きなり、身を清むるを、日本紀に潔字を書て、佐夜米伎訓り云り、師も、佐夜具はさやかなるを云云れき、これらの説も棄がたし、神武天皇の大御哥に、菅疊いやさや敷てある佐夜も、清潔なり、天武紀に潔身身あり、【但しさやけき意、さはやかなる意ならば、上の例に、佐波夜が下に云べきに、然は云はで、佐夜具云る言の勢を思ふに、なほさや／＼さやめく方なるべきか、】○此次の九句は、前哥に見えたり、但腕胸を、前後置替たり、○伊達那那世は、寐を宿よ云云なり、斯は助辭、那世は前哥の那佐牟同言なるを、此は寐よ云意なる故に、世は云るなり、【壇藝抄に、人を寐さするを、下薦は、しなす云云云るは、誤れり、たに那須那佐牟なき、多くいへるにて、斯は助辭なることしるき物をや、】さて阿夜加岐能云より此までは、永く此國に留り賜ひて、今より吾親まかに、可美く寢賜へ云、其状を演たるなり、○登與美岐は豊御酒なり、此は下卷朝倉宮段太后御歌に、多加比加流、比能美古爾、登余美伎、多豆麻都良勢、万葉六音に、將還來日相飲酒會、此豊御酒者、【十九の四十二丁にも、如此様にあり、】又行大夫之禱豐御酒爾、吾醉爾家里、【吾字は甚の誤か、】なきあるを思ふに、豊御酒は、酒を祝て云稱なり、○多豆麻都良世は献れなり、禮を延て良世云は、古言の常ぞ、さて此は、御自大御酒杯を指舉て始にあれば、人に仰せて、献れし詔ふには非ず、此、献れは、飲賜へ云意にて、男神に御自す、め賜ふ御言なり、故契沖が、聞合せ云なり

注せる、よくなかなへり、【右に引る朝倉、朝、大后の御哥は、比能美古爾ヒノミコニあれば、人に仰せ賜ふオホセタマフきこゆ、】さて飲賜へイキタマフ云云ト云フを、奉れタテマツ云云は、麻草禮マクサレ云云同意なり、麻草流マクサリは、他の奉るをも、自ら飲食賜ふをも、通はして云へば、奉るも其タテマツ如く、通はして、自ら飲食賜ふにも云めり、續紀十五ツギキに、夜須美斯留ヤスミシロ和已於保支美波ニホヒオホシメハ、多比良氣久タヒラキキウ、那何久伊末之氏ナノクイマノウヂ、等與美岐麻都流トヨミキマツル、【此は元正天皇の、聖武天皇に奉りたまふ大御哥なり、】此コノ麻都流も、献るにて、飲たイキタまふ云意なり、中昔の物語書なきに、衣服を、貴人に他の着せ奉るをも、奉る云ひ、又着て坐すイマこをも、某を奉れりタテマツなき云り、さて今如此御酒をすイマカキ、めたまふは、今、世、俗にいはゆる、中直りの盃ナカナオのこ、ろばへに似たり、○宇伎由比は、【伎、字、舊印木延佳本なきには、岐ノあり、今は真福寺本また一本によれり、】蓋結ウケヒにて、女神男神たがひに、御蓋をさし交て、今より長に心かはらじトコナヘ、結固め賜ふ契ユヱカタを云なり、【師は、宇伎由比は、宇氣比ウケヒなり云れつれ、】宇氣比ウケヒは異なるべし、】さて蓋を宇伎ウケ云る例は、下卷朝倉宮段、三重、嫁が哥ウヰに、多麻宇岐タマウキ【玉蓋なり、】こ、賦り、猶其處ナラニ【傳四十二の三十四葉】に云べし、結は、標結シラユフなきの結にて、事を定め固むる意なり、【世俗にいはゆる納采の由比も、此意なり、或人、ゆひいれは言人の誤なり云は、中々にひがこユヒイなり、○和名抄に、遊牝ユヒイ豆流比俗云ユヒイ由比ユヒイあるは、字音か、さらすこも此の由比の意にはあらず、】今、世までも、萬の事を契り固むるしるしには、盃を差交すサシカこするは、神代よりの風儀なりけり、【或人、今、世の盃事ウヰしてさしかはすを、甚、暑式シメなり、本式の酒宴のかたばかりまねびてするなり云るは、中々に非なり、】○宇那賀氣理豆ウナガキリマは、師、説に、互に項に手を懸て、親ナラニと並居ナラニを云ナラニあり、信に然るべし、但、項に手を懸居カケルは、言の本の意にて、必しも然シカ爲セねシも、親シカと雙居ナラニを云るなり、万葉十八マンヤクに、多豆佐波利タマサハリ、宇奈我既利爲豆ウナガキリヲ、於母保之吉オモホシノキチ、許登母加多良比コトノボカタルヒある、上下の語にて、其意シしられたり、【或人の、此言を、天翔アマノトビこに意得たるは、甚イカくひがこユヒイなり、】○鎮坐チンサ、【鎮を師は、志豆母理シマモリ訓れつれシマモリも、然

訓べき證を未ミ見ミねば、舊キウ訓の如く志豆麻理シマモリ訓べし、】是シを常に某神某處カミカミに鎮坐チンサ云トなれて、只其處シカに坐イマこシの、み心得るは、細コしからず、鎮チン坐サは、他處カノトコロに遷往ウツリイデマツ坐イマすて、其處コノトコロに留りたまふ意に云言なり、志豆麻理シマモリと登杆麻理トウカンマリと通へり、其例は、神祇官坐カミキリ八神の中の玉留魂タマドモは、玉積タマツミ産靈ウツルミも作て、魂を鎮チンむる意の御名ミナなれば、共に多麻都米牟須思タマツメムスシと訓べきなり、【留ル字、積ツミも書るを以て、ルル訓るは非なるこコを知べし、】又祝詞に、高天原タカマノハラに神留座カミドマあるをも、續紀ツギキ、詔ミコトノコトには、神積カミツミ坐イマ作れば、相照サウして此留ルも積ツミも、共に都麻理ツマ訓べし、さて都麻理ツマは留住ルヂる意なる故に、留ル字を書るなり、【積ツミはみな借字なり、積ツミ字にて訓を知るべく、留ル字にて義を知るべし、】此は御孫命ミコノミコノミコの此國コノクニに降ノたまふに對へて、天アメ神の、降ノりして、天アメに留ルり坐イマすよしなれば、鎮坐チンサ云ト通へり、万葉五に、海原ウミノハラの邊ノヘにも奥ウチにも、神豆麻利カミツメうしはきいます諸の大御神オホミカミたち云々、此コノ神豆麻利カミツメも、鎮坐チンサをいへり、是シにて右の義タマシをさシるべし、【然るを、かの祝詞なる神留カミドマを、師の集會ミツヒる意に解れたるは、かなはざるこコ、此万葉五の神カミづまりツこ、相照サウして知チべし、海の奥邊ウミノウチは、神の集ミツまり坐イマすべき處トコロにあらず、こは海邊あるウミノヘは奥なる島シマなきに、鎮坐チンサ神カミたち云トこシなるをや、】されば今此イマコノ大神は、倭ヤマトへ往坐イデマツむシせしを、思止オモヒトりて、何處ナニにも往イデまシさズ、永トキく出雲國イデノクニに留り住賜イデマツふを云り、【師説に、倭國ヤマトに鎮坐チンサなりといはれしは、たがへり、】出雲風土記イデノフツキに、所造天下大神大穴持命ソゾクノカミ、詔ミコトノコト八雲立出雲國者ヤマトノカミ、我ワガ靜坐シヅカ國クニあり、中卷ナカマキに、倭建命ヤマトノミコ崩坐クニて、伊勢の能ノ煩野ノに葬奉カサシしを、八尋白智鳥ヤスヒノシロトに化カりて飛翔トビり行て、河内カハチの志シ幾キに留賜イデマツふ、故コト於ニ其地コノチ作ツク御陵ミノミヤ鎮坐チンサ也ナリこあるも、留奉ルホム意イなり、遷却ウツリカ崇神タカヒカミ祝詞イハヒコトに、山川ヤマノハ乃廣久清地ノホシキ爾ニ遷出坐ウツリイデマツ互ニ、神奈我良カミナガラ鎮坐チンサ世止ヨシト、稱辭ナヅケ竟ハ奉マツルこあるも、永トキく其處コノトコロに留りて、他カノへ出還イデマツりたまふコト云意あり、出雲國イデノクニ造神賀詞ソゾクノカミに、大穴持命乃申オホアナノミコノミコト給久タマフキウ、皇御孫命乃靜坐ミコノミコノミコト坐イマ大倭國オホヤマトノクニ申天云々ウツリイデマツ、万葉二マンヤクに、高市タカチ皇子命ミコノミコノミコトを葬奉カサシしコトを、朝毛吉木上宮アサモリヨシキノミヤ乎常宮等コトヘニトコノミヤ定奉而サダメマツル、神隨安定座カミツキヤスチヤスチ座イマ、【書紀崇神タカヒカミ卷に、爰コノ以ニ忌イハヒ食イハヒ鎮坐チンサ於和珥武

礫坂上ニもあり。○神語カニト書紀神功カニト卷に、得テ神語カニト隨テ教カニト而祭カニト、欽明カニト卷に託テ神語カニトなごあるは、神の詔カニトふ御言を云り、又皇極紀カニトに、國內巫覡等カニト、折リ取リ枝カニト葉カニト懸リ掛リ木カニト懸リ木カニト、伺ヒ大臣カニト度カニト橋カニト之時カニト、陳シ神語カニト入ル微カニト之カニト說カニト、天智紀カニトに、中臣カニト金カニト運カニト命カニト宣ル神事カニト、【是レも神語の意なり】續紀カニト廿八カニトに、出雲國カニト造カニト出雲カニト臣カニト益カニト方カニト奏カニト神事カニト、【これはかの神賀詞を云り、これも神語の意なり、又】廿九カニト詔カニトに、因テ神語カニト有ル言カニト大カニト中カニト臣カニト云々カニト、【これは大祓詞をさして云り、】續後紀カニト十九カニト、興福寺カニト大法師カニト等カニトが、天皇カニト四十カニト、御齡カニトを賀カニト奉カニト長カニト哥カニトに、神語カニト爾カニト傳カニト來カニト禮カニト留カニト、大嘗祭カニト式カニトに、雜器者カニト、神語カニト曰ク由カニト加カニト物カニト、また神語カニト所謂カニト八カニト開カニト手カニト是カニト也カニト、万葉十九カニト卷カニトに、住吉爾伊都久カニト祝カニト之神言カニト等カニト、行カニト得カニト毛カニト來カニト等カニト毛カニト船カニト波カニト早カニト家無カニト、これらは、必しも神の詔カニトへる語カニトいふにはあらず、たゞ神の御事をいへる詞カニト、又は神事の詞カニトなごを、神語カニトいへり、されば此カニトも、神のよみたまへる歌カニトいふ意カニトに云カニトるにはあらず、さて是カニトは、上の沼河比賣カニトを婚カニトたまへる御哥カニトより此カニトまで、五首カニトを惣カニトて云カニトなり、かくて右の意カニトならば、神代の事カニトを云カニトるは、みな神語カニトなるに、此カニトに限カニトて如此カニトいふは、夷振思國歌カニトなご名カニトけ來カニトしたぐひにて、右の五首カニトをば、殊カニトに神語カニト古カニトよりいひ傳カニトへしなるべし、【下卷朝倉宮カニト段カニトに、天語歌カニト云カニトるもあり】

故此大國主神娶坐胸形奥津宮神多紀理毘賣命生子阿遲  
 鉏高日子根神次妹高比賣命亦名下光比賣命此之阿遲鉏高  
 日子根神者今謂迦毛大御神者也

坐智形云々、此御事は、既に上【傳七の五十一葉六十二葉】に見えたり、さて大國主神の、此神に娶賜へるこゝを信ずし

て、左右に云柱カニトる説は、後世の私事カニトなり、【此神は須佐之男カニト大神の直の御子、大國主神は六世孫なる故に、時代かなはずと思へるか、神代にはさるこゝ常多し、何か疑はむ、又無形神カニトなご、云、後世の私言カニトを、固く守りて云にや、みなひがこゝなり、】神名帳カニトに、伯耆國會見郡智形神社大神山神社並坐、【續後紀文德實錄三代實錄カニトなごに、大山神カニトこある、即是なるべし、然るに式カニトにのみ大神山カニトこあるは疑はし、西行カニト撰集抄カニトに云る、大山大智明神の由縁、若實カニトならば、大國主神にはあらず、】○阿遲鉏高日子根神、鉏は下に出たる處々には、みな志貴カニトあれば、此カニトをも然カニト訓カニトべし、鉏カニト字カニトを書るは、古カニトに須佐カニトを、通カニトはして志佐カニトも云カニトしなるべし、【書紀カニトに、味耜此云カニト阿賦須岐カニト一見え、又同紀の歌、又出雲國造カニト神賀詞カニト、同國風土記神名式カニトなごに、みな須佐カニトありて、志貴カニトあるこゝなし、然れども此記カニトには、何處カニトにも志貴カニトあれば、此カニトをのみ須佐カニト訓カニトべきに非ず、】名義カニトは未思カニト得カニトねご、試カニトに云カニトば、阿遲カニトは可美カニト同意カニトにて稱名カニト【式カニトに、攝津國東生郡阿遲雄カニト神社カニトいふもあり、】志貴カニトは磯城カニトにて、石カニトして築カニトたる城カニトの固カニトきを以カニト質カニトたる名カニトにや、【懿德天皇の御名、大倭日子鉏友命、御同母弟に師木津日子命あり、御父安寧天皇の御名、師木津日子玉手見命なり、こは御母師木縣主の女なれば、其師木を以カニト名奉カニトしか、こまれかくまれ、御父御弟の御名の師木ミ、鉏友の鉏ミ、一カニトなるべし、又崇神天皇の御子、豊城入日子命、御同母なり、これも豊城の城ミ鉏ミ、同意カニト聞カニトゆ、これら鉏カニト磯城ミする據カニトなり、師木をも、書紀カニトには、磯城カニトさかけり、此意カニトなり、】高日子根は、天津日子根カニトなご、同稱名カニトなり、出雲風土記カニトに、神門郡高岸郷カニト所造天下大神御子、阿遲須根高日子命、甚晝夜カニト哭カニト坐カニト、仍其處高屋造カニト而坐カニト之、即建カニト高椅カニト而登降カニト養奉カニト、故云高岸カニト、また仁多郡三澤郷カニト大神大穴持命御子、阿遲須根高日子命、御郷髪カニト八握カニト子生カニト晝夜哭坐カニト之、辭不迎カニト、祖神御子乘船カニト而率カニト巡カニト八十島カニト宇良加志給鞆カニト猶不止哭之云々、【郷髪は、須賀の誤なるべし、】なご云るこゝ見ゆ、○高比賣命、名義カニト、兄神の高日子に對へて、こゝなる事なし、三代實錄カニト四十四カニトに、伯耆國正六位上天



隱、以祝代之、初、坐賀茂之地、後遷于此社、而高野天皇寶字八年、從五位上高賀茂朝臣田守等奏而、奉迎鎮於葛城山、東、下高宮岡上、其和魂者、猶留彼國、于今祭祠云々、（さ）見たり、（か）さて迦毛云地名は、山城國、風土記に、日向、曾之峯、天降、坐神賀茂建角身命、神倭石余比古御前立坐而、宿坐大倭葛木山之峯、自彼漸遷、至山代國、岡田之賀茂、隨山代河下、坐云々、此に葛木山峯に宿坐あれば、此賀茂建角身命の御名より起れるにや、岡田之賀茂あるは、相樂郡の賀茂なり、これも此神名より出たるべし、又愛宕郡の賀茂名も、此神より起れること、右の下、文に見えたり、○此建角身命に、まぎらはしきことあり、そは上に引る、姓氏錄賀茂朝臣の祖大賀茂都美命、名がよく似たること、又右の山代風土記に、建角見の女に、玉依比賣あること、賀茂朝臣の祖陶津耳の女に、活玉依毘賣あること、此外も、かの風土記に見えたる名も、右の先祖の名も似たるあり、又伊須氣余理比賣の御祖の事に、丹塗、矢のこことあり、彼、風土記にも其事ありて、よく似たり、これら凡て彼、建角身命の事、賀茂氏の先祖の事、いこまぎらはし、なほよく考ふべき物ぞ、（か）さて大御神申すことは、天照大御神の如く、最尊神ならては、如何ぞや思はる、を、（か）此記の例、天照大御神のみは、いづこも大御神あり、其餘は、伊邪那岐、大御神、只一處にあるのみにて、他には見えず、大神は此、彼を申せり、（か）此にかくあるは、記中には例なきことなれど、万葉五三に、宇奈原能邊爾母與爾母、神豆麻利宇志播吉伊麻須諸能大御神等、十九行に、墨吉乃吾大御神なごもよみ、春日祭なごの祝詞にも、皇大御神等あれば、古は何神をも、尊みては申けるにこそ、

大國主神亦娶神屋楯比賣命生子事代主神亦娶八島牟遲能神（白）之女鳥耳神生子鳥鳴海神（調）此神娶日名照額田毘

道男伊許知邇神（田）下至邇皆以音生子國忍富神此神娶葦那陀迦神（白）亦名八河江比賣生子速甕之多氣佐波夜遲奴美神（八）字以音

此神娶天之甕主神之女前玉比賣生子甕主日子神此神娶淤加美神之女比那良志毘賣（此）生子多比理岐志麻流美神（音）此神娶比比羅木之其花麻豆美神（木）上三字以音之

比賣神生子美呂浪神（美）此神娶敷山主神之女青沼馬沼押比賣生子布忍富鳥鳴海神此神娶若晝女神生子天日腹大科度美神（度）此神娶天狹霧神之女遠津待根神生子遠津山岬多良斯神

右件自八島士奴美神以下遠津山岬帶神以前稱十七世神

神屋楯比賣は、何れの神の御女とも知らず、名義もさだかならず、若しは屋楯は彌高照の省かりたるにや、（舊）事紀に、事代主神の同母妹に、高照光姬大神命あり、此據ありて云るなるべし、さて御母の名に似たることは、古傳に例おほかり、又は楯は、明宮段、大御哥に、娘子を美て、宇斯呂傳波、袁陀呂迦毛こよませ賜へる如く、姿を美稱たる名

にもや、さて舊事紀には此處を、次ニ娶坐三邊都宮一高津姫神生三男一女、兒都味齒八重事代主神云々云り、【淡津宮は、胸形のなり】高津姫は、即チ多岐都比賣なり、こは別に據ありて云るにや、【阿波國勝浦郡に、事代主神社又建島女祖命神社あり、由ありげに聞ゆる故に舉つ】さてそは此記の傳へ、本より異なるか、又は神屋楯比賣、即チ多岐都比賣の亦、名なりけむも知ルべからず、○事代主神、下文には八重言代主神もあり、姓比錄に、積羽八重事代主命もあり、【舊事紀にも右に引がこくあり】神名帳には、都波八重あり、さて名義、代は、師の出雲國造神賀詞の解に云、神乃禮自利は、他の祝詞に禮代あることにて、【禮代も、此にならひて、韋夜自利と訓べし】利は留志の約れるにて、禮の志留志云々なり、紀に物實を望能志呂と訓る、即是に同じ、云れつる意にて、事代は、事の志留志なり、然名けし所由は、下文に、此神即蹈傾其船而、天、逆手突於青柴垣打成而、隱也こある、此天下を皇孫命に避奉賜ふ、事の志留志なり、【後に稱へたる名を以、前へも及して云傳ふる例多ければ、此事より前に、此名を大國主神の言に詔へることあるも、妨なし】さて都美八重は、彼、青柴の葉を、彌重に積隔て、垣爲たまふを云、即チ書紀には、八重蒼柴籬こあるを思へ、又思ふに、代は領の意にもあらむか、さて上の迦毛、大御神を舉たる例によらば、此神の鎮座社は、殊に舉べきに、舉ざるは如何ぞや、其を今舉げばまづ、出雲國造神賀詞【上の迦毛、大神の處に引たる連の文】に、事代主命能御魂乎、宇奈提備坐云々こあるは、和名抄に、大和國高市郡雲梯、【宇奈天】郷あり、【今時も雲梯村あり】万葉七評に、眞鳥住卯名手之神社之云々、十二評に、不想乎想常云者、眞鳥住卯名手乃杜之神思將御知、【此、卯名手、杜を、美作國とするは由なし】なごよめる神社の御事聞えたり、【然るに式に此、社の載ざるは、いこく不審きわざならずや、此事は師も疑ひおかれき、又かの神賀文の連に、賀夜奈流美命能御魂乎、飛鳥乃神奈備爾坐天こあるも、式に高市郡加夜奈留美命神社は別に有て、飛鳥神社は異なれば、此、又いふか

しきここなり、故つらく思ふに、彼、文は、事代主命能御魂乎、飛鳥乃神奈備爾坐、賀夜奈流美命能御魂乎、宇奈提備爾坐天、こあるべきがまがひて、誤れる物なるべし、其故は、飛鳥神社ぞ事代主命にて、加夜奈流美神社は、雲梯村にあり、今國人も云り、弘仁十三年四月の官符に、賀屋鳴比女、社こあるは、決て此神社聞えたるに、此を飛鳥神の裔神の由あり、然るを彼、神賀文の如くならば、賀夜奈留美命即チ飛鳥神なれば、裔神たること違へり、或書に、式の加夜奈流美命神社を、今栢森村にあり云るは、さだかなる證なし、此は彼、村飛鳥に近く、又名の似たる故に、彼、神賀文を合せて、推當に定めつるならむ、さて式に、同郡飛鳥坐神社四座、【並名神大、月次相管新管】これ事代主、神を主祭れり、【書紀雄略、卷に、天皇詔、少子部、連、鯉、曰、朕欲見三諸岳神、之形、或云此山之神爲大物代主、神也云々、此、故事靈異記にも委く見えて、三諸岳は、すなはち飛鳥之神奈備山云る所なり、三輪山をも三諸山云へども、こは其にあらず、混ぶべからず、万葉三山部、赤人登神岳作哥、又十三の長哥なごに、三諸乃神名備山も、神名備乃三諸山もよめる、皆此、飛鳥の神名備なり、此山を神岳も雷岳も云て、今も即雷土村云處、飛鳥川にそひたる里にて、小山あり、飛鳥社は、もこ其處に坐けるなり、然るを日本紀畧に、天長六年三月己丑、大和國高市郡賀美、郷甘南備山飛鳥社、遷同郡同郷、鳥形山、依神託宣也こ見えたれば、今の社、地は、此、鳥形山なりけり、】又高市郡高市、御縣坐、鴨事代主神社、【大月次新管】あり、【こは今高殿村云にありて、大宮と稱す、天香山のすこし西の方なり、貞觀元年正月に、從一位を授奉賜ふこと、三代實錄二に見ゆ、書紀天武、卷に、高市縣主許梅に著て、吾者高市、社、所居名、事代主、神、詔へるは、此神なり、】又葛上郡鴨都波八重事代主命、神社二座【名神大月次相管新管】あり、【こは今御所村にあり、○書紀神功、卷、始に、諫云、先、日教、天皇者誰神也、願欲知其名云々、問、亦有耶、答曰、於天事代於虛事代、玉籤入淺嚴之事代、神有之也云々こありて、後韓國を言向て、還り坐しての處に、云々ト之於



是云々、亦事代主尊壽之曰祠吾于御心長田國、則以葉山媛之弟長媛命祭之ある、此神か、長田國は、和名抄に、攝津國八郡長田にあり、式に長田神社、名神大月次相嘗新嘗にあり、此其御社なり、如此く、此神を祭れる御社は、處々に名高くて多かり、右の外にも式に、阿波國阿波郡又勝浦郡にも、事代主神社あり、【幡磨國安栗郡に、大倭物代主神社あり、物字は、許登訓べき由なきにはあらねき、なほ疑はしければ、此は大物主神のこころならむも知りたし、上に引る雄略紀なるもおなじ、】又神祇官坐、御巫祭神八座の中に、大穴牟遲神は坐して、此事代主神の坐すこは、【師の祝詞考に、此八神の事を説る中に云、此神は、初國所知し磐村彦、天皇の后、五十鈴媛命の御父なり、其後の生まれ、皇子、天津日嗣知しめしき、然れば萬代に傳へ坐す天皇の、始の大御祖にまします媛命の、大御父神に坐す故なり、其上、此大神ぞ、天下を天御孫命に譲りたまひ、御功たぐひ無ければ、高御魂命に次て、八神の中に齋奉りたまふなるべし云々、然れども今つらく考るに、此八神いづれも、右の説の如き所以を以て齋たまふ神にはあらず、若しかの説の如く、大御祖の所以、又有功の所以ならませば、此外に猶も齋奉賜はむ神は多かるべき物をや、されば高御産日神なきも、皇祖の故を以て齋たまふにはあらず、たゞ産靈の徳に依てなり、次、神たちにて知べし、若し皇祖の故ならむには、必し伊邪那岐伊邪那美大神なきも坐すべきならずや、か、れば右の師説は用ひがたくなむある、】まづ此八座神のうち、餘の七座いづれも、天皇の大御身の上を守り福へ坐す神たちなるを、其中に大宮、寶神は、古語拾遺に、天照大御神の御前に侍坐よしありて、如今世内侍善言美詞和君臣間令出襟、悦懽云云に准へて思へば、此事代主神は、下に父大穴持命の言に、僕子等百八十神者、即八重事代主神爲三神之御尾前而仕奉者、違神者非也とある、此等の所以由にて、殊に天皇の御守神なればなるべし、【上にも引る天武紀に、人に著て、吾者高市社所居名事代主神、又牟狹社所居名生靈神者也とて、吾者立皇御孫命之前後、以

送奉于不破而還焉、今且立官軍中守護之、とあるを思ふべし、此生靈神も、八神の中に坐すを、但し靈字を、書紀、今、本には、雷作れども、古本又釋紀に、靈あるぞよき、】さて姓氏錄【大和國神別】に、長柄首、天乃八重事代主命之後也、また【和泉國神別】長公、大奈牟智神、兒、積羽八重事代主命之後也と見ゆ、【又畝尾、連伊與部飛鳥、直なきの祖に、同名あれど、其は天神にて別なり、】○八島牟遲能神、八島は、上の八島土奴美神の處に云るが如きか、又次に考あり、牟遲は、大穴牟遲の牟遲の如し、○鳥耳神、鳥は地名か、其由次に云べし、耳は稱名にて例多し、上に見ゆ、但し女名には、をさく見あたらず、めづらし、【中卷に、前津耳云女名あれど、書紀には此も其父の名なれば、疑はし、さて此神名、眞福寺本には、鳥取神あり、鳥取ならば地名か、此地名和名抄に國々に多く見ゆ、式に伊勢國員辨郡に、鳴神社鳥取、山田神社鳥取、神社賀毛、神社もあり、然れども鳥取云云こは、人代になりて、鳥を捕し事よりおこれる名と思はる、此事中卷垂仁段に云べし、此の神名にはいかゞ、】○鳥鳴海神は登理那留美と訓べし、【此鳥を、登りのみ訓はひがこなり、凡て鳥を登り訓はひは、鳥取鳥羽鳥網鳥鳴なきのたくひ、鳥に因れる言を、下に連くるこなり、然るに此は、鳴海は、鳥に由あるこに非れば、登那留美云べきに非ず、】○鳴字に訓注あるは、鳥の下なる故に、那久と訓むかの疑あればなり、】さて鳥は、御母の名に同し地名か、大和國葛上郡に上鳥下鳥云郷あり、和名抄に見ゆ、若し是ならば、外祖父の八島牟遲は、和名抄に添上郡八島郷あれば、其處に住たまへる神、鳥耳神は、右の鳥郷に住賜ひて、此神も其處にて生れたまへるにや、さて鳴海【借字】は成耳にて、稱名なるべし、【耳も見も通はしいふこ、忍穂耳命の處に委くいふがこし、】さて式に、尾張國愛智郡成海神社【和名抄に、成海奈留美といふ郷もあり、】云々あり、さて彼賀夜奈流美命此神は、別なるか、將賀夜も大和の地名なきにて、此神の亦名か、もし亦名ならば、備中國賀夜郡、但馬國氣多郡賀陽【加也】郷なき

にも由あらむか、と思しきことあり、次にいふべし、○此處に娶某神之女某生子建御名方神、云々こもあるべきが無きは、脱たるにや、此神は、事代主神に次て、威勢ありしさまに、下文に見えたれば、必先此處に擧べきことなり、○日名照額田毘道男伊許知邇神、日名照は、上なる建比良鳥命を、書紀に武日照命ともある、日照に同じ、此事上【傳七の六十六葉】に云り、又式に、出雲國神門郡比奈神社、隱岐國知夫郡比奈麻治比賣命神社あり、額田は、國々に多き地名なる中に、大和にては書紀顯宗卷に、山邊郡額田邑あり、和名抄に平群郡額田【奴加多】あり、河内國河内郡にもあり、又賀夜奈流美を、鳥鳴海の一名として、かの備中の賀夜郡によらば、同國吾多郡にも額部【奴加多倍】あり、毘道は、又かの但馬の氣多郡の賀陽によりていはゞ、同國出石郡に比邇神社あり、【伊賀國伊賀郡比地神社、伊勢國多氣郡火地神社あり、また和名抄播磨國宍粟郡に比地てふ郷もあり、】伊許知邇は考へなし、さて男とあれば、男神なるべければ、此男、字の下に、神之女の三字脱たるか、【但し訓注を一にしたるを思へば、此は後に寫すて脱せるにはあらで、阿禮が誦たる時より、如此ありしまゝなるべし、】又は神の下に之女某神といふことこの脱たるか、○國忍富神、忍は、上の天之忍許呂別處【傳五の八葉】に云るが如し、富も稱名にて例多し、建御名方神を式には、南方刀美神とあるがごとし、出雲風土記に、須佐能鳥命、御子國忍別命云々見ゆ、○葦那陀迦神、式に備中國窪屋郡足高神社あり、備後國に葦田郡あり、但馬國氣多郡葦田神社あり、これら上の神たちによある國なる故に擧つ、○八河江比賣、明宮段にも同名あり、名義は字の如きか、又諸祝詞に、伊加志夜久波能如久、仕奉利佐加叡志米云々あり、此を師説に、夜久波能は彌木榮なり、彌が上に木の生榮ゆるを、林も波能とも云、遠江人木草の孫枝の生茂るを、夜基婆叡云々即ち是なりとある、此も此夜久波能の意の稱名にや、久加は通音なり、【延佳本に、江一本作沼とあれど、そはわろかあり、】さて三代實錄卅一卷に、常陸國河江神云見

ゆ、○速襲之多氣佐波夜遲奴美神、速も襲も稱名にて例おほし、【襲のこは、上の建御雷之男、神の處に委く云るごとく、嚴みかよふ、】多氣は建なるべく、佐波夜は地名なきにや、遲は彦舅なきの遲にて例多し、【上に出】奴美は、上の八島士奴美の奴美に同じ、式に備後國安那郡多那伊那太伎耶布都神社あり、【こは多那伊那太の似たる故に引つ、】○天之襲主神、こは何も無き稱名なり、○前玉比賣、名義、書紀に所謂幸魂【此云佐根彌多摩】の意か、【幸魂のこは、下にいふべし、和名抄に、幸魂俗云佐岐太萬とあり、】又幸をなす徳ある寶玉の意にもあらむ、敏達紀に幸玉宮、【此は皇宮の號なり、】式に伊豆國賀茂郡佐伎多麻比咩命神社、また武藏國埼玉郡埼玉神社二座あり、【同郡に埼玉郷もあり、和名抄に郡も郷も佐以多萬とあれど、凡て伎を伊といひなすは、後のこにて例おほし、万葉十四にも、佐吉多萬能津よめるをや、】○襲主日子神、外祖父神の御名によれり、○淡加美神は、上に出て龍神なり、然るに其、女云は、大御和神の麗壯夫に化て、娘子に通たまひし類にて、龍神の壯夫に化て、現娘子に婚て生坐るなり、【上なる淡加美神之女日河比賣も此に同じ、】さて淡加美神社は、國々に多ければ、何處のこも知がたし、○比那良志比賣、式に出雲國神門郡比那神社あり、良志は足の上畧なきにや、隱岐國知夫郡比奈麻治比賣命神社あり、【良志比麻治に横に普通へば、若し此神にや、海中に漂ふ者、此神の靈験を蒙るためし多かること、延暦十八年五月云々、類聚國史に見ゆ、これ龍神の御女なる故に、海を渡る者を守りたまふにもや有む、】○多比理岐志麻流美神、式に備後國品治郡多理比理神社【同國甲奴郡意加美神社、惠蘇郡多加意加美神社】あり、出雲風土記に、飯石郡來島郷、伎自麻都美命坐、故云支自真とあるは此神なるべし、【式に、安房國安房郡安房坐神社の次に、后神太比理刀咩命神社あり、されどこは女神なり、さて式今本には、此太字を天に、刀字を乃に誤れり、今は文德實錄によりて引つ、】○比々羅木之其花麻豆美神、比々羅木のこは、中卷日代宮段【傳廿七の三十九葉】に解べし、さて此は、薦

枕高御産柄日神、【三代實錄】天疎向津媛命【書紀】なごの例にて、枕詞に置る物ミ聞ゆ、其花は誤字ならむか、神名に聞つかぬこ、ちす、【上よりのつゞきもいかゞ】なほ考ふべし、麻豆美は、右に引る伎自麻都美ミ同言なれば、彼は此ノ神にても有べし、【或説に、比々羅木は數の年を経ざれば、花さかぬ物なる故に、余見ミ云なり、見るここの乏き意なり、たそかれ時を今俗に、麻豆美時ミ云も、暗くなりて物の見えかぬる意にて、此ミ同じいへり、此ノ説佳しとも思はれず】○活玉前玉比賣神、活玉は生御靈の意か、式に攝津國東生郡難波ニ坐生國魂神社【一本に生國魂魂ミもあるは、此の活玉前玉にいよ、よく合へり】をも、今世に生玉ミ云なり、又はかの天ツ神の、饒速日命に授けたまへる、十種寶の中の生玉ミ同く、寶ノ玉の意以て稱へたるか、前玉は上に云るに同じ、○美呂浪神、和名抄に、上野國佐位郡美侶郷あり、浪は借字にて、那も美も、例の稱名なるべし、【山城國久世郡に奈美郷あれき、是にはあらじ】○敷山主神、式に越前國今立郡敷山神社あり、【師は志藝山津見のこを思ひて、此も伎を濁りて訓れつれき、敷字を書るは、なほ清べくこそ】○青沼馬沼押比賣、沼馬二字を奴麻ミ訓べし、【沼一字にても奴麻なれきも、此字古書には、多く奴ミのみ用ふる故に、馬字を添たり、此記中卷又神名帳中にも、沼間ミ書る例あり、馬字も音を取りに非ず、訓を取れり】式に武藏國多摩郡青沼神社あり、【渭を、今本に平ミ訓るは、誤なり】和名抄に、甲斐國巨麻郡青沼、【安乎奴万】信濃國佐久郡青沼あり、沼押は奴波志ミ訓べし、【こは御子の御名の布忍ミ同言ミ聞ゆれば、奴能志ミも訓べきに似たれき、若らば同字なるべきを、字の異なるは、同言ながら、此をば、古より奴波志ミ唱へるべし、さてこの沼字を、延佳本なきに、治ミ作るは非なり、又此御名を師の、アチマノマオシミ訓れしもわるし】○布忍富鳥鳴海神、布忍は奴能志ミ訓べし、【忍の韻は、能の韻にある故に畧る】即母神の沼押ミ一なるべし、和名抄に、越中國射水郡布師、【奴乃之】土佐國安藝郡布師、【奴乃之】又今河内國丹北郡にも布忍莊あり、【書

紀に景行天皇の御子に、尊襲斗皇女、日本武尊の御子に布忍入姫命あり、天智紀に布師首磐いふ人あり、姓氏錄左京皇別に布師首あり、【富は稱名、鳥鳴海は、六世祖ミ同名なるは、此神も又かの鳥郷に由あるにや、○若畫女神、書紀に、稚日女尊坐于齋服殿、而織之神之御服也【此を舊事紀に、織女稚日姫尊者、天照大御神之妹也云るは、大日靈ミ云御名に對へて、おしあてに其妹ミ云るか、若天照大神の御妹ならむには、織女ミ云稱もかなはず、又口決に伊弉諾尊兒ミ云るは、舊事紀に依てなるべし、但書紀に、尊字をかき、又日女てふ御名を負たまへるこ、如何なるにか心得がたきこなり、神功卷に、亦稚日女尊誨之日、吾欲居活田、長狭國云々】こあれき、此なるは彼神ミは別なるべし、【彼は當時既く云々神退矣ミあるをや、若猶しひて同神ミせば、其御靈の何處にまれ鎮座るが、現娘子に化て、婚たまへり云むか】さるにては、畫女てふ御名こそ疑はしけれ、されば諸本に畫字を盡ミ作るも、ひたぶるには捨がたし、されき今は姑く延佳本に依つ、○天日腹大科度美神、出雲風土記大原郡に日原社あり、式に丹後國加佐郡にも日原神社あり、科度美は、書紀に見えたる風神、名級長戸邊ミよく似たり、【但し戸邊は凡て女の名なり】又式に河内國石川郡科長神社あり、【かの級長戸邊も、級長を志那ミ訓めば、此の科も科長の意ならむ】父神の御名の布忍も、右に云如く今河内の地名にあれば、由ありて聞ゆ、さて度美ミ云例は、中卷末に菅竈由良度美あれき、そは女の名なり、此は富の意にて稱へたるか、○天狹霧神、上に出、此神の女ミは、此も御靈の壯夫に化て、娘子に通ひて生賜へるなるべし、【姓氏錄にも、羽束天佐鬼利命三世孫斯鬼乃命之後也いへる例あり】○遠津待根神、遠津は地名なるべし、水垣朝段に、遠津年魚目々微比賣ミ云もある、其遠津も地名なり、【彼は木國なり】待根【借字】は、麻は眞知泥は、上に天之都度閉知泥神、書紀垂仁卷に、十千根なき云名の例あり、多良知泥なきの知泥にて、【多良知泥は足しねにて、志を知ミ通はしいふなり、師は云れしかき、もし然らば、直に多良志泥ミ云べきを、

知云は、足し知泥の志を省るなり、稱名ならむ、○遠津山岬多良斯神、遠津は母神の御名に由れり、母の住たまへる處にて、此神の生れたまへる地なるべし、岬は佐伎訓べし、書紀神武卷に、丘岬此云三嶋介佐葉和名抄に、唐韻云岬山側也、日本紀私記云三左木なごあり、さて山岬も地名か、山城國乙訓郡山崎郷ありて、式に同郡神足神社あり、多良志は足の意なれば由あり、凡て名の多良志を、書紀にはみな足作り、此記に帶字を書るは借字なり、帶を訓む義は、傳六の四十六葉に既に云り、さて右に引る姓氏録の羽束も、攝津神別にて、彼國の地名なれど、山城國乙訓郡にもありて、外祖父神も由ありげなり、又かの河内の科長も、いさ遠からねば、かたゞ山城の山崎由縁あるをや、○右神たちの御名につきて、諸國の神社をあげ、郡郷を引出つる、何も正しく其ぞ云には非ねど、いさ、かも名の似よりなきして、由有げなるをば、若くもやこ試に物しつるなり、されど漏たる處々は、猶多かりぬべければ、今より後も、見出むまに引合せて、考ふべき物ぞ、○十七世神、今是を計るに、十五世あれば、此數に二世不足、されど五ノ字を七ニ誤れりとも見え、上にも如此る數の違は有き、此は本は備れりしを、既く阿禮が誦うかべし時に脱せるか、はた此記成て後に、寫す者の脱せるか、今は知りがたし、さて或人の問に、天照大御神より、鴨草菅不合命まで、神代は五世なれば、其程に今此神の十七世を經べきにあらねば、此末々の神は、彼神代過て、人代になりての神たちにや、いふかし、答、神代の間、天津日嗣は五世なれども、年を經しこは、甚もく久しく長きことなりしかば、【書紀神武卷の始に、自天祖降跡以逮于今二百七十九万二千四百七十餘歲あるをや】側の神たちは、其間に十七世世も經なむこと、疑ふべきに非ず、須佐之男命の、五世孫菅根神をして、神劍を天に奉りたまへる、【書紀に見、】又多紀理毘賣命は、須佐之男命の御女なるに、彼六世孫なる大穴牟遲神に婚するたぐひ、凡て人代の例を以疑ふべきにあらぬをや、又問に、上件十七世の神たち、及次なる大年神の御子たち、羽

山戸神の御子たちなごの、御子孫も多く有べきことなるに、古書にも其末の氏にては、見えたることなきはいかに、答、此元御祖神須佐之男命は、伊邪那岐大御神の、汝は此國に勿住そ詔ひて、逐はれ賜ひ、其後神劍を得賜ひ、天照大御神に奉りて、大なる功をのこしおきて、つひに根國に罷り坐ぬ、故又大國主神も、同じく大なる功を成して、遂に此天下をば避奉りて隱坐ぬ、かくて又上件の神たち、大年神の御子たちなごも、皆こりくほきくに功を立て、其徳を世に貽しおきたまひぬること、元御祖神及大國主神の御趣に同じければ、つひに此顯國をば去坐して、其御子孫はのこるまじきこと、又同趣なるべき理、いこもく妙なるものなり、此國には勿住そ詔ひし大命の如く、凡て須佐之男命の御末は、つひには顯國に遺れることなし、【まれに大物主神事代主神なごの御末のあるは、現御身の御子孫にはあらず、此世に鎮坐御靈の御子なるぞかし、此差は、下の卷に委くいふべし、】

古事記傳十二之卷

本居宣長謹撰

神代十之卷

故大國主神坐出雲之御大之御前時自波穗乘天之羅摩船而  
 內剝鵝皮剝爲衣服有歸來神爾雖問其名不答且雖問所從之  
 諸神皆白不知爾多邇且久白言自多下四此者久延毘古必知之即  
 召久延毘古問時答白此者神產巢日神之御子少名毘古那神  
 自毘下三字以音故爾白上於神產巢日御祖命者答告此者實我子也於子  
 之中自我手俣久岐斯子也自久下三故與汝葦原色許男命爲兄弟  
 而作堅其國故自爾大穴牟遲與少名毘古那二柱神相並作  
 堅此國然後者其少名毘古那神者度于常世國也故顯白其少

名毘古那神所謂久延毘古者於今者山田之曾富騰者也此神者足雖不行盡知天下之事神也

御大之御前、出雲風土記に、島根郡美保郷、所造天下大神命云々、令産神御穂須々美命、是神坐矣、故云美保、また美保濱、廣一百六十步、西有神社、北有百姓之家、捕志毘魚、また美保崎云々、神名帳に美保神社あり、此地名下にも見ゆ、此地は、出雲國の東北の極なり、さて保に大字を書るは、意富の意を省きて用るなり、【意を省くこと、例おほし】例は即記中に穴大部、【書紀には穴穂部作り】天武紀に述太川、万葉十三卷に爾太通、十九卷に爾太要なきあり、御前は、凡て山にまれ海邊にまれ、物の鋒の如く突出たる處を云、崎崎崎等字を用ひたり、書紀に、島曲俗云美佐祁、和名抄には、岬また汀を三左木とあり、さて此の古事を、書紀には、初大已賈神之神平國也、行到出雲國五十狹々之小汀而且當飲食、是時云々あり、○波穂は、万葉十四卷に、奈美乃保能伊多夫良思毛與、【波穂之甚振なり】とあるに依て訓べし、此言卷末にも、拔十掬劍逆刺立于浪穂云々、御毛沼命者、跳波穂云々なき見ゆ、書紀神代下卷に、於秀起浪穂之上起八尋殿云々、秀起此云左岐陀豆展、【本に豆を豆に誤れり、陀豆展にては言ひのはず】又神武卷に浪秀とあり、凡て穂は、着くあらはれ見ゆることを云て、波穂は、書紀に秀起とある如く、【左岐は、花の咲なきの左久なり、万葉十四に、左久奈美もよあり】浪の白く高く立つさまを云、古言なり、○自は、次の歸來云處に係て見べし、浪の上を云、こなり、【自船自徒なきの自なり】○天之羅摩船、天之云は、天之羅天之真折なきの例なり、【羅字、延佳本に羅作るは、さかしらにサを加たるなり、諸、又舊事記、舊印本釋日本紀に引たるなき、みなサなし、古本然ぞ有けむ】書紀には、以白蘇皮爲舟とあり、

和名抄に、本草云、羅摩子、一名瓦爾、和名加々美、白蘇、和名夜末賀々美、徐長卿、和名比女加々美なきあり、今の俗は、加賀良比も、賀々芋も云て、其殻を割たるは、舟にいこよく似たる物なりとぞ、【後拾遺集に、あけがたははづかしげなる朝貝を、かみ草にも見せてけるかな】○鵝皮、鵝字は決して誤なり、【此は甚く小きことを云るに、鵝は、さいふばかりの小鳥にはあらねばなり】故延佳は鵝字ならむか云り、字鏡に、鵝、鵝也、安利比々留見え、和名抄に、説文云、鵝、蠶化、飛虫也、和名比々流、見えたり、蟻にも【蟻と鵝と通はし用ひたり】比々流にても、【比流に種々あり】いこ小き虫なれば、此によくかなへり、其中に、書紀仁徳、卷皇后御歌に、那菟務始能警務始能虛呂望よみ給へる、警務始は、飛蛾とて、燈に入れて身を亡す虫にて、蛾の中の一類なり、是れなむ衣のたこへも、此に殊に由ありて聞ゆれば、【但し蛾と鵝とは、字形似たりともあらねば、誤むこといかに、いさ、か疑ひなきにはあらぬ】姑く蛾字にして、比牟志能加波訓つ、此を書紀には、以鵝鵝羽爲衣とあり、【是に依て師は、此をも佐邪伎乃加波訓れしかとも、若し佐邪伎ならば、書紀の如く羽と云べけれ、皮と云むこも、鳥には似つかはしからず、そのうへ此記には、佐邪伎には、雀字を書る例なれば、鵝字も其形似されば、誤るべくもおほえず、又万葉十三に、葉之衣と云こもあり、本に加波乃伎奴訓れき、此はなほ異訓ありぬべくおほゆれば、若し此に由あることにはあらぬか、猶人考ふべし】○内剝は、上に内拔天香山之真男鹿之肩一振而ある類なり、内の意其處傳八の三十葉に云り、書紀に、全剝真名鹿之皮以作天羽輪云々、全剝此云字都播伎とあり、【皮下の剝字は、舊印本には無けれも、諸本にあり】○歸來は、此、次、文に、有光海依來之神とある依來に同じ、【歸字を依の意に用ひたる例は、中卷、始に喚歸と見え、書紀垂仁、卷に重浪歸國、万葉三に樹爾伐歸都なき、此外もあり】○所從之諸神は、美登毛能神多知訓べし、大國主神の御從者なり、○多遜且久、且字、諸本皆同じけれも、此字を假字に用ひたること、此記は

さらにも云ず、他の古書にも凡て例なければ、決く寫誤なり、具字なるべし、然云故は、万葉五七に、多爾具久能佐和多流伎波美、六科に、谷潜乃狹渡極、祈年祭詞に、谷蟬能狹度極、【月次祭詞にもあり】、こあるに依れり、さて此は蟬のここにて、【祝詞に蟬を作れたるは、蝦蟇にて、そは只の賀閑流なれば、比伎賀閑流は別なるが如くなれども、古通はし云るこも、漢籍にも多し、又祝詞の今本に、蟬を加麻訓れき、字音なれば誤なり、師の具久訓わたるが當れるこも、万葉も照していちじるし、】具久は鳴聲によれる名、谷云は、物のはさまに居る物なる故なり、【久々は蛙の類の惣名にて、蟬を谷具久はいふか、】此物の靈異わざあるこもは、漢籍にも見え、世人も知れる如くなれば、今此の事も、由ありて所念ゆ、【本朝文粹、村上天皇御製古調詩に、又有異體者、名號爲最明、野、鍾誰、得辨、蝦蟇、尤耐、驚、こある、此、野、鍾蝦蟇の對句の意を按に、かの異體者の形狀、野、鍾蝦蟇に似たり、かゝる者は、誰かは辨、知む、見ては誰もおそろきつべし云意か、又は野、鍾云フも、誰か此者を辨、知む、蝦蟇も此を見れば、驚くべし云意か、若、後の意ならば、野、鍾蝦蟇は、物をよく辨、知むものにしてのたまへるなれば、此に由あり、故引つ、】

○久延昆古、名、義次に云べし、式に、能登國能登郡久氏比古神社あり、【氏字、若、延の誤にはあらざるか、宗祇の回國雜記云物に、能登國に至り侍て云々、くるのやつ云所にてよめる、心からうきすまひにもなれぬらむ、やちたび何をくるゑの里人、こあるを見れば、いよく久氏は久延の誤かとおぼゆ、たこひ氏にても延も同韻なり、】同郡に宿那彦神像石神社云見ゆ、【○必字より下九字、舊印本又一本には無し、脱たるなり、今は眞福寺本延佳木によれり、】○少名昆古神、【昆、字濁音なり、清て讀、は非なり、】名、義少名は、書紀、纂疏に、以、形體短小、爲、名、こあり、さも有べし、須久那志こは、後、世にはた、多きに對へて、物の數にのみ云、こも、古、は大に對へて、小きこにも云り、万葉には、小彦名こもかけり、【官職にも大少ありて、大を於、保伊少を須奈伊云り、】さて此、御名の須久

那は、只少の意のみこも聞え、又名字を添へて書るは、大名持の大名に對へるか、【若、然らば、須久那々云べきを、約めたるなり、凡て同音の重なる言は、一、畧く例多し、】中卷息長帶日女命の大御歌に、須久那美加微こよませ給へるも此神なり、【万葉にもしかよめり、】さて昆古も那も例の美稱なり、【式に越前國坂井郡に比古奈神社云もあり、又堺原宮、天皇の御子に、少名日子建猪心命こ申す御名もあり、又宿奈麻呂てふ人、名もあるなり、】猶此神の御事、彼帶日女命御歌の處にもいふべし、○白上、白は、右の狀を云々こ白すなり、上は、少名昆古神を、高天原に率て詣で、御祖命の御許に獻るを云、【下文御祖命の詔に、此者實云々こ詔ふは、まのあたり見給ての御言なればなり、】上の遠呂智段に、彼、都牟刈之大刀を、白上於天照大御神也こあるに同じ、彼も上は即其、大刀を獻るを云り、【俗にた、白すこを、まうしあぐこ云こは異なり、上の言輕く見べからず、】○實こは、久延昆古の云々白せるは如何こ白すを承て、實に然なりこ詔ふなり、○目我手候久岐斯、此語既に上【傳五の七十七葉】に出たり、この文に、實我子也、於こ子之中云々子也こ、わづかの間に、三たび重ねて子こいふこあるは、古文なり、今、世に文章かくこ思ふ人の、如此同言の重なるをば、拙しにして省くは、中々に古、さまにあらす、【書紀云、是、時、海上忽有人聲、乃驚而求之、都無所見、頃時有一箇小男云々、隨潮水以浮到、大已貴神即取、置掌中而翫之、則、跳躍其頰、乃怪其物色、遣使白於天神、于時高皇產靈尊聞之、而曰、吾所産兒、凡有二千五百座、其中、一兒最惡不順教、養自指間漏墮者、必彼矣、宜愛而養之、上此即少彦名命是也、この宜愛養之こある詔に依れば、是、時は、いまだ幼稚く坐けるにやあらむ、○汝こ指て詔ふは、此、時、大國主神も、共に參上たまへるか、されこ書紀の如く使ならむにも、如此詔ふべきこなり、○兄弟、此も阿爾於登こ訓べし、○作、堅其國こは、天地初發之時に、五柱、天神の詔以て、伊邪那岐伊邪那美、神に、修理

固成是多陀用幣流之國にして、天沼矛を賜へりき、かくて黄泉段に、吾與汝所作之國、未作竟云々ある、其、未作竟、ミココろを、作堅めて、功を竟よこなり、さて今かく、少名毘古那神を謂て、助けしめ給ふは、彼沼矛を賜ひし同意にて、深き所以あるべし、其國は、高天原より此國を指る御言なり、【上に引る天神の詔には、是、あるは、そのかみ天地相去未遠、故に御目のあたりなる故なり】次には此國にあるミ、其分ちを思ふべし、○作堅此國書紀に、夫大已貴命與少彦名命、戮力一心經營天下云々、出雲風土記に、飯石郡多禰郷、所造天下大神大穴持命、與須久奈比古命、巡行天下二時、稻種墮此處、故云種種、續後紀十九、興福寺僧長哥に、日本乃、野馬臺能國遠、賀美侶伎能、宿那毘古那加、葦菅遠、殖生志津々、國固米、造介牟與理云々、万葉七評に、大穴道、少御神作、妹、勢能山、見吉、六評に、大汝小彦名能神、名者始鷄目、名耳乎名見山跡負而云々、十八評に、於保奈牟知須久奈比古奈野神代欲里、伊比都藝家良志云々、かくさまに云傳へたるも、皆天下下造たまへりし功に依りてなり、万葉三評に、大汝小彦名乃將座、志都乃石室者幾代將經、同卷評に、皮爲酢寸久米能若子我伊座家留、三穗乃石室者雖見不飽鴨、この二首、三穗石室志都石室錯亂たる哥にて、【其由は、委く下卷穴穗朝段に云り、久米若子の座せしは、播磨の志都石室なり】此、二柱神の座しは、三穗石室にて、紀伊國なり、【凡て出雲紀伊國、同相通へるここの多きこも、上の大屋毘古神の處に云る如くなれば、此、三穗も、出雲の美保よりうつれる名にて、由縁ありけむ、此、下に引、伯耆、風土記の粟島も、紀伊國名草郡加太神社を粟島といふミ、又由ありて聞ゆ】○然後者ミは、既に國作り竟て後云る如く聞ゆれきも、次、語に、大國主、神愁而告、吾獨何能得作此國、ミあるを以見れば、然には非ず、猶作り給ふ程のこなるを、其、初つ方は、相並て作りたまひしを、後、方になりては云意なり、○常世國、凡て上代に常世云に三あり、一には、常世長鳴鳥常世思兼神なごある是なり、こは常夜の義なるこ、

上【傳八の二十二葉】に云るが如し、一には、下卷大長谷天皇大御哥に、麻比須流袁美那、登許余爾母加母、書紀垂仁卷に、伊勢國、則常世之浪重浪歸國也、顯宗卷、室壽御詞に、拍上賜吾常世等、万葉一評に、我國者常世爾成牟、これらなり、こは字の如く常ミはにして不變ミを云り、三には、常世國云是なり、右の三、其言は同じけれきも、其意は各異にして、相關らず、【三を同意に心得るは、字の同じきに迷ひて、深く考へざるものなり、言の同じきま、に、字は相通はし借て、常世ミ書るなり】さて常世國ミは、如此名けたる國の一あるには非ず、た、何方にまれ、此、皇國を遙に隔り離れて、たやすく往還がたき處を泛く云名なり、故【常世は借字にて、名義は、底依國にて、た、絶遠き國なるよしなり、【古に會許を登許ミ通はし云るこも、又會許ミは、下のみに非ず、四方上下何方にまれ、遠くのき至て極まる處を云事、又万葉に、天雲乃遠隔乃極遠鷄跡雲云云、會伎問も同言なるこもなき、委く天之常立神の處、傳三の二十九葉に云るが如し、考へ合すべし】凡て上代に常世國云るは、皆此意の外なし、卷末に、御毛沼命者、跳波穗渡坐于常世國中卷玉垣宮段に、多遲麻毛理遣常世國、令求登伎士玖能迦玖能木實ミ見え、又常に歌に、雁の還往處を云なき、皆是なり、【さて又後には、人の死るを、常世國にゆくと云しこもあり、こは極めて遠き所にて、便りもなく往來こもかなはぬ意にて、右の意より轉したるものなり、万葉四に、常呼二跡吾行莫國云々、九に、遠津國黄泉乃界丹云々、書紀大長谷天皇遺詔に、不謂遺疾彌留至於大漸、これら其意なり、大漸を訓るは、字義にはあたらねきも、訓の意は、崩坐て常世國にまかりまさむ云云こもなり、さて又人も何も、ミココにはにして變らず死す、よろづにめでたき國を、常世國云るこもあり、是は漢籍こに依るこも多き世になりて、彼、いはゆる蓬萊なきの説によりて、此方に云來れる遙き國を云、其名を借れるものなり、かの蓬萊なき云なる所も、海路はるかに隔りて、至りがたき所云なれば、此方にはゆる常世國、是に似たるうへに、又ミココは



に、かはらぬことを、登許余云云さへありて、其名まであひかなへる故に、かれこれを以て、附會たるものなり、然るを後、世人はたゞ、常世と書る字に泥み、又漢の蓬萊なきのこをのみ思ひて、上代の意を深く考へざるゆゑに、不變不死を常世、國の本、義と心得居るは、ひがこなり、不變不死の意に云るは、万葉四に、吾妹兄者常世國爾住家良思、昔見從變若益爾家利、五に、等己與能久爾能阿麻越等可忘、九に、詠水江、浦島、子哥に、常世爾至云々、老目不爲死不爲而、永世爾有家留物乎云々、これらなり、書紀雄略卷に、此、浦島、子が事を記されたるは、疑はしきがうへに、到蓬萊山、と書れたるは、彼、紀の辭として、よろづに漢をまねられしなれば、ゆめ此、文なきに迷ひて、常世、國を、蓬萊のこ、こなきを思ひて書添へられたる、潤色の文にして、さらに上代の言にあらず、凡て書紀は如此、き文によりて、古への意を失へるこ、數しらず多かり、書紀に、其、後少彦名命、行至熊野之御碕、遂適於常世郷矣、亦曰、至淡島而緣粟莖者則彈渡而至常世郷、伯耆國風土記に、相見郡郡家、西北有餘戸、里有粟島、少日子命時粟莖、莖實離々、即載粟彈渡、常世國故云粟島也とあり、三代實錄三十七に、石見國常世國、社、神云見ゆ、又文德實錄八に、齊衡三年十一月庚午朔戊戌、常陸國上言、鹿島郡大洗磯前、有神新降、初郡民有煮海爲鹽者、夜半望海、光耀屬天、明日有兩怪石、見在水次、高各尺許、體於神造、非人間、石鹽翁私異之、去、後一日亦有廿餘、小石、在石左右、似若待坐、彩色非常、或形沙門、唯無耳目、時神馮人云、我、是、大奈母知少古奈命也、昔造此國訖、去往東海、今爲濟民、更亦來歸、云云、こもあり、同書天安元年八月、在常陸國大洗磯前酒列磯前、神等預官社とあるは、右の神石を祠れる社なるべし、同年十月、此、兩神を號、藥師菩薩名神とよしも見えたり、式に、兩社共に、名神大とあり、酒列磯前は那賀郡に屬せり、谷川氏云、藥師は久須志と訓べし、醫の意なり、さて藥師

云云から、菩薩の号もあるならむ、さて右に云る如く、常世國は、何處にまれ、遠く海を渡りて往く國を云なれば、皇國の外は、萬國みな常世國なり、かくて此、少名毘古那命は、御祖神產巢日、神の御手候より漏去坐つる神にて、此、段の文に依るに、其、行方も知られ給はざりし趣なり、さるは此、葦原、中、國には降り坐すして、外國に放往坐しが故なり、【久伎には漏字を書き、書紀に漏墮とある墮も、此意にて、書れたるものなり、上に大穴牟遲、神の事に、自木、候、漏、而去、とあるをも思ふべし】さて此段に、海より依來坐るは、外國より渡來坐るにて、度于常世國也とあるは、又外國に還坐るなり、さて息長帶比賣、命の御哥に、常世に坐とあれば、後まで外國に鎮座なり、然れば此、神は、初、高天原にして、御祖、命の御手候より放去て降り坐しより、永く外國に坐す神にて、其間に少時皇國には渡來坐し、事ありしなり、さて此、趣に據て、今つらく、按に、外國【三韓及漢天竺其餘四方の萬國】は皆本、此、神の經營、堅成たまるものなるべし、【諸の外國の初はみな、書紀に潮沫の擬て成れる者とある、其、内なるべし、此事既に傳五、卷に云り、然ありて後に、此、少名毘古那、神の降り坐て、何の國をもみな經營たまへるなるべし、其、早晚勝劣なきの異こそあるべけれ、悉く此、神の經營たまへるに漏たる國はあるべからず、其は人、代の命の長さを以て計るときは、國々此神の經營たまへるこしては、時代合はず思ふ人あるべけれ、然らず、神代の壽命年數は、こよなく久しく長かりしかば、此神なきは、漢國にいはゆる伏羲なきよりは、遙に前代なるをや、萬國みな此に准へて、疑ふべきにあらず、又須佐之男、命新羅、國に降り坐し、こもあれども、其はいまだ經營らざりしほきにぞありけむ、さて諸の外國には、神代の正しき傳説なければ、此、少名毘古那、神の、天より降りて、經營たまへりしこを、ほのかにも知らざる國々もあるべく、又其、國々の語のまゝに、異なる御名を以て、ほのほの訛りて傳へたる國もあるべく、又其、神靈を、後、世まで崇拜する社のある國々もあるべけれ、其はた異なる御名なるべければ、かにかくに何れの國にても、正しきこは知らで

あるなりけり、抑今如此言を聞む人、いかに思はむ、千年にもあまりて、あまねく外國の説をのみ聞なれて、心の底に染着たる世、人なれば、なべては信ふ人もをさく、あるまじけれども、さるごもがらはいかにもあれ、皇御國の物學ひせむ人は、此事よく心得居るべきものぞ、かくて後、世に至し、其、諸の外國より、くさくさの事も物も渡參來て、其を用ふるごも多きは、此、神代に此、神の、外國よりしばらく渡來坐て、大穴牟遲、神を助けて、もうごもに經營成し給へりし趣、全符合り、いご深き理あるごなるべし、【故外國より渡參來つる事物の中には、皇國の助けごなり、實ごなるもあり、又害ごなるごも多し、是はた然あるべき趣なり、少名毘古那神は、書紀に、一兒最惡、不順教養ご、御祖、命の詔ひて、初、惡かりし神に坐せば、もはら此神の經營たまへる外國々々、もごより惡き事多かるべき理なるをや、されご惡きより善きを生す理をも又おもふべきものぞかし】○顯白ごは、誰も知らざりしを、よく見知りて、其ごあらはし白せしを云、下文に、此、立御前、所仕奉媛田毘古、大神者、專所顯申之汝送奉ごもあり、○山田之會富騰、この文を按に、當時久延毘古云は、即、今、世に至るまで、山田の會富騰にて有る物は是なり云意なり、然れば久延毘古即、會富騰のごなり、さて會富騰は、後の歌に會富豆ごよめる物にて、清輔、朝臣の奥義抄に、田におさろかに立たる人形なり云り、【山田を、師の、地名なるべし云れしは、會富騰を、其處に鎮、坐す神の名ご見られしなるべし、されご此の語のさまをよく思ふに、さは聞えず、若尋常の神、名ならば、坐三山田、會富騰、神なご、ごそあるべけれ、又或説に、後、哥によめる山田のそほご云物は、ご、に足雖不行ごあるに依て、此、神、名を取て、擬へて名けたる物なり、ご云るも惡し、】古今集に、足引の山田の會富豆ごさへ、我をほし云、うれはしきご、後撰集に、明々暮し守るたのみをからせつ、袂そほごの身ごぞなりぬる、拾遺集【長哥】に、小山田を人に任、我は只、袂そほごに身をなして云々、會禰、好思、集に、山田守そほごも今はながめすな、舟屋形よりほさき見ゆめり、なごよめり、【續古

今集に僧都立實、山田守そほごの身ごそあはれなれ、秋はてぬれば問、人もなし、此哥によりて、會富豆は、僧都を以て名けし物ご心得るは、古を考へざるひがごごなり、】名義は、或人、雨露に所沼そほごて立たる由なり云り、【添水の意なご云説は、いふにもたらず、】今按に、會富豆云は、後のごにて、本は會富騰なれば、そほご人てふ意にや、【遲毘登を約れば、騰ごなるなり、】そほご云言は、書紀武烈、卷影媛、哥に、磯岐會夏遲ご見ゆ、【後、哥にも多し、】山田は山の田なり、下巻輕、太子、御哥に、夜麻陀遠豆久理ご見ゆ、さて久延毘古てふ名も、よご、もに雨露にうたれ、風に吹破られなごして、身體の壞れ傷はれたる意にもやあらむ、久豆禮を久延ご云は古言なり、万葉十四に、伊波久叡乃、又三、河、岸之妹、我、可、悔、【河岸の崩ご云、かけたるなり、】書紀仁德、卷、歌に、以播區、娜、輪、【岩崩なり、】なごあり、○此、神者云々、凡て古は禽獸は更にもいはず、さらぬ、雜物までも、靈しあれば皆神ご云し例なれば、今此、會富騰をも神ご云るご、異むべきに非ず、【此、神ごあるに就て、山田のおさろかしには非じ、ご疑ふ人もありぬべけれご、所謂ご云言なごを置るにても、尋常、神ならぬご明けし、】○足雖不行ごは、作りて立たるま、にて、何處へも動かぬを云なり、○盡、知、天下之、事ごは如何なる故ごもはかり難けれご、嘗に強ていは、まづ書紀の此、段を考るに、大穴牟遲、神、已、命の大なる功績あるに、矜り給ふ、意、見えたり、然れごも已、命一柱の力にては、功終難かりき、然るに此、山田の會富騰は、た、人の形したりご云ばかりにて、人の爲事をもえせず、足もえ歩行ず、其、狀貌は、た、甚醜く、賤しげなる物の極なり、然るを此物しも、天下の事を盡く知て、今少名毘古那神を顯白せるに依て、此、神ご相並て大功を終給へり、然れば已、大功ありごても、必、ほごりがたく、又容貌見ぐるしく、微賤き者ごても、必、あなごり棄がたしごの意なるべきか、【足雖不行ご云るは、坐ら天下の事を知ご云意はもごよりにて、大穴牟遲、神の天下を經行きたまふに反對る意もありぬべし、】此、久延毘古の故事を讀ても、吾、古、傳への、漢籍のさくじりたるごは、遙に異

にて、直く安らかなりしこゝ知れて、いゝ貴し、【書紀に此類の故事を捨てはぶかれしは、漢意に違きかゆるなるべし】  
 於是大國主神愁而告吾獨何能得作此國孰神與吾能相作此  
 國耶是時有光海依來之神其神言能治我前者吾能共與相作  
 成若不然者國難成爾大國主神曰然者治奉之狀奈何答言吾  
 者伊都岐奉于倭之青垣東山上此者坐御諸山上神也

愁而は、少毘古那神の、常世國に渡りたまひし故なり、○獨は比登理志且訓べし、万葉三呼に、草枕客之有者、  
 獨爲而見知師無美、【これを契沖が、ヒトリキテよむべし云るは、中々に古言をしらざるなり、】十二呼に、二爲而  
 結之紐乎、一爲而吾者解不見、直相及者、古今集に、獨りして物を思へば云々、此、餘もあり、今、世にも常如此云な  
 り、○能得作は、延都久良牟訓べし、【能字は、別に讀べからず、】凡て得云辭の用格、漢文を讀むには、たこへば  
 得作は、都久流計登袁字、不得作は、都久流計登袁延受訓む、皇國語には、不得作は、延都久良受云、其餘も不  
 云こきは、凡て延云々勢受云例なり、然れば是に准へて、凡て得作をも、延都久流云べし、其は聞なれぬこ、ちす  
 めれき、万葉十呼に左小舟乃得行而將泊、十一呼に、面忘太爾毛得爲也登云々、十二呼に、玉勝間安倍島山之暮路  
 爾、旅宿得爲也長此夜乎よめり、【此、二の得爲也は、上なるは爲こを得やなり、下なるは爲こを得むやにて、延須  
 は延勢奴の反對なり、今の世の俗語にも、ようするようせぬと對へて云、其、ようせぬをば、えせぬも云へば、ようす  
 るはえするなり、】○孰神與吾、こは文字にすがりて訓ば、孰神加吾登共爾訓べけれき、事の意をよく思ふに、然は

訓べからず、孰之神登共爾吾波訓べし、耶字讀べからず、【凡て漢文には、孰何誰幾なき云る言の下に、乎耶哉なき  
 の字を置るを、夜よむこ常なれきも、御國語には、孰何誰幾なき云たくひの言の結めに、夜云云こ無し、中昔ま  
 でも、此格のたがへるこはなかりしを、近世人は是をえしらず、哥にも文にも、孰神共に作らむや云たくひ多き  
 は、漢文讀に耳習つるひがこなり、】さて此記には右の如く、愁而云々あるを、書紀には、自後國中所未成者、大  
 已貴神獨能巡造、遂に出雲國乃興言曰、夫葦原中國云々、今理此國唯吾一身而已其可  
 與吾共理天下者蓋有之乎あるは、傳の意の異なりしにや、○是時の下に、而字ある本は、誤なり、○光海  
 云々、玉垣宮段に、其肥長比賣患光海原自船追來、書紀神代卷に、豐玉姬自馭大龜將女弟玉  
 依姬光海來、到なきもあり、さて書紀に依らば、此段も出雲國にての事なり、○我前、凡て古言に、神に前云る  
 こ多し、此、卷ノ末に、天照大御神の詔に、如拜吾前伊都伎奉、また思金神者、取持前事爲政、中卷水垣  
 宮段に、天皇の大御夢に、大物主神の詔に、令祭我御前者、神氣不起云々、【此にならひて、何れも美麻幣  
 訓べし】同段に、於御諸山拜祭意富美和之大神前見え、龍田風神祭祝詞に、龍田能立野爾  
 小野爾、吾宮波定奉且、吾前乎稱辭竟奉者云々なき見ゆ、此、中に、たゞ事もなく、其神の御前こ心得  
 てあるべきもあれきも、又常に云前の意にては、いさ、か通え難きもあり、故思ふに、前は座と見て、本其神の  
 御座位を指して云言なり、【右に引る文に、前事こある是なり】さて御座位を指して云が、やがて其神を指して云なれ  
 ば、治我前こは、即ち治我云こなり、右に引る文をも考へて知れし、【中昔の言にも、貴人をさしては、意麻  
 閉云り、今、世にも御前云是におなじ、又中ごろ婦人の名に、某前某御前云聞ゆ、】さて又墨江之三前大神、  
 伊豆志之八前大神なきあるも、三座八座云こ同くて、座こは、其神の座位を以て、其神の員を申すなり、【是又中

昔の物語文なきに貴人をば一人二人なきは云ずして一所二所三所も同意なり稱徳紀ノ詔にも二所乃天皇あり是は神のみにも非ず、孝徳紀の詔に、神名王名、逐自心之所歸、妄付前々處々ありて、注に前々猶謂人々也とあれば、人にも云しなり、【付は、名に付るを云、神名又古の皇子たちの名を、妄に人々の姓名につくるなり】さて神名帳の首に、天神地祇總三千一百三十二座、【のうち】社二千八百六十一處、前二百七十二座、四時祭式に、祈年祭奠幣案上二神三百四座、【のうち】社一百九十八所、前一百六座、不奠幣案上祈年、神四百三十三座、【のうち】社三百七十五所、前五十八座、ある前も、神の數を云るなり、【此社前この分を、よく考へ知れる人なし、皆おしあての妄説をのみなせり、己考るに、社云るは、神座の數にか、はらず、一社を一社として、其數を都合て、社若干所云、前云るは、一座以上の神社の中に、主なる神一座を除きて、其餘を幾座にても前して、前若干座云なり、たこへば三座を祠れる社ならば、中に主たる神一座を除きて、餘の二座を、前二座と定めたるものなり、主たる一座は、社云中に在るゆゑに、前云中には入れざるものぞ、此格を以て計るべきは、右の式に擧たる數、みなよく合へり、但宮中京中の神は、其神名を擧たるは、各一社とす、たこへば御巫祭神八座の如き、各名を擧たる故に、八社とするなり、其餘神名を擧ずして、某社幾座あるは、皆右の格なり、凡て社云數中に入れる神は、幣物多く、前の神は幣物減れり、さて主たる神一座も、實は前なれども、其は其社の主たる故に、社を指して申し、餘は其社の主に非る故に、神座を指して前には申すなり、故に社には若干所云、前には若干座云、二を總ても若干座と擧られたり、大神宮年中行事、小朝熊宮、祭の詔刀の次に、前皇神如此申進進あるも、此社六座の中に、主たる神を除て、餘の五座を、前、皇神云るこゝ、式の定、合へり、今、世言に、物を分充るに、一人前二人前云も、神社に充らる、幣物より出たる言なるべし、】○能治、この能字は、善又熟なきの意と聞ゆれば、與久訓べし、又此、前後の能字【獨何能云

云、與吾能相作云々、吾能共與云々、なきの能字なり、】と聞く軽く見て、讀まざらむとひがこゝならじ、治は、凡て物を棄指す、收擧て、狀に従ひて、其かうへを宜く物するを云、其中に、卷末に僕住所者云々而、於高天原氷木多迦斯理而治賜者云々あるこ、此は同くて、宮を造營て齋祠るを治云なり、其由下文に至て知る、又因下治養其御子之縁云々、玉垣宮段に、若此御子矣、天皇之御子所思看者、可三治賜、この二の治は、同く養育を云る、上なるは治養二字を比多須も訓べし、【傳十七の七十三葉】高津宮段に、因三太后之強、不治賜、八田若耶女、こあるは、大御心の隨に召入て寵たまふこをも得爲たまはぬを、不治賜、こいへり、續紀の詔に、款將仕奉人者、其仕奉禮良牟狀隨、品々讚賜、上賜、治將賜物、會止詔、あるを始にて、冠位上賜治賜布、なご、多くあるは、官位を授進たまふを、治たまふ云なり、右のさま、事は異なれども、意は皆同じ、【又收納修理等字を訓も、袁佐牟云言の意は皆同じ、】其餘國を治む病を治む、亂を治むなごも、皆同意なり、○吾能共與、能字讀べからず、共與は、師の登毛登毛爾訓れつる面白し、六帖に、ももく思ひきつれき、かりがねは同じ里へもかへらざりけり、後撰集に、背かれぬ松の千歳のほぎよりももく、こだに慕はれぞせし、返し、ももく慕ふ涙の添水は、いかなる色に見えて行らむ見ゆ、今、世にも常云言なり、古言なるべし、【凡て古言の、中昔の書にはをさを見えぬが、返して今、世の言にのこれがおほきぞかし、】○難成は、那理加豆麻志訓べし、【麻志は、牟云に同じ、加豆の加は、書紀の哥によるに、清むべし、】書紀崇神卷ノ歌に、多誤辭理固佐慶、固辭介氏務介茂、【手越に越は難越かなり、】万葉二一に、佐不寐者遂爾有勝麻之目四聲に、此月期呂毛有勝益士、十一言に、戀乃増者在勝申目、四言に、妹爾戀乍宿不勝家牟、なきあるに依れり、加豆は、消難行難なご、同くて、難き意なり、又加泥云にも通ひて聞ゆ、【万葉三に別不勝鶴、この加泥に、不勝書るこ、右に引る加豆にも、同字を書るこを思ふべし、○加豆を

不勝書るは、多聞受云意を取れるなるべし、多聞奴は難き同意なればなり、然るを其不字を省きて、勝のみ書るは、いさか意得がたけれき、万葉二に、後心乎知勝奴鴨、大寸御門乎入不勝鴨、又宿不勝鴨、七に宿不難爾なごある、加豆奴は、加豆の反對なる詞なるを、同意により、さて其字も、加豆にも不勝書るに、又加豆奴にも不勝書れば、不勝を勝のみ書るも、所以あるにや、又宿不難爾あるは、言も字も宿がたからぬ云云に聞ゆれども、猶いねかて同く、いねがたき意なり、されば是も、不字ある無き同意におつめり、○契沖は、加豆てふ言を、阿閉奴云意に見たり、此説は、加豆牟加毛、又加豆奴加豆那久なごあるには叶へるに似たれども、加豆麻志あるにかなはずなむ、○大國主神曰然者云々、こは然者の上に、其神名を問たまふ語、次に其答への語なき、決て有しが脱たるものなり、其語も無くては、事足はず、書紀曰、于時神光照海、忽然有浮來者、曰如吾不在者、汝何能平此國乎、由吾在故、汝得建其大造之績矣、是時大己貴神問曰、然則汝是誰耶、對曰、吾是汝之幸魂奇魂也、大己貴神曰、唯然、知汝是吾之幸魂奇魂、今欲何處住那、これに准へていはば、此記にも、然者汝者孰神耶、答曰、吾者汝之前御魂櫛御魂也、なき、云文の有けむを、大國主神曰然者、云云七字の二あるから、見まがへて、上文をば脱しつるにこそ、【さる例常に有こなり】、さて幸魂奇魂は、共に和魂の名にて、幸奇は、其徳用を云なり、二魂には非ず、【幸魂を荒魂とし、奇魂を和魂とするは非なり】、其故は、若二の魂ならば、二神に現れたまふべきに、今現たまふ神は一柱なり、且出雲國造神賀詞にも、倭の大美和に祠るは、此神の和魂こそ見えたれ、【下に其文を引て委く云を見よ】、さて幸魂【書紀に、此云佐根彌多摩】有、こは、私記に、是左支久阿良之无留魂也云云、字の如く、其身を守りて、幸あらする故の名なり、【書紀神功卷に、和魂服玉身而守三壽命】ある、是其意なり、是にても幸魂といふも、和魂の徳用なることをこれ、【奇

魂も【書紀に、此云俱斯美掩摩】字の如くにて、奇靈徳を以て、萬事を知識辨別て、種々の事業を成さしむる故の名なり、【万葉五に、可武佐備伊麻須久志美多麻】あるは、石を稱て、奇き御玉云るなれば、魂のこには非ず、即上に眞玉成二の石あるを以て知べし、さて今大國主神の、己命獨しては、此國を得作竟し、憂賜ふは、【書紀に、理此國唯吾一身而已、云てほこりたまふも同く】た、荒魂のみす、みて、和御魂の乏しかりしなり、故今神産巢日神の御量にて、【萬事を成しむるは、皆此神の御靈なり】別に、其和魂の御形を現はして、如此示し教へしめたまふなり、かくて此教への隨に齋祠りたまふに因て、和魂満足し榮坐して、其御身を守り幸へたまひ、奇靈き徳を以て、遂に天下を作竟しめたまふ、故是を幸魂奇魂は云なりけり、【此幸魂奇魂を、漢籍にはゆる魂魂にあて、云る説、又幸を先の義とせる説なき、皆ひがこなり、又、の問と答へを、山崎氏なきが、自問自答云るなきは、漢意に溺れて、神道をえしらぬものなり、○治奉之狀奈何、かく問たまふに、答に、祭狀をば、如何も教へずして、た、某處に齋祭、このみ教へたまふを思へば、上に治我前ある治は、必しも社を造りて齋祀こに限れるには非る故に、奈何なる狀に治めむと問たまひ、さて答に、治は、某處に社を造りて、齋祀れ云云、こに教へたまふなり、こも解べけれきも、凡て神前を治むは、必齋祭を云る例なれば、然には非じ、狀奈何云に、何れ地に社を造むと問意の含めるならむ、さて其齋祭の種々の狀は、大氏定まれる式あれば、教へたまふまでもあらざるなるべし、書紀には、此の問に、今欲何處住耶とあり、○吾者は、阿禮袁婆母と訓べし、母は助辭なり、【万葉に例あり】、○青垣は、青山の國の垣となりて周廻るを、中卷倭建命御哥に、多々那豆久、阿袁加岐夜麻菴母禮流、夜麻登志字流波斯、万葉一に、疊有青垣山、出雲國造神賀詞に、出雲國乃青垣山内爾、下津石根爾宮柱太敷立豆云々、同國風土記に、所造天下大神大穴持命、詔云々八雲立出雲國者、我靜坐國、青垣山廻賜而

云々、なき見ゆ、山云々、唯青垣のみ云る例は、万葉六卷に、芳野離宮者、立名附青垣隱云々、これなり、さて此は、垣に用はなれず、たゞ山のこを、常に青垣云々ならへる故に、如此云か、又彼國造神賀に、皇孫命、近守神登貢置天云々ある意にて、其、鎮坐むむする處も、倭國を衛護垣なる意にて、如此云るにもあるべし、○東山、御諸山は、倭の國中の東方に在て、其、山次まこに垣如り、但し東山に詔へるは、たゞ泛く東方の山云々なるべきを、其、東方山の中に就て、御諸山をば擇りしなるべし、又思ふに、東方の山云々ならば、東之青垣山こあるべきに、青垣を上に置て、東山こあるは、一ツの山、名を指するが如くも聞ゆ、故考るに、神名帳大神社の次に、神坐日向神社【大月次新嘗、貞觀元年に、從五位上を授奉らる、三代實錄に見ゆ】あり、此、社三輪山の嶺に在て、今高宮と稱す或書に云り、然れば御諸山の舊名日向山云云しか【若らば、此記に東山こあるに依て、彼神社の日向をも、比牟加志と讀べし、舊名のため、此神社にのこれるなり、○日の出る方を東といふも、即日向の意なり】○山上は、峯を云に限らず、又山、邊の意にも非ず、たゞ山云云こなり、【山云云も同じ、其、他海へ岡べ野べり】○山は、皆た、海岡野云云こにて、邊の意にはあらず、○伊都岐奉、此語上【傳六の六十六葉】に出、奉は祭祀なり、たゞ尊て添へて云辭の奉には非ず、【但し祭祀も、尊辭の奉も、言の意は一ツなり】書紀曰、對日、吾欲住於日本國之三諸山、故即營宮彼處、使就而居、此大三輪之神也、あり、さて大國主神の和魂の、大和に鎮座る由縁は、右の如くなるに、出雲國造神賀詞【天下の現顯事をば、皇孫命に事進奉りたまふ段に】に、大穴持命乃申給久、皇御孫命乃靜坐牟大倭國中、已命和魂乎、八咫鏡爾取託天、倭大物主櫛玉命登名乎稱天、大御和乃神奈備爾坐天云々、皇孫命能近守神登貢置天、八百丹杵築宮爾靜坐支【此文の中に、云々云々畧ける處を、本書を披きて考ふべし、其、御子たち三柱神には、たゞ御魂といひ、已命には和魂といひ、又杵築宮に靜り坐すこ

あるを以て、大和は、別に其、和魂なるこをしるべし、櫛玉命こ申す御名は、奇魂を云なるべし、さて帳に、城上、郡狹井坐大神、荒魂神社、神祇令義解に、狹井者、大神之魂御靈也、ある、是は大和の和魂なるに對へて、大穴持神の荒魂こ心得る人あらむか、然にはあらず、たゞ大和神の荒魂なり、此義よくせずはまきれなむ】こあるは、傳の異なるに似たれ、さにはあらず、天下に國はしも多なるに、今如此倭國にしも伊都岐奉れ詔ふは、後遂に皇御孫命【御代】の天皇を申奉る】の近守神こ坐むの御心なりしこ著明ければ、かの神賀詞には、其所をいへるものなり、【或人書紀の此、段の註に、大已貴命、みづから己が魂を齋て、神こしたまふと思ふは誤なり、三諸山に祀りしは、後のこぞ云るは、中々に非なり、若し此説の如く、己が魂を齋むがこならば、いかでか伊都岐奉れ詔ふべき、凡て己が私のさかしら心を主として、古傳を信ず、か、こをのみいふは、皆神道をしらぬものなり、此記にも書紀にも、今此にて正しく祀りたまふこは見えぬも、祀れあらむに、祀らですておきたまふべきならば、此時に祀りたまへりしこ疑ひなし】○御諸山は、即ち三輪山のこなり、【三輪云云名の由縁は、中卷水垣宮段に見ゆ】まづ御諸は御室にて、【御を身の意ぞなき云説は非なり】凡て神社を云、下卷朝倉宮、天皇大御哥に、美母呂能、伊都加新賀母登、又美母呂爾、都久夜多麻加伎、万葉三卷に、吾屋戸爾御諸乎立而、七卷に、木綿懸而祭三諸乃、なきある是なり、さて三輪山を御諸山云るは、此を始にて、中卷水垣宮、段、書紀、同御代、卷なきに見え、又繼躰、卷、歌に、美母盧我紆陪爾、能朋梨陀致こあるも、山こはいはね、此、山のこ、聞ゆ、万葉二卷に、三諸之神須疑、七卷に、三毛侶之其山奈美爾云々、味酒三室山、九卷に、三諸乃神能於婆勢流泊瀬河、なきよめるも、此山なり、【又書紀、雄略、卷にはゆる三諸岳、又万葉に、神名備乃三諸之山こも、三諸之神名備山こよめるなきは、雷山こも神岳こも云る處にて、飛鳥神の坐し山にて、此こは別なり、神岳を、今、木ミワヤマと訓るは誤

なり、又後、哥に、立田により合す三室山は、古書には見えず、そは古今集に、立田川紅葉ながら、神名備の三室の山にしぐれふるらし、云哥より始まれり、此哥の立田川、心得ぬよし、契沖くはしく辨へおけり、されど此立田川は、大和國の立田にはあらず、此は別に考へあり、凡て古書の三諸山をも、後、人は心得違へて、立田のあたりと思ふは、ひがここなり、さて御諸は、右に云る如く、何處にまれ神社のこなるに、此山にしも其名を負るは、取分て此大神を尊崇めるからなり、【今、京にて、祭りいへば賀茂祭、山にいへば日枝山なるがこし】さて此神社に鎮坐御名を、大物主大神と申すなり、【故、此御名は、上に五、名を擧たる處には見えず、白檮原宮、段に、美和之大物主神と、始めて見たり、其外も凡て古書に、美和社に就て云きは、此御名を申せる例なり、】神名帳に、大和國城上郡大神大物主神社、【名神大、月次相嘗新嘗】嘉祥三年十月正三位、仁壽二年十二月從二位、貞觀元年正月從一位、同二月正一位を授奉らる、【文德實錄三代實錄に見ゆ、】なほ此御社の事、中卷水垣宮、段に委くいふべし、【傳廿三の五十三葉】

故其大年神娶神活須毘神之女伊怒比賣生子大國御魂神次  
 韓神次曾富理神次白日神次聖神又娶香用比賣生子  
 大香山戸臣神次御年神又娶天知迦流美豆比賣調天如天亦自生  
 知下六字以音  
 子奥津日子神次奥津比賣命亦名大戸比賣神此者諸人以拜  
 竈神者也次大山上咋神亦名山末之大主神此神者坐近淡海

國之日枝山亦坐葛野之松尾用鳴鏑神者也次庭津日神次阿  
 須波神此神名以音次波比岐神此神名以音次香山戸臣神次羽山戸神次庭  
 高津日神次大土神亦名土之御祖神神九  
 上件大年神之子自大國御魂神以下大土神以前并十六神

大年神は、上【傳九の五十一葉】に見えたり、此は彼を承て、其は云るなり、○神活須毘神、【舊事紀には、神活二  
 字は無て、須沼比神あり、是に依て、延佳、此記にも沼字を補へるは非なり、須毘、二字音を用ひたるに、其間  
 に所來て、沼一字訓を用ひむこあるべからねば、此字は無きをよしとす、彼はも活字を沼に誤り、又下上に誤  
 れるものなるべし、後書にも須沼比神云あるは、舊事紀に依れるひがここなり、】名義活の意は、上なる活津日子  
 根命の下、須毘の意は、熊野久須毘命の下【共に傳七の五十七葉】に云るが如し、【師説に、神祇官に坐八座、神の  
 中の生産日を、此神なりとて伊久須毘と訓、其餘の神産日高御産日なごをも、凡て此例に加牟須毘多加牟須毘、多麻流  
 須毘多流須毘と訓れつるは心得ず、鎌倉中務卿親王の多加牟須毘と書たまへるは、古の唱の傳はれりしなりと云はれ  
 つれども、そは例の後世の音便讀にして、古の正言には非ず、今此神、たごひかの活産日にまれ、活須毘とあるは、  
 たまぐを畧けるにこそあらめ、是を例として、産日又魂なごあるを、牟を畧きてよむべきに非ず、又此活須毘神  
 を、或書に神魂神の御子なりと云るも、おほつかなし、○伊怒比賣、出雲風土記に、出雲郡伊努郷、國引坐意美  
 豆努命御子、赤衾伊努意保須美比古佐倭氣能命社、即坐郷中、故云伊努、【又秋鹿郡伊農郷、出雲郡伊農郷、

坐赤衾伊農意保須美比古佐和氣命之后天、噫津日女命、國巡行坐時、至坐此處而詔、伊農波夜詔、故云伊努イヌ坐、  
 あれば、出雲郡なる本にてありける。】神名帳に、出雲郡伊努神社、同社神魂伊豆乃賣神社、同社神魂神社、同  
 社比古佐和氣神社あり、此伊努郷【和名抄今本に、努を勢字に誤れり】に由れる御名なるべし、【右の神魂神社  
 は、神活須毘にはあらぬか、さて伊怒比賣は、伊努神社にてもや有む】又帳に、尾張國山田郡にも伊奴神社あり、  
 ○大國御魂神、名義上【傳九の六十一葉】に見ゆ、彼に云る如く、何神にまれ國を經營坐し功徳あるを、其國  
 國にて、國魂クニミタマも大國魂オホクニミタマも申して拜祀イキヤウるなり、故諸國に某大國御玉神社オホクニミタマ云多し、【上に引るがごこし】、然るに  
 此は何國イナリもなきは、倭の大國御魂なり、【舊事記に此神の下に、大和神也云るは、古書に然見えたるごこありしか、  
 又推當にいへるか、彼書は據ヨロコボこは信がたし】此神大穴牟遲神を助けて、殊に倭國を經營坐し功徳ぞ有けむ、【出雲  
 風土記に、大國魂命天降坐時云々あるは、大穴牟遲命の、天神の勅に順ひて、天上に參上たまひし時、此神も從ひ  
 て上りたまひしが、還降坐し、をりを云なるべし】かくて倭は、天皇命の靜坐御國シヅカミなりて、他ホ異なれば、  
 國名をば申さずして、たゞに大國御魂オホクニミタマ申し、又大倭大神オホヤマトも申して、皇朝の尊崇坐ウツクサごこも、殊に重かりしなりけ  
 り、【又大穴牟遲神をも、書紀に一名大國玉神、古語拾遺に大國魂神オホクニミタマあるは、凡て天下を經營まし、故なり、御名の  
 同きを以て思ひ混ふるごこなかれ、大和大神をも、大穴牟遲神ごこ心得る人あるも、此混マシによりり】さて此神の御  
 事は、書紀宗神卷に、六年云々、先是天照大神大和國魂オホクニミタマ二神、並祭於天皇大殿之内、然畏其神勢共住オホクニミタマ  
 不安、故以天照大神云々、亦以日本大國魂神託淳名城入姫命祭、然淳名城入姫命髮落  
 體瘦而不能祭、【和字は、倭を後に寫し誤れるなり、書紀の成れる時、未和字を用ひたるごこなし、日本も、こ  
 こは一國の倭の意なり、又祭然の祭字下に、其地名を脱せるなるべし、さて今の山城京になりて、皇女を賀茂大神

の齋イハヒに立たまふは、此淳名城入姫命の例に同じ、又七年に、夢のさごしに因て、市磯長尾市を以て、此神を祭る主オムスレ  
 したまふご見ゆ、又垂仁卷には、一云、天皇以倭姫命云々、是時倭大神著種積、臣遠祖大水口宿禰而誨之  
 日、大初之時、期日天照大神悉治天原、皇御孫尊專治葦原中國之八十魂神、我親治大  
 地官者云々、【官ごこは、大地を掌り守る官職の意なり】時天皇聞是言、則仰中臣連祖探湯主而  
 之、誰人以令祭大倭大神、即淳名城稚姫命食スリウラニト焉、因以命淳名城稚姫命、定神地於穴磯、  
 邑ウラキヨル祠ニ於大市長岡岬、然是淳名城稚姫命、既身躰悉瘦弱、以不能祭、是以命大倭直祖長尾  
 市宿禰令祭矣、【祭イハヒあり、神名帳に、山邊郡大和坐大國魂神社三座【並名神大、月次相管新嘗】是なり、  
 【和名抄には、大和於保夜末止、此郷城下郡に入れり、孝謙紀にも、城下郡大和神山あり、一郡の界近き處なれ  
 ば、かくもあるなり】、嘉祥三年十月、從二位、貞觀元年正月、從一位を授奉らる、【文德實錄三代實錄に見ゆ】、万葉五  
 【遣唐使に贈哥】に、天地能、大御神等、倭、大國靈、久堅能、阿麻能見虛喻、阿麻賀氣利、見渡多麻比云々ごよめり、さ  
 て此御社、今新泉村ニ云に在て、大和大明神申す是なり、【帳に三座あるを、或書に、大宮は大國魂神、二宮は大年  
 神、三宮は須沼比神なり云云、據あるかいさしらず、大宮二宮は論なし、三宮を須沼比スノヅメ云云る、まづ是舊事記に依  
 て、御名を誤れり、且御母の伊怒比賣をさしおきて、外祖父を祭むごこいか、若くは此説は、後人のおしあてには  
 あらぬか、又式に、淡路國三原郡大和國魂神社名神大、これは何の由にて彼國に坐イハヒにかしらず、本に下の大、字  
 なし、今は臨時祭式文德實錄ニごよりて補へつ、○韓神、名義未考得ず、韓は借字か正字か、地名なきか、將韓  
 國に由あるか、凡て知りがたし、【書紀に、素戔鳴尊、帥其子五十猛神、降於新羅國、居會戶茂梨之處云々、云ご  
 こあれば、其時に此韓神をも率て往たまひて、彼國にして功なきありしにや、會戶茂梨ウヘノモリご富理トヨリごも似たるをや、さ



れぎ、彼は出雲國に降り坐し以前のこゝなれば、時たがへり、此は試にいへるのみなり、○曾富理神、此も未考得ず、地名なきにやあらむ、書紀神代卷に、日向、襲之高千穂、添山、峯、添山此云曾褒里能耶麻、こ見え、又神武卷に、大和國に厨富縣あり、【但しこは添上下二郡なる處聞ゆれば、曾布なるべし、和名抄に曾不こあればなり、】さて神名式に、宮内省坐神三座、【並名神大月次新嘗】國神社、韓神社二座ありて、【儀式に、國神在、南韓神在、北見ゆ、】年毎の二月十一月の丑日、【春、用春日祭、後、丑、冬、新嘗祭、前、丑、式に見ゆ、】國韓神、祭にて行はせ賜ふ、其式は、貞觀儀式延喜四時祭式江家次第なきに見ゆ、【朝野群載に、此社、預卜部、宿禰兼宗、社の修造を請申せる解狀あり、百練鈔に、大治二年二月十四日、國韓神社、神祇官八神殿云々、燒亡云々、國韓神御正躰奉取、出之、但後日兼俊、宿禰云、八神殿國韓神、自元無御正體、但國韓神有神寶劍杵云、】又神樂哥に韓神あり、其歌は、本、三島木綿肩に取掛、我韓神のからをさせむやからをき、末、やひらでを手に執持て、我韓神のからをさせむやからをき、【からをきこは韓招禱か、○後拾遺集に、資良、朝臣藏人にて侍ける時、國韓神の祭の内侍に催すこて、祓すれぎ、此世の神は驗なければ、そのから神に祈らむ、云て侍ける返事、少將、内侍、近きだにきかぬ禊を何かそのからがみまては遠くいのらむ、辨、内侍、日記に、建長三年十月十六日、新大納言賀房夜番にまゐりて云々、なにこなきさまに、韓神をよきほごにうたひすて、出給ひしこ、少將のもこより申つかはして侍ければ、弁、内侍、きかばやなやまこにはあらぬからをきの、身にしむ風は秋ならずも、返し少將、内侍、やまこにはあらぬものから、からをきのかへす、もなほぞわすれぬ、鉢源抄に、私云、から萩は、かれたる萩を云にや、清暑堂、御神樂の試樂、執柄家にて行はる、こき、人、長かれたる萩の枝を持事あり、是秘藏事なり云、又内侍所御神樂式に、韓神之事、素盞雄尊、子也、有帝基安泰之誓、故宮中祭之云々、加良於幾、座置也こいへり、枯萩座置の説みなひがここなり、】抑此二神

を如此崇祭りたまふ由縁は、江次第、頭書に、國韓神、口傳云、件神、延曆以前坐此、遷都之時、造宮使欲奉遷、他所神託、宣云、猶座此處奉護、帝王云々、仍鎮座宮内省、【此、由古事談にも見ゆ、】こある是なり、さて常に國韓神こ一に連ねて申しならへる故に、此の曾富理神を、即國神ならむこ、誰しも思ふここにて、信に然もありぬべし、但國神こは別にても有らむか、【彼、宮内省なるは、上古よりたまく二神並て鎮坐故に、都遷されて後、常に連ねて申しならへるにこそ、】其故は、若此曾富理神ならば、韓神の御弟に坐せば、韓國の序次べきこなるに、國韓の序次て、其祭禮も國を先にせらる、且彼は國このみ何の書にも見えて、曾富理云云こなく、又曾能曾富理こ、言の通ふ由も無ればなり、【延佳、曾富理は國祝か、云しかこ、祝てふここ、神名に由なし、】若しくは韓神二座のうちの一座や、曾富理神にてはあらむ、猶よく尋ぬべし、【式に、伊勢國度曾郡國相、神社あり、是を或書に、曾富理神曾奈比比古命、大年神、子也云云は、國相字に付て、かの國神をおもひよせたる、例のおしあてかも、】○白日神、白字は向の誤にて、牟加比なるべし、其故は、式に、山城國乙訓郡向神社、大歲神社並載れり、此向神社は、大年神、御子向日神を祀る云、何の説も同じければなり、【大年神の子に、向日神云は、何の古書にも見えぬ神なるに、然云は、なか／＼に古き傳なるここいちじるし、】さて此社に、從五位下を授奉られしここ、貞觀元年正月の紀【三代實錄】に見ゆ、今向日、明神申し、其處を向日町こいふ、【今は牟加布唱れせも、古は牟加比なりしここ、日字を添へて書、にても知べし、中務、内侍が日記に、むかひの明神近きほごにて、常に參る云云しが、思ひ出るよりあはれになつかしくて、なつかしむ心をしらば、ゆくさをむかひの神のいかを見るらむこあり、其頃までも牟加比唱へしなり、其内侍は、弘安正應のころの人なり、】名、義は未考得ず、本より彼地、名にや、【又上の白日別の處にも云るここあり、傳五の十葉】和名抄に、對馬、下縣郡にも向日、郷あり、○聖神、名、義未考得ず、聖は

借字にて、是も地名にもあらむ、【師云、比自理云云、日、神より嗣たまふ皇統ならではないはぬことなれば、此、神名は後のことか云れき、是も論あり、なほ比自理の事は、下巻高津宮段、聖帝ある處に辨ふ、】式に、和泉、國和泉郡に聖神社あり、此神を祀れるなるべし、此社、貞觀元年五月列於官社、同八月授從四位下、【三代實錄に見ゆ、】○細注に五神あるは、伊弉比賣の腹の御子を凡て云なり、○香用比賣、香は加賀と讀べし、【舊事紀に、香用比賣と書るは非なり、そは若は後に加字を脱せるにてもあるべし、】香字を此二音の假字に用ひたる例は、伊香色謎、命、【書紀孝元、卷に見ゆ、此記には伊迦賀色許賣あり、】伊香色謎、又崇神、卷に見ゆ、此記には伊迦賀色許男あり、これらなり、【又香山香坂、王なごの香字も音を用ひたるにて加具加、碁の假字とせり、】さて名義は、容具の美麗きをほめて、光耀と云意か、万葉六、【に、加我欲布珠、十一符に、燈之陰爾蚊欲布虛蟬之妹蟻咲思面影爾所見、これらかやくを香用布とよめり、】又娶は、大年、神の娶たまふなり、下なるも同じ、○大香山戸臣神、戸は斗、臣は意美と訓べし、又戸臣二字を斗美とも訓べし、山戸は、山なる民の居所にて、いはゆる山里なり、戸は借字にて、處の意なり、【漢籍に民家を戸と云故に、斗と訓ても、家のことか聞ゆめれき、そは字によれるものなり、古、さるることなし、又幣と云は、上代にはた、籙のことなるを、即それを民家のことに云は、や、後のことなり、されば此の戸字は、幣と訓もわろし、おもひまがふべからず、】されば此神は、山里を開きて、民の居べき處を成たまへる功德ありけるにやあらむ、香の意は未思得ず、【御母の名に因るかとも思へき、次に異母、弟神にも、同じ名あれば、然には非じ、若くは稱名にて、是も光耀と意か、日照なき云例もあればなり、香山を山、名と心得るは、ひがことなり、又式に、伊勢國多氣郡相鹿牟山神社あるを、或書に、是を天兒屋根、命と大香山戸臣神なりと云るは、名の似たるゆゑの、おしあてなるべし、】○又万葉十四上野哥に、可美都氣努、麻具波思麻度爾、安佐日左指、麻伎良波之母奈、安利都追見禮婆、この

哥何さかや此に由ありげに聞ゆ、師は、麻具波思麻度を、真桑島門にて、海門のことに云れしかと、上野は海なき國なればいか、今思ふに、麻度は真門と聞ゆ、されば古門に日影のさしかやくことを云ならへる故あるべし、且日照島乃御門なきもよめり、故思ふに、香山戸は、かやく真門の意かとも思へき、なほいかにぞやおほゆ、【臣は稱美なり、臣と云稱の義、穴穂宮段に、臣連とある處、傳四十の三十葉に云べし、臣字にはか、はるべからず、○御年、神、名義大年と同じ、此神も父神と聞く、穀の事に大なる功坐しなるべし、古語拾遺に、此神、大地主、神の田に崇をなし給ひし故事を記せり、【披き見べし、大地主神は、何れの神を申すにか、倭、大國魂、神治、大地、官、垂仁紀にあれば、彼神ともきこえず、】神名帳に、大和、國葛上、郡葛木御歲、神社、【名神大月次新嘗】高市郡大歲、神社、御歲、神社あり、祈年祭、祝詞に、御年、皇神能前爾、白馬白猪白雞種々、色物手備奉、氏云々、四時祭、祈年祭、條に、御歲、社、加、白馬白猪白雞各一、【こは右の葛上、郡なる御歲、神社を云なり、古語拾遺に彼故事を記せる終りに、是、今、神祇官、以、白猪白馬白雞、祭、御歲、神、之、縁也、こあるこれなり、さて右の祝詞の上文に、御年、皇神等能前爾、白久、こあるは、祈年祭にあづかりたまふ諸社を都ていひ、右に引るは、御年、神一社をいふなり、彼文を披き見て辨へよ、○舊事紀に、妹高照光姫、大神、命、坐、倭、國葛上、郡御歲、神社、と云るは、式に鴨都波八重事代主、命、神社、つぎに葛木御歲、神社、ならべる故に、事代主、命の御妹神を、おしあてにあてたる物にて、例のちごこなり、ゆめまよはさる、事勿れ、】○天知迦流美豆比賣、天知は阿米志流と訓べし、註の知字は、迦の誤ならむ、故、六字以、音、こはあるなり、【知字をも必、音に讀べきこと、思ひて、後、人さかしらに、注の迦を知に改めたるか、延佳深くも考へずて、六字を當作せしと云るは、なか／＼に非なり、】名義は未思得ず、若は天知は、かの天飛雁と云意もて、地、名の輕の枕詞に、天飛や置る、同意にて、【其枕詞のこは、下巻、輕太子の御哥、下に云、】迦流は大和、國高市、郡の輕に因れる名にや、【同郡に大歲、神

社のあるも由あり、然らば美豆は稱名にて、みづくしき意なるべし、又万葉一註に、天知也日御影乃水許曾波云云、これら皆、せめて心見に云のみなり、○奥津日子神、奥津比賣、命、奥津は地名か、古今集に、貫之が和泉國に侍ける時に、倭より越まうで来て讀て遣ける、藤原忠房、君を思ひ沖津の濱に鳴鶴の云々、【沖津濱、或書に、和泉郡にありとも、又日根郡に在りとも云り、】これか、和名抄に、彼國和泉郡輕部郷あるも、御母の名に由あり、【大鳥郡に、大歲神社もあり、又和泉郡積川神社も由あること、波比岐神の下に見ゆ、】又駿河國にも此地名あり、【同國安倍郡に、大歲御祖神社もあり、式に能登國鳳至郡に、奥津比咩神社あれき、そは邊津比咩神社並べれば、此神にはあらじ、】さて此比賣神にのみ命あるはいか、此段前後の神たち、又前段の須佐之男、命の御末の神たち、凡て某神のみ有て、命云る例は、一柱も見えぬ物をや、○大戸比賣神、戸は幣濁音に訓べし、幣は竈のこころなり、上黄泉戸喫の下【傳六の七葉】に云るが如し、さて和名抄、河内國河内郡に大戸郷あり、姓氏錄大戸首の下に、河内國日下大戸村あるは、此郷のこころならむ、古河内和泉一國なれば、彼奥津由ありて聞ゆ、【又越中、國新川郡に大戸郷あり、万葉世に、田口朝臣大戸てふ人、名も見えたり、】○諸人は、万葉五に、母呂比得、十八に毛呂比登さあり、○以拜は母知伊都久久訓べし、上に阿曇連等之祖神以伊都久神也、阿形君等之以伊都久三前大神者也、中卷に御上祝以伊都玖天之御影神之云々、葦原色許男大神以伊都玖祝之云々、なごあること同じさまなればなり、又此卷末に拜祭あるをも、伊都伎麻都流に訓べきこと、彼【傳十五の三十葉】に云が如し、さて伊都久てふ言の解は、既に上【傳六の六十六葉】に出づ、○竈神、竈は加麻に訓べし、和名抄に、四聲字苑云、竈、炊爨處也、和名加萬、又唐韻云、竈、燒瓦竈也、漢語抄云加波良加万、新撰字鏡には、竈、須夷加万、さあればなり、【今俗に釜をも加麻云云ゆゑに、竈を加麻云は、釜より出たる名と思ふ人あれき、さに非ず、古釜を加麻云ることなし、釜は、賀奈間また末路

賀奈倍、和名抄に見えたり、思ひまがふべからず、或人、釜を加麻云は、朝鮮言なり云り、さもあるか、又竈より轉りたる名にてもあらむ、】又加麻度とも云は、竈處なり、万葉五註に、可麻度柔播火氣布伎多豆受よめり、【私記に、加摩斗者梵語也云るは、ひがこころなり、又閑都比云名も古し、神樂竈殿遊哥に、止與戸川比見え、枕冊子に、御へつひこあり、加麻は差別ありしか、未思得ず、又俗に竈を久度云は誤なり、和名抄に文字集畧云、竈、竈後穿也、和名久度見え、竹取物語に、かまきを三重にしこめて云々、くさあけてさあり、然れば古の竈は、後に穴を開て、そを久度さは云しなり、さて竈字は、字書に見えず、若しくは竈の誤か、竈は竈と同じ、竈突也に注せり、又大膳式に嘗神といふあれば、其と同じくて嘗の誤か、】式に、筑前國御笠郡竈門神社【名神大】あり、【藤原、經衡、哥の端詞に、かまきの明神あり、新續古今集に見ゆ、百練抄には、宰府、竈門、宮あり、竈門山の哥拾遺集に見ゆ、】紀伊國名草郡に竈山ありて、竈山神社も式に見ゆ、是も此神にや、【なほ白檮原、宮、段、傳十八の四十二葉に云り】さて此に竈神云は、比古神比賣神二柱を指るか、はた比賣神一柱か、定かならず、【舊事紀には、此二神者あれき、例の依がたし、若二柱を指ていは、此二柱、神者あるべき例なり、且大戸てふ名も、比賣神にのみあれば、竈神は此一神をのみ云か、されさなほ定めがたくぞおほゆる、○世俗の諺に、竈神は女神なり云云、】のあるは、漢籍にも然ることあるより出たるか、又は古よりの傳か、いかにまれ、諸民に炊爨事を教へ賜ひし功ある神なるべし、さて續紀に、天平三年正月、神祇官奏庭火御竈四時祭祀、永爲常例、大膳職式に、御膳神八座、高部、神一座、竈、神四座、嘗、神四座さあけて、各其祭の料物、品を載せ、右四、祭春、料依前件、秋亦准、此云々さあれば、年毎の春秋に祭ありし見ゆ、【嘗は、上に引る和名抄の竈と同じかるべく聞ゆれば、久度に訓べし、】されき四時祭式には見えず、臨時祭式に、御竈、祭云々、御井井御竈、祭云々、中宮、御竈、祭【東宮准此】云々、鎮竈、鳴祭云々

なきあり、【これらは、大膳式に見えたることは別なり、○文德實錄に、齊衡二年十二月、大炊寮、大八島、竈、神、齋火武主比命、庭火、皇神、並授從五位下、天安元年四月、有勅大炊寮、大八島、竈、内膳司、忌火庭火、神、並授從五位下、】あり、前の從五位下疑ひあり、三代實錄に、貞觀元年正月、大炊寮、從五位下大八島、竈、神八前、齋火武主比命、神、内膳司、從五位下庭火、皇神等、並授從五位上、印本に、此、大炊寮を大膳職とあるは、脱たる文あるなり、古本には、大膳職從五位下火雷神、大炊寮云々あり、西宮記に、内膳、御竈奉遷、他所、事、以生絹覆上、衛士八人昇之、宮主先解除、納言一人弁外記史以下步行供奉見え、中右記に、内膳司、御竈、神、三所也、平野伴美御祭奉仕、神也、一所、庭火、是尋常、御飯奉仕、神也、一所、忌火、是則十一月、新嘗、六月、神今食、祭奉仕、神也、禁祕御抄に、竈、神行、他所、之時、中納言以下供奉、尤可爲靈物、女房、不忌之、男、主上之外不沐浴也、四五破、但指合、用之、不可說、物也、百練鈔に、寶治二年十月廿二日、内膳、屋燒亡、御竈、神燒損、給、廿四日、近日御竈、神燒損、可鑄改、日時定事、被問諸卿、十一月十九日、軒廊、御卜、内膳、竈燒損、事也、閏十二月廿二日、被定、内膳、御竈、可鑄改、日時定事、來、廿八日、これによれば、神祇即かねの竈なりと聞えたり、此時の事、なほ増鏡烟の末々、卷に委く見ゆ、さて右の三代實錄に、八前とあるは、大膳式に、竈、神四座、竈、神四座、とあるを合せてにやあらむ、又内膳司なる竈、神は、即竈を神と云るなり、【さて竈、神は、如此く公家にも祭賜ひ、又古より諸氏までも各祭し、】此記、文にても知べく、江家次第正月元日四方拜、條庶人、儀に、竈、神をも拜むと見ゆ、【竈、神内傳云ものに、丙丁、日不祭、竈、神云、】あり、かゝることは云に足ね、是にても昔祭しと見るべし、【さて今、世には、三寶荒、神なき云、穢き名を申すは、いさあさましきわざなるかも、○大山咋、神、山末之大主、神、此二の名義、いかなる故か未思得ず、山云、は、共に日枝、山に因るる名にや、上の山、字に上聲を注せるは、大山は連かず、山咋は連く名にて、其讀聲なり、咋は亦、

名の大主と同意にて、其山に主はき坐、意にや、又山に末云は、麓を山本と云に對ひて、上方のこなり、大祓詞に、高山、末短山、末、万葉十三に、三諸者人之守山、本邊者馬醉木花開末邊方云々、【濱松、中納言、物語に、なにをたのみさころにてかは、いさかうたづきなうわびしき山の末にはすすべからむ云々】なごあり、但此の山末は、地名にても有むかし、【式に、伊勢、國度會、郡に山末、神社あり、】○近淡海、國、和名抄に、近江、知加津阿不三とあり、【遠江に對へて、近淡海とは云、】古も、今も常に、阿布美の云り、故神は、此記に近、字あるは、後、人のくはへたるか、こいはれたり、○日枝、山に坐は、神名式に、近江、國滋賀、郡日吉、神社、【名神大】是なり、三代實錄に、貞觀元年正月、近江、國從二位勳一等比叡、神授正二位、從五位下小比叡、神授從五位上、元慶四年五月、奉授正二位勳一等大比叡、神正一位、從五位上小比叡、神從四位上とあり、【臨時祭式にも、日吉、神社一座とあれば、神名式なるも一座なり、然れば是、大比叡、神にして、小比叡は式外の神と見ゆ、小右記に、比叡、御社とあり、拾遺集に、僧都實因比叡、社にてよみ侍ける、ねぎかくる日枝の社のゆふだすき、草のかきばも言やめてきけ、さて後世には、比叡、山と云へば、延曆寺のこ、心得、日吉をば比余志と唱へて、別なるが如くになれり、古は日吉と書るも比叡にて、比余志と云るこはさらに無し、住吉も、古は須美能延にて、須美余志と云、こは無しと同じこなり、又最澄僧此、山に佛寺を建て、此神をも、其寺の守神の如くになして、山王といふ名をさへ負せ奉りつれば、今、世に至ては、其、比與志と云名さへかくれて、たゞ山王のみ申すめり、又後、世に日吉七社と申すは、古書に見えぬこなり、其はかの最澄が延曆寺を建たる時よりの所爲と見えたり、三代實錄延喜式なごは、彼より後なれども、古によれり、さて其、七社の中に、大宮と申すや大山咋、神ならむと思ふに、然には非ず、大宮は彼、最澄が、大三輪、神を祀るよし、後の書きにも見ゆ、然らば二宮と申すが大山咋、神にて、小比叡、神か、さだかならず、或書に、大宮は大比叡、明神にて、大物主、神なり、一宮は

小比叡、明神にて、國常立尊なり、號地主權現云へれども、小比叡を國常立尊云は、いたくひがこにて、これを地主權現申すを思へば、これ大山咋神ならむか、さて又別に中七社下七社云も有て、合せて二十一社云、其下七社の中に、山末社云あり、此名此に由あり、然れども僧徒いかに心のまゝに爲ればこても、さすがに古より此山に主はき坐す神を、さばかり末々にはよも置奉らじと思はるれば、上七社の中にては坐すべしと思はる、抑二十一社みな佛さたのみにて、宗あるべき古の神、社は、其中に何れにかきたらるばかり埋れ賜ひぬるは、甚もあさましきわざなりけり、凡て此御社のこは、後の書きもに、くさく云るこも多けれども、みな延曆寺に因て、佛めきたるここのみなれば、取に足らず、後、世ながら公事根源に、比叡山の神は、松尾社同躰にて、大山咋神記したまへるは、古書に依て實のこなり、○葛野は加豆怒調べし、中卷明宮段の大御歌に見ゆ、書紀垂仁卷に、唯竹野媛者、因形姿醜返於本土、則羞其見返、到葛野自墮輿而死之、故號其地謂墮國、今謂弟國訛也、こあるを思へば、古は乙訓郡のあたりまでかけて、泛く葛野云しなり、和名抄に、山城國郡葛野、加止乃、また葛野、卿も見ゆ、【加豆に葛字を用ひたるは、久豆を加豆も云しなり、字音を取るにはあらず、後に加野野云は、加豆の轉れるなり、下總の葛籜は音を取れり、例異なり、】○松尾は、神名式に、山城國葛野郡松尾神社二座【並名神大、月次相管新管、】これなり、此御社は、古より佛さたの混らぬ故に、今に至るまで、大山咋神さだかに傳へ申せり、【今一座は、或は若山咋神も申し、或は市杵島姫命も申すなり、】續紀に、延曆三年十一月、叙松尾乙訓二神從五位下、以遷都也、【乙訓は式に、乙訓郡乙訓坐火雷神社ある是なり、遷都は、長岡宮に遷坐を云、】同五年十二月、叙松尾神從四位下、日本紀畧に、同十三年十月、鴨松尾神加階、以遷都也、【遷都は、今の平安宮に遷坐を云、】續後紀に、承和十二年五月、奉授從四位上勳二等松尾神正四位下、同十四年

七月、奉授從三位、文德實錄に、仁壽二年五月、正二位、三代實錄に、貞觀元年正月、從一位、同八年十一月、加正一位、見ゆ、【江次第に、大寶元年、秦都理始造立神殿、こあるは、始云るこいか、それより以前にも、神殿なるべきに非れば、こは其時新めて美く造奉しを云にや、】後拾遺集に、一條院、御時始めて松尾の行幸侍けるに、歌ふべき歌つかうまつりけるに、源兼澄、千石破松尾山の陰見れば、今日ぞ千年の始なりける、○用鳴鑄神、鳴鑄のこは、上【傳十の四十葉】に見ゆ、さて此は、鳴鑄を用ひて祭るこ、聞ゆめれき、然ては言足ず、【故師は、鑄字下に、齋か祭かの字脱たるべし云れき、然れども貞觀儀式江次第なごに、此御社の祭儀は見え、其料物等も延喜式に載られたれども、箭のこは凡て見えず、抑此記に然記さるばかりの由あるこならば、必其祭に是を用ひらるべきわざなるをや、又記中に、某神坐某處神也、云る例多かるに、其祭に用る物を舉て、云々神也云る例は、一もなし、書紀に、伊邪那美命の御事を、木國熊野の有馬村にて、花時必以花祭云々あるは、ここのさま異なり、かにかくに此は、ここのさまいかにぞやおほゆ、】故思ふに、用字は、成又は化なきの誤か、若然らば、鳴鑄爾那理坐流神那理訓べし、【又は丹字の誤にて、阿加伎鳴鑄にや、】如此謂所以は、山城風土記云、賀茂建角身命、娶丹波國神野神伊可古夜日女生子、名玉依日子、次日玉依日賣、玉依日賣於石川瀬、見小川遊爲時、丹塗矢自川上流下、乃取挿置床邊、遂孕生子、至成人時、外祖父建角身命、造八尋屋、豎八戸扉、釀八腹酒、而神集々、而七日七夜樂遊、然與子語言、汝父將思人、令飲此酒、即舉酒、坏向天爲祭、分穿屋簷、而升於天、乃因外祖父之名、號可茂別雷命、所謂丹塗矢者、乙訓郡社坐火雷命在、また釋日本紀云、賀茂別雷命、父丹塗矢、乙訓坐火雷神社是也、亦秦氏、大赤帳者、戸上矢者、松尾大明神是也、松尾大明神者、大山咋神、用鳴鑄水、【大赤は、人

名か書、名か、又戸上、矢は、彼、丹塗、矢のこ、聞ゆ、挿置床邊にあるを、戸上は云るか、又鑄水は、鑄也の誤にや、是を考へ合するに、彼、丹塗、矢は、即、此大山咋、神の化たまへるなり、故、今、成鳴鑄、神者也ならむか云なり、【又丹塗あるを以て、丹、字ならむかとも云なり、さて風土記には、た、矢云ひ、此には鳴鑄あるは、違へるに似たれども、上代には鳴鑄を云るこ多ければ、かの丹塗矢も其なりけむ、さて又風土記には、彼、矢は乙訓、社坐、あれば、松、尾に非るに似たれき、釋に引る秦氏の書には、松、尾、神あるを合せて思へば、松尾乙訓共に、此矢の靈を祀れる社に聞ゆ、さて正しき彼、矢をば、松、尾の御躰せせるか、乙訓の御躰せせるか、そはしらねども、何れにまれ、共に其御靈を祭るうへは、違ふべからぬうちに、此記には、坐、乙訓、云は云すして、坐、松、尾、あるうへは、彼、矢は松、尾に在り定むべし、又或書に、彼、丹塗、矢を、大己貴、命之所化也云るは、大山咋、神之所化し傳へしを、大己貴に誤れるものなり、○鴨、長明、四季物語云物に、下鴨申奉るも、大山咋、御神にて坐て、是もありがたく、松、尾、日吉など、皆々同じ御神すがたなるべし云り、四季物語は、長明が作れるには非るか、下鴨を大山咋、神云こは、他、書に見えぬこなり、然れども下鴨は、式に賀茂御祖、神社二座あれば、彼、丹塗、矢、靈玉依比賣、二座ならむか、これ別雷、命の御父母なるゆゑに、御祖は申すなるべし、さて御父なれども丹塗、矢は、松尾乙訓に主として祀る故に、下鴨にては、玉依日賣を表に祀るなるべし、さて上鴨は、別雷、神社あれば、彼、別雷、命なるこ論なし、然るに此、下上賀茂、社、今、京となりて皇朝の尊崇坐こ、伊勢に亞て比なきゆゑに、かの別雷、命には非じか嫌ひて、或は秘事なり云、或は上は瓊々杵尊、下は神武天皇なす申すこの聞ゆるは、由もなきこなり、公家の尊崇ますこの重きは、皇京の守神に坐すゆゑにこそあれ、必しも其、神の本の尊き卑きにのみよるこにはあらず、かの崇神天皇の御世に、大倭、大國御魂、神をも、皇女をして祭らしめたまひし例を思ひ合すべし、又皇大神申す號のこを云なきは、いよく、俗

のさだなり、万葉祝詞式なを見よ、○庭津日、神、名義、前後の神の類を思ふに、庭は家庭の意なるべく、日は産靈の靈なるべし、さて上の竈、神の下に引る、續紀文德實錄三代實錄等に見えたる庭火、神は、即、此神の御名に依れるなるべし、【火は借字にて、必庭燎のこには非じ、猶下に大嘗祭式を引る處考へ合すべし、○阿須波、神、名義未考得ず、【されど、嘗に強て云はば、足場の意にや、足を阿須云は、左に引、地名の足羽なき是なり、凡て何處にまれ、人の足踏立る地を足場云、今、世の言にも、足場の好悪なき云此なり、さて凡て場云は、庭の畧にて、大庭を意富婆云類多し、又場、字をも爾波乙訓こもあり、何にまれ事を爲す地を、某場云、さて某場云云きは、音便にて濁れども、も、爾波の畧なれば、波、清言なり、故、此の神、名の波は、清言に唱ふるなり、さて此、神は、人の物へ行こても、萬の事業をなすこても、足踏立る地を守り坐す神なるが故に、家毎に祭りにや、【此、神の事、なほ次に云り、○波比岐、神、名義は是も未思得ず、【例の強ていは、波比入君の意か、伊は比の韻にある故に、本より省き、又理美を省けるなり、如此き活用の理を省く例多く、又君の美を省く例も多かり、後撰集春、上に、通住、侍ける人、家の前、なる柳を思ひやりて、躬恒、妹が家の波比入に植る青柳に、今や啼らむ鶯の聲、堀川百首にも、柴の屋の波比理の庭におくか火の煙うるさき夏のゆふぐれ、是ららを思ふに、門より舎屋内に入らまでの間の庭を、波比入云しなり、古言なるべし、波比入は、た、歩入にて、今、世の言にも、入を波比流云これなり、波布は、いさ、かの間の處を歩き行ここなり、故、源氏物語なきに、家、内なきにて、彼より此へ來るこなきを、波比渡なき多く云り、須磨、浦、明石、浦この間を、た、はひわたるほき、云るこ、彼、卷々に見えたるも、甚近きよしなり、後、世にはた、虫なきの行、をのみ波布は云、それも虫なきは、甚小き物にて、いさ、かの程を、わづかに歩く物なる故に云なるべく、又人も、俯伏て手足さして行、を波布云、是、も遠くはえ行れぬ物なれば、いさ、かの程を行、意より云なり、か、れば、かの人、家

の波比入も、門より舎までは、遠からぬほきなる故に、其間を歩行入る意なり、かくて此神は、其波比入の庭を守り坐す神にやあらむ、故に家毎に祭りしなるべし、此波比入は、古然るべき家にては、大庭云、今世には、玄關前白洲なき云なる處なれば、家庭の中に就ても、むねとする處なる故に、殊に其神坐なるべし、さて右の二神の事は、まづ祈年祭祝詞に、座摩乃御巫乃稱辭竟奉皇神等能前爾白久、生井榮井津長井、阿須波波比支登御名者白氏、稱辭竟奉者、皇神能敷坐下都磐根爾宮柱太知立、高天原爾千木高知氏、皇御孫命乃瑞能御舍乎仕奉氏、また月次祭祝詞にも、如此見ゆ、【師の考に云、座摩は、本攝津國西生郡の所名にて、式にも、同郡に同神の社あり、次、文に、皇神の敷坐云々云るにも依るに、古より此大神の敷坐し處に、仁德天皇宮作りたまひて、宮中に齋ひたまひし故に、其後大和山城ミ京を遷されても、同く遷し齋はれて、そこを即ち座摩云云しなるべしあり、さて右五神の中の上三神は、御井、神なるべし、座摩云云も、井によれる名聞ゆ、師云、座摩の座は、令集解に、居も書れば、爲訓云は定かなり、さて座も居も摩も皆借字にて、井之後云所名にやありけむ、又は井之塘にてもあるべし、此神社は、神名帳に、宮中、神卅六座の中に、座摩巫祭神五座、【並大、月次新嘗】生井神、福井神、綱長井神、波比祇神、阿須波神、ある是なり、【貞觀元年正月に、此五神に從四位上を授奉りたまへるこゝ、三代實錄に見えたり、式和泉國和泉郡積川神社五座、これも此五神を祀るよし、彼社記に見ゆ、或書にいへり、】さて阿須波波比岐二柱神の、古より如此御井神一處にしも鎮坐りしは、共に人家庭に就る神なればなるべし、又貞觀儀式延喜、大嘗祭式なきを考るに、悠紀主基の兩國各齋郡に齋院云を構て、八神殿を造りて、御歲神、高御魂神、庭高津日神、大御食神、大宮女神、事代主神、阿須波神、波比伎神、この八柱神を祭らる、抑此齋院は、御稻拔穂のためなる故に、御年、神大御食神なきを祭られ、【高御魂大宮女事代主なきは、神祇官にても祭らる、神なれば、論なし、】又其庭を守り坐す故に、

庭高津日神を祭り、阿須波波比岐二神も祭らる、由あるなるべし、【庭高津日は、凡ての庭、波比伎は、其波比入の庭を守り坐す神なるべし、又拔穂より、其を京に運送るまでの、種々の事を行ふ足場を守り坐すがために、阿須波神をも祭らる、なるべし、是を以ても、二神の名義を右の如くならむかと思ふなり、或説に、此二神をも、竈神なり云は非なり、そは別に上に竈神者也あるをや、又かの齋郡の齋院は、た、拔穂のためのみにして、炊爨の事に關らねば、竈神は祭るべき由なし、又竈神なり云に就て、波比岐を灰木の意ぞなき云は、いよ、非なり、灰木云云このあらむやは、【万葉廿一上總國防人哥に、爾波奈加能、阿須波乃可美爾、古志波佐之、阿例波伊波々牟、加倍理久麻侶爾、【袖中抄に、上總國に阿須波申す神おはす、云るは非なり、又爾波奈加を、彼國の地名とする説もわろし、】此哥に庭中之よめるを以て、當昔民家の庭に竈神なき、共に、此阿須波神をも祭りしこゝ知れし、さて此神を祭るうへは、庭高津日神波比岐神なきをも、同く祭りつらむ、【然るに取分て阿須波乃神爾しもよめるは、旅行を祈る故なるべし、行前々足ふみ立る地を守り坐す故なり、若此を竈神とせば、旅行を祈らむこゝ由なし、】さて右の哥は、末二句を味ふに、彼阿須波神は、己が家には非で、行前の宿々の家に祭れるを、伊波比つ、行むよめるなれば、何國にても、家こゝに祭るこゝしられたり、【或書に、攝津國河邊郡阿須波神祠、在米谷村、今稱荒神云云るも、此神を祭れるなるべし、さて万葉九に、河内に片足羽川あれき、こは加多志波川なり、今、本訓誤れり、又和名抄備中、國後月郡に、足次阿須波あれき、こは波字岐を誤れるなり、○越前國に足羽神社のあるにつきて、往時に思ひけるは、かの座摩御巫祭神五座は、本、繼躰天皇の越前に大坐まし、時、其國にて殊に尊崇たまひし神たちを、御位に即たまひて後、京城にも齋祀たまひしより傳はりて、後の京々にも、同じこゝに祭られしにや、彼、福井神は、越前坂井郡坂名井神社、又今福井云處もあり、又綱長井も、彼、同郡都那高志神社、名似たればなり、若然らば、攝津國の座摩

も、孝德天皇の難波宮に坐し時、彼五神を祀られし跡なるべし、さて右の考に依るまきは、阿須波は、もこの越前の地名より出たる神名なり、されば波比岐も、又同く本は地名にて、彼國にありし神社なるべし、思ひしかき、猶さにはあらで、後、足羽社も、此の阿須波神を祀れるものと思ひなりぬ、さて後に或書を見れば、越前、足羽社記曰、古者男太迹天皇、居於坂井郡三國之地焉、於是鎮祭大宮地之靈、故呼足羽、以爲地、名也云云、此説古き傳、之聞ゆ、大宮地之靈を鎮祭は、此の阿須波神を祭りたまふを云なり、○香山戸臣神、さきの大香山戸臣神、同シ功德ありし神なるべし、かくて彼は、大ニ云て分別てるなり、○羽山戸神、羽は速にて、山の夜ニ重なる故に、夜を省て波云なり、美稱なり、香山戸同シ功德の神なるべし、【上に羽山津見神云もありて、羽山の字は同じけれ、意は異なり、思ひ混ふるこゝなけれ、】○庭高津日神、御兄に同シ名あり、彼神同シ功德の御名なり、然るに此は、其功の殊に勝りたまへりし故に、御弟なれども、高ニ申すなるべし、此神、大嘗祭の齋郡の齋院に祭らる、こゝに、上に引るがごこし、○大土神、こは殊に民の佃る田地なきの土のこゝに功德ありし神なり、されば大は土に係るに非ず、此神に係る美稱なり、亦、名の意も同じ、式に伊勢國度會郡大土御祖神社あり、【或書に、此社を二座にして、宇迦御魂、神土乃御祖神あり、又或書には、是を山田、原地護神云ひ、素戔嗚尊、子也といへるは、子を子孫のこゝろに見ればたがはず、】万葉十一に、大土採難盡云々、こは土に就たる大なれば、此は意異なり、○九神、こは「諸本共に本文に連けて大書り、延佳本も大書て、並九神あり、然れども上の聖神、下に五神、御年神の下に二柱、之注したる例に依るに、並、字あるべからず、又上に故伊邪那美命者、因生火神、遂ニ神避坐也とある下に、自天、鳥船云々、并キテ八神もあるも、一段の終にして、細注にせれば、彼例又此段の上の例なきに因りて、此も細注に改めつ、彼には并、字あるは、其段の中間所々に幾神ニ注したるにも皆、并あり、此は中間に五神二柱とある皆、此、字なければ、

こは無きに從ひつ、又師は、九神の神、字、上の例によるに、柱なるべし云れしかき、幾柱も幾神もある例なれば、いづれにてもよし、【奥津日子、神より大土、神までは、合せて十柱なるに、九神とあるは、數の違へるに似たれき、ゆゑあるこゝなり、奥津日子、奥津比賣を一神として計るなり、此例、上に神參拾伍神とある處【傳五の六十一葉】に委く辨へつ、【延佳が、九、當作十云云は、よくも考へざるものなり、】○并十六神、この數も右の例なり、

羽山戸神娶大氣都比賣神 生子若山咋神次若年神次  
 妹若沙那賣神 次彌豆麻岐神 次夏高津日神亦  
 名夏之賣神 次秋毘賣神 次久久年神 次久久紀若室葛根  
 神。久紀三  
 字以音

上件羽山戸神之子自若山咋神以下若室葛根神以前并八神。

大氣都比賣、此名上【傳五の五十三葉、九の八葉】に見ゆ、此は其か非か、若、其神ならば、既に須佐之男、命に殺され賜ひしかば、今は其、御靈を鎮祭る社の神の、理女に化て、嫁坐しなるべし、【さる例おほし、】○若山咋神、御伯父に大山咋神坐故に、こは若云なり、【大若と對へて稱へたる名多し、】名義彼と同じ、さて三代實錄【上に引り】に小比叡神とあるは、此神なきにもや有む、【猶よく考へて定むべし、】○若年神、これも御祖父に大年神、御伯父に御年、



神坐故に、若云、名義彼神たちに同じ、○若沙那賣神、若は例の美稱なり、沙那は地名か、下文に、手力男、神者坐佐那縣也とある、こは伊勢國多氣郡佐那神社二座、式にある是なり、【或説に、其二座の一座を、此若沙那賣神なり云るは、名によりてのおしあてにはあらぬか】又三代實錄に、貞觀十六年七月、授伯耆國正六位上天乃佐奈咩神從五位下云るこあり、○彌豆麻岐神、名義未思得ず、神鳳鈔に、安西郡水卷神田一町見の、【安西は、阿濃郡を東西に分て云るなり、又源平盛衰記に、越中國住人水卷四郎安高云あり】○夏高津日神、夏之賣神、名義未考得ず、【高津日は、庭高津日と同例なるべし】○秋毘賣神、これも未考得ず、【和名抄に、筑前國宗像郡秋郷あり】○久々年神、【舊事紀に、久々二字を冬三作るは、上に夏秋三云名の次なれば、必冬ならむ心得て、さかしらに改めつるものにて、中々に非なり、久々二字以音三云注あれば、うごかす】久々は、上なる久々能智神の久々同く莖にて、草木の立長る貌を云、今俗語に、物の速く長るを、久々延る云是なり、猶彼處【傳五の四十四葉】に委く云るを考合すべし、さて此は、稻の快く長るよしの御名なり、さて此御名につきて思へば、若年、神より下五神の御名をもを、連ねて解べき又の考あり、そはまづ若年は、稻の苗の始めて生たるを云、【但此兄弟、神に、若中すが殊に多きは、別意あるかも】沙那賣は沙之女にて、沙は田植るこなり、そは委く上の如狭蠅の處に注せるが如し、【傳七の廿二葉】彌豆麻岐は、田に水をまかするなり、夏は成立にて、【理を省き、多都を切】是も稻のこなり、秋は阿加理にて、【加理は伎三切る】是も稻の赤らむを云、【赤らむを、阿加流云る例多し、四季の夏秋も、もこ此意にて、稻より云名なり、夏は暑なり、秋は飽なり云説は、わろし】こに夏秋の御名ありて、春冬云は無きを以て思ふにも、稻によれるこ、聞ゆるなり、さて右六神、必しも各々に其名のこき功德坐には非ず、此神たち何れも、穀の事に功ありし故に、稻のうへの事をもを以て、其御名に分充て、貢せ奉りしものなるべし、○久々紀若室葛根神、【舊事紀に、此久々をも冬三作る、非なるこ同上に同じ】久々は上なるこ同く、紀は木なり、かくて是は、室に造る材木の、長く立のびたるを云、若室は、書紀に、宮を美て日之少宮云る【日之少宮は、檜之若宮なり、眞木割檜之板戸、檜之御門なきの類なり、舊説は古意に非ず】少同く、室をも美稱へて若云るなり、そは美豆垣の美豆同意なり、猶師の冠辭考【みづがきの條】に委く見えたり、葛根は都那泥訓べし、葛は綱なり、其由はまづ師の冠辭考【いはつな、又つぬさはふの條】に古は都奴都那多通はし云り、故に都奴佐波布伊波云は、蘿這石なり、石綱乃又變若反よめるは、石蘿の、はひ別ては、又はひ返る意のつげけなりとあり、【今云、都多を又都良も通はし云り、都良は、今世には蔓葛云是なり、此事は傳六の十九葉に委云り】さて今思ふに、物を結縛ぐ綱にも、古は多く葛藤の類を用ひし故に、【まさ木の綱なき云るを思ふべし】都那は云なり、然れば綱も、本は蘿云同じければ、葛は書るなり、さて書紀顯宗紀室壽御辭に、築立稚室葛根云々【今本に、葛根をカヅラネ訓るは非なり】こあるは、此全同じ、又大殿祭詞に、此乃敷坐大宮地、底津盤根乃極美、下津綱根、波府虫能禍無久云々、注に、古語番繩之類、謂之綱根、見え又彼室壽に、取結繩者、此家長御壽之堅也、なごもあるは、凡ていさく上代の家造は、いづこをもく、繩葛を以て結固めしものなり、【其中に、下津綱根云るは、柱の本の方、又床なきのあたり、凡て下の方を結固めたる處を云るなり】故宮室を賀にも、先右の如く葛根を云たり、【万葉十九に、天爾波母、五百都綱波布、万代爾、國所知牟等、五百都々奈波布、この綱波布は、如何よめるにか、未思定めがたし、續紀十九に、聖武天皇御母の謠を、千尋葛藤高知天宮姫尊奉りたまふ、是も葛藤は、天宮によれるこなり、これに因て思へば、右の万葉なるも、天は、新嘗宮の屋根を賀て云るにて、同じこにやあらむ】されば此神は、民の舎屋造のこに功ありし神なるべし、○上件云々、諸本みな戸神二字を脱せるを、延佳戸一字を補つ、今

又神字を補ふ、また自若山咋神、五字も脱たるを、延佳補たり、又葛根神の神字も、諸本に脱たるを、今補つ、抑此所にかく多くの字の脱しは、いかなる故にか、延佳が補へたるは、宜にざりける、然るに、中なる若山咋にのみ神字を付て、上下の二柱神には、此字を補ざるはいかにぞや、今上なる例をも考ふるに、かゝる所には、何も神字あり、【た、細注に、云々至野椎并四神、ミ云る處あり、此野椎、本文には神字あるを、注にはなし、又細注に、自天鳥船至云々、此天鳥船は、本文にも神字なし、これらは、此の例には取るべくもあらず、】故に今二ながら補へつるなりけり、

### 古事記傳十三之卷

本居宣長謹撰

#### 神代十一之卷

天照大御神之命以豊葦原之千秋長五百秋之水穗國者我御  
 子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命之所知國言因賜而天降也於  
 是天忍穗耳命於天浮橋多多志而詔之豊葦原之千秋長  
 五百秋之水穗國者伊多久久夜藝旦而有祁理音下效此告而更  
 還上請于天照大御神爾高御產巢日神天照大御神之命以於  
 天安河之河原神集八百萬神集而思金神令思而詔此葦原中  
 國者我御子之所知國言依所賜之國也故以爲於此國道速振  
 荒振國神等之多在是使何神而將言趣爾思金神及八百萬神

議白之天菩比神是可遣故遣天菩比神者乃媚附大國主神至于三年不復奏

豊原、葦原の事は、既に上【傳六の二十四葉】に云り、此に豊てふ言の添たるは、始て御子命に事依賜ふ詔なれば、祝てなり、【豊は、國へ係れる祝辭なり、葦に係れるには非ず】○千秋長五百秋、こは大殿祭、祝辭に、万千秋乃長秋爾、大八洲豊葦原瑞穂之國乎、安國止平氣久所知食止、言寄奉賜比氏、こあるを照して思ふに、長字は下へつづけて、那賀伊富秋訓べし、【上へ付て、千秋長訓はわろし、又舊事紀に、五百秋長、今一ッ長字あるは、さかしらに添へたるひがこなり、】上も千秋之之を添へて、調宜く讀べし、大殿祭、祝詞に、天都御食乃長御食能遠御食登、皇御孫命乃大嘗聞食牟爲故爾、皇神等相宇豆乃比奉氏云々、千秋五百秋爾平久安久聞食氏、豊明爾明坐牟、皇御孫命能云々もあり、書紀には千五百秋あり、【さて書紀神武卷の始に見えたる、神代の年、數にこりては、万千秋なきは、何ばかりのこにもあらざるを、壽詞したまへるは、如何に云に、凡て神代の事も、世々を経て語り傳ふるまゝに、其語はうつり來ぬる事なれば、此も命短き人の世となりての語を以て傳へしなり、たこへば、雅言に八百万代なき云を、今の俗言には、千秋万歳云、これも細に云へば、八百万年にくらぶれば、万歳はいくほこにも有されども、壽意は全同じきがこし、】○水穂、水は借字にて、みづくしきを云、【書紀に瑞字をか、れたれど、其意には非ず、迷ふここなけれ、】穂は稻穂なり、【上に葦原云々云に就て、葦の穂勿おもひまがへそ、】書紀に、天照大神云々、又勅、曰、以吾高天原所御齋庭之穂亦、當御於吾兒、こある穂も然り、【故古より此、一字を伊那煩訓來つ、されど國號の水穂も、伊那煩いはて、たに富いへば、此も然訓べきなり、】さて水穂國云號も、此齋庭

之穂に由縁あるここなり、猶下の登由宇氣神の處に委く云べし、【そもく、皇御國は、萬物の事も、異國々より優れる中にも、稻は殊に、今に至るまで萬國にすぐれて美きは、神代より深き所由あるここぞ、今世諸人、かゝるめてたき御國に生れて、かゝるめてたき稻穂を、朝暮に賜りながら、皇神の恩顧をば思ひ奉らて、よしなき漢國のここをのみおもひあつかふは、いかにぞも、】さて上に千秋長五百秋云も、此水穂に係たる祝辭にて、【秋云も、穂にかれるゆゑなり、】長く久しく、御子命の此水穂を所聞食べき國、云意以て名けたる國號なるここ、彼大殿祭、祝詞に、此同祝辭を、御孫命の大嘗聞食すこに係て云るにても知べし、【又彼大殿祭、詞も、云まはかはりたれど、万千秋云々は、猶瑞穂へ係れり、】○言因賜而の賜は、只崇辭なり、國を賜には非ず、【上に伊那那岐大神の天照大御神に、汝命者所知高天原矣、事依而賜也、こある賜は、御頸玉を賜へるにて、此は異なり、彼處に委く云り、】さてかく天照大御神の御子孫の、此天下をば所知食べき所由の論は、上【傳七の十葉十一葉】に既に云せり、○天降、こは阿麻久陀志訓べし、天照大御神の詔命以て令降たまふ故なり、【久陀志は令降なり、】○天浮橋は、上に見えて、天より此國に下り上る道に懸れる橋なり、○多々志は立にて、是も上に見ゆ、○伊多久は痛なり、万葉に多く此字を書き、又甚字疾字なきをも書、七卷、評には大こもあり、【こは太字ならむか、】又伊多其字を書て、同意なり、【但し語のつゞきによりて、伊多久云べき處は、伊刀云べき處は、異なるを、今の人は其別をえしらで、漫に通はし云故に、其文いと拙きこ多し、】○佐夜藝豆、中卷葦原朝ノ段にも此言あり、其を書紀に、聞喧擾之響書て、此云左、椰寛利氣離こあり、【氣を今、本に奈こ作るは、決して誤なり、此は奈離こては言ここのはず、在椰寛利は、万葉に有字を下に添へて書格の言にて、即さやぎあり云意なり、さて下に氣離云は、今此に

さやぎてありけりあるに、語勢もはらおなじ。又此記の同段伊須氣余理比賣命の御哥に、加是布加登會、許能波佐夜牙流、万葉二叶に、小竹之葉者、三山毛清爾亂友、【小竹の葉云々は、風いはいはねぎも、風に吹る、音なり、】又六叶に、御山毛清落多藝都、【共に清は借字にて、佐夜爾は、佐夜具良を云なり、古今集に、甲斐が根をさやにも見しがなき云るは、さやかにもにて、別意なり、】古今集に、小竹之葉のさやぐ霜夜を、【顯昭注に、霜のさやかなる夜なり、云るは誤なり、後の哥にも、霜さやぐなき誤りよめるおほし、】なきある如く、物の音の喧しくさわがしきことなり、此の佐夜藝は、下に道速振神多在である是なり、なほ彼處に云べし、○有祁理、この祁字を、今、本には皆那三作れき、師の、祁の誤、させられしに従べし、下にも有祁理坐祁理なき云る例なり、【かの概原ノ宮、段に此言のあるには、阿理那理さあるを、そは延佳も、那當作祁云て、彼はもこより祁理なることさらなり、此はあるなりとも訓るれき、猶然には非ず、】さてかく有祁理に詔へるは、天、浮橋より、此國の狀を聞めし視そなはして、痛喧擾てありけるよなき、歎き給へる御辭なり、さて此の注に、下效、此こあるは誤なり、其故は、此次天若日子の段に、不死有祁理さある處にも、此、二字以音、注し、又彼概原ノ宮、段の處にも、此、十一字以音、注しつればなり、書紀一書二日、勝速日天、忍穂耳尊立乎天、浮橋而臨、睨之曰、彼地未平矣、不須也、頗傾凶目、杵之國、歟、乃更還登、具、陳、不降之狀、一あり、【頗傾は、國いまだ成堅まらずして、傾ける處ありしを云なり、此はかの大穴牟遲、與、少名毘古那、二柱、神相並、作、堅、此國、さある頃ほひにて、未、作、堅、終、さるほきなるべし、下に建御雷、神の、葦原、中國言向和しぬ、復、奏せしまでには、其間に、至、于、三年、至、于、八年、なきありて、あまた年を経つればなり、凶目杵のこきは、傳六の四十の枚にいへり、此も此は國形を云あり、】○告而、上に既に詔之、云て、其言の終れる處に、又重ねて如是云は、古文の定格なり、終りには字を省る處も、凡て此言を添へて訓

べし、【然るを、前後に同言の重なるを、煩しと思ひて、終りにはたゞ、登、ばかり云て結るは、今、人の私のさかしらなり、なほ委く首、卷に、證さをも舉ていへるが如し、】○更は、請へかけて見べし、○高御產巢日、神天照大御神、之命以云々、凡てか、る詔命を云に、此、二柱、神をかくの如く列ね奉る處もあり、又天照大御神を先に、高御產巢日、神を次に擧たる處もあり、又高御產巢日、神をば、署て、たゞ天照大御神のみを擧たる處もあるは、天照大御神は表にして、高御產巢日、神は裏なるが如くなればなり、然云故は、高御產巢日、神は、高天原を所知食君主には坐さず、【故、裏なるがごし、此、神を次に列ね、又は畧きもせるも是、故なり、】天照大御神ぞ、伊邪那岐、大神の詔命によりて、始、て高天原を所知食君主に坐して、【故、此、大御神ぞ、天皇の御祖にはまし、ける、】其、天津日嗣を傳へて、御子命を天降奉たまはむとするをりの詔命なればなり、【故、表なるが如し、此、大御神を先にもあけ、又一柱のみをも擧るも此、故なり、然るを書紀、本書には、たゞ高御產巢日、神をのみ擧て、此、大御神の詔に係ざるは、いさ、か心得ぬ傳なり、】然はあれども高御產巢日、神は、天地の初發の時より、高天原に成坐て、【故、此、神を先にも列たり、】世に所有る物も事も生成は、悉く、此、神の産靈の功徳によるが故に、【傳三の十三葉に委く云るが如し、】今如此る詔命をも、相並て、詔ひ、【然るをたゞに外家羽翼みやうにのみ説なせるは、例の漢意をのみ思ひて、吾皇神道を知らざるものぞ、凡て書紀、諸注、此、神の御事を申せること、みなおろそかなり、】又皇御孫命の遠皇祖も崇奉、給ふなり、【是、又皇祖とするも裏なるが如し、さて此、神を皇孫、命の皇祖と申すをも、たゞに外祖父に坐、故、このみ思ふも、産靈の義を知らざるなり、萬、物も事も、此、産靈より成生ば、此、神は、皇、孫、命の皇祖なるのみに非ず、凡て萬姓萬物萬事の御祖に坐、すなり、天照大御神は然らず、たゞ皇孫、命の顯皇祖に坐、なり、此、けぢめをよく辨、奉るべし、】書紀の諸注に、右の意を得たるもの一も無きは如何ども、【たゞ、ひたすらに漢意にのみ迷へるゆるなり、】○神集々而、上にも此、同語有、

し、其處の集は、都度比ミ訓り、此は都度幣ミ訓べし、大命以令集なり、【都度幣は、都度波世の波世を切て幣ミ云なり、上に有し集は、自集なり、故に都度比ミ訓つ】万葉二并に、久堅之天河原爾、八百萬千萬神之、神集々座而、神分々之時爾、【此集を、師の都麻理ミ訓れしは誤なり、此記に都度比ミ訓注あるものをや、】大祓詞に、高天原爾神留坐、皇親神漏岐神漏美乃命以氏、八百萬神等乎、神集々賜比、神議々賜氏なごあり、【この序に、此祝詞の意をいさ、か説てむ、まづ神留のこは、傳十一の五十四葉に既に云り、神漏岐は、神生祖君なり、阿ミ夜ミを上下を畧きて、禮於を切て漏ミ云り、生祖ミは、人にまれ物にまれ、生出る、始の御祖なる由なり、出雲國造神賀詞に、加夫呂伎熊野大神ミある、加夫呂伎も、神呂岐にて、須佐之男命を申せり、こは大穴牟遲神の御祖なればなり、又孝德紀、詔に、我親神祖之所知穴戸國ミあるは、仲哀天皇の、穴戸豊浦宮ニ御宇めし、を申したまへり、又續後紀十九卷に載れる長哥に、賀美侶伎能宿那昆古那ミ云り、こはめづらしけれ、少名彦那神も、此國を作堅めたまひし祖なれば、かく申すまじきにも非ず、さて此に申せる神漏岐は、正しく高御産巢日神を指せり、神漏美は、神生祖女君なり、賣岐を切て美ミなれり、こは天照大御神を指て申せり、女神に坐て日女神ミも申せば、女君ミは申せり、但此は、男神の高御産巢日に並べて申せばこそ、別て女君ミは申せ、たゞには此大御神をも、神漏岐ミ申すべきなり、師説には、神漏岐は、神須倍良賣岐美、神漏美は、神須倍良賣岐美なり、云れつれ、さては必御祖を申す由も聞えず、又言の體もいミ遠し、且万葉なごに皇祖神ミ云るは、神ミ皇ミかはれるのみにて、たゞ神呂岐ミ同じこなるに、皇須倍良ミ重ね云べきならねば、かたぐいかにぞ思ふ、又是等の祝詞に、神呂岐神呂美ミ申すは、高御魂神より始て、伊邪那岐伊邪那美命天照大御神まで、凡ての男女皇祖神を申す云れしもいかゞ、神呂岐神呂美ミ申稱は、何れの皇祖神へもわたるこなれども、是らの祝詞に如是申せるは、いづれも高御産巢日ミ天照大御神

ミ二柱のみを指て申せるこ、此記書紀なき合見て明し、又古語拾遺に、神呂美を神産巢日神にあてたるも、心得ぬここなりかし、さて上に皇親ミ置る、皇は天皇を申す、凡て須賣良賀云々云こ、宣命なきに例多し、親はむつましきを云、天照大御神は、皇孫命の御祖に坐こ、更にも申さず、高御産巢日も、外祖父に坐せば、共に親しき御生祖なり、さて是を世に皇親ミつらねて讀慣へるは、宜しからず、皇を離して、親神漏岐ミつゞけ讀べし、彼孝德紀に、我親神祖ミ詔ひ、出雲神賀にも、親神魯伎ミ云るをや、又此親は、次なる神漏美へもかゝる詞なり、○令思而詔、こは先思はしめて、後に詔ミ云こ聞ゆめれ、然には非ず、思はしめむが爲に、集たまひて詔なり、○此葦原云云、こは高天原にして詔ふなれば、彼こあるべきを、此ミ云るは、古の一の格なり、中昔源氏物語なきにも、必彼ミ云べきを、此ミ云るこ甚多かり、○道速振の解は、冠辭考に委なり、【知てふ言に、道字を借て書るは、道はもこ知なるを、美知こいふは、御道こいふこなり】○荒振は、打聞えたるま、なり、【後拾遺集神祇部に藤原長能、今よりはあらぶる心ましますな、花の都に社さだめつ】○國神ミは、高天原にして詔ふ故に、別て如此詔ふぞ、○多在は、左波那流ミも淡富加流ミも訓べし、【那流は爾阿流なり、加流は久阿流なれば、何れにても在字に當る】書紀に、然彼地多有螢火光神及蠅聲邪神復有艸木咸能言語故高皇產靈尊召集八十諸神而問之曰、吾欲令撥平葦原中國之邪鬼當遣誰者宜也、また一書に、高皇產靈尊勅八十万神曰葦原中國者磐根木株艸葉猶能言語夜者若燦火而喧響之畫者如五月蠅而沸騰之【書紀には、これらを皇孫命を天降し賜はむこする時の事に云るは、此記ミ異なり】これら皆荒神の多有狀にして、上に佐夜藝互有祁理ミ詔はせるも、如此る狀を見そなはしてなり、【此時葦原中國は、なほかく荒振神多くして、未平るは、何故ぞ云に、かの須佐之男命の黄泉の汗穢のなごりありて、未清淨天照大御神の御徳化の至り及ばざる故なり、前の須

佐之男命の、青山を泣枯し云々、處に、照し考ふべし、傳七卷に委し。大殿祭祝詞に、以天津御量氏、事問之磐根木根乃立知、草能可岐葉乎毛言止氏、天降利賜比志云々、大祓詞に、如此依志奉志國中爾、荒振神等乎波、神問志爾問志賜、神掃々賜比氏、語問志磐根樹立、草之垣葉乎毛語止氏云々、これらは此の事を、平定竟て後より云るものなり、○以爲二字は、下より反て、於毛富須波訓べし、道速振云々は、御子命の還上て請したまひし趣なる故に、彼命の云々所思者詔ふなり、在下なる是字は、所思者にあたれり、○將言趣は、許登牟氣麻斯訓べし、記中に多き言にて、言向もかけり、万葉世に、知波夜夫流、神乎許等牟氣あり、言意は、言は【借字】事にて、事依事避なきの事と同じ、牟氣は牟加世にて、【加世は氣切】背ける者を、此方へ令向意の言なり、【背向は此、裏にて、彼方へ向なり】平字を書て牟氣のみも云り、此方へ向は、即ち歸服なり、○議、かの大殿祭祝詞に、以天津御量氏あるは是なり、○遣し者は、都加波志都禮婆訓べし、【上の可遣を、延佳本に、都加波志賜倍志訓、此を師の、都加波志賜問婆訓れる、皆非なり、凡て遣志の下へ、賜云崇辭を添る例無し、こは四五百年前までは、人皆よく知れり見えて、諸の文詞に、あやまれるは一も無きをや、又都加波志云べき處を、都加波佐禮云も、近き世、人の非なり、古あるこなし、都加波志は、遣人、うへより云、都加波佐禮は、被遣にて、行人の上より云言なれば別なり、凡てかゝる言づかひの格を、今は知人なし、文か、む人、よく意得べき物ぞ、○媚附は、許毘都伎氏訓べし、媚字、常にも許夫さよみ、字鏡にも、嫌媚也古夫さ見え、靈異記にも、媚コビさあり、【からぶみ詩經、大雅に、無爲夸毘注に、夸毘、屈己卑身而附人也云、張衡南都賦に、媚媚云こもあり、又狐媚云こも見えれば、許毘云は、本これらの字音かこも云べけれども、右何れ遠き字にて、聞なれぬこもなれば、其を取りて此方の言に用ふべきに非ず、許毘は猶古言なるべし、今俗言に、物に垢なきのしみて去がたきを、許毘者云も是

にや、○至于三年は、美登世爾那留麻傳訓べし、さて年を常には登志云を、其數を云には、凡て三登世八登世なり、登世云、万葉五符に、伊都等世なきあり、登世は年經なり、【志幣は世切れり】穀を一度取収るを、一年經云、一度取収るを二年經云は云なり、【故登世は、其經數のみに限りて云、又經數のみに、必登世云て、登志は云ず、さて登志云は、本穀を取り収るを云云こは、傳九、卷大年、神の下に委く云り、○不復奏、加幣理言は、使、人の還て申言云意にて、加幣理は、其使に係る言なり、【然るを今京になりて後、答歌を返し、云から、加幣理言をも、彼方の答言の意と思ふは、違へり、漢文に復命云復は、かの返し云に當れり、加幣理言の加幣理には當らず、さて中昔の物語文なきに、加幣理言を、只加幣理のみ云、又御加幣理を、御を添へて云るなきは、違へるこなれど、是らは後に轉りて、加幣志加幣理一にされるなり、】万葉十九評に、平安早渡來而還事、奏日爾云々、さて書紀に、兪日天、穗日命、是神之傑也、可試賦、於是俯順衆言、即以三天、穗日命、性平之、然此神、倭媚於大己貴神、比及三年、尚不報聞、故仍遣其子、大背飯三熊之大人、【亦名武三熊之大人】此亦還順其父、遂不報聞、【この三熊大人の事、此記には見えず、】還却崇神祝詞に、誰神乎先遣波、水穗國能荒振神等乎、神攘々平氣武止、神議々給時爾、諸神等皆量申久、天穗日命乎遣而平氣武止申支、是以天降遣時爾、此神波返言不申支、次遣志健三熊之命毛、隨父事、氏返言不申、出雲國造神賀詞に、高天能神王高御魂神魂命能、皇御孫命爾、天下大八島國乎、事依奉之時、出雲臣等我遠祖天穗比命乎、國體見備遣時爾、天能八重雲乎押別氏、天翔國翔氏、天下乎見廻氏、返事申給久、豐葦原乃水穗國波、晝波如五月、蠅水沸支、夜波如火、食光神在利、石根木立青水沫毛事問天、荒國在利、然毛鎮平天、皇御孫命爾、安國止平久所知坐之米牟止申氏、已命兒天夷鳥命爾、布都怒志命乎副天、天降遣天、

荒布留神等乎撥平氣、國作之大神乎毛媚鑽天、大八島國、現事顯事令事避支【此文の内、事依の依字を、本に避あるは誤なり、さては神魂、命能あるに應ず、師の避字に依て解れたるも強言なり、水沸の水は、皆意に借れるなり】なきあり、抑此天、穗日命の故事を考るに、右の如く此記書紀遷却崇神詞は、皆大旨同じきに、たゞ出雲神賀のみは、其趣甚異なるは、【此事、書紀の註者たちの論なきはいかにぞや、彼神賀ばかりの古文を、たゞなほざりにのみ見すぐされしはい恨し】師の祝詞考に云く、穗日命は、大名持神に媚附て、三年に至て復命申すこ、古事記日本紀なごにはあるを、此神賀詞に如此云るは、國造が遠祖なる故に、宜く云せなせるにや、と思ふ人も有なむか、然には非ず、此傳事、右の二記には漏たるが、此詞に遺れるなり、若二記に見えたる如く、終に返事申すは、天若彦に亞たる罪も有べきに、然はあらて、天神祖の詔に、大名持命の祭をなさむは、穗日命このたまひしは、よく彼神を媚和せし故なり、さて天に復命て、終に天夷鳥命布都怒志命を天降して、大なる功を成るも、もはら穗日命の思兼によれり云々、云れつるぞ、委き考へなりける、今又委く考るに、先初めに此神を天降し遣し、は、次の天若日子の如き征伐の御使には非ずて、只彼神賀に云る如く、此國の體を見て、其狀に隨ひて、宜きさまに謀はしめむにぞ有けむかし、其故は、彼天若日子を遣はし、には、弓矢なき賜ひしこあるを、此神には然事もなければなり、【若征伐ならば、最初に此神を遣す所にぞ、弓矢なきのこは、有べきわさなる、さて又建御雷命を降したまふ處にも、弓矢なきのさだなきは、其は既に天若日子の處に出つれば、暑けるこも、もこより然あるべきなり、】さて復奏たまひしは、三年も過て後のこなれば、此記なごには、其間甚久しく還りたまはぬほごを言て、【三年に至りて待たまへごも、還り來坐ぬ故に、終に返事申さて止ぬるもの、こ思はれ奉りしなり、さて神賀詞には、返事申せしより以前に、大國主神に媚附しこは見えされごも、三年過るまでも、此國に坐しなれば、はやく其ほごにも

媚附て、かつく和し給ひけむ、故此記なごに、媚附てこは云るなり、こは未返事せぬほごは、其志趣知られざれば、たゞ不忠がこご聞えけむ、書紀に天若日子のこを云處に、此神亦不忠誠也こある、亦字は、先の穗日命を不忠誠としていへるなり、【即次の天若日子の事に移れる故に、其後に此、穗日命の復奏給ひしこをば、まざりかして、傳へ脱せるなるべし、さて後に雉名鳴女を遣す時に、たゞ天若日子のこを問、しむる由のみ有て、此穗日命のなほ久しく還らぬ所以を問、しむるこは、見えざるを思へば、其以前に既返事申給ひしこ知られたり、かくて彼神賀に、菩比命は、返事申て後は、天に留まりて、降給はぬ趣に云るも、然有けむ、其故は、此記上段【傳七の六十五葉】に、此神の子孫の氏々を舉たる處に、天、菩比命、此出雲國、造某々等之祖也こは無く、天、菩比命之子建比良鳥命此出雲國、造某々等之祖也こあるも、出雲に降りて大國主神の祀を、主し始祖は、夷鳥命なればなるべし、【比良鳥夷鳥こは一なり、師は、穗日命の天に留りて、降給はざりしこ云證に、彼國造等夷鳥命を以て始祖と崇る故に、神賀詞にも、熊野大神を先舉たるこを引れたれごも、其は事違へり、前に云る如く、熊野大神は、須佐之男命にして、夷鳥命に非るこ明ければなり、さて書紀に、當主汝祭祀者天、穗日命是也、こ詔はせしによらば、此神又降給ひけむか、こ思はるれごも、父に仰せし職を、其子の承行はむは、違へりごも云べからず、又思ふに、かの同段に、於天安、河亦造打橋、なごもあれば、彼詔は、大國主神の、高天原朝廷に參給む時の祇承をせむ者は、穗日命ごの意にもあるべく、又大國主神をば、さばかり厚くあへしらひ給ひしこなれば、天上にしても祭り給ひしこもあるべければ、其を主れごもあるべく、又是也の是字は、兒を誤れるこもあるべし、こまれかくまれ彼詔は、此事に妨あらじをや、】さて書紀に、大背飯三熊之大人こあるは、即此、夷鳥命か、又別神か、さだかならず、【神名張に、因幡國高草郡に、天、穗日命神社、天、日名鳥命神社、阿太賀都健御熊命神社

別にあれば、一には非ぬにや、師の祝詞考には、固り同神と定られたる趣に聞ゆ、されば熊野神社を此神なりと云ふるも、三熊てふ名に依りて、誤られしなるべし、さて推て熊野ノ命とも云はれたるは、殊に強言になむある、

是以高御産巢日神天照大御神亦問諸神等所遣葦原中國之天菩比神久不復奏亦使何神之吉爾思金神答白可遣天津國玉神之子天若日子故爾以天之麻迦古弓天之波波以音矢賜天若日子而遣於是天若日子降到其國即娶大國主神之女下照比賣亦慮獲其國至于八年不復奏故爾天照大御神高御産巢日神亦問諸神等天若日子久不復奏又遣曷神以問天若日子之淹留所由於是諸神及思金神答白可遣雉名鳴女時詔之汝行問天若日子狀者汝所以使葦原中國者言趣和其國之荒振神等之者也何至于八年不復奏

問諸神等一上には、思金神及八百万神議白云云、其次には、思金神答白云云、又次には、諸神及思金神答白云云、又次には、思金神及諸神白云云云、如此く或は諸神云云、或は思金神を省き、或は思金神を云て、諸神を省き、或は上下

にうち返しても云なきさまなくなるは、只文をかへたるのみにて、同じことぞ、○使何神之吉は、何神乎遺志且延祁牟と訓べし、且婆は、多良婆と云意の古言なり、吉字、諸本に告と作るは誤なり、延佳が改めたるに従ふべし、即下に遺曷神一者吉、とあること同じければなり、さて天智紀ノ童謡に、奈爾能都底舉騰、多拖尼之曳難武とあるに依て、延祁牟とは訓つ、古吉を延云る例多し、【此記雄略段の大御哥に、吉野をも美延斯怒とあり、なほ彼處にくはしくはいふべし】又余祁牟と訓まむもあしからず、只同じことなり、さて余祁牟は、余加牟と云云同くて、【有けむ行けむなご常に云けむは異なり】古は此格い多かり、今京になりてもま、あり、【御看に何よけむ、又涙の瀧何れ高けむなごのたぐひなり】○天津國玉神、名義いかなる所以も知りたけれ、推て云ば、此神往時葦原中國に降り居て、國經營に功の事ありし故に、國魂と云、【某國玉と云例、傳九の六十一葉に委く云り】天上の神にして國魂なる故に、天津とは云にや、【天之掌玉神也なき云説は、ひがことなり、又卜部、兼俱、説に、大己貴の一名なりと云るは、顯國玉と思ひまがへしなり、凡て此人なきの説は、未しくて云に足ぬことのみぞ】さて今此神の子を撰出たるも、昔父の彼國に功ありし縁あれば、國神等も殊によく懐きなむとの意もありけむか、○天若日子は、阿米和加比古と訓來れり、若然訓べくは、此記に天字、訓天、如天、と註する例なるに、さも有らぬは、阿米能讀べきにや、こも思はるれ、姑舊訓に従ひつ、名義は異なることなし、書紀に、僉曰、天國玉之子天稚彦是壯士也、宜試之とあり、谷川氏云、紀中に此神のみは、神とも命とも云る處一もなし、貶めたるなるべしと云る、信に然るべし、此記なきも同じさまなり、神名帳に、出雲國出雲郡に、天若日子神社とあり、又三代實錄十九に、授近江國正六位上天若御子神從五位下とあるも、此神にや、【古今集序、細注には此神を、阿米和加美古と云り、又狹衣物語に、大將を天より迎へに來し人を、阿米和加美古と云るも、本此天若日子の事より起りて、後世に、天より降る人を、



ば、すべて然稱るにこそあらめ、○天之麻迦古弓、天之波々矢、【古は清て讀まべく、又下の波も清べし】書紀に、天鹿兒弓、天羽々矢、書れたり、一書には、天鹿兒弓、天真鹿兒矢、あり、又此記、下に雉を射たる處には、天之波々矢、天鹿兒弓、天羽々矢、いへるを、【此は別弓矢かとも云べけれき、上を承て、天神所賜、いへれば、同弓矢、聞ゆ】書紀には、木書一書共に、雉を射たる弓矢も、初に所賜、同名なり、かくて又下に、天忍日命、天津久米命、天降らす時に、取持るをば、天之波々矢、天之眞鹿兒矢、あるを、書紀には、天鹿兒弓、【此云波々矢】天羽々矢、あり、是等を相照して考るに、眞鹿兒弓、波々矢、一にして、別物に非ず、波々矢、眞鹿兒矢、も一にして、別ならず、鹿兒弓は、鹿兒を射る由にて、弓矢共に、其用を云る名、波々矢は、羽の狀にて、これらは其體を云る名なり、かくて此には、麻迦古弓、弓には用名を云、波々矢、矢には體名を云て、下には其を打讎して、弓に體名、矢に用名を云る、弓矢互に、體用の名をちがへ舉て、同物なることを、暗に知させたる、古文の巧おもしろし、さて鹿兒弓は、【和名抄にも、鹿、其子、曰鹿、和名加與、ありて、鹿の子を云なれき】此はた、鹿のこゝにして、其子を云には非ず、た、鹿をも、鹿兒云は、馬をも常に駒云、猪をも韋能古云、【猪一名家、あり、】同例なり、書紀應神、御卷に、天皇西望之、數十聚鹿、浮海來之、便入于播磨、鹿子水門云々、是、以、時、人號、其着岸之處、曰鹿子水門也、凡、水手、曰鹿子、蓋、始、起、于、是、時、也、これ樂鹿の事によりて、其處を鹿子水門、號、あれば、た、鹿をも鹿兒云證なり、【又水手を、今、世にもかこ云て、かこは、いはねば、是又鹿兒の兒を、清てよむべき一證なり、】さて古にも、獵に小獸及鳥なごを射るには、小き弓矢を用ひ、猪鹿なご大なる獸には、弓も大にして強きを用ひ、矢も長きを用ひけむ、故、鹿兒弓、鹿兒矢、云は、大ナル弓矢の稱なり、【鹿兒弓は、只鹿の意にてこそ、弓矢にも名けつれ、若、鹿の子の意ならむには、弓矢に名くべき由なし、書紀の註者たち、此、處の考への委しからぬは、いかにぞや、又香山の木を以て造れる故の名ぞなき云

るは、殊にひがこなり、又舊事紀に是を、天羽々弓云るは、羽々矢に效ひて云る造言なり、さる弓名あることなし、】さて今征伐使にも、さる大ナル弓長、矢を賜むは、もこよりのことぞ、次に波々矢は、羽張矢にて、【絹布のたぐひの幅を省きて、波々云も、同じ例なるを思ひあはすべし】羽の廣く大なるを云なるべし、【私記に、以鳥、羽、波、久、矢、也、加重、點、者、言、其、羽、之、矢、衆、多、也、云、】纂疏に、一雙之矢也、云るなきは、殊にをさなし、又古語拾遺に、大蛇を羽々云、云るこゝあるを引て解る説あり、いみしき強言なり、又口決に、作二羽一矢、於神社、納二羽、矢、云、又其後の説にも、三羽は中古よりの製にて、上代の矢は、皆二羽なり云、或は二羽云は、鳥の全羽二つなれば、矢に作る處は四羽なり、今も上刺の鳴鏑に此を用ふ、これ古の製なり、今蝦夷の矢も然なり云、今按、に、右の説にも、上古の矢は皆二羽なり云は、實に然るべし、但、上古の矢、凡て二羽ならば、此、羽々は、いよ、二羽の意にあらじ、其故は、後世の如く、なべて三羽ならむにこそ、二羽矢をば、分て其、由を以ても名くべけれ、なべて二羽ならむには、いかでか分て二羽の由を以名む、されば上古の矢は、一羽なり云は、さるこゝながら、其意を以て羽々を解は、却て後世の三羽によれる者なり、そのうへ一羽ならむを、羽々重ね云むこゝいかゞ、若、二羽の由ならば、直に二羽矢、こゝいはめ、二侯小舟二鞘、又七枝刀七子鏡なき云名を思ふべし、古の例皆然なり、】さて書紀神武、御卷に、天皇饒速日命、天羽々矢を御覽して、か、天神の御子なり云、こゝの、偽りならざるを知食し、又御自所御佩る天羽々矢を亦賜ひしかば、長髓彦がいたく蹴踏しなきを思へば、か、る器なきも、天上の朝廷のは、其、制、此、國の尋常のこは遙に勝れて、異なるさまにぞありけらし、○降、到、其、國、云々、書紀に、此、神、亦、不、忠、誠、也、來、到、即、娶、顯、國、玉、之、女、子、下、照、姬、【亦、名、高、姬、亦、名、稚、國、玉、】因、留、住、之、曰、吾、亦、欲、馭、葦、原、中、國、遂、不、復、命、一、書、に、天、稚、彦、受、勅、來、降、則、多、娶、國、神、女、子、經、八、年、無、以、報、命、なきあり、【顯國玉は、即

大國主神の亦名にて、上に出たり、然れば此記の傳、同じことなるに、命も神もなくて、別神のごとく聞ゆるは、傳の異なるか、又天若日子を貶して、命も神もいはぬから、其父をも、書紀には、たゞ天國玉ごのみあるを以思へば、此婦翁までを貶して云傳へしにもあるべし、抑下照比賣は、父神の御名の大國魂に對へて、稚國玉てふ名をしも負たるは、女神ながら、父神を輔けて、國經營に大なる功ぞ有けむ、【此事は、傳十一の五十八葉にもいへり、】されば當時威勢も有けむゆゑに、今天若日子、此國を得むご欲ふ心から、此神をも娶けらし、○慮は於毛比波加理且ご訓べし、【此字常に於毛牟波加流ご訓も、即おもひはかるを詛れるなり、】○曷神、字書に曷猶何也ご見ゆ、○淹留は、比佐志久登々麻流ご訓べし、【比佐志久は、比佐爾ごも訓べし、古言なり、】字書に、淹、久留也ご見ゆ、さて上に天若日子久不復奏ごありて、又此に、問天若日子之淹留所由ごあるは、同語の重りて、煩しく聞ゆめれき、古文には如此る類多し、【漢にも、古にはかゝること多し、】後世の文ならませば、問其所由ごご云へまし、○雉名鳴女、雉は伎藝志ご訓べし、【雉之、之を添へて讀は、ひがごごなり、】上の八千矛神、御歌に見ゆ、名鳴女には二の考あり、一には先、伎藝志ご云名は、其鳴聲を以負たる物なれば、【凡て鳥虫獸なごに、其鳴聲を以名ごせる例おほし、】己が名を呼て鳴意にて、名鳴女ごは云なり、さて此は、雉ごのみ云ても事足れるを、又かく名鳴女ごも云るは、御使に遺す處なる故に、人めかしき名を擧たる物なり、【かくはかなだちたるが、古傳のめてたきなり、後世のなまさかしき心には、如此云を、淺はかに思ふ人もありなむか、】又思ふに、次にはたゞ鳴女ごのみあれば、此も名者鳴女ご訓べきにや、【名鳴女ならむには、名を畧てたゞ鳴女ご云ては、聞えぬごごなればなり、】下段に、雉爲哭女ご云るごごもあり、されき書紀に無名雉ごあるご合せて見れば、必名鳴ごつゞべきなれば、此は只鳴女には非じ、さて此記ご照して、書紀の無名をも、那々伎ご訓べし、【此考によるごきは、此記の名鳴は正字、書紀の無名は借字なり、】

二には、書紀の無名を正字ごして、此記の名鳴をも、那々志ご訓べし、物を鳴すを、古言に那須ご云り、笛を吹なす、琴をかきなすなごいふが如し、】されば無の借字に、鳴ごは書るなり、卷首に、畫鳴、註訓鳴云、那志ごあるに同じ、又無名女の意ごして、那々伎賣ご訓むもひがごごならじ、さて書紀に、遺無名雉ご伺之、また一書に、使雉往候、なごある、伺字候、字を思ふに、此御使には、名ある神をば遺さずて、故に雉、鳥をしも擇びて遺すは、天若日子が、狀を、伺ひ視しめむが爲なる故に、名も無き微賤者を遺すご云意にて、無名女ごは云か、右二の考、人々好まむ方を取りてよ、さて女ご云は、書紀一書に、乃遺無名雉往候之、此雉降來、因見粟田豆田、則留而不返、故復遺無名雉、此鳥下來、爲天稚彦所射、中其矢而上、報ごもあるに依らば、雌雉の意ごもすべけれご、凡て雌雉にか、はらず、魚鳥なごの名をば、某女ご云ご古の常なる、【舊事紀に、雉の外に鳩をも遺す由云るは、例の附添言なるべし、又此雉の事を口決に、神所變乎ご云るは、ごごもなし、天書に、天之後國、神也、爲人清潔云々、報命不得、又無功名、故曰無名雉、ご云ひ、或説に、一人の微賤士を遺すを、無名雉ご云ごいひ、或は、無名ごは、其人の姓名を匿せるを云、なご、云説ごもは、凡て後世のなま賢き漢意より、云るなれば、取るに足らず、たゞ實の雉なり、】さて此度の御使に、かく雉、鳥をしも擇びて遺はせしは、如何なる所以にか、測難けれごも、漢籍ごもを見るに、雉は、物聞ごご聰く、又よく耿介を守る鳥なりご云れば、さる由にぞ有けむかし、【禮記、月令に、季冬之月云々、雉鳴、註に、謂陽動、則雉鳴、而句其頸也、前漢書、五行志に、雉者聽察、先聞雷聲、故月令以紀氣、また禮記に、土相見之費、各執雉、註に、取其守介、不誤節、なごいへり、】○詔之、この上に召雉なご、云言のあるべきに、無きは、言を畧けるなり、○汝行の汝は、雉をさす、○汝所以の汝は、天若日子なり、○言趣和、和は夜波世ご訓べし、記中に多くありて、和平ごも平和ごも見ゆ、万葉二詩に、千磐破人乎和爲跡、

【今本に、此ノ和爲を、那基志ニ訓るはわろし】又廿五に、知波夜夫流神乎許等牟氣、麻都呂倍奴比等乎母夜波志、大殿祭、祝詞に、言直志和志【古語云夜波志】坐氏、倭姫命世記に、夜波志都米なご見えたり、

故爾鳴女自天降到居天若日子之門湯津楓上而言委曲如天神之詔命爾天佐具賣此三字聞此鳥言而語天若日子言此鳥者其鳴音甚惡故可射殺云進即天若日子持天神所賜天之波士弓天之加久矢射殺其雉爾其矢自雉胸通而逆射上逮坐天安河之河原天照大御神高木神之御所是高木神者高御產巢日神之別名故高木神取其矢見者血著其矢羽於是高木神告之此矢者所賜天若日子之矢即示諸神等詔者或天若日子不誤命爲射惡神之矢之至者不中天若日子或有邪心者天若日子於此矢麻賀禮此三字云而取其矢自其矢穴衝返下者中天若日子寢胡床之高胸坂以死此還矢可恐之本也亦其雉不還故於今諺曰雉之頓使本是也

頓使本是也

鳴女、こは上に名ノ字の有けむが、脱たるにや、又は上の爾字名なりしを、爾に誤れるか、只鳴女のみ有ては、通えず、此も必名鳴女なるべければ、今は然訓つ、又思ふに、此、わたりより、傳の本のかはれるかと思しきこゝあれば、【其由は次に見ゆ、】其本に本より鳴女ありしにや、此はいさ定めがたし、○門は、此國に淹留て住居家のなり、さて此家は、何ノ國なりけむ知がたし、【出雲國にもやあるらむ】○湯津楓、湯津は五百箇にて、【其由は、傳五、七十葉湯津石村の處に委く云り】此は枝の繁きを云、上に五百津眞賢木、下卷に百枝楓、書紀に百枝杜樹、又仲哀卷に五百枝賢木、なごある類なり、万葉三行に、五百枝刺繁生有都乃樹乃、なごよめるをも思ふべし、【又湯小竹なごある湯も、同く五百にて、繁きをいへり、凡て湯津を清潔の意とするは非なり】楓は、下、海神、宮、段には、湯津香木書て、訓香木云加都良、見え、書紀には此を、其雉飛降、止於天稚彦門前所植湯津杜木之杪、杜木此云可豆羅、こあり、【又杜樹、作る處もあり】万葉七行に、向岡之若楓木下枝取、花待伊間爾喚鶴鴨、字鏡に椿、加豆良、こあるは、香木を一にしたる字なり、さて和名抄に、楓、和名乎加豆良、桂、和名女加豆良、【常には加都良には、桂ノ字をのみ用ひて、楓ノ字は、後、世に加閉手に用ふ、されど楓は、加閉手にはあらず】まづ楓は、爾雅、郭璞が註に、樹似白楊葉圓岐有脂而香、今之香楓是也云、又他の漢籍にも、よく紅葉する物云り、さて貝原氏が云、楓は、其葉まごこに白楊に似て、兩々相對ぶ、智茂祭に用るかつら是なり、筑紫にてもかつらぎ云、其葉かへてより大にて、花はさ、けの花の如くにて、三四月に開、形状はからの書に云る楓に似たれども、紅葉せず、香も無し云り、【今考るに、智茂祭に、葵共を用ふる加都良は、信に香もなく、紅せず、漢の楓には當らず】

次に桂は、今昔物語に、天曆御時、もろこしより參來ける、長秀云僧ありけり、五條西洞院なる處に、桂宮に申すは、其門前に、大なる桂木ありける故になむ名ける、彼長秀も醫師なりけるが、其木を見て、桂心は此國にも候ひけりて、其枝を伐取せ、桂心を取て、薬につかひけるに、漢のにはまさりけりあり、此加都良今も有て、【今も有は、桂宮なるを云には非ず、此御國にあるをいふなり、】全漢籍に云るに同じ、【即肉桂と呼ぶなり、】然れば古より有し物にて、源氏物語なごに加都良云るも、此屬なり、但漢籍に云桂は、御國には稀らにこそあれ、古書に加都良を云る趣は、何處にもく、徧く有し物ぞ聞ゆる、故思ふに、今世に多夫云木あり、何處にも多き物にて、【處によりて、陀母も陀麻も藪肉桂も云、貝原氏云、たぶの木、桂の類にて二種あり、一種は白たぶ云、葉は桂に似て、香すくなし、冬赤實なる、一種はくすたぶ云、葉白たぶの如くにて、殊によく桂に似たり、此葉も、桂葉と同じく、本より分れたる縦理三條あり、實は冬熟して黒し、香も桂にや、似て、味も辛し、右二種共に、大木あり、こいへり、】其、狀見分難きまで桂に似たり、か、れば古に加都良云しは、なべては此多夫の木にて、其中にはたま、彼、桂宮に在しが如き、眞の桂のまじりけるをも、一ツに呼しなるべし、さて右の如くなれば、楓桂は、近き類の木には非ず、甚異なるを、和名抄に、同類の如く、牝牡を分て出せるは、元より同類には非れども、名の同くて、混はしき故に、中昔にかりに牝牡分ら云しなるべし、されど其は、殊に分て云ききのこにこそあれ、常にはただ一ツながら加都良のみぞ云けむ、故和名抄の外には、牝牡の名見えたることなし、さて此記なごにあるは、楓か桂か云に、此記に香も書、字鏡にも橋見え、又古書中昔の書までに、人の門又庭なごにも在しこも、又彼、桂宮のなごを思ふに、桂の方なるべし、【但し源氏物語花散里卷に、さややかなる家の、こぢちなごよしばめるに云々、大さなるかつらの木のおひ風に、祭のころおほし出られて云々、これは楓きこえたるに、香もありけにきこゆ、處女、卷に、まつりのころは云々、前齋院はつれづれながめたまふ、おまへなるかつらの下風なつかしきにつけても、わかき人は、思出るこももあるを云々、これも楓聞えたり、】然るに此記に、乎加都良にあてたる楓字をも書たるは、たゞ加都良に用ひたる字を借れるのみなり【古は、言だに同じければ、其文字には拘らぬは常なり】楓は香木云べき物に非ず、【漢籍には、香楓もあれど、御國の乎加都良には、香なきこも、右に云るが如し、又古書に楓字を書るは、楓、香木もあるは桂も、一ツにも見るべけれど、楓字かける處も、香木もある處も、事のさま全同物と聞えて、一ツには非ず、又書紀に杜木と書るは、古杜字をあてたる由は、心得がたけれど、字鏡に、杜、毛利又佐加木とあるを思ふに、かの今云多夫の木は、殊にみづくしく、いこよく榮ゆる木なれば、上代に是れを榮樹と用ひ、又神社なごにも殊に多くありけむ故に、やがて毛利にも此字を用ひしなるべし、万葉十卷に、志良加志にも、白杜樹とかける、加志をも古は榮樹と用ひたり、此彼を合せて思ふに、杜木と書るも、女加都良の方なりけり、】○委曲は都婆良加爾訓字なれども、此は麻都夫佐爾訓べし、此言、上の八千矛、神の御哥に見ゆ、○天神之詔命は、右の汝所以云々ある詔なり、さて此は、此國に降りての處なる故に、天照大御神高御產巢日神を、天神と申せり、下も同じ、書紀一書に、其、雉飛下、居于天稚彦門前、湯津杜樹之抄、而鳴之曰、天稚彦何故八年之間、未有復命あり、○天、佐具賣、書紀に、天探女、此云阿麻能左、愚謎、和名抄鬼魅類に、日本紀云、天探女、和名阿万佐久女、一云安万乃佐久女、【かく載たる趣を思ふに、其、ころにも、如此云ならはしたる物あり見えたり、】書紀口決に、天探女者、從神詭女也云、纂疏に、稚彦之侍婢也あるなご、さも有ぬべし、名意は或人の、探女、探他、心多邪思也云る、此意なるべし、【落窪物語に、なかくじりそ云々、あこき云さくじり云云なきある、あこきは女名なり、あこきを指て、さくじりこいへるなり、源氏物語にも、さくじりおよすけあり、こ

これらのさくじり云云、さくめの名義にかなへり。今世の諺に、天之佐古云は、此名なり、其も、左右に人に悖て、心悪き者をなむ云める、【伊勢の飯野郡に、佐久米てふ村あり、名づけたる故はしらす】万葉三行に、久方乃天探女之石船乃泊師高津者淺爾留香裳、代匠記に此を説て云、津國風土記云、難波高津は、天稚彦が天降し時、屬て下れる神天探女、磐舟に乗て此に至る、天磐舟の泊る故に、高津と號云々云り、右哥又風土記によるこきは、天より降れる神なり、然るを書紀一書には、國神ありいか、今思ふに、天に名に負たれば、なほ天より降りりせむか、【神名帳なる、攝津國東生郡比賣許會神社を、四時祭式臨時祭式に、下照比賣社も號由あるによりて、此神社を、天若日子の妻になれる下照比賣と心得て、右の万葉哥をも、引合せ見るは非なり、かの比賣許會社は、別神にて、其由縁、此記中卷の末に見えたり、名の同きを以、思ひ混こみなかれ】○語天若日子言の語、字言、讀べからず、字の隨に讀ては、漢文讀なり、○其鳴音の其、字も、讀べからず、○甚惡は、師の伊刀爾久志と訓れつるも、【舊印本同】面白けれ、【こは鳴音を聞惡しと云なり、た、憎惡て爾久志と云は、いさ、か異なり、醜の爾久伎に同じ、書紀仲哀卷に、神託皇后以誨之曰云々、速狹騰尊也、時天皇謂皇后曰、聞惡事之言坐婦人乎、何言速狹騰也、この聞惡事を、伎々爾久伎許登と訓り、今世にも云言なり、されど万葉十五に、安乎爾與之、奈良能於保知波、由吉余家村、許能山道波、由伎安之可里家利、これ行用伎に對すれば、行爾久加理禰理と云べきを、行安之と云れば、かの聞惡も、此に准て伎々阿志伎と訓べきにや、書紀に、吾皇子者、聞喜而生之歟、これ伎々阿志伎に對つべし、】なほ伊刀阿志と訓べし、【阿志を、阿志々云は、俗言なり】阿志は、不祥の意に云なるべし、それに取て、又二意に聞ゆ、一には、詞の如く、た、鳴音を不祥と云か、二には、鳥なる故に、鳴音は云れども、實は言ここの趣を、天若日子が爲に、不祥と云なりと云るか、○故、字は、讀て有べし、○可射殺は、射殺賜比泥と訓べし、

○云進云は、云々云てにて、上へ屬り、進は勸むるにて厲ましそ、のかすなり、【是を師は、舊印本に出進作るに從ひて、佐加志良言須と訓れたり、其説に云、万葉にも、さかしらてふ言に、情出また情進と云きたれば、それらに同じ、出、字を、延佳が私に、云に改めしはわろしとあり、今考るに、右の如くしても、此の意にはよくかなへども、なほ然にはあらじ、先、延佳本に云、作るは、彼が改めたるには非ず、彼本のみならず、諸本皆云字にて、出、作るは、舊印本のみなり、又舊事紀の舊印本には、進、字なくて、云、字なり、且、万葉にこそ、さかしらを出進と書、が如き、物違き書法はあれ、此記なごには、然例さらに無し、されば出、作るは、決く誤なり、】書紀に、時、天探女見而謂、天稚彦、曰、奇鳥來居杜、抄、【これには鳴、こは見えされども、奇鳥は、鳴音のあやしきを云なり、雉は常にある鳥なれば、形をあやしこは云べからねばなり、此雉を、實は人なりとて云説なきは、例の私事なれば、取にたらざるなむ】又一書に、時、有、國神號、天探女、見其雉、曰、鳴、惡鳥在此、樹上、可射之上、あり、さて書紀神武卷に、皇師大舉將攻磯城、彦先遣使者、徵、兄磯城、兄磯城、不承命、更遣、頭八咫鳥、召之、時、鳥到、其營、而鳴之、曰、天神子、召、汝、怡、辨、過、怡、辨、過、兄磯城、念之、曰、聞、天、塵、神、至、而、吾、爲、憤、憤、時、奈何、鳥、鳥、若、此、惡、鳴、耶、乃、彎、弓、射之、鳥、即、避、去、ある、此、段、にい、よく似たる、こはなり、○天之波士弓、上には、天之麻迦古弓、あり、其は用を云る名、此は體を云る名にて、同弓なるこは、上に云が如し、【同弓にして、かく前、此、名、の、異、れる、こは、今、一、の、所、以、も、有、け、な、り、そ、は、下、に、云、】體を云は、波士は木、名にて、梓弓、楓弓、なごの類に、波士以造れる弓なり、さて波士は、常には櫛、字を書り、和名抄には染色具、部に、黃櫛、文選注云、櫛、今之黃櫛木也、和名波邇之、こある是なり、【天皇の御衣の黃櫛染、これなり、】波邇志、も波士、も云は、櫛を加婆、も云、同じ、【又土師、も、波士、もいへり、】名、義、は、或、人、埴、の、色、した、る、木、なる、故、に、云、云、り、さて、此、木、は、今、俗、に、波、是、と、云、山、漆、も

云て、實をば蠟燭に造る、葉はよくもみぢする物にて、哥にも詠り、或人は、此木今も弓に造る云き、【或云、木を切て見れば、そのこぐち外は白くして、内の心黄なり、その黄なる心を、弓には造るなり、物を染るにも用ふ、山に生たるを山はせ云て、里に生たるよりも性宜し云云云り、さて書紀に、梶弓を書れたるは、和名抄、同、染色部に、梶子を擧て、唐韻云、梶子、木實也、可染黄色者也、ありて、此も黄色を染る物なるから、此字を當たるべし、されど梶はくちなしにて、小木なれば、弓に造るべきに非ず、或説に、波士を桑の類なり云て、書紀に梶字を當られたるは、爾雅に、桑辨有、菘、曰、梶、あるによりりいふは、い、物遠く、あたためこなりかし、】○天之加久矢、加久は、上の麻迦古弓の迦古と同じ、古久通音なり、【近江の郡名伊香は、和名抄に伊加古、万葉十三に伊香胡山あるを、神名帳には、伊香具、神社あり、これ加古加久通ふ例なり、又金を、万葉に久加彌よみ、圓を、古言に加久美云り、さて又鹿兒の兒、清べきこ、此に清音の久、字を書るにてもしるべし、】上には此を天之波々矢あり、其は體を云る名、此は用を云る名にて、鹿を射矢なるこ、彼、麻迦古弓の下に云るに同じきこは、即、眞鹿兒矢もあるを以て知れし、【師説に、此に波士弓加久矢あるを以見れば、上に迦古弓波々矢あるは、弓矢の名を互に誤れる物にて、迦古弓は加久矢、波々矢は波士弓なり、さて迦古は、鹿角の鏃を云なり、其證は、書紀綏靖紀に、眞鹿兒矢ありればなり、云れつれ、然に非ず、書紀に、鹿兒弓眞鹿兒矢、連云、又梶弓羽々矢も連云れば、波々矢を波士弓の誤とも云がたく、迦古弓を加久矢の誤とも云がたく、又鹿兒弓もあれば、鹿兒を鹿角、鏃も云がたし、かの綏靖紀なるも、鹿を射る矢の鏃にせむになてふこからむ、】○逆射上、こは樹上に居物を、下より射る矢なる故に、上へ射上らる、なり、上字は被上訓べし、矢のうへより言處なればなり、【其矢云より、通云連云、皆矢のうへより言、もし上字を阿牙豆訓むきは、此のみ射人のうへより言詞になるなり、】逆は、上へ射上るときは、

羽の方の下になりて行故に云り、○坐天安河之河原、八百万神等を集るなきは、河原も似つかはしきを、只何なきに、此、大神たちの河原に坐むこは、少し由なきこ、ちす、故思ふに、上に亦問諸神等云々あるは、初、初、安、河原に諸神を集へての事なるべければ、今も猶其處を去坐すて、雉の復命を待居賜はせむか、【書紀にはたゞ、至高皇產靈尊之座前也、また遂至天神所處なご、ありて、安、河原のこは見え、○高木神、御名義、木は具比の切りたるにて、即、產巢日申す同意なり、其故は、上の角杵神活杵神の杵は、具美通て、具牟も活言なり、【傳三の四十一葉、角杵神の處考、合すべし、】されば角杵は角具牟同意なり、葦なきに角ぐむ云も、角の形して生初るを云、又なべて水草の生初るを、芽ぐむ云、涙の出初るを、涙ぐむ云て、具牟は、凡て物の初まり芽すを云辭なれば、產靈同意は云なり、彼、角杵神を、姓氏録に角凝魂命云、活杵神を生産日神も申すにて、思ひ定むべし、【三代實錄卅四に、筑後國高樹神云あり、此神か、はた地名なきにて、別神か、しらす、】○御所は美母登訓べし、此所を書紀、一書に、此、鳥下來、爲天稚彦所射、中其矢而、上、報、こもあるは、甚、異傳なり、○是高木神者云々てふ十四字は、本文ながら註なり、記中に如此る例多し、さて此より上には高御產巢日神のみあるを、此に至て其御名を變て、かく高木神申し、此より下は皆中卷までも、たゞ此、御名をのみ申せるは、如何様にも所以あるべし、故つらく思へごも、髓に思得るこもなし、されど強て云ば、初、稗田、阿禮が詔命を蒙し時に、高御產巢日神申傳へたる本、高木神申傳へたる本、二品の本に據けむ、此より上は、其、高御產巢日神有し本に依りしを、其本は、蓋此、わたりより下つ方の闕て無りけむ故に、其よりは高木神ある方の本に依て、其、隨に誦定めしなきにもやあらむ、【若、然もあらば、かの弓矢の名の、前、後、異れるなきも、傳、の本の別なる故にもやあらむ、】さて此に至て、俄に御名の更れる故に、是高木神者云々、云々註の語を加へて誦しなるべ

し、されば此註は、阿禮が誦定めし時よりの詞ならむ、別名は、字のま、ならば許登美那と訓べられ、記中に亦名と云るが多ければ、其に准て、麻多能美那と訓まし、○見者は美曾那波須禮婆と訓べし、此詞のこは、中卷倭建命の段に、看行とある處【傳世七の五十三葉】に委く云、○高木、神告云、上に或は天照大御神と此神と二柱を並舉、或は此神をば響きもしたるは、異なる義なき由、既云へり、然るに此に、天照大御神を申さて、此神のみを舉たるは、右の例には異なり、こは二柱並坐、御所ながら、只實に此神一柱の詔にして、天照大御神は關りたまはず、其故は、次に取其矢云々なきある、二柱にわたる事にあらざればなり、抑此、矢の事は、御子、命を天降し奉りたまふべき事の中ながらも、枝事なる故に、天照大御神はあづかり賜はぬなるべし、○即示の示字、諸本にみな爾と作るは、寫誤なり、こは眞福寺本に示と作る、又師の、舊事紀に示とあるに従ふべしと云て、美世と訓れつるを用ふべし、【石屋戸、段にも、示を爾にあやまり、中卷神武、段にも、舊印本に爾を示に誤れる例あり、】○或は、一、共に母志と訓べし、○不誤は多賀閉受と訓べし、○惡神は阿良夫琉神と訓べし、前にも有き、○爲射は伊多理志と訓べし、右に血著其矢、羽とあれば、此は惡神の身を射通したりし矢の來れるか、と御思したる意なればなり、爲、字は、多理志と訓べし、辭に當て書るなり、かゝる書法も記中に例あり、○至者は來都流那良婆と訓べし、○不中は、阿多良邪禮と師の訓れつるに従ふべし、【麻賀禮とあるに對へば、阿多良自訓はわろし、】○邪心は伎多那伎心と訓べし、其由は、上の御祓段【傳六】に委く云り、此の邪心は、天神の命に背奉りて、賊害心を云り、御所へ矢を射上たればなり、【又血著其矢、羽とあるを、此へも係て見れば、有邪心と云は、御使の雉を射たるか、と御思て詔ふとすべし、當時葦原中國に、他に天神の御方として、天若日子に敵ふべき神はなければなり、されきこは、只御所へ矢を射上たるにつきてのこゝのみ見るぞ安らかなる、】○麻賀禮、まづ萬の吉書直と云に對ひて、萬の凶惡を麻賀と云、【此事傳六の六十三葉に既に委く云り】故に御祓段に禍と書り、さて

そは體言なるを、用言にしては、麻賀禮と云、【歌と云體言を、用言には宇多布と云、綱と都那具、雲と久母流のたぐひ、皆體言用言の差別なり、】物の形の枉曲も、其中の一なり、されば麻賀禮と云は、言は凶くなれと云、こにて、意はすなはち死ねと詔ふなり、【死るは、即凶くなるなれば、麻賀禮と云なり、】さて然して死むは、わざはひなれば、かの禍字を書るこよく合ひ、【次に引る祝詞に、高津鳥、殃とあるを、念合すべし、】さて此を書紀に、時高皇產靈、尊見其矢、曰、是矢、則昔我賜天稚彥之矢也、血染其矢、蓋與國神相戰而然歟、一書に、時天神見其矢、曰、此昔我賜天稚彥之矢也、今何故來、乃取矢而咒之、曰、若以惡心射者、則天稚彥必當遭害、若以平心射者、則當無恙とあり、此當遭害を、麻賀禮と訓るは、御門祭詞に、天能麻賀我都比登云、神乃言武惡事、爾相麻自許理云々、とあるに同じ、【上に咒曰とある咒は、字書に詛也とある意にて、俗にいはゆる麻自那布なれば、麻賀禮は、まじなはる、なり、凶くまじなふを、俗言にまじくると云も是なり、さればかの當遭害と、此の麻賀禮と、言は別なれども、末は一、意におつめり、故當遭害と書れたる字は、麻賀禮によく當れり、】○矢穴は、下國より天上へ射徹たる孔なり、【古傳の趣をえしらず、かたくな、漢意におほれて、なまさかしき人は、此、矢穴を疑ひて、下國と天上との隔に、板なきの如き物あるが如く聞えて、陋しや思ふらむ、上の御誓段に、堅庭者於向股、蹈那豆美と云ひ、又天之眞名井もあり、又畔離溝埋なきも、皆天上のこゝなれば、矢の通り來たる穴も無くはあるべからず、若し此穴を陋しせば、かの堅庭も眞名井も畔も溝も、みな陋しからずや、されば延佳が當作と云空と云る、天空と云る、若し此穴を陋しければ、又師も此穴をいかゞ思はれけむ、強て矢之美知と訓れき、道ならむには、いかでか穴と書む、さばかり古の意をよく見明らかめて、万世までの師と仰ぐべき人すら、なほか、わば、古を知るはいよ、難きわざになむ、】○衝返下は、下字を捨て、都伎加閉志と師の訓れたるに従ふべし、さて上、件

の如く詔ひて、如此爲たまふは、彼書紀にある如く、咒ひたまへるなり、○胡床、和名抄に、胡床、風俗通云、靈帝好胡服、京皆作胡床、此間名阿久良、書紀にも如此訓り、此記には、此にのみ胡床ありて、中卷下卷に處々あるをば、みな吳床と書り、同物なり、漢國にて胡床と名けしは、胡國の制にならへる故なるを、御國にて此等の字を書は、其制をうつせる故には非ず、た漢國にて胡床と云物の状にや、似たるを以て、其字を假れるのみにこそあれ、其制はもより御國のなり、故師は、此らの字を用ひしはわろし、直に高座なご、こそ書べけわ云れき、信にさるることなり、下卷朝倉朝段に、立大御吳床とあれば、いご高き床と見ゆ、凡て何にても、立ごは其形状の高き物ならでは云ぬことなり、阿具良てふ名意は、揚座ならむ師の云れし、さも有らむ、或説に、編座の意こせるは由なし、さて今俗に平座ることを、阿具良加久と云このあるは、胡床に坐まきの坐まなるを云にや、其は後方に倚かゝる物ありて、後世の倚子なごの屬の状したる物にやごも思はるれき、上に寝たりごあれば、此なるは、や、廣き床と聞えたり、左右近衛府式に、凡胡床三百基、緒、料、緋、絲、基別八兩、塗料、漆、基別一合、隨損申官請、○高胸坂は、仰に臥たる胸のさまの、坂如て高きを云名なり、然るを、如此あるにならひて、胸ごあるを、何處も、多加牟那佐加訓は、非なり、仰に臥たる處にこそさは云れ、凡て胸の古名にはあらず、又書紀に、多加牟那佐佐も訓るは、も此記に依て、多加牟那佐加訓の本を見て、又心前云ごもあるを思ひて、此記をも考へず、妄にさかしらに改めたる誤なり、書紀に、於是取矢還投下之、其矢落下、則中天稚彦之胸上、于時天稚彦、新嘗休臥之時也、中矢立死、一書に、因還投之、即其矢落下、中于天稚彦之胸、因以立死、高胸、此云多歌武娜婆歌、あり、遷却崇神祝詞に、又遺志天若彦毛、返言不申氏、高津鳥、殘爾依氏、立處爾身亡文、あるは、御使の雉を射たりしに依て、此、殃に遭るを云、高津鳥の事の殃と云意なり、

【天より降れる鳥なる故に、高津鳥とは云なるべし、】○此遺矢云々の註八字は、後人の、日本紀を以添たるならむご、師の云れつる、信に然なり、其故は、若本よりの文ならば、次の於今諺、曰ごある言は、必此に在べきなり、かく似たるごを、二並べて言むには、初を委く云て、次をこそ畧くべけれ、初に畧きて、次に委く云べきごわりなし、又是も次の雉之頓使ご同例の諺なれば、本文に連ねて、彼ご同く大字にて有べきに、此のみ細字なる、【是も本は大字なりしを、後人の細字にはなしたるかごも云べけれき、若さもあらば、次の雉之頓使の方をも、同く細字に改むべきを、片方は其ま、おきて、片方を改むべくもおほえず、】かた、後人の爲なるごしるし、○亦其雉不還、かの雉は、已に射殺されぬれば、還らざるごは、云はでもしるきを、今さらに如此云るは、此、事に依れる諺を言むごとなり、さて其に取りては、加閉良邪理志由惠爾ご、次、句へ繼げ、讀べきに似たれご、さては本是也ご云語ご相應はねば、加閉良受ご讀絶るべし、【故ご云るも、本是也ご云には應はねごも、故は例のいご軽く置るなり、】○諺は許刀和邪ご訓り、抑此、許刀和邪ごご、事態ご言同くて、まぎらはしけれご別なり、許刀は言、和邪は、童謠禍俳優なごの和邪ご同くて、今、世にも、神又死人靈なごの崇るを、物の和邪ご云是なり、さてそは常にはた、崇て凶き事ごのみ云めれご、本は凶にも吉にもわたる言なり、かくて何事にまれ、人の口を假て、神の歌はせたまふを和邪歌ご云、言せたまふを言和邪ごは云なり、【禍も、神の爲したまふ意を以て云、俳優も、神懸につきて云稱なり、石屋戸段に、神懸の態を爲て、大御神を招奉りしより云り、傳八の五十七葉を考合せてしるべし、】か、れば言和邪は、本は神の心にて、世、人に言せて、吉凶ごごを示諭たまふを云しが轉りては、た、何ごなく世間に徧く言ならはしたる言をも云なり、【諺、字は、轉れる方に當りて、本の意にはあたらす、】○頓使、書紀、一書に、此、雉降來、因見粟田豆田、則留而不返、此世所謂雉頓使之縁也ごあり、頓を比多ご訓ごごは、書紀に、頓丘此云毘陀鳥ごある、此、正き據なり、



又垂仁卷に、不期死生頓得爭力、又履中卷に、自是後頓絕以不歸詞部（なごもあり、抑比多てふ言は、此餘も比多須良比多毛能なき、今世にも云て、純一むきに片よりて、他を離へぬ意なれば、本は一より出づる言なるべし、万葉に、直土直佐麻なきあるも、土のみ麻のみにて、他物をまじへぬなり、されば頓使は、副使も從者も無くて、單獨なるを云なるべし、書紀欽明卷に、單使もあり、これもヒタツカヒミ調てよろしかるべし、さて此を諺に云はせらる意は、此雉使の、射殺されて還らざりしに因て、人世になりて、凡て大事の使を遣るに、副使從者なきも無て獨なるをば、雉の頓使云て、思ひにせしなり、さるは上に、其雉不還云て、此諺を擧たれば、不還例を思ひたり、書紀にも同く、不返云語より係て云るをおもへ、【口決に、頓使者急使也といひ、纂疏に卒然差使之謂也云るなきは、たゞに頓字の義をのみ思ひたるものにて、比多てふ言にあたらす非なり、もし又此註にも依らば、比多調るは誤なり、波夜使か、爾波加使か訓べし、されど其意にては、諺になれる所由もおほつがなく、又上件りの事をも見るに、然云べき所由もなければ、さにかくに非なり】さて比多てふ言に頓字を當たるは、如何なる由にか、字書をも考るに、此字には、比多調べき義は見えずなむある、然れども、右に引る書紀の頓丘はさる物にて、垂仁履中卷々なきに用ひたるも、必ひたぶるに云べき處なるを思ふに、いかにも據あるべく見えれば、此はなほよく考ふべし、【純字に屯音もあれば、若し此レ通例はなきにや、純は比多にあたり、万葉十二に、純裏衣云あり、これら比多も調つべし、さて書紀に、比多袁を頓丘書るは、詩經衛風に、至于頓丘（いふこいふこあれば、是を取れるが如く見ゆれども、よく思へば然にあらず、其故は、まづかの頓丘は、毛萋傳に、丘一成爲頓丘といひ、前漢書地理志に、頓丘縣屬東郡、顏師古註に、以丘名縣也、丘一成爲頓丘謂一頓而成也、云るに依るに、すみやかに成れる由の名聞ゆれば、小丘を云なり、然ればかの頓

丘に、比多袁の意あるこなきし、もしは一成云註によりて取れるか、こも云べけれ、かの一成の一は、一たびの意、比多は純一にかたよる意なれば、同じからず、且御國の上代には、一たびにして成れり、云が如き意を以て、比多袁名づけむこも、有べくもあらず、小丘ならば、直に小丘云こ云べけれ、即此記の哥に、小丘云こあるなり、故思ふに、書紀の頓丘は、詩經の字を取れるにはあられて、頓はたゞ比多てふ言に用ふる字を書るが、たま〜詩經にも然名のあるなり、然れば書紀の註に、此を小丘なりとも、小山なりとも云るは、詩經によれるものにて、非なり、比多袁は、片岡片山なき、同意にて、片よれる丘なるべし、それにつきて、前には、頓字には比多の意見えざれば、頓丘の誤ならむか、頓傾なきもありて、頓は比多の意に叶へれば、こも思ひしかども、なほ然にはあらざりけり、又書紀の景行卷に、以兵一舉、頓誅熊襲、神功卷に、大起軍衆、欲頓滅新羅、これらの頓を、比多夫留爾調るは、かの頓丘の訓注によれるなれど、あたらず、これらは、須美夜加爾なき、こそ訓べけれ、こは頓字の論の次手云なり、

故天若日子之妻下照比賣之哭聲與風響到天於是在天若日子之父天津國玉神及其妻子聞而降來哭悲乃於其處作喪屋而河鴈爲岐佐理持（自岐下三）鷗爲掃持翠鳥爲御食人雀爲確女雉爲哭女如此行定而日八日夜八夜以遊也

與風は加是能牟多調べし、万葉二に、浪之共彼緣此依、又風之共靡如久、十に、峯上爾零置雪師、風之共此間散良思、十二に、風之共雲之行如、十五に、可是能牟多與世久流奈美爾、この餘もおほし、○響は、聲の

餘の長引をも、又聲の遠所へ引行をも云、○到天の到は、伎許由も訓べられき、なほ伊多留訓べし、藥師寺、佛足石讚哥に、美阿止都久留、伊志乃比鼻伎波、阿米爾伊多利云々、万葉十に、呼音之不至者疑なきあり、○在天は、其妻子云までにか、れり、○聞而は、凡て人の死りぬるを哀みて哭には、其人の此世に存しほぎの事なきをも言つ、け、又人麻呂が妻に後し時の歌【万葉二】に、爲使乎無見妹之名喚而袖曾振鶴よめる如く、其名をも呼ゆるに、今彼哭聲を聞て、天若日子が死りしこを知るなり、【書紀纂疏に、天國玉聞其哭聲、謂三天耳通、又以父子同氣、語知其死也、こはなにこぞや、凡て神代の故事を、漢意にて見るから、か、る言痛説は出来るぞかし】○於其處こは、天若日子が死たる處を云、抑此天若日子は、天より降りし神なれば、屍を將て還りて、天上にて喪事は行ふべきに、然はせずて、其隨死たる處にて喪を行ふなり、此書紀の傳、こいたく異なり、○喪屋、まづ喪てふ言は、麻賀事の切りたるにて、麻賀を切れば麻、許登を切れば許にて、其麻許を切れば、母なるなり、【死たるここのみにも非ず、何事にまれ凶事を云なり、されば万葉五に、靈剋内限者平氣久安久母阿良牟遠、事母無喪無母阿良牟遠、十五に、伊麻太爾母、毛奈久由可牟登、又多婢爾且毛、母奈久波夜許登、六帖又伊勢物語に、我さへ裳なくなりぬべきかな、是等の母那久は、無恙云意なり、さて死は、有が中にも凶事なる故に、其時の事を凡て母云て、喪字を當たり、かくて喪屋は、屍を歛置て、其事をも行ふ處なり、古天皇の崩坐る時、葬奉るまでの間、殯宮申すに坐奉りて、阿賀理し奉りし例【殯宮の事は、詞志比宮段、傳三十の二十七ひらに委く云べし】を思ふに、上代には、凡人の喪屋を作りしなるべし、書紀纂疏には即、喪屋謂殯宮、こ註たまへり、書紀には、是時天國玉聞其哭聲、則知夫天稚彦已死、乃遣疾風一舉、尸致天、便造喪屋而殯之、又一書に、時天稚彦之妻子、從天降來、將柩上去於天、作喪屋殯哭之、此殯を天上にて爲り

こあるは、此記の傳、こ甚く異なり、○河鴈、此名、此書紀の海神宮段、一書に、時有川鴈、嬰羅云々こある、こ二を除去には見えず、さるはた、鴈をかくも云るか、【口決には然註せり、又は川鳥なごの如く、一種別にあるか、纂疏には、謂鳧鴈之類、こあり、こは鳧の一種に加留云ありて、古書にも加留之子云は、其子なれば、此をも思ひ、又鴈をも弁す、兩方をはづさじにて註れたるか、若然らば信られず、又は河に住鳥の類を、凡て河鴈云し據ありて、其意に如此註されたるか、そはさるこなれき、此は種々の鳥をも並、舉たる中の一なれば、惣名にては稱はず、一の鳥名なり、川千鳥なごは、只千鳥にて、濱千鳥磯千鳥なごも云て、河に在るを云なれば、此の例は異なり、猶熟尋ぬべし、○鴈、延佳本には驚こ作れきも、中卷垂仁段、鴈巢池、これも鴈こ作り、此も彼も諸本みな同じ、また字鏡にも、鴈、佐義こあり、か、れば古は多く如此ぞ作けむ、故今も其に依つ、和名抄に、鴈和名佐木こあり、○翠鳥は、上の八千矛神の御哥に、蘇邇杼理こ有て、其處に委く云るが如し、【傳十一の三十七葉】此も蘇邇訓べし、【書紀には曾比訓れき、なほ蘇爾ぞ本なりける】○雀、和名抄に、雀和名須々米こあり、下卷朝倉宮、天皇、大御哥に、爾波須受米こよませ給へり、【記中に雀字は、大雀命雀部なご、佐邪伎に用ひたれきも、書紀に佐邪伎には、鶴鶴書て、此は以雀、爲春女、こあれば、なほ須受米なり、】○岐佐理持、書紀に持傾頭者こあるを、私記に師説に、葬送之時、戴死者、食片行之人也云り、此説持傾頭の字に拘らて、如此註せるは、如何様にも據ありつ見ゆ、此に従ふべし、書紀、武烈卷に、鮪臣が戮されし處へ、影媛が遂行てよめる歌に、拖摩該備播、伊比佐倍母理、拖摩暮比爾、彌邊佐倍母理、雖岐曾衰遲噲俱謀、柯尋比謎阿婆例、於是影媛收理云々こあるなき、事のさま、よく戴死者、食行に云るに似たり、【大嘗祭式に、齋場より大嘗宮へ、兩國の供物を渡す行列の中に戴御膳、案女八人こあり、これも葬事にはあらざれきも、事の状は似たり、】さて書紀に持傾頭こは、いかなる由にて書れたるにか、【口決に、助戸傾





は、古今集なきに耶宇加見え、常にも然いへぎ、そは音便にて、耶を延たるものにて、古言の正しき例には非ず、六日を牟由加云も同じ、されば耶加牟加書て、耶宇加牟由加讀はさもあるべし、さて此【二日三日八日十日なごの】加は、日、數を云言にて、彼、御哥の迦賀那倍互も、日々並而にて、日數を並べ計ふるを云なり、【屈並考へなき云説は、みな非なり、】加は、氣を通はし云言にて、氣は、經日數の長きを、此記又万葉の哥に多く氣長云、又毎日を、朝爾食爾多多くよめる【食は借字なり、】氣是なり、さてその朝爾食爾を、或は朝爾日爾もよめるを以て、氣は日、數なることを思ひ定めよ、かくて氣は來經の切まりたるなり、來經云こは、倭建命、段の哥に見えたり、なほ彼處【傳廿八の十五葉】に委く云べし、されば二日三日なき云は、二來經三來經云こは、【師説に此、加を、數の畧にて、七日は七數、八日は八數云こは、故に七日の日八日の日とも云り、云れしはわろし、若し數云言ならば、日にのみはかぎらて、何の數にも云べきに、他には例なくて、只日、數にのみ云るはいかに、且七數八數なき、數てふ言を添へて計むも煩しく、さるこ有べくも所思すなむ、又七日の日八日の日なき、云も、七來經の日八來經の日云むも、なてふこかあらむ、さて二日より以上はみな、伊久加云を、一日のみは、比止加云は云ぬは、いかなる故にか、未思得ず、凡てか、る言は、神代のま、の古言なれば、必所由ありなむ物ぞ、又二日七日は、布多加那加云べきを、多を都、那を奴、轉し云は、た、何もなく通言にいひなれたるものなるべし、】さて日數を計へて、幾日云には、夜も其中にこもれるを、此の如く八日八夜なき、分て云も、古語の文なり、【此は八日の間、夜も晝も云意ならむ、】思、人も有ぬべけれき、左に引、鎮火祭詞なるは、其意無き例を思ふべし、鎮火祭、祝詞にも、夜七晝七日、【下の夜、字、今、本には、日、作れきも、誤なり、元々集に引るに、夜、あるを用ふべし、】山城風土記にも、神集々而、七日七夜樂遊あり、さて此の八も、例の彌の意にて、た、幾日も云意か、又正しく八日八夜にも有べし、○以、字

は、哀、訓べし、○遊也、阿曾備伎、訓べし、遊は、管絃歌舞、たぐひを云て、樂、字に當れり、石屋戸、段にも云り、【傳八の六十三葉】又詞志比、宮、段【傳三十】にも委く云、さて上代には、殯、時も、むね、樂せしこ、此、餘も古書に、あまた見ゆ、書紀、允恭、卷、天皇崩坐し處に、新羅、王、聞、天皇、既、崩、驚、愁、之、貢、之、調、船、八十艘、及、種、々、樂、人、八、十、云、々、泊、于、難、波、津、則、皆、素、服、之、云、々、張、種、々、樂、器、自、難、波、至、于、京、或、哭、或、歌、儻、遂、參、會、於、殯、宮、也、【新羅は戎狄ながら、蕃國なれば、御國の禮を奉仕れるなり、】天武、奉、天皇、崩、坐、し、處、に、云、々、次、國、々、造、等、隨、參、赴、各、誄、之、仍、奏、種、々、歌、舞、持、統、卷、に、元、年、春、正、月、丙、寅、朔、皇、太、子、率、公、卿、百、寮、人、等、適、殯、宮、而、慟、哭、云、々、奠、畢、膳、部、采、女、等、發、哀、樂、官、奏、樂、二、年、冬、十、一、月、乙、卯、朔、戊、午、皇、太、子、率、公、卿、百、寮、人、等、與、諸、蕃、客、々、々、適、殯、宮、而、慟、哭、焉、於、是、奉、奠、奏、楯、節、儻、云、々、こ、れ、も、同、天、皇、の、大、御、殯、の、時、な、り、又、繼、體、卷、に、近、江、の、毛、野、臣、が、新、羅、よ、り、還、さ、ま、に、津、島、に、て、死、り、し、を、本、郷、に、返、し、葬、る、こ、て、淀、川、を、船、よ、り、上、る、時、に、妻、の、哥、に、比、擢、寄、馭、喻、輔、輿、輔、根、能、朋、樓、云、々、な、ご、あ、り、【舊、事、紀、に、饒、速、日、命、の、薨、坐、る、處、に、日、七、夜、七、以、爲、遊、樂、哀、泣、斂、於、天、上、云、こ、こ、あ、れ、き、も、疑、は、し、き、こ、こ、あ、れ、ば、此、は、例、に、引、べ、か、ら、ず、靈、異、記、に、朝、倉、宮、御、代、に、雷、を、取、へ、し、小、子、部、柄、輕、が、事、を、記、せ、る、條、に、柄、輕、卒、也、天、皇、勅、留、七、日、七、夜、詠、彼、忠、信、こ、ある、も、此、人、の、功、事、を、誄、歌、し、め、た、ま、ひ、し、な、り、さ、て、書、紀、天、武、卷、に、大、伴、連、望、多、麩、云、々、發、鼓、吹、葬、之、續、紀、に、長、屋、王、吉、備、内、親、王、屍、を、葬、ら、し、む、る、時、の、詔、に、吉、備、内、親、王、者、無、罪、宜、准、例、送、葬、唯、停、鼓、吹、こ、れ、ら、を、見、れ、ば、其、こ、ろ、ま、で、も、親、王、公、卿、な、ご、の、を、り、も、さ、る、こ、こ、有、し、な、り、但、喪、葬、令、に、太、政、大、臣、親、王、よ、り、三、位、ま、で、の、葬、具、の、式、を、載、せ、た、る、中、に、親、王、一、品、鼓、一、百、面、大、角、五、十、口、小、角、一、百、口、云、々、三、位、鼓、四、十、面、大、角、二、十、口、小、角、四、十、口、云、々、な、ご、あ、る、に、依、る、に、か、の、鼓、吹、こ、あ、る、は、管、絃、に、は、あ、ら、て、鼓、大、角、小、角、こ、な、れ、ば、よ、の、つ、ね、の、樂、に、は、あ、ら、ず、其、故

は、大角小角は、御國にても、もはら軍に用る器にて、尋常の管のたぐひには非ればなり、されど葬にさる物を用るも、本は上代の遊樂のかたの遺れるなるべし、又この鼓吹に付て、上代の遊樂あるをも、其類ならむか疑人もありなむか、されど上代のは、角の如き管にはあらず、た尋常の樂なりしこも、右の引る書もの趣にて知べし、天武持統御卷に見えたるも然なれば、其頃いへども、天皇の御をりのは、なほ上代の如くにぞ有けむ、喪葬令に、遊部アソビにある者も、師は此遊をなす者ならむ云れき、【義解の説は誤なるべし、】さて喪に如此樂せしは、何の所以ぞ云に、まづ人の死たるは、彼天照大御神の、天ノ石屋イハヤに隠坐カクレマシて、世の闇夜ヤミヨになれりしに類たる故に、【万葉二に、天武天皇崩坐しこみを、天ノ原石戸を閉、神上座カミノイハに坐しよみ、又三に、河内王豐前鏡山に葬し時の哥に、豐國乃鏡山之石戸立、隱衛計良思、なごよめるも、此意をおもへり、】其時の故事をまねびて、哥樂ウタヒて、其人を復此世に還りたまへし、招禱ササヒる意より起れり、そは鎮魂祭儀にも、彼故事をまねぶ儀あるにてさるべし、【鎮魂祭の儀、石屋段に引り、】然るを書紀にはた、八日八夜啼哭ナキナキ、悲歌カミナミのみ云て、樂のこを記されざるは、御國の古禮イニシノマツルを忘れて、ひたぶるに漢カラさまに書なされたるものなり、悲歌のみにては、古意に背ける物をや、【樂は、死人を又還れ云云、るにて、おもしろき態をするなれば、た悲哥のみにあらず、思ひ混るこみなかれ、喪に樂せむこも、あるべくもあらずおもふは、漢意なり、其するも、本悲みのあまりなれば、何事かあらむ、凡て古の事を、漢國に例なきをば疑ひて、左右に言まけて、強て漢にかなへむとするは、學者のくせなり、後漢書カウフにいふ漢籍にさへ、皇國の事を記せるには、其死、停喪トウサウ十餘日、家人哭泣、不進酒食、而等類就歌舞爲樂、さういへるものをや、】

此時阿遲志貴高日子根神コノトキアチシキタカヒコネノカミ到而弔天若日子之喪時自天

降到天若日子之父亦其妻皆哭云我子者不死有祁理クダリタマノカミヒコノチノオモトモトモソノメミナナキテアガコヘシナズテアリケリ音下效此以  
 我君者不死坐祁理云取懸手足而哭悲也其過所以者此二柱  
 神之容姿甚能相似故是以過也於是阿遲志貴高日子根神大  
 怒曰我者愛友故弔來耳何吾比穢死人云而拔所御佩之十掬  
 劍切伏其喪屋以足蹶離遣此者在美濃國藍見河之河上喪山  
 之者也其持所切大刀名謂大量亦名謂神度劍トイフヤマナリソノモチケレルタチノナハオホバカリトイフマタナハカムドノツルギトイフ以音故阿治志貴  
 高日子根神者忿而飛去之時其伊呂妹高比賣命思顯其御名  
 故歌曰阿米那流夜淤登多那婆多能宇那賀世流多麻能美須  
 麻流美須麻流邇阿那陀麻波夜美多邇布多和多良須阿治志  
 貴多迦比古泥能迦微曾也此歌者夷振也

到而は伎麻志氏ウヂマシノミ訓べし、○我子者云々は、父の言なり、○註、此二字云々の八字は、いかゞ、上の伊多久佐夜藝豆有祁理の下に、此二字以音、下效此、ミ既にあればなり、故彼處の下效此三字にまれ、此の註にまれ、一方は削去てありなむ、○我君者、これを師は、阿賀勢波アガセハ訓れき、妻の語なれば、然もあるこみなれど、君を書ければ、伎美ウヂミミぞ

訓べき、【書紀に、志那藝云訓を付たるは、古さる稱も有つらめども、體なる據も見えず、例もなければ、従ひがたし、仁徳ノ段ノ哥に、阿賀勢能岐美よあり、志那藝は、勢那君の轉れるにや、】○坐那理、上は父の言なる故に、有つけり云、此は妻の言なる故に坐云り、二の那理てふ辭の勢は、かの伊多久佐夜藝豆有那理の那理と同じ、○取懸手足一而、見るが如し、こは細に云へば、父は手に、妻は足に取懸るならむ、されさまで見むは、餘りくだくしかりなむ、万葉四十三に、衣手爾取等臚已保里哭兒爾毛云々、又廿五に、可良已呂茂須曾爾等里都伎奈苦古良乎云々なごあり、○過は、阿遲志貴神を誤りて、天若日子ぞ思へるを云、○容姿は加本訓べし、書紀に、面貌顔色顔容顔貌姿色相い貌なごは固にて、容姿形容形姿貌容容止なごをも、皆然訓り、万葉にも、姿貌容なごあり、加本は、先は面の形様を云名にて、惣ての身體の形様までを兼たり、右の字ごにも心得べし、【漢文に好色なご云色を、中昔よりこなたは、御國にても伊呂いへごも、そは古言に非ず、故書紀には、其意の色字をも、加本訓り、さて又今世には、たゞに面を指て加本いへごも、そは違へり、此の二柱神の相似たるも、たゞ面のさまのみならず、惣ての身のさま、てを云なれば、今世人の心には、此容姿をも、加本加多知訓では、言足ぬげに思ふめれご、さにあらず、】○過也は、阿夜麻豆流那理訓べし、凡て上に語る事を、如此さまにこころる語は、那理那理に結るご、雅文の定りなる、書紀に、先是天稚彦在葦原中國也、與味耜高彥根神友善、故味耜高彥根神昇天弔喪時、此神容貌、正類天稚彦平生之儀、故天稚彦親屬妻子、皆謂吾君猶在、則攀牽衣帶、且喜且慟、又一書に、先是天稚彦與味耜高彥根神友善、故味耜高彥根神登天弔喪、大臨焉、時此神形貌、自與天稚彦恰然相似、故天稚彦妻子等、見而喜之、曰吾君猶在、則攀牽衣帶、不可排離、あり、○愛友は、宇流波志伎登毛訓べし、書紀神功卷に、善友ごもあり、

伊勢物語に、昔男いさうるはしき友ありけりなごあり、凡て友の交のむつましきをば、宇流波志云り、万葉十八に、宇流波之美須禮よめるも、睦く交るを云り、俗に云、中の善なり、さて此二柱神の交遊は、天若日子の此國に降りて後よりのこころなるべし、書紀の趣も然問の、下照比賣の母兄神に坐は、ゆかりも甚親きなり、帳に出雲國出雲郡に、阿遲須伎神社、天若日子神社並び載り、【今本に、遲字を庭に誤れり、】文德實錄三に、出雲國阿遲須伎高彥命神ニ授從五位下ニあるは、此社なるべし、○故弔來耳、こは耳字を許會に當て、愛友那禮許會弔比來都禮ニ訓べし、那禮許會は、那禮婆許會の意なり、婆を省きて云ご、古語の格なる、【又耳字を能美ニ訓ては、漢文讀なり、凡て古言はさらにも云へず、中昔の雅文にまでも、語のこちめに能美云ごすつるこごあるこごなし、許會云辭に、耳字の意あるなり、猶此事は、首卷に委く云るが如し、又漢文には凡て、來弔なご、來を先に言を、御國には昔も今も、弔來云如く、凡て來を下に言ご定りなる、こは文か、む人の心得に云なり、】○比穢死人は、伎多那伎志爾登爾那蘇布流ニ訓べし、死人は、書紀垂仁卷に、從死ニある訓の如く、決て志爾登登ニ訓べく、比も、万葉十一に、久方天光月隱去、何名副妹、偲なご、あるに依て、那蘇布流ニは訓つ、古今集、序に云る那須良門歌も、漢國の比に當れり、【此を師は、ナゾモアチマカレルヒトニタグヘケガセルヤ、ニ訓れつれごわろし、死人も、此は麻加禮留人那伎人なご訓べき處に非ず、又比穢云言も、なにこかや聯さま漢めきたり、又終りの夜もわろし、凡て何誰幾なご、云て、下を夜ごごちむるこご、雅文にはなきこごなり、漢文讀よりうつれる、近世の俗言なるを、師の文にも、常に此誤多きは、いかにぞや、今世に此てにをはを辨、知人なし、古のよき文をよく見て、ささるべし、】時味耜高彥根神忿然作色、日朋友之道理、宜相弔故、不憚汚穢、遠自赴哀、何爲誤我於亡者、書紀にあり、【註ごもに、阿遲志貴神の、此、喪を弔ひたまへるこごの義不義を、かにかくに論へるは、いごあぢきなき漢國ぶ

りのさだなり。】○蹶離遣は、久惠波那夜理伎訓べし、久惠のこは、上傳七の卷【四十二葉】に云り、離は放、字の意にて、何處にまれ往ま、に棄やるを云、【一に合たる物を、分離す意にはあらず。】○此者は、其、蹶放遺たる喪屋者なり、○美濃國、中卷には三野も書り、名、義眞野なるべし、○藍見河、さだかならず、書紀、口決に、厚見、郡也云なり、其、頃までは、髓に此、名の川ありしにや、和名抄に、不破、郡に藍川云郷あり、○河上、これも上の肥河上の例に依て、加波加美訓べし、【加波良も加波乃倍も訓字なれども、凡て山の在所を、川以て云むに、某山は某川のべに在は、川大にて、山いこ小からむにこそ、さも云べけれ、川もいこしも大ならず、山も宜きほむならむには、さは云べからず、今は藍見河も喪山も、さだかならねば、まづは水源云むぞ、なべてのこなるべき。】○喪山もさだかならず、或人の説に、藍見川は、不破、郡府中村の藍川是なり、喪山は、其、藍川の上に、送葬山云ある是なり云り、なほよく國人に尋ぬべし、【松下氏が、今の僧都山なり、喪、音を訛れるなり、云るはいかゞ、但しかの送葬山僧都山、音近ければ、一ッ山にや、又万葉九に、母山に霞たな引云々あるは、八雲御抄に美濃にありに付て、此、喪山にやあらむ、契沖云り、此哥は、近江、湖にて、舟より見放てよめるなれば、美濃は隣國なれき、なほ物遠く聞ゆ、又美濃國、或人云、武義、郡大矢田村に、天王山云あり、これ喪山なり云り、又飛彈國に、荒城、郡荒城、郷荒城、神社もあり、上代には同國なりしが、後に隣國にはなれるたぐひ多ければ、是らにも心をつくべし、又信濃の岐蘇のあたりも、古は美濃國なりしかば、彼、あたりにても尋ぬべし。】○大量、名、義は書紀に、大葉刈書る是ならむ、【大は、大刀の名に係れり葉に係れるにあらず。】なほ上の都牟刈之大刀の處【傳九の三十五葉】を考、合すべし、さて書紀に、刈此云我里、こあれば、彼は我を濁べけれき、此記には量、字を借りて書れば、加み清て讀べし、○神度劍、師、説に、神は例のほめて云言、度は利なり云れし、さも有なむ、然らば度の下に之を添へて讀はわろし、さて出雲國に神門郡云

あり、【此、劍を、此地より出る故に名く云説はわろし、彼、國、風土記を考るに、神門、郡には、此神の由縁あれども、そは返りて郡、名は、此、劍、名より出づるも知がたし、風土記の郡名の説は別なり、】又越中、國新川、郡に、神度、神社、但馬、國氣多、郡に、神門、神社あり、帳に見ゆ、書紀に、則、振、其、帶、劍、大、葉、刈、【亦名神戶劍】以、祈、伏、喪、屋、此、即、落、而、爲、山、今、在、美、濃、國、藍、見、川、之、上、喪、山、是、也、世、人、惡、以、生、誤、死、此、其、緣、也、一、書、に、乃、拔、十、握、劍、斫、倒、喪、屋、云々、○忿而、こ、は、於、母、本、傳、理、豆、訓、も、よ、け、む、書、紀、に、作、色、慍、色、赫、然、な、ぎ、を、も、然、訓、り、而、火、照、の、意、に、て、怒、れる、顔、色、を、云、な、り、さ、て、上、に、既、に、大、怒、さ、ある、を、又、さ、ら、に、か、く、云、る、は、終、に、心、解、す、怒、れ、る、ま、に、て、還、坐、し、よ、し、に、て、喪、に、會、へ、る、神、等、に、辭、言、を、も、せ、ず、名、告、を、も、し、賜、さ、り、し、意、を、此、言、に、含、め、て、次、の、思、顯、御、名、云、處、に、應、か、せ、た、る、物、な、り、【凡て此記の文は、大氏古傳のま、なる故にかゝる處に味あり、心をつくべし。】さて還こも罷こもいはで、飛去ししも云る、是も忿りて速に去、賜つよしなり、【但飛は、實に鳥の如く空を翔行なり、たゞ速に行、こを、飛、云、にはあらず、落窪物語に、飛、や、う、に、し、て、出、た、ま、ひ、ぬ、云、常、に、も、速、行、を、飛、て、行、い、ふ、こ、は、異、な、り、】○伊呂妹は伊呂毛訓べし、同、母、妹、を、云、な、り、ま、づ、凡、て、古、に、兄、弟、を、稱、呼、に、男、弟、女、弟、に、對、へ、て、男、兄、を、勢、云、云、阿、爾、も、云、【此は常の如し】又女兄に對へて、男、弟、を、も、勢、云、云、【須佐之男、命のみづから、天照大御神の伊呂勢詔へるが如し、中昔までも然云り、女兄に對へて、男、弟、を、澁、登、云、こ、は、な、か、り、き、此、は、後、世、異、な、り、】さて女弟に對へて、女、兄、を、阿、泥、云、云、又、男、弟、の、み、づ、か、ら、女、兄、を、指、て、も、阿、泥、云、云、【但し男弟の、女、兄、を、阿、泥、云、云、は、み、づ、か、ら、呼、こ、き、の、こ、こ、な、り、傍、よ、り、は、男、弟、に、對、へ、て、は、女、兄、を、も、伊、毛、云、云、り、中、昔、ま、で、も、然、り、此、は、後、世、こ、異、な、り、】さて男兄に對へて、男、弟、を、澁、登、云、云、【此は常の如し、女兄に對へて、男、弟、を、澁、登、云、云、こ、は、な、か、り、き、】又女兄に對へて、女、弟、を、も、澁、登、云、云、り、【中昔までも然りき、女兄に對へて、女、弟、を、伊、毛、云、云、こ、は、無、し、此、は、後、世、こ、異、



なり。】さて男兄に對へて、女弟を伊毛云、【此は常の如し、女兄に對へては、女弟を伊毛いへるこゝなかりき。】又男弟に對へて、女兄をも伊毛云り、【此は後世に異なり。】かくて又同母兄弟の間にては、勢を伊呂勢、阿泥を伊呂泥、【阿泥の阿を省きて、泥云なり、例は黒田宮段に、伊呂泥ありて、書紀に某姉に書れたり、さて泥云は、もこは男女にわたれる稱にて、男名にも負り、此事中卷浮穴宮段、傳廿一の十ひらに云り、然るを阿泥の阿を省きて、同母姉をも伊呂泥いふなり。】涙登を伊呂杵、【涙登の涙を省きて、杵云なり、濁るは伊呂より連く音、便なり、例は黒田宮段に伊呂杵あり、又記中に伊呂弟あり、さて凡て伊呂云言の義は、中卷浮穴宮段、傳廿一の十ひらに云べし。】も常に云り、これらに准ふるに、同母兄に對へて、女弟をば伊呂毛云けむこ決し、【阿泥を伊呂泥、涙登を伊呂杵云例にて、伊毛の伊を省きて、伊呂毛云べし。】故に今然訓るなり、【前には、伊呂毛云るここの、髓に見えざるによりて、伊呂妹の妹をも、杵訓べし云つれども、其は精しからざりき、其故は、古、男兄に對へて、女弟を涙登云る例なければなり、記中に伊呂弟あるは、みな男弟にて、女弟にはみな伊呂妹と書り、又黒田宮段に伊呂杵云名も、女兄に對へて云るなれば、男兄に對へて云る例には非るぞかし、凡て古に兄弟を稱する名も、男女にによりて、互に異なるこゝ、右の如くにして、後世の格は異なるこゝ多し、委曲にわきまはずは誤るべし、書紀の訓、又和名抄なごは、古に合ひがたきこまじれり、よくく、わきためて取べきなり。】○高比賣は、下照比賣の一名なり、前に見ゆ、【傳十一の五十八葉】○思顯、其御名こは、此喪に會集有天若日子の父又妻子親族は、皆天より降れる神たちなれば、此阿遲志貴神をば見知らるに、如此怒て、終に名告をもせず、飛去給ひぬる故に、誰しの神も不被知て止なむここの遺恨に、御名を令知むこは思せるなり、伊呂妹の心には、誠にさも有ぬべき物ぞ、書紀に、時味相高彦根、神光儀華艶、映于二丘二谷之間、故喪會者歌之曰、【或云、味相高彦根神之妹下照姫、欲令眾人知、中映二丘谷者、是味相高彦根神、故歌之曰、】云々こあり、【此、或云の文は、心得ぬこあり、其故は、此一書には、上文に下照姫の天稚彦の妻なれるこ見えざれば、此にふこ此姫神の出たるこいか、此神は、何の由縁にて、此喪に會へるこせむ、假令たすけて、既に本書に、天稚彦の妻なれるこ見えれば、此には然云、されども、然聞えたり云むか、若し其意ならば、下照姫、是味相高彦根神之妹也、故欲令云々、ここ書べきに、味相高彦根神之妹下照姫と書るは、なほ天稚彦に由縁なくて、ふ出たるこ、ちす、書紀は凡て漢文をかざるこて、古傳の文を、かにかくに改められしによりて、なか／＼にかゝるひがこはおほきなり。】○阿米那流夜は、天在にて、夜は助辭なり、【此、米字を、書紀に妹と作るを、母訓は非なり、契沖云、味梅每なごの字、皆、天に用ひたるに准へて知べく、古事記に阿米、演成式には、阿賣に作れるを證して、アメこよむべし、天を阿毛云る例なし云り、さて天若日子の喪を、此記には、此國にての事とし、書紀には、天上にての事とせる、何をよしと定むべきに非れども、此、歌にかくあるを以て思へば、此記の説あたれり、若し天上にてよまむには、天在やこはこむるまじければなり。】万葉七に、天在日賣菅原、三に、天有左々羅能小野之、十六に、天爾在哉神樂良能小野爾なごもあり、○涙登多那婆多能は、弟棚機之なり、如此さまに云涙登は、人の季子を涙登子云、其、涙登なり、【少女の意に註せるは非なり、少女は袁登買なれば、音異なり。】さいばらの我門に、涙登牟須買、又葦垣に、涙登與賣なごあるも是なり、さて季子は、父母に殊に愛まる、物なる故に、それより轉りて、必しも季子ならねども、實愛まる、意にて、なべて美、女なごをも、涙登某と云けむ、此も然なり、【契沖が、弟なるをば、親の殊に愛する故に、弟織女は云なり云るは、己が此説に同意は聞ゆめれき、言たらでまきはし。】されば右のさいばらなるも、必しも季女、季男の婦ならずも、さは云てむ、【かの我門、哥には、我名を知らまく欲からば云々、あやめの郡の大領のまなむすめこいへ、

おこむすめいへこあれば、實に季ノ女にもあれ、自如此名告れる意は、愛みかしづかる、女子なるよしなり、然れば必しも季ノ女ならずとも云べし、又葦垣なるは、其ノ哥の意さだかならねば、定めては云がたけれき、其詞に、こころける此ノ家のおこよめこあり、こころけるは、世に名高く聞えたる意聞ゆれば、これも人に賞愛まる、意にてもありなむ、】柵機は機織女を云、そは先古語拾遺に、令天柵機姫神織神衣こ見え、又万葉の歌に、柵機津女も、柵機もよめる、此は本柵機云は、機のかまへは、柵なる故に、然いふなり、】そを織神なる故に、柵機姫名にも負給ひ、又凡て機織女を、古より柵機津女云しに依て、歌に彼織女ノ星をも、然賦るなり、然れば柵機は、機織女を云稱なり、【抑七月七日ノ夜、牽牛織女云二ノ星の交會云は、漢籍に云るこなるを、此間にもならひて、哥に多くよめるに、いはゆる天ノ漢を、天之安河こよみ、織女を、柵機つ女こよめるなき、みな似つかはしきま、に、おしあてに當たるものにて、そはた漢國にて、詩に作るにならひて、此方にもた、哥によめるのみにこそあれ、實の事にはあらざるを、其説の世に徧く弘れるから、後世人は、たゞそれをのみよく知り居る故に、かの柵機姫神をも、此の哥の弟柵機をも、彼織女ノ星こ心得て註せるは、いたく非なり、】さて柵機津女云を畧て、たゞ柵機云も、古よりさる例多し、【師説に、此の哥、本はたなばたつめこぞ有けむを、後に古哥をよくも心得ぬ者の、誤りておこたなばたこは改めつるなるべし、たなばたつめを省きて、たなばたこのみ云る、万葉にもあれき、や、後のこなる、又さしつけて弟なる女のを云むも、いかざなればなり、云れしも、一わたりはさるこなれきも、なほよく思ふに、然にはあらじ、其故は、本よりたなばたつめこあらむは、安らかにいよく聞えたるを、何の由にかは、いさ、かむつかしく、おこたなばたこは改めむ、涙登は、右に委く云る意にて、美麗こを極めて云むためにおけり、必しも弟なる由には非ず、又畧きて柵機のみ云むも、必しも後のわざこ云がたし、海人云べきを、たゞ阿麻このみも云類にて、此例

いこ多きこなる、】但此は、かの柵機姫神を指てよめるかこも云べけれき、涙登こあるを思へば、なほ只機織美女なりけり、式に、尾張國山田郡に多奈波多神社云もあり、さて此に機織美女を先出せるは、次に玉の美麗を云む料なり、さるは上代には、凡て玉を以て身に飾れる中にも、機織女のこをば、殊に書紀ノ神代卷にも、手玉玲瓏織之少女、万葉十代にも、足玉母手珠毛由良爾織旗乎なごあり、其は何故ぞ云に、萬の作業をなすに、聲をあげ歌をうたひなごして、努力を助くる如く、機を織にも、身に飾れる玉ごもの、玲瓏こ鳴を、拍子に取れるなり、万葉十九代に、鳴波多嬌嬌こあるも、鳴機の意の稱なるべし、又書紀仁徳卷、雌鳥皇女御哥に、比佐箇多能阿梅箇儂多こあるを、私記に、昔飾機以三金鏢取三鳴聲織也云るも、同意なるを思ふべし、さて玉の美麗を云む料に、先其ノ女の可愛き由に涙登こいひ、又凡て人も物も、天上のは優れて美麗き故に、天在やこも置るなり、○宇那賀世流は、契沖、所嬰なり、日本紀に、以三其頸所嬰五百箇御統之瓊云々、万葉十六に、吾宇奈雅流珠乃七條、こよめりこ云り、宇那牙流を延て宇那賀世流云は、古言の常なり、【立るを多々世流、佩るを波加世流云なご、同格なり】さてそは書紀ノ口決に、頸に嬰を云こいへり、宇那は和名抄に、項は頸後也、和名宇奈之こあるこれなり、万葉十三に、海部處女等纏有領巾文光蟹、こある纏有をも、ウナガセルこ調べし、【今本に、マツヒタルこ調るは非なり、】なほ頸に玉懸しこは、上の御頸珠の處【傳七の三葉】に云り、○多麻能美須麻流は、玉之御統なり、御統のこ、上【傳七の三十六葉】に出、○美須麻流遍、凡て歌ふ物は、同じこを再返しもし、又かく聯て疊もするは、昔も今も同じこなる、信に此哥なきも、かく疊たるにてこそ、訓は宜しけれ、書紀には、第四句の終りに、廻字添りて、此句の無きは、同言なる故に、後に誤りて、美須麻流の四字を脱せるなり、【或は古哥のさまを知らぬ後世心に、同言の重なるを衍こ見て、さかしらに削りしにもあるべし、】濱成の式云物にも、他麻能美須麻呂、【四句】美須麻呂能【五句】こあり、さて遍は、八坂

瓊なごの瓊なり、書紀には廻こある、何れにても宜しき中に、廻の方は今少し勝りて聞ゆ、【師は、此記の廻をも、廻字の誤りのこく云れつれども、然にはあらず、此記には、廻を假字に用ひたる例もなく、又廻にても、よくきこゆるものをや、】○阿那陀麻波夜、玉は穴を穿ちて、緒を通す物なれば、穴玉といふも、契沖もいへる、信にさるこなり、【阿那を、歎辭とする説は非なり、但し穴玉といふこも、此他に例も見えず、又玉の光の美きを云むに、其穴を云舉むこも、何の由無く聞えて疑はし、故と思ふに、阿加陀麻を誤れるにはあらじか、【赤玉は古哥にあまた見えて、此卷の末の御哥に、赤玉の光は云々あるなご、殊に此に叶へり、加こ那こ字のや、似たる故に、誤れるか、又同韻なれば、本うたひ訛れるにも有りなむ、されき書紀にも阿奈こあれば、たこひ誤りにもあれ、此記なごよりも以前の事なるべし、】さて上に玉之こいひ、瓊云て、又こに玉云る、如此おなじこを、さまざまに長々こつらねいふは、古言の美きなり、【大祓詞に、荒潮の潮の八百道の八潮道の潮の八百會こいへるなご、思ひ合すべし、】さて波夜は、光映にて、照耀くをいふなり、【延こ夜こは通音ながら、波延云べきを、波夜にては、何こかやおだやかならずきこゆめれき、】書紀に速玉之男、式に熊野早玉神社、又陸奥國志太郡敷玉早御玉神社あり、これらも皆映玉の意なるをおもへ、【速早なごは、みな借字なり、玉に速早き云こは由なし、】又書紀に見えたる羽明玉の羽も、映の意なるべし、又万葉十七に、多麻波夜須云言もある、是も玉映こいふこぞ、【由を延て夜須云は、古言の格なり、令映の意にはあらじ、さて万葉に、此を武庫の枕詞せせるは、玉映むかしき云つげなり、玉の光るは、めてたき物なれば云り、心にかなひて、愛く思ふを、古むかしきこいひき、】さて此句は、穴玉のこく光映てこいふ意なり、【響る物を云て、如く云言を添て心得るは、常のこなり、】此波夜てふ言は、一首の眼なり、是を悪く心得ては、凡て歌の意明かならず、よく味ふべし、【契沖云、照かやきて、織女のうなげる玉の光見ゆるはや云なり、波夜は者哉なり、夜云は、其光や

云て、ここわらむためなり、万葉に、近江の海浪かしこし風守り、年はや経なむここはなしに、又おくれるて我はや戀む、いなみ野の云々、これらに同じ云る、此説非なり、其故は、まづ美玉は、光ある物なればこても、た玉このみ云て、光るこを云はでは、み谷二巨、何物こも聞えがたし、若阿那を阿加の誤せば、明の意にて、少しは光る意もあらむか、それすらなほ光かすかなるこ、ちする物をや、又彼説のこく、波夜を辭するときは、此辭、ふたわたらすの下にあらでは聞えがたし、よく味ひみよ、若ししひて辭せば、倭建命の、阿豆麻波夜こ詔へる如く、いひすてたる歎辭すべし、そのときは、如此二谷にてりわたる味相神よ、穴玉の如くなるはや云意なり、こは書紀につきていふなり、此記には、終りに會也こある、それにつきていは、如此二谷にてりわたる神よ、穴玉の如くなるはやこいひすて、さて此神は、阿治須貴神ぞ云る意なり、されき光るここなくては、一谷に巨る物、何物こも聞えがたければ、左右に波夜を映見されば、言足はぬぞかし、】○美多邇、【三音一句】契沖、眞谷なり、万葉に、眞草をみくさ、三熊野を眞熊野こよめるは、麻美通音なる故なり、然れば美山も、眞山の意なるべければ、美多邇も准へて知べし云り、○布多和多良須は、同人、一巨なり、和多流を、古語には和多良須こいへり、濱成式には、阿那他麻波夜美【六句】に注して、彌を上句に付け、他爾不他和留、【七句】に注せられたれき、おほつかなし、穴玉早み云ては、早みの義通じがたしこいへり、此二句は、阿遲志貴神の身の光の、一谷を越て、一谷まで照至るを云、即書紀に、光儀華艶、映于二丘二谷、こある是なり、【谷は、丘の間にある物なれば、谷二こいへば、其中に二丘はこもれる故に、即二丘二谷なり、】さて此句にて語を絶て心得べし、此句までは、我も人も皆目前見たる状を云るにて、次は、是は阿遲志貴神ぞこ、いひ聞せたる意なればなり、【次句に引續けて見るときは、終りの會也て辭、此二句までに關る故に、其意明らかならず、よく味ふべし、此處書紀にては、意異なり、其由は左に云べし、】○阿治志貴、【四音

一句】○多迦比古泥能、【六音一句】○迦微會也、【四音一句】書紀には、阿泥素企、多迦迦迦、このみありて、能迦微會也の五字無し、【書紀の傳は、喪會者の作にて、阿治志貴、神云云は、本より誰もみな知れるうへにてよめるまなれば、此終二句の意、此記と同じからず、神武、段、哥の、美都美都斯久米能古良、いふたぐひに、美多通云々より引つきたる意なり、故、ちぢめに會也てふ辭なし、但し或云云々の傳は、此記に全く同じければ、會也は無くて、哥の意も、此記に同意になるなり、さて會也てふ辭のなきに因て、之神てふ言も無きは、句の調にか、れり、多加比古能加微云ては、八音なれば、一句にあまり、加微を分れば、二音にて、一句に足さればなり、濱成式には、阿遲須岐能可味あり、是れも一の傳にて、句の調によりて、高彦根の五音をはぶけり、凡て哥の調は、一句、三音より七音までに限れることにて、上代の哥も、いさ、かも漫にせざりしこと、此にて知るべし、然るを今世、人の、哥よむを見れば、心にまかせて、一句を、八音九音にもよみて、そを中々に古へ体で思ふは、いさみだりなりかし、】さて會也は、今世の心にはよく聞えて、疑もなければ、古語古歌には、未見あたらぬ辭なり、且、也、字を假字に用ひたることも、此記中には例なし、故、哥は會にて終りて、【也はなくても、哥の意は同じ、】也はた、書面の助字に置るばかりかとも思はるれど、哥の下に然助字を置る例はたなければ、定め難くて、姑く會也てふ辭をしつ、さて一首の意をこぼしていは、天なる愛しき機織女の頸に嬰たる、美麗玉の如くに、光り映て、二谷まで照りわたる此神は、阿治志貴神ぞ云るなり、○夷振、書紀には右の歌の次に、又歌之曰ありて、阿磨佐箇麻遲奈菟謎酒云々といふ歌を載て、此兩首歌辭、今號夷曲あり、凡て歌を記して、此者某振也、また某歌也云ること、記中に多し、その某振あるは、此、夷振の外に、記中に、宮人振、【允恭段】天田振、【同段】あり、續紀天平六年二月歌垣の中に、難波曲、倭部曲、淺茅原曲、廣瀬曲、八雲刺曲など云名あり、古今集大歌所、歌に、近江より、水菖より、四極山よりあり、【次に某歌云

この説は、中卷倭建命、段の片歌の處、傳二十八の五十四葉に云べし、】さてかく某振某歌といふは、皆後に【書紀に、今號あるを以ても、後なることをしるべし、】樂府にて呼ぶ名なり、【宇多麻比乃都加佐云は、雅樂寮の訓、樂府に書る字は、書紀、神武、卷に、云々是、謂來、目歌、今樂府、奏、此歌者云々、】あるによれり、但しトヨノアカリに訓るは、樂府にあらず、彼をもウタマヒノツカサこそ訓べけれ、さて雅樂寮大歌所、樂所、内教坊なきの類、皆樂府に云べし、上代にもさる官所ありしなり、】抑此記書紀なきに載れる歌は、何れも上代の多くの歌の中にも、優れて美きかぎりなれば、多くは樂府にも取れて、管絃にかけ、儺にもあはせて奏し歌もなり、其中に某振呼は、まづ振は、俗に云、形狀進止の布理にて、人にまわ物にまれ、動く貌を云て、歌にては、奏ふ音聲の長短巨細低昂なきの貌なり、【振字は、先は借字なれども、萬の物に、動き舉るを振といへば、歌の布理も、いひもてゆけば、其意に落れば、布理てふ言には正字なり、書紀に曲書れたるは、歌に付てはさるることなれども、布理てふ言の意にはうしし、】さて樂府に用る歌は、奏ふに種々の振のある故に、其、振々に各名を付て、某振は云なり、但し其、名は、其、振を以て負たるものにはあらず、【故、夷振云も、夷てふ名は、其、振にはよらず、宮人振云も、宮人の名は、其、振にはよらず、】たゞ其歌の首の詞を取て、假に名けたるものなり、かの宮人振天田振、【田は借字】又古今集なるなき、みな然なり、考へ見べし、【然るを某振云は、其處の風俗昔曲なり云説は、實を考へざるみだりことなり、かの古今集に、しはつ山より云もあるにてしるべし、山に風俗あるべき物かは、】さればかの續紀に名のみ出たる、難波曲其餘も、みなおしはかりつべし、【今俗のうたふ鄙哥にも、其、哥の詞を取て、某節名くるものおほし、又から書にも、其、首の言を以て、篇名し、哥曲の名させる例多ければ、こは古へも今も、皇國も外國も、おのづから同じ心ばへなりけり、】然るを今此、阿米那流夜の歌には、比那てふ言無きに、夷振名けしは如何いふに、書紀に此に二

首並べる、次、歌の首に、阿摩佐箇屢避奈免謎廻とある、此、避奈と云言を取れり、【初、句は枕詞なる故に、次、句を取れるならむ】さるは阿米那流夜の歌も、奏ふ振の、彼、全同じき故に、樂府にて、一つ部に収めて、共に夷振と呼しなり、そは此哥のみならず、下、卷、遠、飛鳥、朝、段にも、夷振之上歌、又夷振之片下と云あり、此らの哥にも、比那てふ言は無きに然呼は、みな右の定なり、神樂歌に前張と云は、前、椽に衣は染む云々、こいふ歌一曲の名なるを、他の哥をもかけて、十六曲の惣名になして、大前張小前張と呼【大前張七首、小前張九首】をも、思ひ合すべし、此も其、全同じきをや、【前にも云る如く、凡て某振と云は、みな其、振々を分む料の假の名なれば、振だにおなじ哥ならむには、幾首にても合せて、一、名を呼む、こも、こよりさるべきわざなり、右の前張も然なり、然るを或説に、体製備れるを大和歌と云に對へて、備らざるを夷曲と云、邊鄙の風情なりと云るは、たゞ書紀をのみ見て、夷曲、字にのみか、はりて、此記なごの他、例をも考へず、又古、意をも知ぬ、例の後世心の妄説なるを、世、人もみな然心得居るは、いかにぞや、さて又書紀に、かの避奈免謎廻と云哥をも、此に載られたるは、誤なり、かの哥は、別に上代の戀哥にて、此にはさらに由縁なし、然るを註解にも、強て此にかなへむとて、さまざまに云るは、皆あたらぬこゝなり、書紀に彼、哥を此に載られたるは、彼、哥、樂府にて、阿米那流夜の哥と並べて、共に夷振なる故に、同時の作とせざる傳もありしにや、されこそは誤にて、此記に彼、哥は無きぞ、正しき傳なりける、然れば、天なるやの哥を夷振と云は、ひなつめの哥に引れたる名、ひなつめの哥の此にのれるは、天なるやの哥に引れて出たる物と心得るべきは、萬の疑は、晴ぬべし、さて避奈免謎の哥の意は、妹盧豫嗣爾と云まで八句は、豫嗣豫利據爾を云むとての序のみにて、妹は網の目、盧は助辭、豫嗣は寄にて、網をひけば、目の寄來る如くに、寄寄來よと云哥なり、万葉九に、妻依來西尼、又十四に、都麻余之許西爾、なごあるを以てささるべし、さて終りに、いしかは片淵と云けるは、上の詞を立かへりてうたふ古への例にて、哥の意にはか、はらぬこゝなり、

### 古事記傳十四之卷

本居宣長謹撰

#### 神代十一之卷

於是天照大御神詔之亦遣曷神者吉爾思金神及諸神白之坐  
 天安河河上之天石屋名伊都之尾羽張神是可遣伊都二音若亦非  
 此神者其神之子建御雷之男神此應遣且其天尾羽張神者逆  
 塞上天安河之水而塞道居故他神不得行故別遣天迦久神可  
 問故爾使天迦久神問天尾羽張神之時答白恐之仕奉然於此  
 道者僕子建御雷神可遣乃貢進爾天鳥船神副建御雷神而遣

天石屋【屋、字、舊印本には室とあれど、延佳本又一本にも、屋とあるに依れり、記中石屋みな此字をかければなり】  
 こは實に石もて構へたる屋にぞあらむ、【かの天照大御神のしばし隠らし、石屋とは、其意異なるべし】此は堅固きこ  
 を故に云べき處にも非ず、又尋常の家ならむには、石屋に坐す、こゝに分て云べきにもあらざればなり、書紀にも、天

石窟所住神あり、○伊都之尾羽張神は、伊邪那岐大神の、迦具土神を斬り給ひし御刀の御靈にて、即其御刀の名を、天之尾羽張も、伊都之尾羽張も云よし、上に見えたり、【傳五の七十九葉八十二葉】考へ合すべし、さて其處には、神云ざるは、直に其御刀をさす故なり、此は其御靈を云故に、神云り、名義伊都は、書紀に稜威威走作り、【此伊都の都は、清音なること、傳六の六十一葉七の三十八葉に委く云ることし】、さて或人の説に、劍の惣名を尾張云、劍は諸刃にて、鋒の方の張たる物なる故なり、尾は鋒を云り、天尾羽張云も是なり、又國名の尾張も、熱田の神劍より出て、此意なり云り、此説さも有べし、【鋒を尾云こと、いまだ例を見されきも、然云まじきに非ず、但し劍の惣名云るはわろし】、鋒の張たる劍を云なるべし、又尾は雄にて、雄々きを云にも有べし、【伊都之男建なき云る言の連きをもおもふべし】、羽は刃の意なるべし、【今世に波婆理云針は、刃のつきたる針云意にや、もし又及張の針云意の名ならば、此同じ、又物の滿はびること、はるこいふも意近し】、書紀には稜威威走神あり、【此名義は、走は劍の利を云、利は疾と同言にて、走意同じ、俗に口利物言を、口の走云も同じ、師は此神名を、大葉刈小葉刈なきある名に同じ云れつれき、いかゞ】、○若亦非此神者、今の世の語にも、如此言こと多し、○建御雷之男、神は、かの迦具土神の頸を斬り賜へる時、御刀の本に着る血の、湯津石村に走着て成坐る神にて、上に見ゆ、【傳五の七十三葉】然れば其血は母の如く、御刀は父なり、故彼處には、因御刀所成之神者也云、此處には、直に其御刀の子云り、【書紀の傳は異なり、下にいふ】、○且字、麻豆訓べし、上黄泉段に、且具與黄泉神相論、こある且字、同格にて、彼をも麻豆訓て、其處に【傳六の九のひら】其由は云つ、此も建御雷神のこを云るつゞきなるに、立復りて上の尾羽張神の事を云處なる故に、麻豆云てよく當れり、○逆塞上は、川水を塞留して、側の方へ引遣を云、そは下へ流る、水を横に引遣るゆゑに、逆も上も云なり、【つねに邪云、逆云、同

意なるにおなじ】、必しも上へ回すには非ず、万葉八三に、佐保河之水乎塞上而殖之田乎よめるも同じ、さて世に物に水をたへ、其中に砥を安て、刀劍をこぐは、此神の如此河水を塞留して、石室に坐るに縁れり、【此石屋は、實の石の屋なり云ること、思合すべし】、○塞道は、かの塞留たる水を引て、道路を絶を云、【又彼塞坐黄泉戸大神の類に、此神の、道に塞坐かこ見ゆれきも、水を塞上いふよりつゞきたれば、しかにはあらず】、○居故は、袁禮婆訓べし、【かく訓て、故字の意はこもれり】、○別は、葦原中國言向に遣神を擇ぶ時なる故に、それにはあらで別に、分て云なり、又尋常神は得行まじき故に、殊に優たる神を云意にても有なむ、○天迦久神、名義いまだ思得ず、せめていは、書紀崇神卷に、八廻擊刀ありて、万葉十三に、劍刀鞘從拔出而伊香山三つげよめるは、冠辭考に、鞘より拔出して撃つげけたるにて、伊は發語に取れるなり、さて伊香山は、和名抄に、近江國伊香郡伊香山ある處なり、こあるを思ふに、今此劍神尾羽張神、建御雷神をいざなひ起せる功を以て、劍を拔出て撃つところに稱たる名にもやあらむ、【然らば迦伎神云云べきを、迦久云は、た通音なり、迦伎を迦久活し用る格には非じ、さて劍を加久云は、撃字をかけるを以思ふに、劍を振て物を切狀をなすを云なるべし、さてそは其劍を用むとする時に、試る意なれば、いよく今の神名に由あり】、若然もあらば、式の近江國伊香郡伊香具神社名抄に、伊香は、郡名郷名共に、伊加古あり、万葉も同じ、神社は伊香具なり、本より古も具も通はし云なるべし、さては彼万葉の歌も、いよく由ありて聞ゆるをや、○問は、葦原中國言向に罷れある大詔をのべて、仕奉むや否問なり、【上の可問をも、登比賜倍志も訓べく、此問をも、登波志米賜も訓べし】、○恐之は加志許志訓べし、如此言て、即仰承り諾なふ辭になるなり、今世に加志許麻理白多云も是より出たり、此言上【傳九の

廿六葉】にも此次にもあり、○仕奉は、都加閉麻都良牟訓トヨカヘマツラムなり、書紀雄略卷歌に、都柯陪麻都羅武トヨカヘマツラム、また推古卷ノ歌に、訶之胡彌豆カシコミチ、兎伽陪摩都羅武トヨカヘマツラム、鳥呂俄彌豆トヨカヘマツラム、兎伽陪摩都羅武トヨカヘマツラムなごあり、此言古書に數しらす多し、上たる人に事るすぢには、萬の事に云なり、都加閉は被使にて、【波禮は閉切】君に使はれ奉るなり、【然れば使事、漢字は異なれども、下を使、上に被使、云さまのはれるのみにて、言の本は一なり、さて都加閉奉を、中昔よりは都加字奉云、又その字を牟に轉して、都加牟奉云、又その牟を畧きて、都加麻都留云り、かく言のうつれるのみならず、其意も漸にうつりきて、今は都加麻都留、都加閉麻都留は、甚く異にて、同言も聞えぬが如くなれり、○此道は、葦原、中國言向に行事を云、凡て物へ行く事を指て道云るこも、万葉六、天平四年天皇賜酒節度使卿等御歌に、大夫之云云道會、中昔までも古今集に、人遣の道ならなくに云るたぐひ、哥にも詞にも多かり、【漢文に、此行なきいふ行字にあたり、】又水垣宮段に、東方十二道ある下、考合すべし、【傳廿三の五十八葉】○僕子建御雷神、可遣、尾羽張、神みづからは物せず、此神をしも遣して、速く功の立べき深き理りぞ有けらし、書紀には、是後高皇產靈尊更會諸神、選下當遣於葦原、中國者、日、磐裂根裂神之、磐筒男、磐筒女所生之子、經津主神、是將佳也時、有天、石窟所住神、稜威雄走神之子、速日神、速日神、速日神、之子、燧速日神、燧速日神、之子、武甕槌神、此神進日、豈唯經津主神、獨爲丈夫而、吾非丈夫者哉、其辭氣慷慨、故以即配經津主神、令平葦原、中國者、是、甚異なる傳なり、【書紀上卷の一書にも、又異なる傳あり、そも、經津主神申すは、此記にては、即建御雷神の亦、名なるを、別神とせること、上傳五の七十四葉に委く論へり、】○貢奉は、此建御雷神を、大御神の御許に奉遣すなり、○天鳥船神は、此次に引る書紀の、熊野諸手船亦、名、天鳩船云々、こ合せて見れば、彼、伊邪那岐伊邪那美二柱、大神の生坐る、鳥之石楠船神亦、名、謂、天鳥船、こある神【此神のこは、傳五の五十二葉に見ゆ、】ならむかこも思はるれども、又出雲國、造神賀詞に、天夷鳥命爾布都怒志命乎副天、天降遣天云々、こあるを思へば、鳥船は、船鳥を下上に誤れるにて、【此誤は、阿禮が誦しをりより以前の古書に、既に誤りありしなるべし、されば今輒く改むべきにはあらず、】即夷鳥命同言なるべし、又書紀一書に、經津主神以岐神爲郷導、こあるも、【郷導なれば、もこより岐神にてもあるべけれ、】布那杼船鳥同言なれば、是も由ありて聞えたり、【大己貴神の蘆岐神、於二神、こあれば、岐神は、大己貴神の許にありし神なり、もし是を夷鳥とするときは、夷鳥命此時大己貴神に詔附て、はからひ居たまひし時なり、さて又書紀に、大背飯三熊之大人、こある神は、即この夷鳥命、同神の如く聞えたるに、此の段に、以熊野諸手船載稻背脛、こある、三熊之熊野、大背飯、稻背脛、よく似たるをも思ふべし、波岐は比切る、】然れば本は一神にて、天夷鳥命なりけむが、傳々にて、さまざまには轉しなるべし、【かの夷鳥命、此記の鳥船神、同神なり、こばかりは、師の祝詞考にも既にいはれたり、】夷鳥命の事は、上【傳十三の十二葉より十五葉まで】に委く云り、考合すべし、さて彼神賀詞には、夷鳥命爾布都怒志命乎副天、こあるに依らば、此も其如くにも訓まるれども、さに非ず、【彼は出雲國、造が、己が先祖を旨いふ故に、夷鳥命を主とせり、】此は建御雷神を主とすれば、鳥船神乎建御雷神爾爾訓、こ訓べきなり、

是以此二神降到出雲國伊那佐之小濱而拔干掬劍逆刺  
 立于浪穗跌坐其劍前問其大國主神言天照大御神高木神之  
 命以問使之汝之字志波祁流以音葦原中國者我御子之所知

國言依賜故汝心奈何爾答白之僕者不得白我子八重言代主  
 神是可白然爲鳥遊取魚而往御大之前未還來故爾遣天鳥船  
 神徵來八重事代主神而問賜之時語其父大神言恐之此國者  
 立奉天神之御子即蹈傾其船而天逆手矣於青柴垣打成而隱  
 也。訓榮云  
 布斯

伊那佐之小濱は、神名帳に、出雲國出雲郡因佐神社あり其處なり、風土記には、伊那佐乃社書り、【風土記抄  
 に、伊那佐之小濱は、杵築郷の内、假宮村云處なり、此邊の浦を、俗傳にいなさ濱云いへり、さて白檮原宮、  
 段の哥の伊那佐の山は、大和なり、又遠江國にも引佐郡あり、哥にいなさ細江よめるは是なり、是等皆同名なり、】  
 書紀には五十田狹之小汀あり、同じ處なり、【那陀陀は常に通へり、】又大穴牟遲神の、少名毘古那神に逢たまひ  
 し處をも、書紀には五十狹々之小濱あり、是も同じ處なるべし、伊那佐の名義未だ思得ず、若し諸否の意にて、書  
 紀仁賢卷に、諸字を勢訓り、後撰集哥に伊那勢よめり、万葉十六に否漢諸漢よめる諸字も、勢も訓つべし、  
 字訓るは、今世にも字々云に同じくて、【唯唯云乎々に同じ、乎字通音なり、】大國主神の諸否の答を問  
 賜ひし處なるから負る名にもやあらむ、式に同郡の杵築に、大穴持伊那西波伎神社云あり、又天比奈等理神社も同  
 郡にあり、【和加布都怒志神社もあれども、此神は大穴持神の御子の由、風土記にいへれば、此の經津主神にはあらず、】  
 小濱は、凡て小川小田小野なごも云小は、万葉に難波の小江なごもよみて、必小さからねごも云、小初瀬小筑波なご

の類、皆稱辭の如し、其は本は細小きを云言なるが、稱辭ごもなれるなり、【大云て、稱美る方にもなり、又大凡大ろ  
 かなご、不好方にもなる如く、小も、不好方にもなり、又事によりて稱美る方にもなるなり、細小き由を云一物を稱  
 こご、今世にもおほし、さて此時は、大國主神は、かの宇迦山の山本の宮に住坐るほごにや有けむ、宇迦伊那佐  
 ご同郡なり、彼宮のこごは、上【傳十の五十九葉六十四葉】に見えたり、○降到は久陀理都伎氏訓べし、○浪穂は上  
 に出、○逆刺立ごは、劍は、鋒を以刺ものなるに、是は柄の方を刺立る故に、逆ご云り、○劍前は鋒なり、上にも御  
 刀前なごあり、【延佳本に、前を麻閉ご訓るは、いみじきひがごごなり、こは劍鋒に跌坐むは、甚あるまじきごごな  
 り、ご思へるからの強事なり、凡て近世の人の、漢籍にへつらへる、なまさかしら心は、みなかくの如し、】書紀には、  
 振三十握劍倒植於地踞其鋒端ごあり、【是をさへ白井氏なごが、其前に踞る由に註したるは、いかにぞや、さ  
 ては鋒字は何の用ぞ、いご可笑ごご、】○跌坐は阿具美章氏ご訓べし、【字知阿具美ご、打てふ言を添るもよし、志  
 理字多牙ご訓るはかなほご、】書紀海神宮段に、寛坐ごあるをも然訓り、阿具美は足を結ご云ごにて、今俗に丈六  
 かくご云坐様なり、【丈六かくごは、丈六の佛像の跌坐より出たるなるべし、又是を予郷の方言に、阿具良加久ごも、  
 阿受久美加久ごも云り、阿受久美は足組にて、阿具美に同じ、さて踞は、阿具美章ご訓は、字にあたらす、踞は志理字  
 多牙なり、志理字多牙ごは、尻打擧にて、踞を地に着て膝を立て、臍を浮擧て坐をも云べけれご、書紀欽明卷に乗  
 胡床敏達卷坐胡床なごあるは、然は聞えず、是は俗に腰懸るご云ものなり、物語文なごには尻懸ごあり、そ  
 は足を垂て、臍を物に上坐るなれば、尻打擧ご云なるべし、字書に據物坐日踞ごある是なり、據物ごは、俗にも  
 たれか、るご云ごには非ず、腰を懸るごごなり、漢にては腰懸るをも坐ご云、常のごご、然れば書紀に踞其鋒端ご  
 ごあるは、劍鋒に腰を懸坐を云るにて、此記ごはいさ、か異なり、【跌字は、佛書にも結踞跌坐なご常に云て、阿具美



によく當れり、【さて此阿具美居に二あり、組たる足の末を、膝下に敷き、股上へ舉て、跣を仰けて組なり、又膝を脇へ張て、左右の足掌を合せても坐る、此も足の類ひなり、】さて今此神の如此爲たまふは、皆天の神の御使の、絶れて奇く靈き威徳あることを示せるなり、○其大國主神は、只に此神の御名を指して云は、いさ、か異にして、其國の主たる神云意に云るなり、上に須佐之男大神の詔に、爲大國主神のたまへるも同じ、【傳十の五十八葉】然れば其云るも、たゞ此神をさすには非ず、其國之云意なり、【然らざれば、此其てふ言、上に承る處い物違し、】さて其國之は、天より降り坐る時の處なれば、凡て葦原、中國を指すなり、【次の詞にて然聞ゆ、】○問使之は、登比爾都波世理訓べし、【漢籍讀にのみ耳なれつる心には、如是讀むをば、何さかやしきけなきが如く思ふ人も有めれき、御國語は、上代も中昔も今世も、かくいふぞ定格なる、さて此記には、遣すに、使字をも通はし書る例上にもあり、本都加布都加波須は、延たる切たるの差のみにて、同言なり、又都加比は、都加布を體言になしたるにて、是れも本同言なるをや、師は此の三字を、登波須留都加比那理訓て、之字は也の誤なるべし、云れつれきも、然訓むには、上に吾者云言無ては、言足らぬこ、ちす、】中卷倭建命段に、擊遣も平遣ももある、同語つかひなり、之字は、如此様に語の絶る、處に、助字に置るこ常多し、【恐之なきあるたぐひなり、】○字志波那流は、主として其處を我物に領居るを云、但天皇の天下所知食こなきを、字志波伎坐申せる例は、さらに無ければ、似たるこなきながら、所知食なき、云こは、差別あるこ、聞えたり、言の意は、【師は、主張なり、古言に振る布久も云る如く、流を久云こあれば、張を波久云なり云れき、是れもさるこなれき、猶張を波久云る例なければいか、】波久は佩刀着沓なきの波久同くて、身に着て持意ならむか、【取こは、もこ手に持こなるに、今世に、國所を領するを、某處を取る、幾万石取なき云も、此の波久意通へり、】猶考ふべし、さて此言、万葉五叶に、宇奈原能邊爾母奧爾母神豆

麻利、宇志播吉伊麻須、諸能大御神等、六叶に、住吉乃荒人神、船舳爾牛吐賜、九叶に、此山乎牛掃神之、【此、山は筑波山なり、】十七叶に、須賣加末能字之波伎伊麻須、爾比可波能會能多知夜麻爾、十九叶に、墨吉之吾大御神、船乃倍爾字之波伎座なきもあり、【此、万葉の牛吐牛掃なきの字に付て云説きもは、云に足らぬ強言なり、】遷却崇神祝詞に、山川能清地爾遷出坐氏、吾地止字須波伎坐世止云々こあるも、須志志通音にて同言なり、○我御子こは、天照大御神高木神の御言のま、に云語なる故に、かくの如し、此御事依の詔命は、上に見えたり、○汝心奈何こは、此御事依のま、に、此國をば皇御孫命に、獻らむと思ふや奈何問なり、此問の言、書紀に、高皇產靈尊欲降皇孫君臨此地故先遣我、一神、驅除、平定、汝意如何、當須避不、また一書に、汝將此國奉天神耶以不なきあり、○僕者不白我子云々、此言を以思ふに、此時既に大穴牟遲神は年老坐て、多く事代主神に事を譲りたまひて、事代主神ぞ、眞盛に威勢ありけむ、故、みづからの心一にては、御答を得白し賜はざるなり、書紀にも、當問我子然後將報こあり、○事代主神の事は、名義も何も、上【傳十一の六十五葉】に委曲に云り、○是は、此神云ここなり、○可自然は麻衰須辨伎袁訓べし、然、字は、袁云に當れり、【志加禮母母訓ても、わろからねきも、さては重過たり、たゞ此は袁云て、すなはち然、字の意を、軽くふくめり、】○鳥遊は、登理能阿曾備訓べし、【能を略きて、直に登理阿曾備も訓べけれき、姑く舊訓に従ひつ、】野山海川に出て、鳥を狩て遊ぶをいふなり、【此は海邊なれば、むねこ水鳥を狩るなるべし、】下卷朝倉宮段、大御歌に、夜須美斯志、和賀意富岐美能、阿蘇婆志斯、志斯能、夜美斯志能云々、【猪之病猪之なり、】こあるは、猪を射たまへるこを、阿蘇婆志斯こよみ賜へり、是、狩をも遊び云證なり、山城風土記に、玉依比賣於石川瀬見小川之遊爲時、こあるは、女なれば、たゞ川邊に逍遙するここかこも聞ゆれきも、是れもなほ魚釣を云なるべし、【師は鳥遊を、登賀理訓れき、それもさるここなれきも、若然ならば、此記



世を去むて拍たまへば、古事に非ず云ひ、師も、凶事して、海神の火遠理命に鉤を奉るて、兎命にたまはむき云々云て、於後手賜あることを引て、手を後方にめぐらして、拍なり、後手逆手同じければ、後手をも佐加手も訓べし云れつ、此説も皆わろし、此を誰も必凶事思はれたるは、伊勢物語になづまれたるなり、彼物語のころは、たゞ人を詛ふ事にも用ひしにもあるべけれき、そは後のこころにこそあれ、本はさにあらず、古事凶事をいはず、何事にまれ、咒りにせしわざに見えて、今此神の逆手も凶事には非ず、たゞ船を柴垣に變化むてのみの術なり、然るを彼物語の凶事なるに放ひて、此をも、隱坐こころに係て見るは誤なり、又後手逆手は別事なるを、師はかの海神の教奉しし、伊勢物語なるに、共に人を詛ふしわざにて、其意同じきによりて、思ひまよはれしなり、又後手は、書紀の黄泉段に、背揮此云志理幣堤爾布風云訓注あれば、佐加傳訓べきに非ず、又四時祭式鎮魂祭儀に、行酒三杯以後、拍後手退出見え、大神宮儀式帳六月神事條にも、祭畢て人々直會殿の座につき、大直會を給はり畢る時に、後手一段拍云云こころあり、又同年中行事同祭條、齋内親王御拜の時、一禰宜の詞に、御拜四度、御後手、又御拜四度、御後手、申す云こころあり、これらの後手を、今、本に志理幣傳訓るは、事の心をよくも考へざるみたりこころあり、これらは志理幣手にはあらず、能知之手なり、直會を給はりて後に拍ち、御拜の後に拍たまふ由なるをや、さてかの伊勢物語の天之逆手を、中昔に至ては、海人のするわざ心得て、其意に哥にもよめり、こは彼物語をのみ見て、此記の此の古事をもしらぬひがこころなり、此事は、契沖が勢語臆断に辨へおきたり、彼物語真字本に、天之逆手書るは、其頃までは、本の意を失はざりしなるべし、天之逆手は、天にてする術の、傳はり來たる事なる故に云なり、○青葉垣は、青葉の柴の垣を云、布斯は、字の如く柴のこころなり、中昔の歌には、布斯志婆重ねても云り、【柴を水中にひたしおきて、魚を捕るを布斯都氣云も是なり、拾遺集冬平兼盛哥に、ふしつけし淀のわたりをけさみれば云々】下巻幾

栗宮段歌に、志婆加岐あるこ、布斯垣同物なり、なほ冠辭考みづがきの條を見て、其狀を知れし、【書紀の註ごもに、上代の事をしらて、種々の意を云るは、みなひがこころなり】さて此神の御名に、積羽八重申すも、此柴垣によれるこころ、上【傳十一の六十五葉】に云るが如し、○打成、打は、天、逆手を拍なり、成は、蹈傾けたる船を、青葉垣に變化なり【船を横さまに傾けたらむさまは、本より垣に似て由あるなり】上に於湯津爪櫛取成其童女、あるこころ格にて、其處【傳九の廿九葉】に云るが如し、又此次に、取立氷取成劍、及こころあるも同じ、【書紀に、蒼柴籬を造るこ先云て、次に蹈船櫛而避これば、船を青葉垣に變すこころは、こ思ふ人もあるべけれき、凡て書紀は、いつも云如く、たゞ漢文をかざるこころをのみむねせられしに、古のこころのさまに違へりこ見ゆるこころも多ければ、此も、古記には此記の如くありけむを、さかしらに直して書れるものなるべし、凡て取り成打成なご云る例皆、始より有る物を、他物に變すなれば、此も必始に物なくては、例にもかなはず、又もし始より物はなくして、たゞ青葉垣を造り現はす意ならば、青葉垣乎云はては通えず、爾云るは、始より有る物を、青葉垣爾云辭ならずや、乎爾通ふこころもあれき、こころによるべし、もし此を船に係ずして、青葉垣爾云こころは、天、逆手いふ物ありて、それを青葉垣に變こころ、聞ゆるなり、よくくあじはふべし】されば其船を蹈傾けて、天、逆手を拍て、其船を青葉垣に成て云意なるを、其船を云こころを再びいはむは、詞拙ければ、上に譲りて下をば省き、又逆手を打續く意なるを、其間に青葉垣爾いふこころをば置て、青葉垣に打成云るは、みな古の文の妙なる巧にして、後世の及ばぬわざなり、○隱也、青葉垣の内に隱坐云なり、下巻近飛鳥宮段、大御哥に、美夜麻賀久理氏、書紀推古卷、哥に、和餓於朋者彌能、訶句理摩須、阿摩能椰蘇訶礙なごあり、さて此は、青葉垣に隱たまふこころ云詞ながら、此、次に父、大神も、八十垣手に隠て侍はむこころある如く、此、神も同く海底に入り坐て、現御身は、永く隠たまふこころを含めたり、其由は下に云べ

し、延喜六年日本紀竟宴藤原佐高哥に、須女美万爾、夜志末乎佐利且、奈美能宇倍乃、阿遠布事加幾還、多比爲須留可那、此處の事書紀には、是時其子事代主神、遊行在於出雲國三穗之嶺以鉤魚爲樂、或曰遊鳥爲樂、故以熊野諸手船、亦名天鳩船、載使者稱背脛遺之而致高皇產靈尊勅於事代主神且問將報之辭時、事代主神謂使者曰、今天神有此借問之勅、我父宜當奉避、吾亦不可違因、於海中造八重葦柴離、柴此云府壘、船樁而避之、使者既還報命故、大己貴神則以其子之辭、白於一神曰云々、一書も同じ趣なり、か、れば、書紀の趣は、三穗之嶺にまかりし使、やがて其處にて詔命をのべて、事代主神の海に入り坐ししも、三穗之嶺にてのこしなれば、此記の伊那佐之小濱へ徵來つるこは異なり、また使既還報命、故大己貴神云々あるを以見れば、此使者は、大己貴神の遣し使なり、さればにや式に、出雲郡にある社も、大穴持伊那西波伎神社あり、

故爾問其大國主神。今汝子事代主神如此白訖。亦有可白子乎。於是亦白之。亦我子有建御名方神。除此者無也。如此白之間。其建御名方神千引石擊手末而來。言誰來我國而忍如此物言。然欲爲力競。故我先欲取其御手。故令取其御手者。即取成立冰。亦取成劍刃。故爾懼而退居爾。欲取其建御名方神之手。乞歸而取者。如取若葦搯批而投離者。即逃去。故追往而迫到科野國之

洲羽海將殺時建御名方神白恐莫殺我除此地者不行他處亦不違我父大國主神之命不違八重事代主神之言此葦原中國者隨天神御子之命獻

亦有可白子乎、白は、上に僕者不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>白、また事代主神是<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>白、なごある白<sub>ニ</sub>同<sub>シ</sub>くて、詔命の御答を白<sub>ス</sub>こしなり、事代主神の餘にも、詔命を宣令聞て、其答白<sub>ス</sub>心を、問聞べき子ありやと問なり、○亦白云の亦字は、削<sub>レ</sub>しし師は云れつれき、猶有<sub>レ</sub>ぞ宜き、上に事代主神のこを白て、又今一神あるこを白すなれば、亦<sub>ニ</sub>云<sub>ニ</sub>なり、さて其言に、亦我子云々ある亦も、その意なり、○有<sub>レ</sub>建御名方神、これを以<sub>テ</sub>見れば、此神も事代主神に亞て、天下に威勢ありしこし知られたり、然る物を、上に大國主神の御子たちを擧<sub>テ</sub>たる中に、此神の脱たるは、如何なるにか、【舊事紀には、次<sub>ニ</sub>娶<sub>ニ</sub>高志沼河姫<sub>ニ</sub>生<sub>ニ</sub>一男兒建御名方神<sub>ニ</sub>坐<sub>ニ</sub>信濃國諏方郡諏方神社<sub>ニ</sub>こあれども、例のおほつかなし】名義、建また御は、例の稱名なり、名は字の如きか、方は、中卷水垣宮段に、櫛御方命、又飯肩巢見命、黒田宮御宇<sub>ニ</sub>天皇御子に、日子刺肩別命あり、是<sub>レ</sub>らの加多<sub>ニ</sub>同<sub>シ</sub>かるべし、皆堅の意の稱名にもやあらむ、名方<sub>ニ</sub>連<sub>テ</sub>ける例は、日代宮<sub>ニ</sub>田大郎女<sub>ニ</sub>あり、是<sub>レ</sub>に准<sub>テ</sub>て方は濁るべし、阿波國に名方郡名方、【奈加多】郷あり、神名帳に、其郡に多郡御奈刀彌神社あり、【こは奈の下に方字脱たるにはあらぬにや、又同郡に大御和神社、同國勝浦郡に事代主神社、阿波郡に建布都神社事代主神社なきもあり、】建御<sub>ニ</sub>連<sub>テ</sub>ける例は、建御雷神、又書紀に武三熊之大人なきあり、○除<sub>レ</sub>此者無

也。子はなほ多にあれども、此事を問ふべきは、此神を除て餘には無し。なり、【餘の御子たちには、問はでも有ぬべきなり】○如此白之間、大國主神の如此白給ふをりしも、建御名方神物より來坐るなり、○千引石は、上【傳六の二十九葉】に出たり、○手末は、書紀神代記に、手端此云多那須衛あり、和名抄に、遊仙窟云、手子師説云、太奈須惠、こあるによらば、た手云云こなれども、こは末云るを重く見べし、【俗言に手さき云云におなじ】○撃は、刺擧を切たる言にて、此は手を高く伸て、其末に擧るを云り、【俗にも、手を高く伸擧て物を持つを、佐須こいへり】さて如此爲て來坐るゆゑは、天神の御使の來てあることを、既に聞給へる故に、己が勝れたる力あることを示せて、其御使を懼れしめむてなり、此所爲既に詔命に服従する心なり、○誰は、多禮會を訓べし、【多會云は、古言に非ず】下卷大長谷天皇御歌に、多禮會、意富麻幣爾、麻衰須、さいばら淺水に、多禮會、古乃、名加比止太々、美毛止乃加太知、世宇會己之、止不良比爾久留也、【色葉歌にも、我世多禮會常在むこあり】さて此は、天神の御使なることは、よく知ながら、故らにおほめて、誰ぞこは云なり、如此云に、答むる意あり、【今世にも、人の所爲をこがむるに、誰ぞ云なり】○忍々、まづ志奴夫云言【古は志奴夫云、るを、志能夫云は、奈良の末よりのことなり】に、戀志奴夫云、【万葉に偲字なきを、志多布云に同じ】、堪志奴夫云、【俗にいふ許良閉流、堪忍するこれなり】、戀志奴夫云、三つの意あり、【万葉までの哥なきには、戀志奴夫といふ多くありて、餘の一はまれなり、古今集よりこなたの哥又文には、堪志奴夫も戀志奴夫も多かり、さて戀志奴夫、餘の一は、意いこ遠くして、相わたらず、本より別言なるべし、堪志奴夫、戀志奴夫は近くして、相通ひて聞ゆること多し、志奴比加泥なき云は、堪かぬる意にも、隠しかぬる意にも通ふが如し、されば隠す方は、堪しぬぶより轉れるものなるべし、其は顯にせまほしきことをも、強て堪忍びて、押へつ、しむ意より、隠すことにもなれるなり、さて忍字を用るも、堪る意によれり、忍は字書に、能也注せ

り、能、音耐にて、多布流なり、また含忍、容忍なきも云る、みな多閉志奴夫なり、又殘忍を、慘刻少恩也とも、安於不仁也とも注せるは、俗に云氣強く牟吳伎なり、志奴夫を此意に用ひたる例はなし、されども多閉志奴夫よりうつれる意なり、心有不安、強持不發也注せるは、殊に志奴夫云言によく當りて、隠す意にも近し、又古書に、涙志云に、此忍字を用ひたるも、もはら此意なり、この忍は、隱志奴夫にて、密字隱字なきの意にて、書紀神武卷に、密旨安康卷に、密設兵雄畧、卷に、密使人繼、卷に、密奉遣使、なきあるが如し、万葉十二に、人目多見眼社忍禮なきよめり、忍々重ねたるは、古今集神遊哥に、陸奥の安達眞弓我引ば、末さへ依來志能備志能備に、此後歌にも、詞にもなほ見えたり、さて此如重ね言は、一度のみならず、遍重ぬる意あり、【から書後漢書に、忍々云云こあれど、そは意異なり】此御使も、記の趣は、此處に來坐ること、只一度なれども、無又重き事を定むる度なれば、幾度も相見て、左右に議しこ有ぬべし、書紀一書には、一往天に還りて、又降り坐る事も見えたるをや、さて此御使、實は密隠して議れるには非じを、己に不令聞て議るを答めて、忍々こは云なり、○物言こは、是れも實は此國を天神御子に、獻むや不を問に來つるこは、よく知ながら、何事言も知らぬさまに、故らにおほめける言なり、さて此言に、何事を云うぞ答めたる意あり、上に誰ぞ云るに、其意を含みて、自ら此處へも響けり、【舊印本延佳本また師も、物言者、下に者てふ辭を添へて訓れたるは、上の誰ぞてふこと、よのつねには下に置いて、物言は誰ぞこ連くる故に、其格を以思へば、物言の下に者云では、足はぬこ、ちする故なり、されども古言の連げさまを曉らざるものなり、上に引る大長谷天皇の御哥に、誰ぞこ上に在て、大前に白すこ結び給ひて、白す者こはあらぬを思へ、又物言を、師の許登々布訓れつるも強なり、言字のみならば、さも訓つべきを、物字のあるに、いかでかさは訓べき、万葉十四に、毛乃伊波受伎爾氏こもあるをや、凡て師の癖こして、今世に耳遠きを古言こして、好まれたるこ常多し、暮登志云も

那須云も、共に古言なるを、葦登志は古言に非ずと思はる、にや、如字だにあれば、悉く那須訓み、余理も由も共に古言なるを、必ず由云はでは、古言に非るが如く思はれたる類なり、凡て此神は、己が勢力をたのみて、詔命に従はじと思せるから、如此言なり、○然は志加良婆訓べし、其は上を承て云言なるに、此は上に承るこゝなくて云はるは、今、世の俗語にも、事を爲むこゝの際に、佐良婆云云同じ、【佐良婆參らう、佐良婆始めう、なご云たぐひなり、又此を佐阿も云り、佐阿は佐波なり、佐は志加の切りたるなれば、これら皆然者云におなじ、】是も言以行ば上を承る意あり、誰ぞ云々云るは、咎めて故らに不明めきたるものにて、其は、我國を取むこゝ來つるこゝこそ安からぬこゝ、怒れるより云るなれば、其心を以て、然我國を取むこゝならば云意に落めり、【俗語の佐良婆も承る意あり、事を始めむこゝするきは云は、其事を始むべき構も、今はこゝのひたる意を承て、然らば始めむこゝは云なり、還去むこゝするきは云も、今は言べきこゝも言終り、爲べきこゝも爲をへて、還るべきになれる意を承て、然ばかへらうこゝは云なり、】

○欲爲力競は、知加良久良辨世半訓べし、【欲字半訓て宜きよし、首卷にいへり、】書紀、垂仁、卷に、何遇強力者而不期死、頓得争力焉、字鏡に、擁以力相争也、知加良久良邊、また扛舉鼎也、知加良久良邊、なごあり、さて今かく云は、我國を取むこゝならば、先力競をして、勝負を以て事を定めむの心なり、○其御手まは、建御雷神の御手を云、○欲取も、登良牟訓べし、此まで建御名方神の詞なり、○立氷は、多知思訓べし、【多立流比訓はわろし、】物より垂有か多流比云如く、此は下より立而有氷なり、谷川の瀧つ瀬なごに、側の巖へか、れる水なごの、下へ墜終ぬ間に凍れるが、劍を突植たらむが如くて、立るこゝある物なり、【尋常の處にも、物よりおつる氷の、おちはてぬまに凍りて、地、上に細くてたてるなごも、みな立氷なり、】○取成、取は手して捉なり、成は、上の打成の處にも云る如く、此物を彼物に變化にて、建御雷神の御手を捉て、立氷に變化なり、○亦取成は、初に立氷に

成したる御手を、又更に劍及に變化なり、【如此二物に成せるは、左手と右手とが思ふ人も有べけれど、さにはあらず、】さて先立氷に成せるは、後に劍及に成さむこゝの下形なり、立氷の狀劍に近きが故ぞ、【なほ精くいはいは、氷は寒沍て握り難き意もあるべし、】さて劍及に成せるは、手觸難からしめむがためなり、故劍のみは云、さて、及云り、心をつくべし、【氷は寒沍ながらも、なほ強ては握るべきを、劍及は更に手觸べきに非ず、これ前後の序の意なり、】さて此は建御名方神の、自の心より如此變化るにはあらず、建御雷神の、例の奇く靈き徳を以て變化て、御名方神を威せる所爲なり、【上の劍、鋒に跌坐たるこゝ同じ意なり、此神は元より劍の御靈に坐ば、皆由縁あるこゝぞ、】御名方神は、たゞ己が絶れたる力を以て、此御手を取擽ぎもしてむ物と思ひて、握つるに、思ひの外の物に變化て、【或人は疑ひて云く、取成は、御名方神の、みづからの心より成せるを云べし、思ひの外に然成れるならば、立氷に那理、劍及に那流、こゝこそ云べけれ、那須は令成にて、心もて然するを云言なり、いかゞ、解て云く、此疑一わたりいはれたり、されど如此せむと思ひてするこゝの、さはならで、思ひの外なるさまになるをも、那流は云はで、那須云云たぐひ常に多し、其例を一いは、古哥に、夏虫の身をいたづらになすこゝも、一つ思ひによりてなりけり云るも、自身をいたづらになさむと思ひてなすには非ず、そは思ひの外なれども、火に入るが心からなる故に、其火にていたづらになるをも、那須云云り、されば此も、建御雷神の御手を握が、御名方神の心にて握なれば、立氷になり劍及になれるをも、那須は云なり、此處よくせずは混ひぬべし、】さらに手觸がたき故に、驚き懼れて退けるなり、【谷川氏が、立氷、水、劍及若葦等、此蓋其、手、術、名、乃、角力之、濫觴也、云るは、上代の意に非ず、ひがこゝなり、又師は、二つの取成を、登流那須訓て、成を如しの意せられき、此も終には同じ、ろばへに落めれき、然ては二つの物譬になる故に、誤なり、其故は、劍及は譬にも云べけれど、立氷は譬に云べき物に非ず、そは如何なる意の譬、こかせむ、い

ミ心得ず、且前々にある取成の例にもかなはず、かたぐひがこころなり、此も如くを那須云を、ひたぶるに古言ミして、此辭をあながちに好まる、より出たるものなり、○退居は、志理會伎袁理ミ訓べし、會伎は遠離ることなり、【登保會伎もあり、】下巻高津宮ノ段黒比賣ノ歌に、會岐袁理登母ミあり、さて後方へ會久を、志理會久ミ云、故古へより退ノ字を然訓り、【師は此をもたに會伎袁理奴ミ訓れつれき、なほ此は志理會伎ミ云べき處なり、】さて居は、此は語の終なれば、袁流ミこそ訓べきに、袁理ミ訓むは如何ミ、後世の心には思はるべけれき、居は、有ミ同格に活用言にて、語の終にても、袁理ミ云なり、【袁流ミ結るは、上に會又は夜なき云辭のあるきこのこなり、有も同じ、】古今集小町歌に、胸走火に心燒袁理、【万葉十六に、婆羅門乃云々、幡幡爾居、これも古言をよく辨へて、袁理ミは訓り、】土佐日記に、黒鳥ミいふ鳥、いはのうへにあつまりをり、竹取物語に、かたぶきををり、又うなづきををり、又ねむりをり、伊勢物語に、男弓やなぐひを負て戸口にをり、さりこも云々ミ思ひをり、源氏物語玉葛ノ卷に、額に手をあて、念じ入てをり、又さらに手をはなたず、おがみ入てをりなき、此餘も多し、【又右に引る黒比賣ノ哥、又其同段の八田若郎女の御哥にも、比登理袁理登母ミある、此等も後世の心には、袁流登母ミあるべく思はる、を袁理登母ミあるは、有ミ同活用にて、阿理登母ミ云ミ同格なればぞかし、】○乞歸ミは、初に建御名方ノ神まづ、建御雷ノ神の御手を取む乞て、取りつる如くに、建御雷ノ神もまた、御名方ノ神の手を取む乞賜ふを云、歸ミは、凡て彼方より爲し如くに、又此方より爲るを云なり、○若葦は、易く所擯る物の譬なり、葦は竹なきの如くは、葦からぬ物なるに、若きは殊に脆ければなり、【御名方ノ神の手は、千引石を撃ぐばかりの力あるを、如此云る、建御雷ノ神の手力のほき知べし、】○搯批、批ノ字、延佳本又舊事紀、又此記、中卷日代宮ノ段、【持捕搯批ミある處、】いづれも批ミ作り、故ノ字書ミも考るに、【搯は、説文に捉也、廣韻持也ミ注し、又搯也ミ注せり、さて批は、説文に手擊也、史記孫子傳批亢、註批相排批也ミ注し、批は、説文に拵也、廣韻拵、加人ニ也、張衡西京賦批、批、注に持搯猛獸ノ貌、又音紙與、抵同、なき、注せり、さて批ノ字、説文に拵也ミある、拵は、同書に持頭髮也、廣韻手持也、前漢書、金日磾傳、拵胡、投何羅殿下、註に胡頭也、拵其頭、投殿下也ミ注し、又拵也ミ注せり、拵は増韻に攫也ミ注せり、】何れにても通ゆる中に、批ミ今少らば、其レに依るべし、そは己未見あたらぬ故に、右の如し、【さて訓は都加美比志岐豆ミ訓べし、如取若葦ミ譬へたれば、必ス比志岐なき、云べき處なり、二字共に比志具ミ訓べき義は、註には見えざれきも、必ス然る勢はある字なり、【強て字注の義によらば、二字を登理氏なきミ訓べけれき、さては此處のありさまに叶はず、又延佳が爾岐理字知豆ミ訓るも非なり、爾岐留ミ字都ミは、連ねて言べき言に非ず、又師は爾岐理比志岐氏ミ訓れき、搯、字に握也ミも注あれば、此、訓一わたりはさも聞ゆれきも、爾岐留ミは、何ミなく捉ミに用ふ言にて、此の勢にはかなはず、都加牟は、荒く捉を云言にて、此にもよく叶ひ、字義にもたがはずなむある、都加牟てふ言は、万葉四の四十五葉十六の十五葉なきにも見ゆ、】○投離者は、上に懸離遣ミあるミ同じさまなり、【師は那宜佐久禮婆ミ訓れつれき、例のわろし、】○追往は、御名方ノ神、此力にいよく驚き懼れながらも、猶逃遁れて、服従さるが故に、追往たまふなり、○追到の下に、舊印本に神ノ字あり、そは於の誤ならむミ、師の云れし、さるこころなり、舊事紀に即其字なり、され記中到ニ某處ミある處、多くは此、助字無き例なり、故今は延佳本又一本に無きに従ひつ、○科野國、齊明紀にも此字を作り、名義は、山國にて級坂ある故の名なりミ師説れき、其説なほ冠辭考【しなさかる、又しなてるの條、】に見えたり、【此國にはなほ倉科穗科御科仁科斐科なき、志那てふ地名ミ多かり、又一説には志那ミ云木あり、古、いはゆる搯、これなり、其皮しなくしき故に、志那ミは名づくるなるべし、又其皮色白ければ、志那は志良なりミ云り、さて此木の皮をはぎ

て、木綿に作り、衣衾なきにもし、紙にもせしを、此信濃國に生るは、殊に色白くて名産なり、神樂哥にも、木綿造る科の原見え、又諏訪神社の御裝束、鎧のおきし馬の傍船の綱なきにも用ふ、然れば科野てふ國名も、此木より出たるなり、今も緞布紙布藤布多布布なきを出し、更級郡なきは、殊に楮を多く出して名産なり、右の多布布云も、楮皮にて織れる布なれば、多布は多久の訛なるべし云り、今思ふに、此説もかたぐ由ありて、捨がたし、栲を志那云ることは、古書に見えざれども、こは此國の方言にて有りぬべし、又神樂哥に、木綿造るしな原あるも、國名は聞えざれば、木綿を造る此志那の木生たる原なるべし、よし又地名にまれ、なほ本は此木によりての名なるべし、○洲羽海、洲字、舊印本延佳本共に州作はわろし、今は一本に従ひつ、洲羽は、和名抄に、信濃國諏方須波郡【方字訪もかけり、】是なり、續紀に、養老五年六月辛丑、割信濃國、始置諏方國、天平三年三月乙卯、廢諏方國并信濃國、こあり、か、れば、古は、一國にもすばかり廣き名なりけむ、名義未考得されども、菅には、須夫麻理の意にもやあらむ、【夫麻を切れば婆なるを、清音に轉し、理を省けるなり、すふまりはすほまりにて、上の鼠段にも、すほきこを須夫須夫云り、】其由は此次の詞に見ゆ、海は湖なり、凡て古は湖をも、【某湖こはいはで、】た、某海云る例なり、さて此に洲羽のみは云はずして、海こしも云るは、道のある隈は逃賜ひつるが、此湖の岸に至りて、終に道絶て、逃べきすべなく窮れる由にて、追到云る、即其意なり、【凡て世牟留は狭むるなり、世牟留は狭まるにて、自他を云差のみなり、】か、ればかの須夫麻理も、此神の追追られて、此處に窮まり賜へる由の名にもやと思ふなり、○恐、これも上の恐之此國者云々ある同意にて、隨天神、御子之命、獻云處へ係れる言なり、【莫殺我云にかけては見べからず、】○除、此地者云々、かく白賜へりしま、に、つひに此洲羽に鎮坐て、神名帳に、信濃國諏訪郡南方刀美神社二座【名神大】こある御社はなり、持統紀に、五年八月己亥朔

辛酉、遣使者祭龍田風神信濃須波水内等神、こある、水内神は、帳に水内郡健御名方富命彦神別神社【名神大】こある是なり、社號に依れば、此も同神なり、【同郡に、美和神社伊豆毛神社なきも坐なり、さてかく諏訪の外に別に水内社ありて、共に名神大社に坐は、如何なる由縁にか、彦神別申す號も、ゆるあるこなるべし、又帳に、諏訪の神名には健字無くて、水内の方にしも此字あるも、いかなるこにか、さて右の持統紀に、龍田風神、一度に御使を遣して祭らせ賜ひしを思ふに、此信濃の二柱も、龍田同く、風の御祈のためにぞありけむ、此神に風をしも祈らせ賜ひけむ由縁は、清輔主の袋冊子に、信濃なる岐蘇路の櫻咲にけり、風の祝にすきまあらずな、云俊頼主の哥につきて、是は信濃國はきはめて風早き所なれば、諏訪明神の社に、風祝云物を置て、春の始に深く物に籠居て祝して、百日の間尊重するなり、さて其年凡そ風靜にて、農業のため吉なり、それにおのづからすきまもあり、日、光も見せつれば、風をさまざま云其意なり、云る説は、いかあらむ知らねども、いかさまにも風に由あるこは、古く云傳へけむ、又神名式に、水内郡に風間神社云もあり、さて又伊勢國風土記に、神武天皇中州に入坐ころほひ、天日別命を遣して、伊勢國をうしはける伊勢津彦云神を、言向しめたまふに、伊勢津彦始は詔命に服ざりしを、日別命軍を興して攻ければ、つひに伏ひて、其國を避奉る時に、大風をおこし波をたて、信濃國になむ遷り住ける、神風の伊勢云は、此由なり云こあり、今思ふに、此伊勢津彦云は、健御名方神の亦名にて、右の故事は、即建御雷神の、建御名方神を攻追ひたまへる此段の事なるを、神武天皇の御世の事とせるは、傳の誤なるべし、そは神武天皇の御歌に、神風の伊勢云、この始めて見えたるより、傳へ誤れるものなるべし、建御名方神を、伊勢津彦も申せしは、伊勢國をうしはき居たまひしなるべし、さて建御雷神に攻追はれて、逃たまふ時も、其由あるを以て、まづ伊勢へ逃賜ひしなるべし、高倉山の岩屋は、伊勢津彦の住りし跡なり、神宮の書きもに傳へたる



は、此、時に暫くかくれ居たまひし處にもやありけむ、さて竟に伊勢をも攻られて、信濃へは去り賜ひしなるべし、伊勢津彦若風土記に云る如く、神武天皇の御世の神にて、建御名方神は別ならば、信濃國に必伊勢津彦神社あるべきに、古より其社はなくして、風のこまは傳ありて、右の如く、持統紀を始めて、此、彼、諏訪神によれり、又今伊勢外宮のわたり、かの高倉山のつゞきなる高神山に云に、客神社にてあるは、建御名方神を祭れり、神宮の書にあり、此、外に伊勢津彦の社にては、伊勢にもあるこまなし、そのうへかの風土記の文に、天、日別、命問曰、汝、國獻於天孫哉、答曰、吾、竟此國、居住日久、不敢聞命、矣、天、日別、命發兵欲戮其神、于時畏伏、啓云、吾國悉獻於天孫云々云云、此、この段の、建御雷神、御名方神の事に全ら同きをも思ふべし、さて諏訪社を伊勢津彦神なりと云説も、既くよりあるは、御名方神の一名と見るべきは、よく當れり、もし神武天皇の御世の神にて、御名方神と別なるときは、此説妄なり、續後紀に、承和九年五月、奉授信濃國諏方郡无位勳八等御名方刀美神從五位下、是、諏訪社の主神にて、今上諏訪云社これなり、同年十月、奉授信濃國无位健御名方富命、前八坂刀賣神從五位下、【此、健御名方富命は、水内郡の社なり、八坂刀賣神は、諏訪社二座の内の一座にして、御名方富神の後神にして、今下諏訪云是なり、前、是は、諏訪御名方富神社の前の神と申すこまなり、前のこまは、上傳十二の二十葉に委く云るがこまし、】文德實錄に、嘉祥三年十月、御名方富命、神、健御名方富命、前八坂刀賣命、神、並加從五位上、仁壽元年十月、進信濃國建御名方富命、彦及坂刀賣命等兩大神、階加從三位、【此に水内神、諏訪、后神に位を進めたまふこまを載せて、諏訪、御名方富神に位を進めたまふこまの見えざるは、脱たるなり、諏訪、神に正三位を授奉、たまふこま、此、上に有べし、又彦及、二字は、前八の誤か、はた錯亂脱字あるか、】同三年八月、從三位建御名方、八坂前富命、神、祝、預於把笏、【此にも諏訪、神の祝のこま見えざるは、其、祝は本より把笏せしなるべし、又前富は、方、字、下に在しが、下上に亂れて、下にうつり、刀賣まぎれつるなるべし、】三代實錄に、貞觀元年正月廿七日、奉授信濃國正三位勳八等建御名方富命、神、從二位、從三位建御名方富命、前八坂刀賣命、神、正三位、【これに從二位を授奉りたまへるは、諏訪、神なり、文德實錄に、此、諏訪、神の正三位になり賜ひしこまの脱たるこま、此にも正三位にて坐るよし見えたるにて知るべし、さて諏訪、神に建云るこま、前に例見えず、さて又從三位建御名方富命とあるは、水内、神なり、前八坂刀賣命とあるは、諏訪の後神なり、】同年二月十一日、授信濃國從二位勳八等建御名方富命、神、正二位、正三位建御名方富命、前八坂刀賣命、神、從二位、同九年三月十一日、信濃國正二位勳八等建御名方富命、神、進三階從一位、從二位建御名方富命、八坂刀目命、神、正二位とあり、【右續後紀文德實錄三代實錄なごに載れる、諏訪、神、水内、神、神號同く、又諏訪、后神は、何處にても水内、神、引連けて舉られたる故に、彼此まぎらはしくして、位階をもひが心得せる人も有る故に、今委曲にしるし明らめつ、】さて水内、社は、右の如く、古は諏訪、社に並ぶばかりの名神大社に坐しに、今、世に其社のさだかならぬは、甚いふかしきわざなり、【式内いへさも、小社は後世さだかならず、絶たるも諸國に多かれど、さすがにかばかりの大社の、其、知れぬは無きこまなり、或人、戸隠明神ぞ、水内、社なるべきと云り、今思ふに、戸隠も、さばかり由ある神と聞えたるに、式にも載ず、凡て古書に見えざれば、此、説信に然もありなむ、さてその戸隠を、手力雄、神なりと云傳へたるは、此、建御名方、神も、千引石を手末に指擧ぐばかりの手力有し神にし坐は、手力雄にまぎれけむも由あり、凡て戸隠社は、中昔より、例の佛さたのみ主となれば、本の神、名も社、號も失ひつるなるべし、】○大國主、神、之命、事代主、神、之言、父には命、兄には言、あるは、本よりの語に差ありしなり、○隨天、神、御子之命、獻、建御雷、神、いまだ此、神には、詔命を宣聞せ賜ひし事は、上に見えざれども、そは上文に譲りて、畧ける物にて、實は既に此、神にも宣聞せ賜ひしなるべし、故、今如此白し賜ふなり、○書紀に、此、建御

名方神の故事をば、畧き棄て記されざるは、いかにぞや、

故更且還來問其大國主神汝子等事代主神建御名方神二神者隨天神御子之命勿違白訖故汝心奈何爾答白之僕子等二神隨白僕之不違此葦原中國者隨命既獻也唯僕住所者如天神御子之天津日繼所知之登陀流此三字以音下效此天之御巢而於底津石根宮柱布斗斯理以音於高天原冰木多迦斯理多迦斯理四字以音而治賜者僕者於百不足八十垵手隱而侍亦僕子等百八十神者即八重事代主神爲神之御尾前而仕奉者違神者非也如此之白而更且還來は、信濃より出雲になり、○二神は、此は布多理訓べし、次なるも同じ、○勿違、勿字は、記中何處にても、不字と同格に用ひたる例なる上に、此前後三處にみな不違あれば、此も必多賀波士訓べし、○汝心奈何、初に此如問たまひし時に、僕者不得白云々ありて、自の御答は未、有らざる故に、又かく問賜ふなり○僕之不違、之字は、亦の誤ならむ師は云れき、又字にてもあらむか、如何まれ必阿禮母訓べき處なり、○既は、常に言は異にして、此は悉皆云意なり、此記序に、已因訓述者詞不逮心云ひ、万葉十七卷に、天下須泥爾於保比底布流雪乃よめるなきも、皆其意なり、又書記繼躰卷には、全字を須傳爾訓るも同意なり、【既字も本義は盡也】

注せり、春秋なきに、日有食之既云る類なり、然れば須傳爾云言に、此字を當たるも、もは盡の義によれるにや、○唯こは、天下は悉く獻む、其中にて唯なり、【かくて後世の文に多陀志云意におのづからかよへり】○住所は、師の須美加訓れたる宜し、所字即加の意なり、○天津日繼、万葉、哥には、安麻能日繼もよめり、此は天津日大御神の大御任を受傳坐て、其大御業を嗣々に知看す由の御稱なり、天武紀に、皇祖等之騰極ある處に、古云日嗣也註せられたり、【書記なきには、漢國にて天子云者の位のうへに用る字を書るをば、凡てみなアマツヒツギもよめり】さて此御位を嗣たまふべき儲の皇子を、日嗣御子【皇太子の字を當つ】と申し奉るなり、かくて右の意は必動かまじく、誰も然思定めてありぬべき物なれき、今此段に就て、別に今一ツの考あり、繼は【借字】給にて、天津日大御神の給寄し賜ふ物を、受納知看すを天津日繼所知は申すか、給寄賜物とは、即天下の百姓の奉進る諸の御都岐物にて、【みつぎ物を平兼盛集の哥に、ひつぎものよめり、さて御都岐物の都岐も、供給の意なり、今の俗言に、人に物を美都具といひ、又物を都々久流云も、本と同じ、さて給は、上たる人より、下なる者に賜ふに限れる如く思ふめれき、さに非ず、下より上へ奉るにもいふ、故朝廷に奉進るをも、美都岐は云なり、】是即天照日大御神の、天皇に給寄し賜ふ物なり、さて其種々物の中には、稻を主とせり、其由は書紀に、天照大神又勅曰、以吾高天原所御齋庭之穗亦、當御於吾兒、こある是なり、さて康治元年大嘗會、中臣壽詞、康治は後世なれきも、文は古文なり、台記、別記に載れり、【天津御膳遠、長御膳乃遠御膳止、千秋乃五百秋仁、瑞穂遠平介久、安介久、由庭仁所知食止事依志奉氏、天降坐云々こあるこ、大殿祭、詞に、皇御孫之命、此乃天津高御座爾坐氏、天津日嗣乎、万千秋乃長秋爾、大八洲豊葦原瑞穂國乎、安國止平氣久所知食止、言寄奉賜比氏こあるこを【万千秋云々は、もはら稻に係て云る由は、前に委く解るが如し、さて天津日嗣乎万千秋云々こつきたるは、至天照大御神の給寄し賜ふ大八洲國の穂稻を、万千秋に

所知食の意なり、かの中臣、壽詞は、大嘗につきて申す故に、由庭仁所知食いひ、大殿祭は、天下知看す凡ての御上にて申すゆゑに、瑞穂、國乎所知食云る、共に其指物は、同稻穂にて、其中に主し首とするは、齋庭の穂なり、故に書紀に彼勅には、主し首とする齋庭之穂を詔ひ寄して、其中に、天下の百姓の奉貢る稻、又種々の御調物も、みな兼含みたり、合せ考へて、日給の意を思ふべし、前にも云る如く、皇御國は、稻に殊なる深き所由ありて、右の如く大御神の嚴重き大詔も坐して、後世に至るまでも、萬の政の有るが中にも、大嘗を又なき大事こしたまふものぞ、されば天津日繼知食申せば、即天下知食御事にもなれるなりけり、【天津日繼このみ云て、所知食いはず、又日嗣御子なごも申すたぐひは、普く云なれて、や、後に所知食云こを畧けるものか、此事はなほ疑はし、但し此記には、此言四處に見えたる、皆所知あり】さて今此に、登陀流云々へ連きたるは、下に委く云如く、御膳の事によれば、即彼日大御神の給寄し賜ふ稻以て炊く御膳を所知食む、其天之御巢云意に云るなり、【もした天下知食御位のここせば、此には必しも用なき言なり、たゞに天神御子之登陀流云々、このみ云てありぬべし】○登陀流天之御巢は、たゞ御殿云にやこ、前には思ひしかごも、然には非ず、下に同言のあるに、凝烟のこを云るに就て、熟思ふに、此は御庖厨の【俗に云御臺所なり】竈所の上の、炊烟の發騰る處を云なり、其構は、上代のは如何にありけむ、知難けれき、御巢あるに付て、推て心見にいはず、烟を出さむ爲に、竈所の上の屋を、いさ、かばかり普遣して、窓の如く開たる處ありしにや、さて其處は蘆葺の露れたれば、實なる故に、【凡て付なきを編ならべて、間の透たる物を實云、簾なきも其意の名なり】御實は云か、【巢は借字】又天之云は、今世に、竈上への炊烟のかゝる處を、阿麻【尼の音の如く呼ぶ】云ば、其にや、蘇原抄に、昔日吉行幸の時に、鞆鼓の筒を社頭にて失ひて、二十餘年を経たりける後に、大津の邊にて、これを求出したるこを云る所に云、あま云物にさし上てありければ、す、ばみたりけれごも、

いさ、か不損なり云り、【故例の如く阿麻乃は訓ずして、阿麻乃訓つ、されご又例の格の天之こ見むもあしからじ】さて登陀流はいこく心得がたきを、例の強て云ば、富足の意ならむか、【富は美を畧く例あり】其故は、先古へ今も人の家の富るこには、炊烟の繁く起由を云、貧きこには、炊烟の發ぬ由を云こ、下巻高津宮段に、於國中、烟不發、國皆貧窮云々、於國滿烟、故爲人民富なきあるが如くなれば、炊烟の稠く發こを祝て、即富足云ならはしけむ、然れば此は、炊烟の繁く立登る天之御巢云こならむか、上代には、此炊烟の騰る處を重くしける故に、然富足て祝言もあり、又今此にも、其事を主云るなるべし、明宮御宇、天皇の御歌に、毛々知陀流、夜邇波母美由こある、知陀流は、此の登陀流同く、こは富を切て知云ならむ、【百千足の意にはあらず】然れば繁く烟の發騰る、百の家庭の所見る由なり、【又烟の繁く立を見たまひて、富足れりこおもほす意こせむも同じ】又大殿祭祝詞に、此乃敷坐大宮地、底津磐根乃極美、下津綱根、波府虫能禍無久、高天原波、青雲乃霽久極美、天乃血垂、飛鳥乃禍久無こある、血垂も同じ、但し此はやがて彼、烟の騰る處の名にして云るなれば、知陀理訓べし、【今本も然訓り、彼登陀流天之御巢云こをつめて、直に天之知陀理いへるなり】飛鳥乃禍こは、此血垂の處は、屋を背遺して開たる故に、虚空高く飛鳥の、或は毒物にまれ何にまれ、咋持來、又は糞なきにまれ、竈上へに墜しなごするここのあらむを云なるべし、【師の祝詞考の此血垂の説は、いみじき誤なり、彼、文をよく見よ、御殿の下方こ上方こを相對へてつゞれる文にて、底津磐根乃極美、高天原云々、極を對へたれば、其次の下津綱根に對へたる天之血垂も、必御殿の上方、屋根なる所を云るこ、明けきものをや、】又書紀神武卷に、細戈千足國こある、千足も同じこにて、炊烟の繁く起て富足國なり、【彼、毛々知陀流云々て、大御哥思合すべし、細戈は枕詞にて、玉鉾之御路云こ同く、知て、ふ言にかゝるのみなり、】これらを思並べて考ふべし、さて今大國主神の、己命の御舎の構を、かくの如く

乞たまふは、專御膳の事につきてなる故に、【次、文に、櫛八玉、神爲膳夫云々の事以てしるべし、】其、御厨の構、をしも乞たまふなり、然れば天津日繼所知もあるも、かの日給の稻以、炊き料理る御膳を所聞食す、其、御厨の如くに、云意につけること明けし、【天慶六年日本紀竟宴、得大鷄鵄、天皇、師輔公哥に、大鷄鵄、須女羅賀與々利、多津氣敷里、阿麻能比都幾仁、雲江万散留賀奈、これに烟に天之日嗣のこをよみたまへるは、古意を知てよみたまへるか、おのづから合へるか、いづれにまれ、右に云る日嗣の考へに由あり、】又其、御厨の中にも、彼、炊烟の騰る處を重くする故に、分て天之御巢を云なり、さて殊に天神、御子之御巢の如くにを白したまふを思へば、其、構の状、必、凡人の家のこは、異なることあるなるべし、又中卷玉垣朝段にも、此、出雲大神の御諭言に、修理、我宮、如天皇之御舍者、御子必眞事登波牟あり、此、段を合せて思ふに、必、深き所由あることなるべし、○治賜者、治云この意は、上に治我前者、さありし處【傳十二の廿葉】に云るが如し、○百不足は、八十云む料の枕詞にて、其由は冠辭考に見ゆ、○八十垣手、垣は隅なり、此記には多く此字を書り、【垣字に、久麻云べき意は見えず、爾雅に、林外謂之垣、垣、此の意より久麻に用るか、中卷に、嗣も作り、嗣字にも久麻の意は見えず、若しは回字に、此方にて土偏石偏を加へたるには非るか、さる例もあることなり、又垣は回と同じことにて、回字、様の似たる故に、誤て回字の意にて用ひ初たるか、なほよく考ふべし、】書紀に、百不足之八十限書て、限此云矩磨溼、此あり、【この溼字を、デの假字として訓むは非なり、デの假字なり、】手は道なり、【且、知は通音なり、】万葉に道之永手多多くよめる、道之長乳齒、神申す御名を合せて、永手は永道なることを知り、又此の手も、道なることを曉るべし、万葉一音に、川限之八十阿不落、二、此道之八十限毎、十三、道前八十阿毎、見ゆ、又三、百不足八十隅坂爾手向爲者、過去人爾蓋相牟鴨、此、隅坂も、限路の誤なり、師は云れし、信にさざあらむ、【此、哥は殊に此に由ありて聞ゆ、こ

は人の死たる時の哥にて、八十限路は、黄泉路をいへるなればなり、】さて八十垣手は、八十多多くの限々を經行て、甚遠き處云るにて、其、心ざしたまふ處は、即、黄泉國なり、【八十垣手云、かの堅洲國底國な云名の意、おなじ、其、名、義は、上にいでたり、】抑此神は、須佐之男、大神の御子孫坐して、中ごろ一たび其大神の坐、黄泉國に往坐しに依て、大なる功をたて、天下を經營たまへりしこと、上段々に見えたるが如くにて、今此、御國を天神、御子に選奉て、又終に其國に隱坐し、深き理あるかも、事代主神の海底に隠たまふも、其、こは云、されども、同く黄泉國に隠たまふものなり、○隱而は、顯國を去て、黄泉國になり、【海島に隱居し給ふをいふなき、云るは、漢意にて非なり、】○侍は、伊母良比那牟訓べし、佐母良布は、佐は眞の意、母良布は母流を延たる言にて、母流は、何事にまれ心をつけて、伺ひ考へ居るを云、【つねに物を守る云も、又人目をもるなき云も此意なり、又目をつけて物をつくら、見ざるを、まもる云も此意なり、又候風なきいふも、泊舟の、よき風を待伺ひ居るを云て、同意なり、】されば仰せ賜ふ事なきあらば、奉らむ、伺ひ居る意にて、凡て君の御前に在るを、佐母良布云なり、玉垣宮段に、登岐士玖能迦玖能木實持、參上侍、若櫻宮段に政既平、訖參上侍、穴穗宮段に、先、日所問賜之女子、詞良比賣者侍、万葉二音に、雖侍候、佐母良比不得氏、甘野に、佐毛良布等和我乎流等伎爾なきあり、【さて此より轉りて、後には、侍ひ居る人を指ても、侍、こいひ、又侍ふ處を指ても侍云り、さて又君の御前に在るを云より轉りて、た、對ふ人を敬ひて云、語にも、己がうへの事には、凡て添言こ、なれり、たこへば、見るを見侍ふ、聞を聞侍ふ云が如し、さて此言は、も、佐母良布なるを、中昔よりは、佐牟良布云、又かの添て云辭の侍ふをば訛て、佐牟良布云、又約めて會呂も云は、いよく俗し、さて又波牟倍理云言あり、波倍理も云り、是も佐母良布に全ら同じさまに用ひて、も、こより言の意も甚近し、故、同く侍字を書り、但昔より佐母良布には、侍字をも候字をも書、波牟倍理には、侍字をのみ書て、候字を書、ここな

し、これ波牟倍理はたゞ、貴人の御前に在る意のみにて、伺ふ意はなき故にやあらむ、さて此言の意は、匍匐在云云こなり、俗言に匍匐居云に同じ、万葉二に、埴安乃御門之原爾云々、鹿自物伊波比伏管云々、鶉成伊波比廻、雖侍候、三に、四時自物伊波比拜、鶉成伊波比毛等保理、恐等仕奉而、又十六自物膝折伏云々、なきあるを以て心得べし、さればもこは、倍は清音にて、波閉理なり、三代實錄貞觀十二年の宣命に、大法師平勢、今身沉重病、天、起居失、便、天波部利云々あり、後に音便にを添へ、の添へるから、閉をも濁れるを、を添へずして云きも、なほ濁るは、音便濁より移れるものなり、凡て音便の下の下は、清音をも濁る例なり、ねもころを、後に音便にてねんころ云ききは、を濁るが如し、これもその音便濁よりうつりて、ねもころのきも濁るは、ひがこなり、此にて波牟倍理をも准へ知れべし、さて續紀、宣命なきにも、侍云云こ多し、みな佐母良布訓ても、波閉理訓てもよろし、さて今此神の如是白したまふは、遠き黄泉國に隠れながらも、なほ天神御子の大御前に伺候居る心ばへにて、遙に守衛奉らむの意なり、【中昔の言に、たゞ、隠て在む云云こを、隠て侍はむ云云こは異なり、】續紀十七詔に、御世御世爾當天、天下奏賜比國家護、任奉流事乃、勝在臣多知乃侍所爾波置表氏與天地共、人爾不令侮、不令穢、治賜部止、宣、こある侍所は、其、墓を云々にて、此れも意ばへ同じ、さて又書紀に、時高皇產靈尊乃還遣二神、勅大己貴神、曰、今者聞汝所言、深有其理、故更條々而勅之、夫汝所治顯露之事、宜是吾孫治之、汝則可三以治三神事云々、於是大己貴神報曰、吾所治顯露事者、皇孫當治、吾將三退治三幽事、こある、治三幽事、こも、此侍ふてふ言の中にこもれり、【幽事は、此、上文に神事、こある、こ一、事にて、神事は、言のまゝ、に書る字、幽事は、意を以て書る字なり、故、二、共に加微基登、訓べし、書紀舒明、卷に、幽顯、こあり、此、訓を以て、幽事をかみ、こ、訓、べき、こを思ひ定めよ、さて今より皇孫の所治食すべき顯露事、こは、即、朝廷の萬の

御政にて、現人の顯に行ふ事なり、幽事はこれに對ひて、顯に目にも見えず、誰爲すこもなく、神の爲したまふ政なり、凡て此、世にあらゆる事は皆、神の御心もて爲たまふなれども、其中にも、姑、現人の爲す事に對へて、分て神事、こはいふなり、さて今此、大神の、其、神事を掌り治めすも、即、皇朝の大政を、幽に助奉りたまふなれば、侍はむ云云に、其意はこもれり云云なり、抑、始に伊邪那岐、大神、伊邪那美、大神、こ分れて、顯國、こ黄泉國、こに歸し、其、御子天照大神、須佐之男、大神、こも、又顯國、こ黄泉國、こに相分れたまひ、今又各其御子孫相分れて、終、こ、顯、こ、幽、こを所治食すべく、永く定まりぬる、其間の種々の事皆、顯、こ、幽、こ相交りて、幽より顯を助け成就り、これかの御禊、段にも委曲に云る如く、善は惡より生る理りを、終、始をよく考へわたして、曉るべきなり、】されば此、世間にあり、こある幽事は、悉に此、大神の所知看す、こ、こぞかし、さて如是隱坐は、現御身のこ、上に僕住所者云々、こあるは、此國に留めたまふ御靈の、鎮、坐、む處を云なり、此、差別よくせずは混れぬべし、凡て神代の事は、此、現身、こ御靈、このこを、只、一、さまに云、傳へたる【これ上代の意なり】故に、まぎらはしきこ多かり、【伊邪那岐、大神の御事を、書紀に、登、天、報命、仍留宅於日之少宮、こあるは、現御身の御事を申し、構、幽宮、於淡路、之洲、寂然長隱、こ申し、又此記に、坐、淡路、之多賀、こ申せるなきは、皆御靈の鎮、座を云、又須佐之男、大神、現御身は根、國に、就て、御靈は、出雲の熊野に坐、たぐひ、猶おほきを思ふべし、】○百八十神は、毛々夜會賀微、訓べし、【毛々、麻理夜會、こよむはわろし、千五百なきも、知麻理伊保、こは云、ぬが、こ、こし、】此、大神の御子等、百柱に餘りて、なほ數十柱坐、けるなるべし、【凡て物の數の多きこを、大凡に云に、八、こ、五十、八十、こ、百、八十、こ、五百、八百、こ、千、千五百、八百、こ、八、こ、十、万、八十、万、八百、こ、千、万、こ云、いづれも漫にいへるには非ず、其、量々に從ひて云るなり、】書紀には、大國主、神、其子凡有二百八十一神、こ見えたり、出雲風土記に、百八十神等集坐云々、こあるは、只多くの神たち、こ云、こなり、又書紀雜略卷に、百八十種勝部、欽

明卷に、天地社稷百八十神、推古卷に、百八十部、皇極卷に、百八十部曲なきあり、これら百八十云る例なり、○神の御尾前、神は天神御子に歸順奉仕る諸神を、ひろく指て云なり、上の百八十神を指るが如くなれども、若し然らば、其、神之の御尾前、たゞに神之の御尾前、然にはあらず、尾前は、前後【俗に跡前といふも同じ】云むが如し、後、世の軍陣なきにも、先鋒殿後をば、重き任とするが如く、此、事代主神、神、神、神の前にたち、後にたちて、天神御子を守護奉仕らむとなり、書紀天武卷に、高市社に坐、事代主神、牟狹社に坐、生靈神、二柱、高市、縣主許梅に著て、吾者立皇御孫命之前後、以送奉于不破而還焉、今且立官軍中守護之、詔へることを思合すべし、【是に立皇御孫命之前後、此の神の御尾前も、即ち天神御子の前後といふことかとも見ゆれども、さには非ず、彼、前後は、事代主神、生靈神、二柱、前、後、に立たまふ由なるべし、】此、神後、世まで、神祇官の八神の列にも入りて、祭られ奉賜ふも、全天皇の大神を守護奉りたまふ由縁なり、猶是等のことは、上【傳十一の六十六葉より六十八葉まで】にも委く云るが如し、さて此、事代主神も、現御身は、既に隠坐すれば、此より後御守護となりて、奉仕り賜ふことあるは、御靈なること、自明らけし、○違神者非也、は、僕子等百八十神の中に、一柱も違ひて背き奉るはあらずなり、百八十神者、此に係て見べし、非は、不有の意なり、此まで大國主神の白したまへる語なり、さて書紀には、此時に乃以平國時所杖之廣、予授一神、曰、吾以此、卒有治功、天孫若用此、予治國者、必當平安、予申賜ひしこと、又一書に、乃薦岐神於二神、曰、是當代我而奉從也、なき云ことあり、【岐神のことは、此卷の上にいへり、】また是、時、歸順之首渠者、大物主神及事代主神、乃合八十萬神於天高市、帥以昇天、陳其誠、欺之至もあり、【こは既に長隱の首渠者、大物主神及事代主神、乃合八十萬、こいふ疑あるべけれども、こは御靈の事にして、現身にはあらず、大物主申すは、現身の御名には非ず、大三輪に坐す】

御靈の御名なるに、此に此御名以て云るを以ても、現身に非ることをしるべし、

乃 隱 也 故 隨 白 而

此七字は、今己が補へたるなり、然補ふる所以は、まづ如此白而云までは、大國主神の上より云る語、次に於出雲國之云々よりは、轉りて、天神御子の詔命以此神を祭らしめ賜ふ方より云る語なり、凡て然此彼の事の轉る際には、必、語の界限あることなるに、此は本のまゝにては、此、間に其、界限なきが故に、如此之白而於出雲云々、獻天之眞魚昨也、云るまで、一續になりて、皆大國主神の爲たまふ事になりて、理かなはされば、如此之白而の下に、必、此より彼へ轉る界限無くてはあるべからざればなり、さて其處に必、有べき語を考へ求るに、書紀に言、隱、於是云々も、また吾將自此、避去、即躬被瑞之八坂、瓊而長隱者矣、故云々もあるに依て、乃隱也の三字を補へて、大國主神の上より云語を結終て、界限はしつ、さて如此之白而、隨白而、下の二字の同じきがまぎれて、其間の字をも脱しつることを思ひ得て、下の四字をも補へつ、此記の例、隨云處、多くは下に而ノ字あり、故隨詔命而云々なきあるがごとし、

於出雲國之多藝志之小濱造天之御舍而水戸神之孫櫛八玉神爲膳夫獻天御饗之時禱白而櫛八玉神化鵝入海底昨出底之波邇作天八十毘良迦而鎌海布之柄作燧白

以海葦之柄作燧杵而鑽出火云是我所燧火者於高天原者神  
 產巢日御祖命之登陀流天之新巢之凝烟云州須烟之八拳垂摩旦  
 燒舉摩旦地下者於底津石根燒凝而栲繩之千尋繩打延爲釣  
 海人之口大之尾翼鱸須受鱸云佐和佐和邇以音控依騰而打竹之  
 登遠登遠邇以音獻天之眞魚咋也故建御雷神返參上復  
 奏言向和平葦原中國之狀

多藝志之小濱、名義いまだ思得ず、舟、具に當藝斯ニ云物あり、其に依れる名にや、その當藝斯のこは、中卷倭建、  
 命の段【傳二十八】に見ゆ、さて此は、杵築大社の地の古名に聞えたるを、此、名他に見えたるこなし、風土記にも、  
 出雲郡出雲御崎山云々、西下所謂所造天下大神之社坐也、【此大社なるべし】こはあれども、多藝志之小濱  
 てふこは凡て見えず、【神名帳に、神門郡に、多藝藝神社多伎神社なはあれども、必是らにはあらず、内山眞  
 龍云、たぎし濱は、今は田地になりて、武志村ニ云、此、村、今は神門郡鹽冶郷内なり、】○御舎は美阿良詞ニ訓む、  
 玉垣ノ宮、段又朝倉ノ宮、段なきにも、天皇之御舎見え、遷却崇神、祝詞にも、皇御孫之尊乃天御舎見え、大殿祭、祝詞に、  
 皇御孫之命乃、天之御翳日之御翳止造奉仕禮流、瑞之御殿、【古語云阿良可】古語拾遺に、瑞殿、古語美豆能美阿良  
 可、万葉二符に、御在香乎高知座而なきあり、【地の枕詞に阿良詞泥能ニ云も、舎根なり、地は舎を立る根なればな

り、底津石根に宮柱布刀斯理ニ云をおもふべし、】又古語拾遺樞原大宮造の處に、仍令天宮命【太玉命之孫】率ニ手  
 置帆負彦狹知二神之孫、以齋斧齋鉏始採山材、構立正殿、故其裔今在紀伊國名草郡御  
 木龜香二郷、【古語正殿、謂之龜香】採材齋部所居、謂之御木造殿、齋部所居、謂之龜香、是  
 其證也、あり、【和名抄に、名草郡に荒賀郷あり、御木郷ニ云は見えず、】さて阿良詞の名義は、在所か、又在波詞  
 にても有べし、【波詞は、いづこをはかなき云波加にて、體にそこ定まりたる處を云、理波を切れば良なり、】さて今  
 此造奉る御舎は、大國主ノ神ノ御靈の鎮坐む御社にて、即杵築大社なり、國造神賀詞に、乃大穴持神乃申  
 給久云々申天、己命和魂乎云々、皇御孫命能近守神登貢置天、八百丹杵築宮爾靜坐支  
 こあり、抑此御社の事は、書紀にも高木ノ神ノ勅に、又汝應住天日隅宮者、今當供造、即以千尋栲繩  
 結爲百八十紐、其造宮之制者、柱則高太、板則廣厚、見え、出雲風土記にも、神魂命詔、五十足天  
 日栖宮之蹤、橫御量、千尋栲繩持而、百結々、八十結々下而、此天、御量持而、所造天下大神  
 之宮造奉詔、而こありて、【この五十足をも、内山眞龍は、五、字は衍して、登陀流ニ訓き、】其、構殊に廣く大  
 きにて、他社に勝れり、故大社ニしも名に負て、今、世に至るまでもなほ然りこなむ、神名式に、出雲國出雲郡杵築  
 大社、【名神大、杵築郷今は神門郡に屬こなり、】文德實錄に、仁壽元年九月庚午朔乙酉、特擢、出雲國熊野杵築兩大  
 神、並加從三位、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日、奉授、出雲國從三位熊野神杵築神、並正三位、同年五月廿八日、  
 授、出雲國正三位勳七等熊野坐神、正三位勳八等杵築神、並從二位、同九年四月八日、出雲國從二位勳七等熊野神、  
 從二位勳八等杵築神、並授正二位、こあり、【熊野は、須佐之男、大神に坐こ、傳九の四十二葉に委く云るが如く、又  
 杵築は、大國主ノ神に坐こ、此記書紀出雲風土記國造神賀詞なきにて明らけきに、杵築をしも、須佐之男、大國主

二神を祠れり云説もあるは、誤なり、そは神祇令、義解に、天神三地祇この分を註せる文に、天神者云々、出雲、國造、齋、神等、類是也、地祇者、出雲、大汝、神等、類是也見え、舊事紀に、素戔鳴尊、坐出雲、國熊野杵築、神宮云云るに依れり、まづ舊事紀は例の信に足らず、義解の文はまぎらはしき書さなれども、國造、齋、神云は、熊野を指なり、神賀、詞に依るに、出雲一國の神々は、悉く彼、國造此を拜祭る中にも、熊野を第一とする故に、然云るなるべし、さて大汝、神云るぞ、杵築にはありける、然るを、彼、神賀、詞なきをも考へずして、ゆくりなく、國造、齋、神は、たゞ杵築のみ心得るから、誤れるものなり、古書に、杵築に須佐之男、命を祭るこ見えたるこなし、若し二神を祭らば、神名帳にも二座あるべきをや、書紀、通證に、行成記を引て云く、長徳元年出雲、國言上云、杵築兩神致齋廢務之間云々、これは杵築の上に熊野二字の脱たるか、はた帳に所謂、同社大神、大后、神社なきを併せて、兩神云は云なるべし、其故は、たゞひ兩神を祭るこも、大社一社ならば、杵築社こそ云べきに、兩神云しも云るは、必二社なる故なり、他書の例みな然り、○註に多藝志三字以音こある、此は濱、字の下に在りぬべきこなり、○水戸神は、伊邪那岐、神生、水戸、神、名、速秋津日子、神、次、速秋津比賣、神、上に見ゆ、是、賦、○孫は、和名抄に、爾雅云、子、子、爲孫、和名無万古、一云比古こある中に、比古云ぞ正しかるべき、孫、字古くは皆然訓り、又曾孫を比古云も、比古の子云意なればなり、【今俗に曾孫を比古云は、比古古の訛れるなり、さて孫を無万古こあるは、馬梅なきをも、後には牟万牟米云例にて、本は字万古なり、そは蕃息子にて、子等の又子等の、つきく蕃息れる意の稱なり、是も古き稱こはきこゆ、】さて此の孫は、泛く子孫の意に云るかこ見ゆれども、猶子の子を云なるべし、○櫛八玉神、名、義、櫛は、奇にて例の稱名、八は彌、玉は布刀玉の玉同くて、手向の約りたるなるべし、【此事傳八の二十九葉に云り、】そは今膳夫こ爲りて、大國主、神の御饗を手向たまふより負る名こ聞ゆ、【師は、八字は入の誤にて、久志理陀麻なるべし云れつれき、

いふかし、そは入三海、底こあるなきを思はれたる考へにや、】さて此神の名、他の古書に見えたるこなし、【或説に、此神を、沫那藝神の子なりこいへれき、信がたし、そは水戸、神因、河海、持別而生、神、名、沫那藝、神云々、其上にあるこ、此に水戸、神之孫こあるこを、思合せての推當なるべし、】櫛玉、神又櫛明玉、神なき云こは別なるべし、【神名式に、大和、國高市、郡櫛玉、命、神社四座、並大月次新嘗、姓氏錄に、高御魂、命、子櫛玉命、また伊勢、朝熊、神社六座の内にも、櫛玉、命あり、又古語拾遺に、櫛明玉、命之孫云々、其裔今在出雲、國云々、明玉、八玉こ近ければ、若し同神にや、在出雲、國云々も縁あり、されこなほ別神なるべし、此、明玉、命の事は、傳八の廿八九葉十五の六十三葉に見ゆ、】式に出雲、國意字、郡玉作湯、神社、風土記に、同郡玉造川、仁多、郡玉作、社玉峯山なきあり、○膳夫は加志波傳こ訓む、中巻にも見ゆ、書紀にも多し、續群、卷には供膳こもあり、和名抄に、大膳職、於保加之波、天乃豆加佐、内膳司、字知乃加之波、天乃官、主膳監、美古乃美夜乃加之波、天乃豆加佐こあり、名、義は、先いこ上代には、凡て饗を木、葉に盛ける、其、葉をば、何、木にまれ總て加志波云り、【其、加志波の事は、中巻、輕島、宮、段、傳廿二の六十ひらに委いふべし、】故、饗の事を執行ふ人を、加志波傳こは云なり、傳は手なり、凡て物を造る人を手人こいひ、今、世にも、事を行ふ人を、某手云類多し、【出雲、風土記抄に、神門、郡武志村に、膳夫、大明神云あるは、此神なりこいへり、】○爲、字は志氏こ訓べし、此、事天照大御神、高木、神の詔命以て、任し賜ふ事なればなり、【那理豆こ訓こきは、櫛八玉、神みづから爲意こなる、其意にはあらず、】○天御饗、天、字は、大の誤かこ見ゆれども、【白檮、原、宮、段に、作三足一騰、宮、而獸、大御饗こある、此に似たり、又同段にも輕島、宮、段にも、大御饗こあり、】下に天之眞魚、咋こ見え、大嘗祭、祝詞に、天都御食こもあれば、本の隨にて有べし、そは天上にて行ふ御饗の式を用ひらる、故に云なるべし、さて此に獸、天、御饗之時こ云は、總括りて先言置て、次に其、細なる件々をば云なり、是、文の一、格にして、中昔の物語文なきにも多し、



次に禱白而云より、獻天之眞魚昨云まで、即此御饗の件々なり、○禱白而は、上の石屋戸段に、天兒屋命布刀詔戸言禱白而、こある【傳八の四十六葉に委し】と同じ事にて、御饗奉る祝詞なり、さて此より次々に、作天八十毘良迦而、また作燒杵而なき、而字を疊置こ、是も字氣比段又石屋戸段【傳七の四十三葉、八の五十八葉】に云る如く、種々の事を並舉る辭なり、【上の事を爲て、次に下の事を爲すにはあらず、】されば此禱白も、御饗奉る事の中の一件なり、【櫛八玉ヲ神化、鶴云々の一事に係ては見べからず、】さて此禱白詞は、下文に是我所燒火者云々ある是なり、然るに禱白云こを、彼處に云ずして、此處に先云るは、御饗獻る時云に接連むためなり、【此下の種々の事は、御饗獻るより前に爲る事にて、正しく獻る時的事には非ず、禱白すは正しく獻る時の事なればなり、】さて而云辭を置るは、又彼下文の云是我云々へ接むためなり、【これら古文にして、後世の及ばぬさまなり、】○櫛八玉神、再び此名を舉るは、上は詔命にて任し賜ふをいひ、此は其任を奉はりて、是より下の種々の事を、此神の行ふ由に云なり、○鶴、和名抄に、辨色立成云、大曰鶴、【日本紀私記云、志万豆止利】小曰鶴、【俗云字、爾雅注云、鶴、水鳥也、背頭如鉤、好食魚者也】云り、【志万豆止利】字を、大小に分たるは、非なり、庭つ鳥、野つ鳥、雉云格にて、鳥つ鳥、鶴云は一なり、又字を俗云云るも、いかにぞや、字てふ名、既に神武御世の哥にも見えたるをや、【字鏡には、鶴をも鶴をも字あり、此記には、此鳥三處に出たる、皆鶴、字を書り、さて今此鳥に化は、勝れて水底に善潛入るものなる故なり、【此をた、海底に入るこを、鶴になるこは云なせるものぞこ心得るは、例の漢意のなまさかしき心なり、た、化、字の如く見べし、】○海底、万葉に和多名曾許あり、さて此神は、水戸神の孫なれば、海底に入るこ由あり、○底之、上に既に海底云て、又如此云は、拙きに似たれども、海底云は、た、海、水の下方を泛く大方に云言、此底は正く底を云なり、○波瀾は、和名抄に、釋名云、土

黄而細密曰埴、和名波爾、字鏡に、埴、黏土也波爾あり、万葉には、赤土黄土なごも書り、埴なる地を埴生云り、此土は陶器の類を作る土なり、故此を作る人を土師云、書紀に、須佐之男命の、以埴作舟たまふこも見ゆ、さて今海底の埴をしも求めしは、何の意にか知がたし、若しは人氣遠く、清潔處のを探るるか、出雲國、造神賀詞に、彼方能古川原、此方能古川原、爾生若水、泥間能云々、【師の考に云、古事記に、櫛入玉神化、鶴云々、出雲風土記、仁多郡御津郷處に、其津、水、泥、祓而、御身沐浴坐、故國造神、吉事奏、參向朝廷、時、取其、水、海、土、而用、土物也】云り、此、二、を對へ見るに、土物を造る泥を、若水、泥云なり云れき、されど彼風土記を考るに、右に引れたるこ、事の趣異に聞えて、水、泥、また水、海、土、また土物なごの字あるこなし、異事なり、若しは本の異なるか、されど全文の趣、水、泥、土物なごの事には非ず聞ゆ、いかゞ、○出雲風土記抄、秋鹿郡出島社、下に云、西濱佐田村、釜代大神也、此社を釜代云は、傳云昔此社の海中より、古制の釜鑄出たる故なりこいへり、○八十毘良迦、八十は數の多きを云、比良迦は、【此に毘字を書るは、八十より續きて濁る故なり】書紀神武卷に、平釜此云、毘羅介こ見え、和名抄瓦器類に、盆、唐韻云、盆、瓦器也、爾雅云、盆、謂之缶、兼名苑云、盆一名孟、辨色立成云、盆、比良加、俗云、盆、保止岐こあり、【盆、盆、こは同字にて、今云皿鉢のたぐひなる物なり、俗に云、盆には非ず、】字鏡には、甗、又、甗を比良加こあり、【甗は字書に見えず、又、甗は、釜の類と聞ゆれば、比良加にはいかゞ、】さて此器は、今の皿又土器なごの如くなる物と聞えたり、但儀式に、比良加、徑一尺三寸、深一尺四寸こ見え、大嘗祭式に、比良加、一百口、各受一斗、なごもあれば、大なるも有なるべし、名義、比良は、書紀に平釜こ書る如く、深からず平なる形をいふ、【式に多加須伎比良須伎云器も見え、又今世の膳具に、比良あり都煩あり、是ら皆形によれる名なり、甗、また皿なご云名も、淺らの意なるべし、書紀に淺甗こあり、俗言に、器の淺きを佐良伎云、】迦は、此類の器の惣名と聞えて、由加【大嘗祭式に、

凡應供神御雜器者、神語曰由加物に見え、又由加十口なごも見ゆ、忌食のこゝろなるべし、多志良加【式に見ゆ】  
 現なきあり、又禮土器なきの氣も通音なれば、木一ッ名なるべし、中卷水垣宮段に、又仰伊迦賀色許男  
 命作天之八十毘羅訶定奉天神地祇之社書紀神武卷に、有天神訓之曰、宜取天香山社  
 中土以造天平瓮八十枚、并造嚴瓮而敬祭天神地祇、また天皇甚悦、乃以此壇造作八十  
 平瓮、天手扶八十枚嚴瓮而陟于丹生川上用祭天神地祇、【釋に、大同元年大神宮本紀曰、采女  
 忍比賣我作之天八十枚加持而伊波比戸爾仕奉支兼方按之、平賀者、盛供神物之土器  
 也、今世伊勢大神宮御殿下、多以安置之、或説諸神參候之神座云云云、諸神參候之座云云は、心得ぬこ  
 こなり、後の附會なるべし、百鍊鈔に、保安二年九月六日、諸卿定申、豐受大神宮爲洪水流損事、正殿下天平賀  
 流損事見えたり、大神宮儀式帳に、天比良加十二口なご見ゆ、【今伊勢神宮に用る比良迦、俗に益瓦云て、形は  
 丸き盆の如く、徑八寸許深一寸許にて、尋常の土器の如き燒なる物にて、毎節宇爾郷より貢すこなり、今も心御  
 柱のものにも安くこごぞ、】○海布は米訓べし、米は、海藻滑海藻昆布なきの類の惣名なり、和名抄に、海藻和名通木  
 米、俗用和布滑海藻阿良女、俗用荒布見え、万葉十四卷に、伊蘇乃和可米、十六卷に、種海藻云々和海藻【こ  
 は一首の哥に、かく字を替へて書れば、和海藻の方は、爾岐米訓べきか、】こよめり、和名抄には、爾木米阿良米こ  
 を出して、別に和加米云をば出さず、又名も和加米爾岐米は、一ッの如く思はるれども、延喜式に、海藻種海藻滑  
 海藻、又和布海藻荒布、三ッを並べて擧たる所々あれば別なり、かくて式の和布は【海藻三分れば】和加米なるに、  
 和名抄には、海藻を俗に和布書よしあるを以思へば、惣ては爾岐米云を、其中にて細に柔なるを分て、別に和加  
 米も云るにや、さて比呂米を昆布、阿良米を荒布、和加米を和布書るなき、合せて思へば、此に海布書るは、惣

名聞ゆれば、たゞ米訓べくて、何れの米も定め難き中、種海藻滑海藻なきの米に、海藻の字をあて、又万葉七  
 卷には、海藻刈舟【今本にモカリブネ訓るは誤なり、】書れば、海藻は米の惣名なるに、此字を又爾岐米に用たるを  
 思へば、種々の米の中に、爾岐米を主とするにや、然らば此の海布も、強ていは、爾岐米定むべきか、然れきた、  
 海布とあれば、たゞ米にて有ぬべし、○柄は莖を云、和名抄に、幹和名加良ある是なり、【幹字注に、艸木莖  
 也とあり、】柄字は、矛の類或は斧なきの柄のこごにて、意異なれども、其をも同く加良云故に、通はして書るなり、  
 【物の柄を云も、艸木の莖を云も、加良てふ名は、本一ッなるべし、漢國にても柯字は、木枝の大きなをも云、又斧柄  
 をも云て、通へるこごあり、○出雲風土記に、出雲郡、腦島に産物に、藻柄云あり、こは何物にか、】○鎌は、加理氏  
 訓べし、莉なり、鎌字に莉意は無れども、幹の名を其用に用ひたるこご、上に帯に掃字を書る、是を用を以て其幹  
 に用ひたるに相似たり、これら古への文字用ひの一ッ格なりけむかし、○海藻は古毛訓べし、和名抄、海藻類に、石莖、  
 唐韻云、莖、水莖也、漢語抄云、石莖、古毛、一云水莖菜、辨色立成云、海藻和名上同とあり、此漢語抄の石莖、辨  
 色立成の海藻一物にて、海に生る物見ゆ、【水草の莖は別なり、又字書を考るに、莖は莖同くて、本草にも、莖  
 一名水莖あり、海藻に非ず、池澤なきに生る物なり、然れば莖と石莖とは別なるを、和名抄に一ッにして、唐韻を引た  
 るは誤なり、又漢語抄に、石莖の一名を水莖菜云るも違へり、】大嘗祭式に、紀伊國所獻云々、都志毛古毛各六籠  
 云々、並令賀多潛女十人、量程探備、こある古毛も是なるべし、さて此海藻云物、いかなる物にか未考得ず、  
 【谷川氏云、海藻に古毛云物あり、小藻の意なるべし、保陀波良に似て、丸き物多くつくり云り、其にや、されど海  
 藻の字をあてたるを思へば、海に生て莖に似たる物なるべくや、又燧杵に作れるを思へば、や、堅き物なるべし、】なほ  
 よく尋ぬべし、○燧臼は肥伎理字須、○燧杵は肥伎理岐泥訓べし、さてかく海藻の莖をも以て、火を鑽る具とせし

こも、如何なる由に知らず、此物も以て火を取るこもありや、海邊の人に廣く尋ねべし、【或人云く、海潮に久しく所漬で、されたる木を、火口に用るこも、海邊の里にあり云り、これら少しは由あるこもか、】さて其を白杵こしも云る由は、次に云べし、和名抄に、白、和名宇須、杵岐福あり、○鑽出火は、肥袁伎理伊傳氏訓べし、和名抄に、火鑽、和名比岐利、燧、和名比宇知あり、凡て火を出すに、打切切の異あり、中卷倭建命段に、以、其、火打、而、打出火、こある、是、打火にて、尋常の如し、又上代より、忌、清くする火は、皆鑽出すこもにて、【火打をば用ひず、火切を用ふ、是、いかなる故にか、其、意は知がたし、然るを木より出るは陽火、金より出るは陰火なる故なり云は、例の取るに足らぬ漢意なり、】今に至るまでも、大神宮の御饌炊火なきは然なり、【故に伊勢國にては、必しも切出さねこも、別に忌清めたる火をば、切火といふなり、】玉葉【月輪兼實公の記録】に、神宮之習、不用火打、用火切、こ見えたり、さて伎留云は、輾磨るこも同言なるべし、今俗には毛美火も云り、靈異記に、鑽、岐里又母美、こあれば、古より毛牟こも云しなり、【鑽にて穴を穿を、俗に伎理毛美云、鑽といふ名は、伎留具なる故なるに、其、伎留を毛牟こも云る、是も同言なり、】さて右の和名抄、又書紀、倭建命、段に、以、燧、出、火、こあるなきに依れば、燧は火打なるに、此の燧曰燧杵の燧を、肥伎理訓は如何と思ふ人あるべけれど、燧は、火打にも火切にも通はし用ふべき字なり、【燧字注に、取、火、具也云、禮記、内則、篇に、左、佩、金、燧、右、佩、木、燧、註に、金、燧、取、火、於、日、木、燧、鑽、火、也、云、云、云、云、木燧にては火を打出すべき由なければ、これ火切なるこも明らけし、】和名抄に、鑽を比岐利燧を比宇知に分たるは、や、後の事にぞ有ける、さて火を切出す法は、まづ鑽字を、所以穿也こも穿器也こも注せるこ、鑽字の注に、穿器、之、銳者、似鑽而小、云るこを合せて思ふに、漢國にては、鑽は錐の如くに鋭らねこも、穴を穿る器の名なり、然るに又鑽燧云こも、古き漢籍に見えたるを思へば、火を取るこも、かの鑽云器に似たる物【いはゆる燧是なり、必

しも金に限らず、木なるもあり、かの木燧これなり、】を以て、穴を穿るが如くに、碾、揉て出せし見えたり、さて今此に燧白燧杵こあるを、其に思合すれば、御國にても、火を切るは、然爲しこも知られたり、【火切を以碾揉、状、物を舂に似たる故に、白杵こは云るなるべし、今も大神宮忌火屋殿にて、神供を炊く火は、皆切火なり、其法は、よく枯たる槍の木口を切り、その木口の中央に、すこしくぼみを付て、又錐の柄の如くなる木を以て、力を入れて、かの木口をつよくもみて、火を出すなり、右の杵は、槍にても、又は山枇杷こいふ木にても作るこなり、】大嘗祭式に、次、火燧一荷【納、宮二合、吳竹爲、足、覆、以、綠、纈、夫一人】こ見え、【此は悠紀主基兩國、供物等を、齋場より大嘗宮へ運ぶ行列の中に見ゆ、】また火鑽三枚、【是は阿波國より造備へて献る種々、物の中に見ゆ、】また云々火鑽三枚、已上、料、鐵二廷【此は神服を織る處の作具の中に見ゆ、此は御饌なきを炊く料の火を切具には非る故に、鐵を以て造るにや、委くは知がたし、】なき見ゆ、年中行事秘抄に引る、高橋氏、文に、是、時、上、總、國、安、房、大、神、乎、御、食、都、神、止、定、奉、若、湯、坐、連、等、始、祖、意、富、賣、布、連、之、子、豐、日、連、乎、令、火、鑽、氏、此、乎、忌、火、手、止、爲、氏、伊、波、比、由、麻、々、閉、氏、供、御、食、云、々、倭、姫、命、乎、世、記、に、其、伎、佐、宇、乎、令、進、大、神、御、饗、而、佐、々、乃、木、枝、乎、割、取、而、生、比、伎、爾、宇、氣、比、伎、良、世、給、時、爾、其、火、伎、理、出、而、采、女、忍、比、賣、我、作、之、天、平、賀、八、十、枚、持、而、伊、波、比、戶、爾、仕、奉、支、大、嘗、祭、式、に、伴、造、燧、火、兼、炊、御、飯、安、曇、宿、禰、吹、火、な、こ、も、あり、【内山、真龍が出雲風土記の考へに、神門、郡の宇比多伎山は、鶴火燒山にて、櫛八玉、神の事を云、御屋也こあるは、其、御、火、炬、屋、な、り、云、云、】○云、是、我、云、々、上、の、禱、白、而、こある言を、此、云、字、の、上、に、移、し、て、心、得、べ、し、禱、白、こは、即、此、よ、り、下、の、祝、詞、を、さ、し、て、云、る、な、り、此、も、櫛、八、玉、神、の、白、す、な、り、【書紀に高木、神の勅に、大己貴、神の祭祀を、主む者は、天、穗、日、命、ぞ、見、え、出、雲、國、造、神、賀、詞、に、云、々、皇、神、等、乎、某、甲、我、弱、肩、爾、太、擗、取、掛、天、云、々、仕、奉、天、こあるも、かの穗日、命の子孫にて、國造が仕奉を云り、然れば此祝詞も、天、穗、日、命の白し賜ふべきこもなれこも、此は然らず、】

○所燧火者は、伎禮流肥波に訓べし、舊印本又一本又一本なきには、燧字を、燧字作り、今は眞福寺本又延佳本に依れり、【所燧あるときは、多久に訓べし、さては所字穩ならず、又多祁流は云べき處にあらず、されば所燧にて宜きなり、】  
 ○於高天原者、諸本に於字無し、今は眞福寺本又舊事紀に依れり、【舊事紀に此字あるは、此記の古本に有しを以てなり、】於云方勝ればなり、○天之新巢は、神産巢日命の宮の御厨の御巢なり、【上文を合せて思へば、此も御巢こあるべければ、新字は、御の誤にや、前には思しかき、さには非ざりけり、】○凝烟、和名抄に、唐韻云、始煤灰、集屋也、和名須々こあり、万葉九辯に、廬八燎須酒師競、【冠辭考云、ふせやにたく火の煤さうけたり、】十一辯に、難波人葦火燎屋之酢四手雖有【すしは、す、びの切りたるか、】これらも凝烟のここなり、○八垂垂摩氏は、【垂を多流々訓るは非なり、自垂物は、みな多流ここせいへ、多流々は、物を他より令垂に云言なり、】火を繁く燎、且久に經て、凝烟の多き由の祝言なり、さて於高天原者云るは、盛に燎て、烟の高く起登るこことを、いみしく云る詞にて、宮造りを、於高天原氷木高知云同意なり、【次に地下者云に對ひたれば、たゞ上はこいふこことを、つよく云るなり、】さて高天原云から、其處に坐神の宮の御巢を云、そは炊の烟は、御巢に懸る物なればなり、さて然神産巢日命の御巢は、於高天原者云に因て、假に設て言なせるのみなり、實はたゞ此度造れる大國主神の新しき御舎の御巢を云なり、さて御巢を新巢こしも云るも、新造れる御巢なるが故なり、○底津石根は、上【傳十の五十九葉】にも云る如く、地底の石根なり、○燒凝は、甕の下の土は、燒けて石の如く凝固まるものなり、其を甚しく底津石根まで云は、上へ登るこことを、高天原云々云るに同じ、出雲國造神賀詞に、自御馬能前足爪後足爪踏立事波云々、下津石根踏凝こもあり、さて上の是我云々よりは、是までは、火の事を云、【此を多伎許良佐牟登麻袁志豆讀切て、此れまでを祝詞とし、榜繩云々より下をば、地詞こもすべけれき、猶然にはあらず、】さて御饗を獻るこことを云こ

て、其火を鑽出るこことを、如是委曲く云て、其祝詞までを載たる所以は、上に大國主神の、此御舎の事を白し賜へるにも、御巢の事を主請申し賜へる故なり、此れに付ても、上代に火を嚴重く忌清めしほごを思ふべし、上の黄泉段なる黄泉戸喫の處【傳六の七葉八葉】に云るここも考合せてよ、○榜繩は、榜木の皮以てなへる繩なり、【或説に、志那木の皮にて作る云り、志那木のここは、傳此卷の三十葉に云り、】榜の事は、上白丹寸手の解【傳八の三十八九葉】に云り、又冠辭考榜角榜繩なごの條をも見べし、此繩、上代には普く何にも用ひつこおほしくて、古書に多く見えたり、書紀に、此大國主神の日柄宮造るべきこを詔へるにも、以千尋榜繩云々【上に引り】こ見え、万葉にも、榜繩之長命乎、榜繩能千尋爾母何等なきあり、【齊明紀に、佐伯連榜繩てふ人、名もあり、】○千尋繩は、たゞ長きを云、如此さまに言を重ねて云ここ、天津祝詞乃太祝詞、天雲之八重雲、眞玉手之玉手なき、古の雅語の常なり、さて此繩を打延云は、釣船を牽綱なり、和名抄に、唐韻云、牽紮、挽船繩也、訓豆奈天こある是なり、万葉七辯に、釣船之綱よめり、さて此は、次の控依云に係る言なれば、打延にて句を切て、心得べし、【打延爲釣こつこく意に非ず、又此聯きによりて、榜繩を、釣の緒と思ひまがふべからず、榜繩は、釣の緒に用ふべき物に非ず、又さては千尋云るにも叶はず、】○爲釣は都良世流に訓べし、釣有云意なり、【都流を都良須、都禮流を都良世流云は、古言の格なり、必しも尊む辭ならでも、然云る例多し、又然訓べき處に、爲字を書る例も、万葉なきに多かり、】都理須流には非ず、さて此も、海人之云にて句を切て心得べし、【海人之釣れる鱸こつこく意には非ず、若し其意ならば、海人之爲釣云々こあらでは聞えず、たゞひ都理須流に讀ても、さては叶はず、】次の言を隔て、佐和佐和邇へ係る言なればなり、○口大は、大口を寫誤れるなるべし、万葉に狼をも、大口乃眞神こつこけ云り、【舊印本には、久知意富乃こ訓り、万葉七に、差大裁、こは夜々意富爾多豆に訓べければ、凡て大きなこことを、某意富こも云べきか、されき大某